

謹而言上仕候、老寡君容保儀、去戊年守護職被<sub>レ</sub>命候處、弊邑之儀は、東奥之藩鎮、且帝都を離る、事二百餘里、應援達響之道も無<sub>レ</sub>覺束、力を計り分を計て、其任に勝らん事を恐れ、辭退申候得共、其節之御事體御艱難、皇國之安危に拘り候御場合故、強而可<sub>レ</sub>相勤<sub>二</sub>旨被<sub>レ</sub>命候に付、數百年已來之隆恩奉<sub>レ</sub>報度、闔藩決議、京都を以墳墓之地に心得罷上り、大樹尊王之趣意致<sub>二</sub>遵奉<sub>一</sub>、周旋奉職、然る處、不<sub>レ</sub>圖も先帝無限之寵眷、御賞譽之宸翰を下し賜り、其外度々御宸筆被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、恩賜之品々も幾度となく拜戴仕候、元來容保儀、誠實一片に勵精致、毛髮も私意無<sub>レ</sub>御座に付、先朝已來格別之御依頼を蒙り、大病之折は、無<sub>レ</sub>勿體も至尊之御身を以、於<sub>二</sub>内侍所<sub>一</sub>御祈禱被<sub>二</sub>遊下<sub>一</sub>、君臣水魚之情態、宸翰之表にも御顯はし被<sub>レ</sub>下、當朝に至候而も、先帝以來叡慮遵奉、守護職相勵候譯を以、叡感思召被<sub>レ</sub>下、參議推任、前後天恩之難<sub>レ</sub>有、主從感戴、泣謝罷在候、隨而大樹よりも度々之褒賞有<sub>レ</sub>之、彼是重々之隆恩、闔國干胆に銘し、冥加至極、難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候、前件之通、兩朝歴然たる厚眷、容保之誠實、前後相替候儀分寸も無<sub>レ</sub>之

候、伏見戰爭之儀は、徳川内府上洛先供、一同登京之途中發砲被<sub>レ</sub>致、武門之習、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止應兵、及<sub>二</sub>一戰<sub>一</sub>候儀に而、敢而闕下を犯候義、毛頭無<sub>レ</sub>之候は、萬人所<sub>二</sub>共知<sub>一</sub>に御座候、然るに今日におゐて、不<sub>レ</sub>料も不慮之汚名を蒙候段、臣子之至情、日夜慟哭、不<sub>レ</sub>雪<sub>二</sub>君冤<sub>一</sub>、死すとも不<sub>レ</sub>止と、闔國決心仕居、頑固之習風、何共諭撫之道無<sub>レ</sub>之、於<sub>二</sub>私共<sub>一</sub>は、至々極々苦心仕候間、此上は寸時も早く雲霧快晴、一藩之人民安堵仕候様、幾重にも奉<sub>二</sub>懇願<sub>一</sub>候、別紙宸翰之義は、先帝御深意被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入、被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候儀故、深篋底に藏置候得共、國事危急之今日に差迫候に付、御内奉<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>御覽<sub>一</sub>候間、此段御垂憐被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>、乍<sub>レ</sub>恐御奏聞之儀、伏而奉<sub>二</sub>歎願<sub>一</sub>候、恐惶敬白、

松平若狹守家老

田中 土佐

神保内藏助

梶原 平馬

上田與大輔

内藤助右衛門

諏訪 伊助

辰二月

孝明天皇より肥後守へ賜る宸翰寫、  
堂上以下、疎暴論、不正之所置増長に付、痛心難堪、内命之處、速に領掌、憂患掃攘、朕存意貫徹之段、全其方忠誠、深感悅之餘、右壹箱遣候者也、  
文久三年十月九日

右御壹箱御詠之寫、

たやすからざる世に武士の忠誠のこゝろを  
よろこひてよめる

和らくもたけき心も相生の

まつの落葉のあらず榮へむ

武士とこゝろあはしていはほをも

つらぬきてまし世々のおもひて

一、同時有馬帶刀より、雪江へ之來書如<sub>レ</sub>左、

前、然は、今日は林生着京、當地之景況、縷々御承知御座候義と奉<sub>レ</sub>存候、前橋候も十日御發駕相成申候、過日尊公御細書に而、尙更一翁君にも、厚配有<sub>レ</sub>之候様に伺申候、昨十一日惣出仕に而、御布告相成、乍<sub>レ</sub>恐今早天東叡山へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成、愈嚴重之御恭順、御謹慎之趣に伺申候、則御奏聞書も、別段御改に相成申候、定而尊邸より御指出と奉<sub>レ</sub>存候、此兩

三日御延引に而、草尾氏にも殊之外御配慮有<sub>レ</sub>之事と奉<sub>レ</sub>存候、就而は寡君も十五日發足、愚生も從<sub>レ</sub>駕無<sub>レ</sub>程上京、又々萬々御厄介に可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>、餘は拜晤に譲り、及<sub>二</sub>閣筆<sub>一</sub>候、頓首拜上、  
二月十二日  
帶 刀

雪江様

一、此頃一應之御謝罪狀、御指出に相成候得共、聡と御實効相立候と申御廉も不<sub>二</sub>相顯<sub>一</sub>に付、御奏達之上、精々御盡力被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候得共、御徹底之處、如何可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在と、深く御勞神被<sub>レ</sub>遊候御折柄、右再度之御奏聞狀、其外之御次第共に而、御閉摺之御實蹟も顯然に付、大に御力を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>得、何分明日御奏聞可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候へ共、其已前一應、御内見御頼被<sub>二</sub>仰入<sub>一</sub>置度と、毛受鹿之介、青山小三郎同道に而、三條殿、岩倉殿へ、御使被<sub>レ</sub>指<sub>二</sub>出<sub>一</sub>之、岩倉殿に而は、卿之御心付に而、中山、正三、徳大寺之諸卿へも、被<sub>二</sub>仰入<sub>一</sub>置可<sub>レ</sub>然段、御示諭有<sub>レ</sub>之由、  
○十九日、今早朝中山、正三兩殿へは鹿之介、徳大寺殿へは小三郎被<sub>二</sub>指出<sub>一</sub>、御内見、且御依頼之儀被<sub>二</sub>仰入<sub>一</sub>、



一、今朝酒井與三左衛門方より、御謝罪狀御奏聞之儀、別紙諸家へ、以手紙及通達、御奏聞狀も寫相廻候、左之通、

去る十二日江戸出立之家來、昨十八日上着、別紙之奏聞狀、宰相より被執奏候様申來に付、今朝參朝、奏達に及候筈御座候、右に就而は、尙從是御相談申上候儀も可有之、何分其御許様におゐても、御盡力之儀御依頼被成度、先此段早々得御意候様、被申付候に付、如是御座候、以上、

二月十九日

尾州

紀州

作州

田宮如雲

久能丹波守

前橋

雲州

肥後

竹田市郎兵衛

朝日仙助

溝口孤雲

土州

彦根

津

深尾 鼎

新野真拙

藤堂歸雲

藝州

若州

辻 將曹

國五郎兵衛

一、今日四時御供揃、御衣冠に而御參内、中山殿へ御逢、御奏聞狀并御添翰共私云、御家臣謝罪狀に御扣、御指出之處、御

落手之趣に付、猶又別段御逢に而、御實効も相立候上は、只管御寛典之御歎達、且内國御職掌之上よりも、一日も早く御進軍御指留、天下萬民之疾苦を被爲救、諸侯之勞費も御減殺有之様被仰立、且又御親征之儀も、御止りに被爲成候様之御趣意も御含蓄に而、縷々被仰立候處、一段之御嘉納、御領口有之、早々御伺にも可相成御模様之由、夫より、如例官代へ御出勤、御同處に而、御即席御認に而御疑白有之、如左、

臣慶永謹而奉言上候、今般慶喜伏罪之上、東叡山へ閉居謹慎罷在、會桑始、夫々所置申付、奉仰勅裁候謝罪狀は、既に今朝慶永參内、中山前大納言へ奏達仕候事に御座候、抑於慶喜は、實に謹慎之實効著然いたし、此上は於朝廷、速に征東之進軍被爲止、行幸も被爲止候而、以天下公議、慶喜へ之御所置、并會桑始之被仰付、至當不可動之朝裁、早被爲在度奉存候、慶喜伏罪謹慎、夫々所置仕候而も、矢張御進軍、行幸等も依然御施行被爲在候而は、天下之人心生疑懼候、於朝廷被爲好事候様に相當り、且爲朝廷國々費弊を極め、怨

嗟之聲滿行路、遂には乍恐奉怨朝廷候様之形勢に立至可申は、必然と奉存候、慶喜伏罪謹慎無之候得は、天下國弊候とも、決而朝廷之御無理とも不奉存、各藩進軍、實に干城勤王之誠亦可顯候、利害を以言上仕候へは、慶喜如此閉塞謹慎罷在候に、尙御進軍被爲在候へは、慶喜家來過激之者、萬一忿怒に堪兼候所より、幾千人一心と相成、前日よりは必死之兵に相成可申、乍恐官軍に而は、諸藩入交り之兵隊に而、百人百心、千人千心之景況、此者共慶喜伏罪謹慎承知仕候得は、猶以銳氣滅却可仕、勝敗之上に至り候而も、乍恐如何可有之哉、其上客戰主戰之勢も有之口カ、必然と奉存候、王師實に萬一勝利なき時は、天下是限りと奉憂惱候、何分早々被爲止御進軍、公平之御所置奉願候、且又今般外國之交際之上に付而も、今度之御所置、萬一公法被爲誤候而は、實に御大事と奉存上候、兼而申上奉り候通り、外國は當今條理分明、公法を以所分仕候、伏罪謹慎之上に而も、猶御征東と申儀、外國人如何論し可申哉、彼も此度之御一所置を以、今後之天下御政道可推知奉

存候、臣慶永徳川支族之身を離れ、當職之任を以奉言上候、萬一矢張御進軍、行幸之御大舉等被爲在候へは、乍恐天下人心之向背に關係し、今後之御大政、先見仕候へは可相分候、右故公平至當之御所置に出候へは、皇徳天下に輝き、朝威率濱に光被し、億萬之生靈不啻免塗炭、諸侯も亦感戴聖恩、治安、再太平之天日を觀可申と奉謹畏候、外國人も頗皇政一新之公法を以、被爲口裁儀候は、海外之賞譽勿論と奉存候、臣慶永忘狂警僭越、干冒尊嚴、以一身奉言上候、臣當死罪、謹而待斧鉞、萬一御採用被成下候得は、天下幸甚之至奉存候、臣慶永誠恐謹慎頓首々々再拜謹上、

二月十九日

臣 實名

右等之御誠心貫徹せしにや、無程明日諸卿惣參内之儀を被仰出しかは、定而此件之朝議にも可有之と、公之御感激は不及申、御家臣共におゐても、一同蘇息之思ひをなせり、一、此日於太政官代、總裁宮より左之通御直達有之、



越前宰相

議定職内國務局輔被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事、  
慶應四辰年二月 總裁 印

一、行幸奉行坊城殿より御達左之通、  
爲<sub>二</sub>御親征<sub>一</sub>大坂行幸供奉先陣被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事、

日時并御道筋等、追而可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>候事、  
二月 行幸奉行俊政

越前宰相殿

○二十日、今朝江戸表へ之御呈書被<sub>二</sub>指立<sub>一</sub>、左之通、

謹而奉<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>候、去る十二日家來之者、西御丸へ御  
呼出に而、妻木多宮より御渡相成候御封物、以<sub>二</sub>急  
飛<sub>一</sub>差越、去る十八日晚到着、右は<sub>○</sub>東叡山へ御  
謹慎被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成候御謝罪狀、昨十九日慶永參朝、議定  
中山大納言迄奏達仕候處、落手之旨申聞候、依<sub>レ</sub>之  
此段謹而奉<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>候、誠惶誠恐頓首々々百拜謹言、

二月廿日

御實名

一、同時大久保一翁老へ被<sub>レ</sub>遣御内書如<sub>レ</sub>左、

二月九日御認之御懇書、一昨十八日到着、春寒去兼  
候處、先以德川公益御機嫌能、別而方今無<sub>二</sub>御障<sub>一</sub>  
哉と、日々御案し申上候、隨而老丈愈御清安、爲<sub>二</sub>皇

國<sub>一</sub>御盡力御勤仕、珍重奉<sub>レ</sub>存候、抑今般之御謝罪に  
而は、實に御恭順御實効著然致難<sub>レ</sub>有、愚不肖之小  
生、大に盡力も出來、欣然之至奉<sub>レ</sub>存候、昨日朝衣冠  
着參内仕、御奏聞狀、議定中山前大納言へ差出申候  
處、落手に付、猶能々頼置候、御内々之儀には候得  
共、主上にも殊之外御心配に而、今般之儀は、實に  
被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>對<sub>二</sub>德川家<sub>一</sub>、御氣之毒に被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>御様子、ひ  
そかに相伺ひ申候、乍<sub>レ</sub>去<sub>レ</sub>いまた御若年之儀、殊に  
朝廷役人も夫々有<sub>レ</sub>之、叡慮も中々まけつけれ候  
鹽梅に而、誠御苦心之御様子に御座候、今朝は岩倉  
殿初被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候而、朝議被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>之哉に承知仕  
候、且昨日心付に而、小生以<sub>二</sub>當職<sub>一</sub>言上仕候へは宜  
かと存し、別紙之書面、草卒於<sub>二</sub>内國局<sub>一</sub>認、副總裁  
迄出置申候、御内々此書面、德川公へも被<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>御  
覽<sub>一</sub>候へは、幸甚之仕合御座候、扱又何分<sub>二</sub>儀<sub>一</sub>は、  
心配可<sub>レ</sub>仕候間、御降<sub>二</sub>希候<sub>一</sub>、小生十五日參内仕候  
處、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>候<sub>一</sub>に付常御殿へ罷出、少々御風氣被<sub>レ</sub>  
爲<sub>レ</sub>在候故、御床之儘に而御對面、外國事情十分、  
御直に奏聞仕候處、外國人上京參内、於<sub>二</sub>紫宸殿<sub>一</sub>外  
國人へ御對面被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、尤此節土人暴舉により、

佛人之忿怒有<sub>レ</sub>之、申立候義、一大困難、此義片付候  
は、上京參内之手筈に可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候、小生過日より

風邪罷在候へ共、押而參<sub>二</sub>官代<sub>一</sub>、熱氣も有<sub>レ</sub>之、甚以  
迷惑仕候、一寸事情拜答迄如<sub>レ</sub>此候也、亂筆仰<sub>二</sub>御  
海恕<sub>一</sub>候也、

二月廿日

御實名

大久保一翁殿

尙々小生上書は、德川公限りと御心得可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、  
被<sub>二</sub>仰越<sub>一</sub>候儀は、一々致<sub>二</sub>承知<sub>一</sub>候也、

一、此日御親征に付、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>左之通、

今度御親征之儀は、先達而被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候通、萬民塗  
炭之苦を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>救度、以<sub>二</sub>叡斷<sub>一</sub>御決定有<sub>レ</sub>之候上、  
王政復古之爲<sub>二</sub>最第一<sub>一</sub>之儀候間、萬端慈憐之御趣  
意貫徹候は而は、忽恃<sub>二</sub>人望<sub>一</sub>、自ら兵威緩怠にも至  
候間、不法亂行は勿論、聊之雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>失錯<sub>一</sub>、堅被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>  
法令<sub>一</sub>候、右等之御趣意、篤と相辨、至<sub>二</sub>小僕<sub>一</sub>迄厚被<sub>レ</sub>  
加<sub>二</sub>教諭<sub>一</sub>、心得違無<sub>レ</sub>之様肝要に候、實に今度之義  
は、重大之事に候間、公武之差別更無<sub>レ</sub>之候得共、殊  
更王公以下、諸有司之家僕共、嚴重謹慎無<sub>レ</sub>之候は  
而は不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候、自然違背之輩於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、以<sub>二</sub>制

令<sub>二</sub>可<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>旨に候、此段爲<sub>二</sub>御心得<sub>一</sub>申入  
置候事、

二月

○廿一日、今日依<sub>レ</sub>召御參内被<sub>レ</sub>遊候處、於<sub>二</sub>虎之間<sub>一</sub>、中  
山、德大寺御兩卿へ御對面に而、左之通勅答御渡有<sub>レ</sub>  
之、

慶喜謝罪之狀、東征大總督を被<sub>レ</sub>置候上は、右手を  
經すして言上候儀は、難<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>聞召<sub>一</sub>筋に付、宜<sub>レ</sub>其  
順序を以、執奏有<sub>レ</sub>之候は、思召之旨可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>  
候事、

右勅答之御趣意、已に御奏聞後、追々御内々御承知  
被<sub>レ</sub>遊候御模様とは、御案外之儀に而、御當惑至極思  
召候得共、此期に相成候而は、何共被<sub>レ</sub>成方も無<sub>レ</sub>之に  
付、先つ急飛脚御徒田村鐘太郎を以、田安中納言様  
迄、如<sub>レ</sub>左被<sub>二</sub>仰遣<sub>一</sub>之、

以<sub>二</sub>急飛<sub>一</sub>啓上仕候、春暖相催候處、先以德川公御謹  
慎中、何等之御障動も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候哉、不堪<sub>二</sub>案  
勞<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>存候、隨而貴卿愈御清安、珍重奉<sub>レ</sub>存候、抑<sub>二</sub>  
召<sub>一</sub>により、今廿一日午後慶永參朝之處、中山前大納  
言、德大寺中納言兩卿御對面に而、別紙之通り之勅



答有之候、依之別紙差上候間、夫々其筋へ御指出有之、右に付而は、早々從其表、重き御役人、東征大總督帥宮御陣へ、二月十二日御渡之御謝罪狀同御趣意に而、御指出可有之、至急之義故、老中始被仰談、御取計一刻も早く奉希候、此段爲可申入、如、此御座候、恐惶謹言、

二月廿一日第七時

御實名

田安中納言殿

一、同時大久保一翁老へ被遣御内書如左、以急飛令啓上候、扱は昨日、同役徳大寺大納言殿より紙面を以、今日參朝之義申來候故、今廿一日午後參内仕候處、於虎之間、勅答有之、右御本書は、田安中納言殿へ、以直書差出候、御評議有之儀と奉存候、中山、徳大寺兩卿へ、尙又申談候處、何分御謝罪狀は、東征大總督帥宮御陣へ、被差出候様いたし度と被申聞候間、此段申進候、何れ早重き御人、帥宮御陣へ御差出可被成候、去る十二日妻木多宮より、小生家來へ被渡候御封書中、御謝罪御同趣に而宜候、尤進軍追々被爲在候而は、過激之者萬一之儀有之候而は、恐入候故、御止り

二月廿一日第七字

御實名

大久保一翁殿へ

一、此日酒井與三左衛門を、尾之田宮如雲方へ被遣、尾老侯へも、御謝罪狀御奏聞御頼之由故、尾老侯よりは、直に督府へ御達しに相成候様被成度段、御頼被仰入候處、早速名護屋表へ可申上段、如雲御請に及ひたり、

○廿二日、今日官代御退出より、土老侯御方へ被爲入、昨日來之儀御物語、尙今後御周旋之御運ひ等、御内談被爲在、

一、此日作州鞍掛定次郎より、左之通御達替に相成候段、江戸表より報告有之段、以紙面通達有之、

松平確堂

東叡山御謹慎中、西城之儀、田安中納言殿へ御頼被成候間、御自分儀、諸向爲鎮靜、日々登城可被致候、

私云、追考に、今日於江戸表被仰出如左、大目付へ

此度從京都表、御軍勢御差向に相成、既東海道筋へ、御先鋒發行之由相聞候、然其素より朝廷へ被

之儀、先日從徳川公被仰遣、右御趣意も被仰立相成候而宜哉と奉存候、下官も建白いたし候へ共、更に貫徹不仕候、右は下官愚昧不行届所より所致にして、甚以恐入申候、此程中風邪、押而日官代へ出勤之仕合、心中偏に御恕察可被下一候、且又家來當時徴士毛受鹿之介より、一封差出候間、御落手可被下候、委細鹿之介書狀中認有之、草稿散逸、不知所在、且又心付候儀は、幸徳川公御實家水府とは、有栖川御近親にも被爲在候故、何卒水府公、并御實母源烈公、貞芳院殿よりも別段御謝罪、御近親之處、脱カ帥宮御陣へ、水府より内々家來等被指出、徳川公御恭順思召之處被仰上、御近親之處を以、御すかり之御依頼被爲在候而は、如何哉と奉存候、表向御謝罪狀、重き御人にも、帥宮御陣へ被差出候とは別物に而候、尙又從靜寛院宮は、帥宮御陣へ、御文なり御人なり、或は御文を御使に而被遣歟、是非御懇願被爲在候義、至當と奉存候、尙又愚衷之趣も、十分申述候間、宜御勘考、至當之御取計、爲宗家奉至願候、書餘期後音候、取込用事而已早々申入候也、

爲對、深く御謹慎被爲在候義に付、此上如何之御沙汰有之共、御恭順被爲在、勤王之御素志相貫候様、被遊候思召に付、萬一官軍へ對し、輕舉暴動致候者有之而は、天朝へ對し恐入候而已ならず、夫か爲に御誠意も不相達、萬民塗炭に落入候様可相成候間、心得違無之様、彌一同謹慎罷在候様可致、忠義之志に出候共、相達候趣に差悖候而は、御爲不相成候間、能々御主意之趣體認いたし、決而妄動無之様、相守可申旨、被仰出候、右之趣、向々へ可被相觸候、

二月

○廿五日、當公御歎願書、御國使者大宮藤馬持參於太政官代、東園殿迄指<sub>二</sub>出之、如左、

今般徳川慶喜、深く悔悟服罪仕、如何様之御沙汰御座候共、聊無遺憾奉畏候旨に而、東叡山へ謹慎罷在候段、謝罪狀及奏聞候趣、於國元承知仕候處、其情實不忍見儀に御座候間、支族之身を以奉願儀、何其奉恐入候得共、慶喜謹慎之次第被爲聞召分、何卒寛大之御沙汰を以、御進撃之儀、暫時御猶豫被成下、幾重にも御憐愍之朝裁、御



御降命之儀、泣血奉<sub>三</sub>歎願<sub>一</sub>候、誠恐々々頓首謹言、  
二月 御實名

○廿六日、夜に入勘解由小路殿より御使を以、左之通被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>蒙<sub>レ</sub>仰、

國家多難折柄、頃日已來勵精、以<sub>三</sub>格別思食<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>聽<sub>三</sub>直衣<sub>一</sub>之事、

御捻文寫、  
追上啓、仰詞一紙、令<sub>三</sub>進入<sub>一</sub>候也、

着<sub>三</sub>直衣<sub>一</sub>令<sub>三</sub>參内<sub>一</sub>給之旨被<sub>レ</sub>仰下<sub>一</sub>候、珍重存候、仍申入候也、恐惶謹言、

二月廿六日

資生

越前宰相殿

一、此日前橋家老山田太郎左衛門參邸、酒井與三左衛門逢對之處、於<sub>三</sub>江戸表<sub>一</sub>、御謝罪筋御周旋之次第、逐一申<sub>三</sub>上<sub>一</sub>之、

一鹿之介同人旅宿往訪之處、前橋侯御上京御途中、勢州關驛に而、大總督宮より之御召に而、東方へ御引返しに相成、甚御迷惑之由等物語に付、罷歸其段申上候處、督府へ御參謁は幸之儀、勅答之趣も有<sub>レ</sub>之候へは、於<sub>三</sub>督府<sub>一</sub>關東御謝罪筋御歎願之儀、御盡力有<sub>レ</sub>之様被

成度との御儀に付、此夜鹿之介、又々太郎左衛門方へ罷越、思召之趣及<sub>レ</sub>内談之、

一、此日御布令如<sub>レ</sub>左、

先達而布令相成候各國之中、佛英蘭公使、愈廿七日大坂表發途、水陸通り、同夜伏見表止宿、廿八日上京被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候、右に付而は、兼而御沙汰之通り、凡而萬國公法を以、御交際被<sub>レ</sub>遊候義に付、一同心得違無<sub>レ</sub>之様、於<sub>三</sub>藩々<sub>一</sub>も、嚴重取締可<sub>レ</sub>致、被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候事、

但途中往來之節、萬一彼より不法之所業有<sub>レ</sub>之候は、一己相對之儀は不<sub>レ</sub>致、諸藩警衛之輩へ、屹度尋問可<sub>レ</sub>致候、左候は、夫々所置、恥辱に不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>様、御公裁可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候、尤此方之輩におゐては、申迄も無<sub>レ</sub>之候へ共、今度御交際之初、且内地多難之折柄に付、始終之儀能々相心得、卒爾之振舞無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致事、

二月

佛國公使之儀は、來る廿八日大坂表發途、伏見止宿、廿九日入京被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候に付、取締之儀、別紙同様可<sub>レ</sub>相心得<sub>一</sub>御沙汰候事、

二月

○廿七日、御親征之儀に付、左之通被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>、

御親征之義、先達而當月下旬被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候處、御延引、更來月五日被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊<sub>三</sub>御出輦<sub>一</sub>、戰死<sub>カ</sub>地<sub>カ</sub>御巡覽、大坂へ行幸、西本願寺一應行在に相成、海軍御點檢之上、命を四方に降下せられ、速に追討之功を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>聞食、萬民塗炭之苦を救濟之叡慮に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候條、一同厚奉<sub>三</sub>體受<sub>一</sub>、邦内一致之衆力を以、鞅掌いたし、可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>安<sub>三</sub>宸襟<sub>一</sub>候、末々に至り候而も、御仁恤之御趣意を奉戴し、聊心得違無<sub>レ</sub>之様、御沙汰候事、

二月

一、同別段被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>左之通、

今度御親征行幸被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>に付而、種々浮説申唱、人心疑惑、及<sub>三</sub>動搖<sub>一</sub>候、如何之事に候、固り關東平定之上は、還幸被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候御儀に付、心得違等無<sub>レ</sub>之様安堵、生業相勵可<sub>レ</sub>申事、

二月

一、此日前橋侯御旅中へ被<sub>レ</sub>遣御飛札如<sub>レ</sub>左、  
一筆致<sub>三</sub>啓上<sub>一</sub>候、春寒去兼候得共、先以貴君愈御清

安被<sub>レ</sub>成<sub>三</sub>御座<sub>一</sub>、御旅程無<sub>三</sub>御障<sub>一</sub>と奉<sub>三</sub>恐賀<sub>一</sub>候、扱は昨日も、御家老山田太郎左衛門參邸へ罷出、小生家老へ段々之事情申聞、委細相伺申候、不<sub>三</sub>容易<sub>一</sub>於<sub>三</sub>江戸表<sub>一</sub>御盡力、實以感服奉<sub>三</sub>依頼<sub>一</sub>候、右に付而は、愚衷之趣縷々太郎左衛門迄申遣候間、同人より早可<sub>レ</sub>申上<sub>一</sub>候、何分にも貴君には、大總督宮へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入、御謝罪狀御差出、十分御盡力被<sub>レ</sub>成候様奉<sub>レ</sub>希候、右之段早々得<sub>三</sub>貴意<sub>一</sub>度、如<sub>レ</sub>此御座候、恐々謹言、

二月

御實名

前橋少將殿

○廿八日、今日在京諸侯依<sub>レ</sub>召參内、<sub>衣冠</sub>於<sub>三</sub>御學問所<sub>一</sub>御對面、聖諭之御書付御垂示、如<sub>レ</sub>左、

朕夙に天位を繼<sub>レ</sub>ぎ、今日天下一新御運に膺り、文武一途、親裁を以萬機を斷決す、<sub>文武一途公議</sub>國威之立不立、蒼生之安不安、朕か天職を盡不盡に有れば、日夜不<sub>レ</sub>安<sub>三</sub>寢食<sub>一</sub>、甚心志<sub>カ</sub>思<sub>カ</sub>を勞す、朕不肖と雖、列聖之餘業、先帝之遺意を繼述し、内は列藩萬性を撫安し、外は國威を海外に耀さむ事を欲す、然るに徳川慶喜不軌を謀り、天下<sub>カ</sub>遂及<sub>三</sub>騷



擾、萬民塗炭イの苦ノに陥んとす、故朕不得止、  
イ斷然親征之議を決せり、尙且已に布告せし通  
 り、外國交際も有之上は、將來之所置尤重大に付、  
 天下之爲におるイ於ては、形勢により、イ五萬里之  
 波濤を凌ぎ、身を以て難苦に當り、イ暫てノ國威  
 を海外に及張し、祖宗先帝之靈に對へんとイ欲す、  
 汝列藩、朕か不速を佐け、同心協力イ各其分を盡し  
力の十五せよ、イ岩倉公實記及法  
字アリ、令全書を以て校之  
 右相濟後、於小御所酒饌を賜り、夜に入つて退朝な  
 り、公は太政官へ御出勤、夫よ御參内、二更後御退  
 朝なり、

一、此日伊藤友四郎、去る廿二日江戸表出立、今日申  
 刻歸京、申達次第如左、  
 友四郎儀、先達而修理方同道東下之處、天龍川大井  
 川共に、修理方に越後れ、逗留に相成、修理方は十  
 三日午後江戸着候得共、友四郎は十六日巳刻比到  
 着之由、翌十七日修理方、友四郎、草尾一馬同道、西  
 丸登城之處、大久保一翁殿、川勝備後守殿逢對に  
 而、修理方より御直書被指上、御奏聞狀返上之處、  
 一翁殿被申聞候は、御奏聞狀御返上之儀は、昨日

も上様へ入御聽候處、兼而御心懸り思召候所、御  
 奏聞無之御返上、大に御満足との御意も有之由、  
 且又歸京之儀は、成丈け早々候而、此表之事情申上  
 に相成様致度との事之由、將又督府へ、御謝罪に御  
 使之人無之、御心配之由等物語有之退去之由、午  
 後も右御使、忍候は病氣、前橋侯は御斷り、宇都宮  
 侯は御使は御斷り、上京致周旋度との事、漸淀侯  
 御請に相成候に付、其邊申上旁、修理方は廿一日出  
 立、友四郎は廿二日出立罷歸候處、大磯小田原之間  
 に而、修理方事、由井驛に而林矢五郎に被逢、引返  
 し被申候、逢着之處、友四郎は江戸事情爲申上、  
 歸京候様、修理方に申聞、上様より土老侯へ之御直  
 書一封、大久保殿呈書二通、參政より呈書一通、勝  
 殿建白、會津歎願書被相渡に付、受取分袂之由に  
 而、夫々指し出之、土老侯へ之御直書は、土州知郎如  
 何様申聞候而も、受取不申に付、無據修理方持  
 參、大久保殿頼托之由、老公へ被進候御同様之御  
 謝罪一件之由也、  
 一、大久保殿呈書如左、  
 御細翰之趣、并本多修理申聞候條々、將室甲へ之御

細書共、具に拜受、爲國御懸配之程、千々萬々奉  
 遠察候、○於御形迹之御謹慎も、御獨斷に而、  
 上野山中大慈小坊四疊御端坐、眞に御慎み候得共、  
 表立候方未出に付、上野宮様廿一日御出立、并戸  
 田土佐守、十九日出立と相成候、大和守は御使は御  
 斷りと申候へ共、是も御使之方主に相成候様、道中  
 先へ本多修理より爲通積に御沙汰有之、同人へ  
 談中に候、在江戸人少に而、何分、○閣壹人も無之、稻美  
可然別人無之事故、○閣壹人も無之、稻美  
 引中、月番も心得計故、何事も御手延、甚恐入候、翁  
 諸家々來諸役人引合舌戰、可眠暇も無之、毎夜々  
 打に逢候而勞極候、○會昨日出立、國許に而謹慎相  
 成候、御休意可被下候、桑は行方不慥、家來も  
 不見掛候得共、いづれ在方寺入等にも可談手續  
 に候、○御留守田安公、并確堂殿御心得に候、田公  
 懇に御世話には皆恐入候、確侯能々御謹慎之御趣  
 意御守、御都合宜候、○西城切位に致し、役談所  
 西城下へ可致手續中に候、認掛度々口筆、大亂筆  
 御仁恕伏希候、頓首、  
 二月十九日  
 二白、爲國御勉精、偏に希申候、乍恐雪江老へ口

○此間脱御一笑可被下候、九拜、  
 板賀始八人は、屹度慎に相成候、  
 榮井君 一翁寬  
 極内申上候、東台へ被爲成候上は、兎も角も御趣  
 意一筋御貫故、如翁狂愚も、一ヶ月計既勤續候、然  
 に忽御人撰筋安藤對、之類、大に可變勢、不防  
 不防當に付、御使一條、二三大事件御任之廉々、  
 今少取調出來次第、引籠と決心仕候、右等に而胸痛  
 も甚敷勤兼候、乍恐御近親之御中、申上候も不本  
 意之至に候得共、田卿御勢御盛に相成、翁輩建言中  
 中不通知次第に可至は、眼前に相成候、既一大事  
訪因州可、田公思召計候は、何様にも諫争可仕候  
 得共、何様之御内沙汰々々と之御口草に、不防  
 存候、乍隱居參政御役に對し、決心之外無之か、勝  
 氏も陸軍局中、歩兵等自由に不相成との申立に  
 而、既に引込、退役願中に付、察之歩兵云々は託言  
 と存候、全は翁同病に被察候、是迄激論家に而、  
 可爲殺覺悟二度有之、漸く説破仕候得共、夫は  
 死而も快、此度之眞綿は及より恐、一人死に而は  
 不相濟、天哉、泣涕九拜、



別紙

本理老内話に付、秘中之秘申上候、

一 民部公、

二元千○代公政而衆不望候得共、□□□に脱力候は、御下向裏希申候、

二 小節に御拘無之、

三 爲皇國御自在、

其器之御當否は素よりに候得共、右順に無之候はは、忽又大瓦解可生、當今一印之筋、俗人は不評候得共、決死之士望居候事に候、彼よりは何より歎失節之□□浮説申入、可恐事も不、御動無之様伏希候、頓首再拜、

本文誓光岳、私心は毛頭無之候、

二月廿二日

一 翁寛

榮井君

一、本多修理方より指上る勝安房殿建白、此處へ書すへきを脱落せし故、卷尾へ追記す、

一、參政中呈書如左、

以書狀啓上仕候、然は稻葉美濃守老中被免候上、御謝罪之爲、早々上京候様被仰渡候、然る處、御謹慎中直に入京は相憚、近畿に相控罷在候、入京相叶可申哉、參與衆へ御問合可被下候、何れに

も御歎願之儀相貫候様、此上御周旋之儀、深く奉頼候、此段可御意、如此御座候以上、

二月廿二日

服部筑前守

大久保一翁

川勝備後守

淺野美作守

越前宰相様

猶以本文之趣、戸田土佐守へも申遣候間、爲御心得申上候、且又美濃守義、來る廿六七日頃、當地出立之筈御座候間、本文之廉、其筋御聞合、御周旋之筋相貫候は、其段美濃守旅中へ向、被仰越候様仕度、尤否やとも、可被仰越方、同人都合可相成奉存候間、乍御手数、右之通御取計被下度奉存候、以上、

一、外に會津老侯謝罪狀一通持參指上之、左之通、不肖之容保謹而奉言上候、去戌年以來在京、奉職仕候處、不圖も無限天恩を蒙、冥加至極奉存候、然る處、宗家慶喜以下不束之次第に而天怒に觸れ、御親征被仰出候段遙に奉伺、誠以驚愕之至、奉惱宸襟候條、重々恐入奉存候、京都之義は、容保

專職に有之、今日之形勢に立至候段、旁以何共可申上様無御座、畢竟容保上慶喜を輔翼して、不能

安宸襟、下は頑固疎暴之家臣共、制御不行届之所致御座候間、何卒慶喜儀寛大之思召を以、御取扱被成下度奉懇願候、容保儀は退隱之上、在所へ引退き、恭順謹慎、御沙汰奉待候、右之趣、宜御執成御奏聞之儀、伏而奉懇願候、誠恐敬白、

二月

容保謹上

外に同家老共歎願書、前記有之略之、

右等之次第共、二更後御歸殿之上、御承知被遊、夫々御評議相成候處、何分東西共、切迫之形勢候得共、御謝罪之筋は、督府へ不相達候而は、御貫徹難相成候へは、此表之事情、早々御飛札可被差出と御決議也、

○廿九日今朝以急飛脚、淀候御旅中へ被遣御直書如左、

以急飛令啓上候、春暖之砌、先以愈御清全、珍重存候、抑今般貴所様老中被免候上、徳川公御謝罪之爲御上京之由、淺野美作守初より申越候、右は貴所様御京着、御謝罪狀被指出候而も、大總督宮

も御歎願之儀相貫候様、此上御周旋之儀、深く奉頼候、此段可御意、如此御座候以上、

二月廿二日

服部筑前守

大久保一翁

川勝備後守

淺野美作守

越前宰相様

猶以本文之趣、戸田土佐守へも申遣候間、爲御心得申上候、且又美濃守義、來る廿六七日頃、當地出立之筈御座候間、本文之廉、其筋御聞合、御周旋之筋相貫候は、其段美濃守旅中へ向、被仰越候様仕度、尤否やとも、可被仰越方、同人都合可相成奉存候間、乍御手数、右之通御取計被下度奉存候、以上、

一、外に會津老侯謝罪狀一通持參指上之、左之通、不肖之容保謹而奉言上候、去戌年以來在京、奉職仕候處、不圖も無限天恩を蒙、冥加至極奉存候、然る處、宗家慶喜以下不束之次第に而天怒に觸れ、御親征被仰出候段遙に奉伺、誠以驚愕之至、奉惱宸襟候條、重々恐入奉存候、京都之義は、容保

有栖川、已に御發行濟之事故、於御所御受取は無之義と被考申候、其子細は、先日從徳川公之御謝罪狀、即慶永參内、中山前大納言迄指出候處、其後別紙之通之御達に而、何分從江戶表御人を以、御謝罪狀、大總督宮御陣營迄被差出候様にとの儀に御座候、此段は從慶永田安中納言へ、以直書申遣候間、定而江戶より、貴所様へも御申達相成居候事と存候、たとひ江戶より不被申越候とも、

貴所様謝罪狀御持參に而、一刻も早く大總督宮御陣營へ御參上に而、御差出被成候様致度候、且又貴所様御上京之儀は、大總督宮へ御伺被成候様仕度候、爲御心得、去る廿一日慶永へ、從朝廷御渡相成候書付、入御披見候、仍早々以急飛申入候也、恐々謹言、

二月廿九日

御實名

淀侍從殿

副啓申入候、扱は貴所様京都近く御旅行被成候而も、大總督宮御陣營之處迄、御引戻し被成候而、御謝罪狀御差出可被成候、此段爲念申進候也、

二月廿九日

御實名



淀侍從殿

私云、此御書、御道中に而御出逢申次第指出候様、脚力へ被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候處、三月七日小田原紹太寺御旅宿中へ相<sub>二</sub>達之<sub>一</sub>御報、  
一、同時若老衆へ御報如<sub>レ</sub>左、

二月廿二日附之御狀、廿八日申の刻相達、退朝第十一字、直に令<sub>二</sub>披見<sub>一</sub>候、春暖之砌、徳川公益御安泰被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候哉、日々心中案勞堪兼、被<sub>二</sub>申越<sub>一</sub>候趣に而、安堵之至、奉<sub>二</sub>遙賀<sub>一</sub>候、各方御無異御勤仕、令<sub>二</sub>珍重<sub>一</sub>候、抑淀侍從老中被<sub>レ</sub>免候趣被<sub>二</sub>申越<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>承知<sub>一</sub>候、其他方今御謹慎中、直に入京如何可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉と、段々之被<sub>二</sub>申越<sub>一</sub>、一々承り申候、右は過鴻田安中納言、并大久保一翁迄、申越候次第柄に付、從<sub>二</sub>慶永<sub>一</sub>發<sub>二</sub>急飛<sub>一</sub>、淀侍從旅中迄、別紙之通申越候間、左様御承知可<sub>レ</sub>給候、只今入京等之儀、當局内國事務、同僚、并辨事官所へ取調候而は不都合故、不<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候、依<sub>レ</sub>之貴答如<sub>レ</sub>斯候也、恐々謹言、

二月廿九日第九字

越前宰相

淺野美作守殿

川勝備後守殿

大久保一翁殿

服部筑前守殿

猶々御端書之趣、令<sub>二</sub>承知<sub>一</sub>候也、  
一、昨日友四郎致<sub>二</sub>持參<sub>一</sub>候慶喜公御直書、容堂君へ、御直書添被<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>之、

○晦日、今日外國公使入朝拜禮之事あり、第一字より佛、蘭之公使は入朝して、英國公使を待に不<sub>レ</sub>朝、三字に至つて、入朝之途中にて、亂妨に逢ふの風聞有<sub>レ</sub>之に付、速に二國公使をして、拜禮式を竟へしめ、畢而於<sub>二</sub>板敷<sub>一</sub>諸官對接中へ、後藤象二郎來て變を告ぐ、其次第如<sub>レ</sub>左、英公使知恩院之旅館より、十二人之騎兵を前驅とし、中井弘造先導して、門前町より繩手通りへ右轉し、象二郎は猶公使と共に門前町にある時、前途俄然として騷擾を發する故、象二郎乗付け見たるに、弘造一浪士と戦ひ、弘造既に手負て僵れたる際なり、象二郎馬より飛下り、忽ちに右相手之浪士を討留め、猶同類之有無を尋るに、英之通辯官サトーン此場において、今一人を見たりといへる故、其邊搜索するに、町家之軒下に一人之手負あり、就而見るに、重傷にして氣息淹々たり、水を與へ介抱して、英人と

立會、同類を問ふに、初め隠せしかと、已に一人を生捕たりといふに因而、二人之姓名出處を白狀す、此時朝廷より迎に出たる五代才助行懸りたる故、象二郎は才助をして、公使を導き旅館に歸らしめ、象二郎は弘造之手當等を命して、唯今參朝せりと、白き羽織紐袴等へ鮮血を濺ぎ、息も繼ぎあへず注進せり、諸官是を聞て驚愕騷然たり、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止兩國公使へも此由を告たるに、頗憂勞氣色あり、英公使よりの書簡も來りて、匆々として辭して退朝せり、○英之騎兵九人、外に士官一人傷きたり、九人は輕傷にして、一人は重傷之由、弘造頭上之傷稍深けれとも、絶命には至らざる由、○公使退朝之後、諸官集議之上、外國掛り山階宮、東久世殿、宇和島老侯、内國に而は徳大寺殿、并吾公等、速に英公使旅館に御行き向ひ、發作不慮之御挨拶あり、公使も無<sub>二</sub>口儀<sub>一</sub>情態を目撃せし故か敢而怒らす、明日早く謝狀を給はらん事を申出たり、公、豫侯と共に、公使之便室に入、閑晤する談話、平常に異ならざりし由、

一、今日辨事局より達書如<sub>レ</sub>左、  
今般被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候通り、今晦日、英國公使參朝懸途中

におゐて、亂妨之所業有<sub>レ</sub>之、終參朝及<sub>二</sub>延引<sub>一</sub>、實以不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>事體致<sub>二</sub>出來<sub>一</sub>、此御所置振、如何收拾相整可<sub>レ</sub>申哉と、深被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>惱<sub>二</sub>宸襟<sub>一</sub>、誠に以奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候次第、就而は前以、嚴重御沙汰之趣も有<sub>レ</sub>之末に候條、於<sub>二</sub>藩々<sub>一</sub>も猶又手厚取糺、不審之者有<sub>レ</sub>之候は、召捕、速に可<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>候、萬一等閑に相心得候者於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、屹度御答被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候事、

二月

一、本多修理方より被<sub>二</sub>指上<sub>一</sub>勝安房殿建白、廿八日之條に記すへきを脱落せし故、爰に記す、

此程御着之由、一翁より承り申候、邦内之事今日に及び、亦何をか論可<sub>レ</sub>申哉、過日老侯へ一書を呈候、定而御覽も被<sub>二</sub>下候事歟、猶昨今別紙相認、老侯へ奉<sub>レ</sub>呈度と奉<sub>レ</sub>存候、御便も御座候は、御廻被<sub>二</sub>下度候<sub>一</sub>、有罪之小臣、今日に至候而も、昔年之說而已、別に考之品無<sub>レ</sub>之、微力之小拙、今半年も早く御取用被<sub>二</sub>下候は、いさ、か伸へ處も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、今日之御挨拶は、身心勞候而已に而、困疲之上之一死有<sub>レ</sub>之而已、御憫察可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下候<sub>一</sub>已上、

二月十八日

安房



修理様

臣愚微志を雖欲陳于政機朝臣、卑臣有罪之小臣成るを恐れて、不能仰天日、空敷黙止して、臣節に死するは其分也、雖然有罪と無罪を論せず、邦家之爲卑言を盡す者は、皇國之一民、今日在るを以ての故也、伏而惟、皇國外國之通交開けてより、尊王斥夷、開鎖異同之說興り、同屬憤争、是か爲に死する者、連年比々として絶す、これ其政機の轉すへきもの不轉、徒に鎖國一邦に可成の舊例を守て不の故か、或は其政機の移る所遅々して、化育の連に成るの故か、下言中に壅塞して不通故か、其憤争之跡を考れば、頗る過激に失すといへとも、其情を察する時は、共に皇國を愁ふ一念深きに發せる爲、是に死する者、其深怨之歸する處、亦何人に在候哉、今日に至ては、我徳川氏罪を得天朝、臣衆數千冤罪を愁訴せんと欲して、其志不達、既に同胞喰んとす、臣愚か輩、其忠諫盡力すへき處、其機を失する既數年前にあり、今日悔悟涕泣すとも不能及、今我主、獨り其誤を悔て、仰天裁ものは、臣子之分、是を慚愧斷腸すとも不能所、終に激怒して、

同胞憤争之基固く、乘御道なく、是か爲に百萬生靈、其災害を不遁之勢あり、關内如斯なるを聞て、上國是を笑ふ者は、戰略又妙なりといへとも、王者之政、生靈を愛護する道にあらず、舊歲毛利家二國に蟄して、弱轉して強となる、關東今日之弱者、豈後日之強者轉するを思はざらんや、且同胞相喰しむ、憤死之怨亦何人に歸する哉、況哉譜代之主を捨て、官軍に加らしむる者は、君臣父子相喰の道にして、羸弱之者、一時猛勢に恐る、處に出る歟、天朝之尊嚴を恐れて如、此成歟不可知といへとも、内心忌懼、邦内人心離散之基と成るへき必せり、小臣が哀訴せんとする者は數百人、然れとも黨を結ひ強訴するは、我主の意旨に反す、故に小臣代りて其微志を愁訴す、亦輿廢と戦争を恐るゝにあらず、一片の誠心、爲皇國一開き難きの口を開き、あからさまに其情狀を訴ふ、こひねかはくは、高明正至之慧眼を以了察、高議を仰くに在る而已、恐惶々々誠恐謹言、

辰二月十五日 勝 安房

○三月朔日、今朝諸官早く太政官へ參集あつて、英公使へ贈らる、謝狀を製す、

三月一日

三條大納言  
岩倉右兵衛督  
徳大寺大納言  
越前 宰相

昨二月晦日、閣下參朝之中途、大和之産三枝翁、城州桂村之産朱雀操、意外之暴行に及、貴國之兵士數人に手を負せ候次第に相運ひ候處、幸附添之者より、壹人は打留、一人は被召捕、○イ貴國兵士候段申出候、國之政府○尤我が政府におゐ○於ては、専ら外國交際を重し、普親睦を厚ふせんか爲、參朝之儀も申入候儀は、兼々○而御諒察之通候處、頃日に至り、右様之所業、數々有之候は、必竟我之○政令不行届より生候次第、各國に對し、實以汗背心外之至に候、勿論右之者餘類之者有無、精々探索を盡し、何處迄も根を可斷候、又召捕候三枝翁は、兩國政府之重大之禮式を妨げ、不届至極に付、嚴科に可處は勿論之事に候、且又貴國之兵士手負之者、治療不届、終及死亡、歟、又は是よりして職掌に離れ、活計を失ふ時○者は、我か政府より至當之養育料を與へて、忿恚之一端を慰し○イ申度候は、我か政府之實意候間、此段貴國兵士は勿論、本國政府へも、厚意貫徹候様、以書面可申入○申入る旨、朝命有之○イ候に付、此段如斯○此御座候、以上、○岩倉公實記  
を以て校之

一、此夕三條岩倉兩卿、御退朝より旅館へ御行向ひ、昨日之暴動を謝せられ、生捕之者は、來る四日帶刀を奪ひ、士籍を削り、斬首して三日之間、梟木に懸くへきの書面を示されたり、是等之次第によつて、公使顔を解き、此上異議無之由を陳述して、明後三日再參朝すへき事を約定せり、

○二日、此日御布告如左、  
大坂行幸御延引、日限追而可有御沙汰候事、  
○三日英國公使入朝拜禮有之、其儀如前日、畢而佛、蘭之公使も來會して、開港等之諸件應接有之、暮時前相濟散朝、  
○六日夜に入り、去月廿八日江戸表發之飛脚到着、於彼地、本多修理始諸方之有志、周旋盡力して遂に一橋公朔日御發途、大總督御軍門へ、御出迎に被決由、日光宮も同趣之由、修理方より申來る、  
私云、二月十八日於江戸表、大目付より御達如



左、

上様東叡山へ御謹慎、御謝罪被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候段、日光御門跡におゐて、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>忍候に付、來る廿一日御發途、御上京被<sub>レ</sub>成候段、被<sub>レ</sub>仰入<sub>レ</sub>候、此段爲<sub>レ</sub>心得、向々へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>達候、○續徳川實紀十、七日の條に收む

二月

一、同時田安黃門公より、去月廿一日被<sub>レ</sub>指立<sub>レ</sub>候御飛札之御内報書、如<sub>レ</sub>左、

以<sub>レ</sub>急飛<sub>レ</sub>御差越之貴簡、廿七日晝八時、雪手致<sub>レ</sub>披闕<sub>レ</sub>候、先以益御安全、珍重奉<sub>レ</sub>存候、然は御別紙之趣、委細承領、右御謝罪狀持參之儀に付而は、一ツ橋大納言殿御使相勤候積り、昨日評決いたし、御請被<sub>レ</sub>致候、右に付而は、猶又急速發途に相成候様可<sub>レ</sub>申進<sub>レ</sub>候、拙生今日は登營不<sub>レ</sub>致に付、家老を以西城へ申遣候、夫々へも及<sub>レ</sub>演達、猶此上にも厚く取計候様致可<sub>レ</sub>申候、左様御承知可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、所要而已、早々如<sub>レ</sub>此御座候、謹言、

二月廿七日第八

慶 賴

松平大藏大輔様

私云、此時修理之内狀、東土之事情形勢を詳盡せ

し物なりしか、可<sub>レ</sub>惜其所在を失せり、雖<sub>レ</sub>然當時之形勢追想之爲、修理手録を略抄して左に記す、

一手録云、廿二日、駿州西倉澤より、林矢五郎同道引返し、廿四日二字江戸着、五字登城、大久保一翁老拜謁、田安公御使之事、尾紀へ御談に相成候様、及<sub>レ</sub>物語<sub>レ</sub>候處、翁被<sub>レ</sub>申聞<sub>レ</sub>候は、此儀は已に、上様にも御心付に而、翁より申上に相成候處、田公大御驚愕に而、是迄御旅行被<sub>レ</sub>成候御覺へ無<sub>レ</sub>之候得は、御遠方へは御出難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成趣に而、彼是御延引相成旨之由、○上様御恭順御謹慎は、御所御請も宜方候得共、會津隱居と計りに而は、誠に伏罪之印も無<sub>レ</sub>之體、松山始隱居跡目、家督相續等之御不都合有<sub>レ</sub>之候而は、誠心不<sub>レ</sub>相叶<sub>レ</sub>次第、此邊御一層之御盡力有<sub>レ</sub>之様申上候處、其筋合大久保殿には、能相分り有<sub>レ</sub>之候へ共、會主人は歸國に相成候得共、家來共更に不<sub>レ</sub>慎、精兵五百計居残り、御城内にて訓練、或は神奈川へ手勢出張、奉行へ一萬五千兩を借り、武器相求等之事有<sub>レ</sub>之候得

共、畢竟上様も御捨切り難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊思召被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、諸有司も多く荷擔、先達も御役方謹慎之御沙汰之節、會も急度慎被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>伺濟にも相成處、發表之期に至り、何方に而か消滅し、何共御沙汰に不<sub>レ</sub>相成と申様成勢之由、廟堂に而會之事を議せられ候は、一翁老一人に而、應答之相手も無<sub>レ</sub>之運ひ之由、△廿五日淀候も被<sub>レ</sub>罷出<sub>レ</sub>由に而、大久保殿より申來、修理、矢五郎、上野大慈院へ參上之所、淀候御逢有<sub>レ</sub>之に付、矢五郎より京師之事情詳達之上、會之御所置無<sub>レ</sub>之、此儘に而は不<sub>レ</sub>相濟<sub>レ</sub>趣、修理とも<sub>レ</sub>嚴敷申立候處、淀候は篤と御了解有<sub>レ</sub>之、一翁老嘶に、上様も御承知に而、御直にも會人へ御説得之思召之由、乍<sub>レ</sub>併家來共俄に不<sub>レ</sub>殘歸國候様に而は、迎も引取申間敷候へは、先つ下屋敷へ爲<sub>レ</sub>引取、主人は國元へ指下し、謹慎御沙汰相待候様、被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候趣、御所へ被<sub>レ</sub>仰立<sub>レ</sub>思召之由、夫々御役々御所置之御草稿等、御談有<sub>レ</sub>之、矢五郎儀は、猶又妻木多宮殿へ出會、一條及<sub>レ</sub>嚴達<sub>レ</sub>候處、盡力可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之との事に相成、△

廿六日、京都廿日立飛脚着、此者鳴海に而、總督宮御着之宿札見受候由、吉田宿に而、何とか申堂上方御出有<sub>レ</sub>之由、日坂邊に、薩長人數見受、其次に細川、尾州之人數有<sub>レ</sub>之由、小田原に而、上野宮御泊見受候由申立之、△廿七日、京都廿一日立之飛脚着、此者岡崎に而總督宮、藤枝に而薩長探索人數五十人計、荒井に而橋本○柳原兩卿、并人數五千計見受候由、○今早朝大久保へ行、會狀相伺ふ處、昨日御評議相成處、諸有司一人として被<sub>レ</sub>聞入<sub>レ</sub>衆無<sub>レ</sub>之勢に而、迎も不<sub>レ</sub>相叶<sub>レ</sub>上様にも眞に御見捨は難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候處、困難之由、會も役人共は、内心は知す、表向は説得に服候様相見候へ共、表方下々に迄、一向不服之體に而、被<sub>レ</sub>致方無<sub>レ</sub>之由、扱田府公は迎も不<sub>レ</sub>叶、昨日は大議論に相成候得共、迎も不<sub>レ</sub>行、依而田橋之内御一人と申事切に申、且橋公へ、御目付川勝より申上候處、固く御斷りに相成に付、無<sub>レ</sub>據拙者申上、漸く事にて御聞入に相成、今一應表向被<sub>レ</sub>命候は、御請可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之旨、御答に相成由、○自然江城點



檢、御謹慎之様子見届等之儀、兵隊入込候而  
 は人心沸騰に及ふへき故、御承知難被成候  
 へ共、勅使并供人迄之儀候へは、御頓着無之  
 思召之由、○此日紀州より、山高石見守到着之  
 爲、知有之、明日八時比より、紀邸へ罷越候様  
 申來る、右に付、尾之方取調候處、重役出府は  
 無之、水野彦三郎相心得周旋に付、明日午後  
 警邸へ可來由、返答有之、○橋公又々御辭退  
 に付、夜に入服部筑前守被遣由、△廿八日、會  
 之件、猶又申立可然、口、大久保殿へ申談處、  
 監察中に而堀貞之助、妻木多宮、梅澤孫三郎輩  
 候へ共、此人々承知に而、上様へ申上候而も、  
 上様は其者へ爲御任に而、御引受には不相  
 成、此處至難之由、○日光宮様は、駿府に而、總  
 督宮へ御對面之御都合に而御發途、御道中も  
 御緩々被爲入由、○靜寛院宮様御内使、御道  
 中へ御文は六ヶ敷に付、淀侯御内使御兼に相  
 成候へは、徳川之御使計に無之故、可然歟之  
 御見込も有之由、○午時水野彦三郎來り、京  
 地に而、老公様より御沙汰に付、重役出府可

致處、無人に付、詰合之役に而、致周旋候  
 様申來候得共、此表重役は事に馴れ不申故、  
 彦三郎へ周旋委任に相成由、右に付、廿六日橋  
 公へ出候處、御前へ被召出、御使被仰蒙處、  
 三家と違ひ、部屋住同様、不事馴候間、彦三  
 郎出候は、行くとの御意有之候へ共、事務多  
 端、且主命も無之故を以、御辭退申上、幕臣之  
 内御同道可然旨、申上候へ共、御人無之候  
 間、何分罷出候様御沙汰に而、私不罷出候  
 へは、橋公も御止め可被成との仰故、無是非  
 非及御受、晦日には御發途難被成との御  
 儀候へ共、一日も早き方可然と存候由、大總督  
 府に而御詰問あるへき歟と、殊之外御恐怖之  
 御様子之由申に付、たとひ御詰問有之共、都  
 而不都合を御引受に而、御謝罪有之候へは、  
 其上御詰問可有之様無之と答ふ、彦三郎又  
 云、會先達而之歎願書は、功能書同様故、此度  
 改而純粹謝罪狀指出候様及説破處、君侯歸  
 國故、急々には難被行勢故、詰合家來より指  
 出候様申聞、大方落着之由、又昨夜とか、所々張

紙、報國勇士連、希は來廿八日櫻馬場へ寄合申  
 談候様なと有之、誰かは不存候得共、御謹慎  
 之妨げに相成候、素より十八歳已上幾百人と  
 か殘居候由、歸國せしは老人婦女之類之由、頭  
 分は随分相分り有之候へ共、下の向は不落  
 付之由、路費なくは、幕より被下候様申立候  
 由、何分此度は、會始役方迄之謝罪狀、橋公御  
 持參之心積之由、○二字頃より矢五郎同道、紀  
 邸へ罷越、山高石見守對談之處、別に好手段  
 も無之様子に而、弊藩は事情に疎く、周旋家  
 様之者は、皆々國元に罷在甚無人、尊藩は京都  
 へも御出、御事馴之事故、何なり御心付被下  
 候へは、評議之上御加はり可申抔との談判に  
 而、別に盡力之工夫も無之由等を申せし迄  
 也、右は廿八日飛脚發口を略記す、

○七日御布告如左、  
 今般王政御一新に付、朝廷之御條理を逐ひ、外國  
 御交際之義被仰出、諸事於朝廷、直ちに御取扱被  
 爲成、萬國之公法を以、條約御履行被爲在候に  
 付、全國之人民勅旨を奉戴し、心得違無之様、被

仰出候、自今以後猥りに外國人を殺害し、或は不  
 心得所業等いたし候ものは、朝命に悖り、御國難を  
 醸し候而已ならず、一旦御交際被仰出候各國へ  
 對し、皇國之御威信も不立次第、甚以不届至極  
 之儀に付、其罪之輕重に隨ひ、士列之ものと雖も、  
 至當之典刑に被處候條、銘々奉朝命、猥りに暴行  
 之所業無之様、被仰出候事、

二月

王政御一新之折柄、天下に浮浪之者有之而は、實  
 に不濟儀に付、士分之者は不及申、農商たり  
 とも、一切脱國不致様、嚴敷取締被仰付候、畢竟  
 言路鬱塞、政令不行届より、自然脱國之者生候事  
 故、無上下、皇國之御爲は勿論、主家之爲筋等存  
 込、建白致候者は、大に言路を洞開し、公正之心を  
 以、其旨趣を十分に盡させ、上下隔絶之患無之様  
 可致候、尙其趣により、太政官へも可申出候様、  
 被仰出候事、

二月

一、此日官代御出勤、昨日之東報内狀、一々岩倉殿へ  
 御開示之處、彼土之狀情を知るに宜候間、明朝迄借覽



被成度由、大久保勝等へは、卿よりも手續有之、兼  
兼被頼越候儀も有之由等、御物語有之由、  
○八日、今朝雪江、山田太郎左衛門寓往訪、候之御進  
止承之處、一旦桑名迄御上之處、元帥府之命に而御引  
返し、岡崎邊迄追隨に候、依之竹田市郎兵衛を督府  
察訪使に被遣、御取調有之、此者御途中迄復命次  
第、元帥府へ御進之御積之由、何分御謝罪之筋を、中  
途に抑留之施策を被考之由、「去月十九日立江戸飛  
脚、昨夜着、官軍御先鋒、已に小田原迄進入之由、此飛  
脚も、薩兵嚴密之検査に逢ひ、甚困窮せし由、通路切  
斷之勢に有之由、「東國之景氣は、無道なれば、錦旗  
不足之畏と思へる勢之由等物語之、

○九日、今日太政官へ臨幸被爲在、捲簾に而、蝦夷  
地開拓之儀被仰出、衆議被爲聽、畢而上下精勤之  
御褒詞、岩倉卿御讀渡しに而酒饌賜之、

○十日、去る四日江戸表出立之飛脚、今夕着、彼表愈  
御静謐に而、御恭順之筋御行届に付、橋公も已に御發  
途之御運ひに相成處、此頃出立之淀候、三島驛に而、  
薩州先鋒より之懸合に而、小田原紹太寺へ潜居之體  
と相成、御謝罪狀途中に擁蔽淹留して、督府へは相達

間敷形勢之由、日光宮様御聲懸りに而、箱根以東へ  
は、進軍無之趣候得共、斥候と稱して追々進入之由、  
府下有志之面々、鎮靜勿論ながら、暴動之者今日にも  
難計、甚危殆之景況に而、心痛至極之由、縷々細々本  
多修理方より申來に付、公にも以之外御勞神に而、夜  
に入、右修理方内狀に被添、岩倉卿へ被遣御内書如  
左、

一筆致啓上候、先以愈御安全被成御勤務、奉  
敬賀候、陳は、唯今江戸表より急飛脚到來、家來之  
者より別分之通申越、誠以驚愕之至、「皇國之御大  
事、實に旦夕に切迫し、奉恐入候、爲皇國伏冀  
くは、唯今より早々御手を被付、先以御進軍御指  
留、謝罪狀御取揚に相成候様、迅速被仰付候半而  
は、實に危急無此上一儀と奉存候、何分今夜中に  
も御發令之程、爲天下奉仰願候、猶外に申越候  
儀も御座候へは、委細は明朝貴宅へ參上、可及面  
罄、至急之條而已拜啓仕候、恐惶謹言、

三月十日

右兵衛督殿

御實名

右御即報如左、

令謹承候、先以彌御安泰欣然候、陳は江戸表より  
急飛脚到來之旨に而、本紙拜見、且段々示諭之條

條、御心中令恐察候、乍去決而深く御配慮之筋  
は、有之間敷哉、三道之進軍着府之上は、素より  
今日に至不得止、亦謝罪之道不立筋、毛頭無之  
事と、かねく愚慮候、併總督へ凡而不通と申事  
は、頗如何之事と存候、右等は速に勘辨可仕候、何  
分にも春來御内話も有之事、於臣は聊存込之義  
も有之、總督より決極は、御伺出に相成筈に付、戰  
争にすら不相成候得は、必御配慮之筋は無之哉  
と存候、右に付、明日來臨之事は御斷申入候、尚明  
後日拜上、萬々可申承候、仍早々御請迄如此候  
也、

三月十日夜

具 視

御受

尚々此御報旨趣は、尊卿限り、必御洩し無之様、御  
覽後早々御火中可給候也、

右御報之趣には候得共、是に而御安心も難被遊に  
付、猶明朝雪江被指出、可被及御建言御趣意之  
次第、雪江へ被仰合之、

私云、追考に、此日於江戸表、川勝備後守殿よ  
り大小御目付へ御達如左、

中山道御總督府へ、爲御歎願、大目付梅澤孫  
太郎被差遣候處、別紙之通、御總督府より  
被仰出候趣に而、先鋒隊長相渡候間、爲心  
得相達候、就而は、彌以御恭順之御趣意厚相  
守、決而心得違無之様、被仰出候、

三月

右之趣、萬石以下之面々へ、不洩様可相達  
候、

別紙

德川慶喜、并家來共歎願書三通、被致傳達、  
及披露候處、右は早速朝廷へ御差出可有  
之、乍去今度先鋒總督之勅命を蒙り御發向  
に付、今更私に進軍を止候事は難被遊、何分  
大總督宮、及東海北陸兩道之總督共、於江戸  
表御會議之上、可被仰渡候、尤慶喜一身之  
進退は、朝命被爲伺候上に無之而は、私に  
御取計難相成候、

右之趣、慶喜家來共へ可申渡旨、御沙汰候



間、御達申入候也、

東山道總督府

參 謀

薩州御人數中

甲州表人氣騷立候に付、鎮撫差遣候衆之内、脱走之者も相加、對官軍爭端開候哉之趣相聞へ、右は兼々被仰出候御趣意に相背候者共に付、召捕次第、夫々嚴重御所置可有之候間、心得違無之様可被致候、  
右之趣、向々へ不洩様、可被相觸候、

三月十日

又云、修理内狀不知所在に付、手録を略抄する事如前記、

二月晦日、追々飛脚之者報告に付而も、官軍駭駿御前進之處、江府之御仕出御遅緩に而、御手後れに可相成模様、難安寢食次第に付、今早朝修理より大久保殿へ、先一橋家老に而も、被指出候而は如何との書面指出置、後刻登城之處、大一殿面會に而被申候は、橋公へは、若老に而河津伊豆守、大監察に而河田相模

守、監察に而朝倉藤十郎被指添由、橋公御沙汰に、薩人小田原迄押來候趣故、陸行は御好無之、瀛船に而駿州清水港へ御着、夫より駿府へ御出被成度、陸行に而淀も止られ、日光宮も進兼候處なれば、又々御出懸け、薩之賤人に御留られ被成候事は難被成に付、田安公確堂公、御出に相成可然との御申出に而、迷惑被致候由に付、修理云、何分御船は不可然、強而御船に相成候は、田確二公之内、御陸行相成候様申達之、日光様御役者覺王院は、山を越向へ引居候故か、薩之宿割體之者三四人小田原へ來り、淀は召し人に非ず、通し難しと指留困窮之處、日を經而、武器を除て通り不苦との事に而、漸く前進之由、○日光様御策は薩之宿割體之者を被召達、關門を越て御泊り、關門を以關東之過激輩を遮り、又薩長之進入も、御指止之御積なる由、○與宮様之御直書は、御嫌疑有之、御出來難被成に付御代筆、御封なし、田橋御兩口に而御書付出候を、御持參之御積之由、○靜宮様より、京都へ被指上

候女使、今日晝比着之由、○午後矢五郎同道、橋邸へ罷出候處、御用人川村清輔、中根長十郎逢對候而物語に、兎角西城間違のみにて、持取不申由、夜に入若老河津殿御出、靜宮御使今晝着、是は參内も不出來、御文は受取々と計申來由に而大歎息、會桑松山之謝罪狀、桑家は家來計に而出候由、御持參之靜宮御文も、于今御到來無之由、「橋公御船之事相談に付、決而不可然、彼必横道杯との申立に而、受付け申間敷と申達、多分御陸行に可相成趣之由、御船行之御内慮は、一段尾州へ被爲入、老侯へ御相談、夫より督府へ御出可被成、御心算被爲在事之由、○水野云、宮御使京著、即日ハ參内出來不申、翌日に相成由、御直筆御返事有之事、實説に候、○田橋兩公之御謝罪狀之儀、御相談有之、愚存之次第、夫々申上、御草稿出來す、△三月朔日、箱根關門、薩長大村之人數詰切、諸荷物繼立難出來趣、小田原問屋より申達有之由、○板倉用人より、草尾まで報知、小田原藩より、一昨日之飛脚相

達、日光宮より、藝州重役へ御懸合、官軍箱根以東へ不罷越様、被仰出候處、奉畏候得共、寒氣之折柄、山中には堪兼候に付、畑湯本邊へ罷越、督府御下知相待候様仕度と申上、御聞濟に相成、宮様は小田原御出立に相成由、官軍右兩所に屯集、爲探索日々五六人つゝ、小田原以東へも罷越候へ共、一泊は不致、夜分は歸陣之由、△二日、彦藩脇伊織、横川源藏來訪云、淀出立、日光様も御立、橋公も御立と相成候へは、形迹は具備候得共、押強き人を附屬する外なしとの談に相成、横川は室賀へ、脇は西城、修理は橋邸へ罷出、橋公御立は明後四日早朝と御治定之由、河野、河田、朝倉指添、御用人は川村、中根之由、水野彦三郎も隨從、是は道路御滯も有之候へは、船に而駿州へ罷越積之由、○明早朝、若年寄服部筑前守、御目付堀貞之助、謝罪狀持參出立之由、○靜宮御代筆御書付も、出不申事に相極由、○日坂に而、薩人或人に問、大久保一翁殿は何故出不申哉、外之人に而は不叶、御役方に無之而は



不三相叶と申せし由に付、勝氏と兩名に而、海江田へ之書狀を、去冬薩邸變に囚人に相成有之薩人を御免に而持參せる由、△三日、彦藩脇來り、木曾路へも、一手謝罪使御指出可然との示談有之由、木曾路へは、彼藩人數も指出有之處、鎮撫使岩倉殿之參謀、薩人有馬藤右衛門、京人宇田栗園大過激、直に江戸へ踏込可申勢之由、○昨日横川室賀へ相談之處、御小姓頭取成田下總守、荒井筑後守、口村主計頭可然、御小姓に而も、田村左十郎、千田要も可然人物之由、其段脇より朝倉へ物語、今日登城、心配可有との事之由、○淀侯近習役之者、早駈に而着、申達趣、淀侯三島驛迄罷越處、薩州先鋒之者、使なれば決して通し難く候間、被引返候様支事に付、小田原迄引返し、菩提所紹太寺へ逗留、懸合に相成處、使ならは難通候得共、督府より御指圖有之候へは、可通候間、督府へ掛合に相成候様との事に而、此道塞りたる由を申來れる由、然るに於朝廷、老公迄御沙汰有之、督府へ御達に相成候様之御

書付、今朝服部筑前守持參出立故、夫に而貫徹にも可相成由、右に付何分水野彦三郎、早々督府へ遣し、周旋不爲致候而は、軍門へ通徹之道無之に付、爲相談、暮時前より矢五郎、彦三郎方へ罷越、○中山道謝罪使は、由良信濃守殿、大目付梅澤孫太郎、御目付櫻井庄兵衛、今朝出立に相成、松平播磨守不快に付、出勤次第北陸道へ被罷出由、此道之參謀は、津田山三郎故、都合可宜由、△四日朝、矢五郎歸り來り、昨夜待明し候得共、彦三郎歸り不來由、彦三郎僕、廿六日尾州出立に而昨夜着、督府は金谷宿、兩卿は駿府逗留之由、軍勢は尾、紀、細川、藤堂之由、薩長島田前後に關門を構へ、箱根は薩に小田原藩、大村は畑之由、藤澤に而薩人二人を見受たりと云、○八半時比登城、大殿へ逢對、淀侯之事に付而も、御謝罪狀軍門へ可相達見込相伺處、京都之被仰出候を、服部筑前守持參之外なしとの事に付、夫も先手に而不知事、督府より御指圖之上杯と申候而は、又々閉塞に及候へは、尾州勢も出居候

事、水野彦三郎被遣、一と周旋如何と申達候へは、願は敷との事に付、此一人に而も、不安心に候へは、細川勢之内に、御心當之人は無之哉と申達候處、幸熊藩金坂熊太郎、昨日も大久保殿へ來候由被申に付、其者内談可然と申談す、海江田へ手紙之事承り、其邊に而被成方は有之間敷哉と申出處、夫々安房と兩名に而、一筆可遣と云迄之事に而、夫邊之事に非ず、且安房へ頼置候迄之事を被申聞、○退出途中、下馬先に而、水野彦三郎へ逢、同道再登城、相談之處、橋公へ水野隨從に而は、督府之方之周旋難出來に付、替り人心配、妻木被命處、同人痲疾に而道中難出來、品川迄は可行、其上に而之談決と相成、不定に付、兼而物語有之清水崎太郎、氣慨も有之、此人ならは行届可申と、妻木へ談候處、其人連れ來候様、一橋之物頭格に可申付旨に付、昨夕下谷宅相尋候處、向島へ引越由に付、向島へ行き逢候處、隱遁之志決し、引込候由に而斷り候へ共、色々説得、祿之爲に非ず候へは、祿は辭し

職は可受との事に相成、只今跡より參候由、今朝橋公と一處に出立可致處、昨夜より歸宅不致仕合、何分此處に而は、談も整兼候間、品川迄矢五郎罷越候様致度との事に而退出、矢五郎は直に品川へ罷越、○會津一昨日より今日へ懸け、國へ引取由に而、船車に積、和田倉兩屋敷明退之由、右去月廿八日後、四日飛脚發迄之東狀也、五日以來修理出立迄之手録も、爰に附記して、他日之想察に備ふ、△五日、晝時過林矢五郎品川より歸り云、漸く之事に而、彦三郎御先へ罷越候事に相成處、清水崎太郎も、橋公之御緩急を慙も、御先へ參り懸合、有無可申上旨に而、御先へ參り候に付、何分矢五郎は御一所に參候様、被仰出候へ共、御供之義は、嚴敷御斷り申上候處、見へ隠れに致候而成共罷越候様、左様無之候へは、橋公も御進み無之との御事に相成に付、何分罷歸申談、一兩日中に可罷出と申上、引取候由、橋公は右等之御失望により、今晚は品



川に御逗留、明日は神奈川、七日藤澤、八日大磯と申御宿割之由、右に付、素より橋公御附添は難、出来次第故、御断り可申上、乍併右御謝罪狀御請取之有無は見届可及、復命事候へは、明日又は明後朝此表出立、道中に而御模様致承知、直に歸京之上可申上と申談、其段矢五郎を以、一翁殿へ申達處、至極可然との挨拶之由、△六日、晝時登城候處、呼出も有之處に而、於大廣間、河田相模守殿面會、御謝罪狀、御別紙田橋二公御歎願書、錦旗之書、都合四通御渡有之、夫より雁之間に而、一翁殿より修理へ八丈縞三反、矢五郎へ二反、東台思召を以被爲頂戴、其節之御咄に、中山道一揆様之騒き有之に付、鎮撫之御人數被指出候處、官軍と引當り可申次第に相成に付、昨日御使番被遣候へ共、未歸由、陸軍不承知と申様に而は當惑之至り、何分爲引取不申候而は、不叶との事也、○日光宮様は、覺王院より申上、箱根御越に相成由、○橋公は、薩人來り、橋公之御謝罪之次第ならは、其段督府

へ相伺可申候間、夫を御待可被成様との事之由、○服部等も同様、御謝罪之筋候は、督府へ可申達候間、夫迄控居候様との事に而、大磯へ逗留之處、又別人來り、只今人數追々繰込に相成候間、混雜出來候而は不宣候間、此處引拂候様との事に付、無據戸塚へ引戻居由、○問、諸勢進候は、何處までも御入れ被成候哉、其通りとの答なり、左候へは、唯今と相成候而は、京都に而周旋より外無之、早々出立可仕と申候處、尙厚く御盡力被相願候旨被申聞、○大廣間入側口に而勝殿に逢、中山道之混雜如何と問ふ、誠にウルサクテナラヌ鎮撫ノ人ハ、安房カ遣シタノシヤ、夫カワルクハ、安房カ朝敵トナツテモヨイ、一揆カ居テ、官軍ノ妨シテハナラヌ故、人數を出シ、夫カ事ニナレハ無是非、夫切之事シヤ、會人カ入組ナトハ濟ヌ事シヤ、早ク鎮撫ハ出來タ、又奸民カ一萬五千計故、昨日モ品川へ人數ヲ出シタ、鎮撫ノ爲安房カ申付タノシヤ、橋公ト河津カ、其人ヲ歸シタ、安房ハ總督テハナケレト

モ、軍事取扱故、御任セノコトシヤ、夫ヲ橋公テモ濟ヌ、只今安房ハ、最早出來ヌト云切テ仕廻フタ、橋公ト河津ノ首ヲ切ツテ、出サネハ承知セヌ、然ラハ總督テモ何テモ、別ニ置カヨイ、貴様御歸リナラハ宜、今日薩人ニモタセテ、大島ト海江田へ手紙ヲヤツタ、御逢ナラハ、安房ハ最早出來ヌト云フタ、皇國ノ亂トナレハ、互ニ賊トナルシヤ、御カサント、御祖母サンノコトハ、安房カ護ルト云フテタサレ下云テ引カル、此生死ノ境ニ至ツテ、橋公テモナンテモ、軍事ニ彼是スル者アツテハ承知セヌト怒ラル、故、御尤至極ナレトモ、此危急ノ場ニテ、御忍ヒ下タサレト申上ル、○細川留守居澤村修藏、今朝京より來著せる故往訪、京狀を問ふに、無異條、五日御親征被仰出而已、廿八日京發、三日大井川に而、惣督宮に御出逢申候得は、今日駿府へ御著なるへし、兩卿も御立なく、宮様御待之様子之由、日光宮様昨日箱根に而御出合申候、今日比駿府へ御着なるへし、東海道出軍之隊長を問ふに、御備頭清水縫

殿、御番頭藤澤彌次兵衛、柏原要人、御奉行副役淺井新九郎、御兩卿附添周旋方益田勇と云、今日は山、薩長は戸塚なるへし、昨日は藤澤なる由、東台御所替り等之説あり如何と問ふ故、素より不叶といへとも、決而左様之事は有間敷と答ふ、暮時前歸邸、△七日、朝六ツ時過磐邸出立、四時過川崎少し手前に而、水野彦三野に逢ふ、引戻し品川へ行と云、且云、薩人あり、橋公に至つて問ふ、一橋公一萬五千之兵を率て防禦すと聞く如何、答云、決而左に非ず、最恭順謝罪之筋に而、兵器ある事なし、彼驚きたる體に而、左様なるや、御謝罪之事候は、何分督府へ可相伺、其上に而可及御指圖、夫迄は御逗留可被成との事に而、好意之様に聞ゆれとも、詮する所兵を止めず、宮様橋公をも人質に取る様に而は、大變之次第、且水野忠四郎、先達而越老公より、尾老公へ御廻し之御謝罪狀を、督府へ持參せし其歸り、唯今逢申候督府の模様、御謝罪狀計に而、御實跡なく不叶と、其語氣舊内府の口級を望むか如し



と云、如此なる時は大變なり、今之内首謀之者を斬て、謝候様に有之度と存候、乍併京説如何、昨朝澤村修藏着たる筈なり、聞たる事もなきやと問ふ故、何之嘶しもなしと答へたるに、夫に而は成り不申候、彦三郎は是より品川へ罷越、修藏を呼び、及相談度候間、林は明晝迄逗留、消息可相待、修理は早々歸京、根本へ力を盡し吳候様致度由、且尾候より惣督へ御出し之御謝罪状は、内々之事候へは、今一應老公より、督府へ被仰立に相成様致度、且又靜宮を女王に立て、繼統之御盡力、并に徳川有志之者を、御口被成候も一策なる由等を説て分袂、川崎驛に而午飯、矢五郎を橋公之御機嫌伺に差出、高木文平とを殘して西上し、此夜神名川驛に投すと記せり、

○十一日、今早朝爲御使、雪江岩倉殿へ參上之處、唯今三條殿へ御出之趣に而、御斷りに候へ共、強而御對面相願候而、昨日東報之通り、御先鋒府内へ御打入に相成候節、不逞之徒萬一及暴舉候半も難計、左候而、事破れに及ひ候而は、天下も夫切之事に而、太

平之命脉も、絶果候事と相成候へは、何分にも御進軍を被止候歟、又其儀は、拙外は御委任之事に而、御掣肘難被成御次第にも候は、此件公議に附せられ、御進止御決に相成候様との御建言之御趣意、縷々及陳述候處、卿御申には慶喜如形恭順と申、加之大久保勝等之周旋行届候事に候へは、決而暴動之氣遣は有之間敷候へは、兵端之開らくへき道理無之と、承引無之に付、此比英公使へ對し、暴動之次第を以、意料外に發し、不得止事情も有之趣申上、漸々御落意有之、從是三條殿へ御出之事候へは、兩途之内、何とか御談可被成、宮へ御委任とは乍申、御所置之結局は、是非御伺に可相成御手續候へは、其節は急度御含有之段、御申聞有之、罷歸右之趣申上處、猶又三條岩倉兩卿へ被遣御直書如左、

一、翰啓上仕候、春暖之砌、先以兩卿愈御清安、奉謹賀候、抑今朝中根、雪江差出、愚意之趣爲申上候處、段々御懇情、御返答之趣、雪江罷歸申聞、謹畏奉存候、何分至急之義、一刻も早ふ御決議奉至願度、幸只今兩卿御參會之事にも被爲在候故、早々御相談被決候様、奉企望候、此段早々及言上

候也、恐惶謹言、

三月十一日

御實名

三條大納言殿

岩倉右兵衛督殿

○十二日、有馬帶刀來邸、去る四日立に而東報有之、江府は愈鎮靜候へ共、會津庄内之二邸には、蓄兵有之風聞之由、會兵出張之聞へに乘し、御先鋒戸塚迄進入之由、日光宮様は、駿府迄御進み之御運ひ之由、帶刀云、來る廿日には、三道之先鋒一處に、御府内打入之期日之由、仍之相考候處、行幸も其節之形勢次第に而、自然事六ヶ敷相成候は、浪華より直に御乗船に而、潜幸之御密旨杯有之歟と議論せり、

一、此比藤堂之藩士、督府之御用承り、歸京之由相聞候に付、右帶刀申出候趣も有之、旁承調候様被命、今日雪江出勤懸、藤堂歸雲寓往訪、質問之處、右は督府より、日光宮を被仰進候而、去る六日於駿府御對面有之由、其上に而御使被命、軍防局へ之御用狀、外に御用物持參、早追ひに而八日到著之由、御用之次第は、更に難相分候得共、何分宮様御對面濟、直様之御用故、御謝罪之御一條にも可有之哉と相

察候事之由、此使之者之物語に、御先鋒橋本柳原之兩卿は、兼而御見込之通り、○割腹迄は、御仕課ふせ之御勢氣之由、外に一人、江戸表より同道之者有之、此者之申口に而は、會津内傑驚に而、佐竹杯は大に避易、小藩は追々荷擔に而、東國は二藩に而、可及併吞勢之由、江戸は謹慎平穩之姿に候得共、二藩の邸内には多人數罷在由、會藩より出兵に托し、御先鋒は戸塚迄繰込之由等物語有之に付、其段於官代、御内申上之、

一、今日官代へ御出勤之處、岩倉侍從より、右兵衛督殿御逢被成度候間、御退出御見合せ被成度との御傳語有之、七時比督殿御出勤に而、御對談有之は、一昨日御申立之御次第、三條殿御談之上、御先手に而壅蔽等無之様、昨夜急飛を以、元帥府へ御申通有之由、阻旅之義は、拙外之事に而、今更御取計方無之由、且又行幸は、いつれに可被爲在候得共、御日限は御不定之由、太政官は御移しにも相成不申由、就而も、公は御殘りに相成候様との御談に付、御人數計り被指出度と、御申入置に相成由、

私云、追考に、此日於江戸表、大小御目付へ御達



如左、

一橋大納言殿、大總督有栖川宮へ御逢、此方御事情御貫徹之御手續に候間、御沙汰不相待、妄動いたし候者は、公武之御爲を敢り、以之外之筋に付、此旨厚相心得候様、末々迄嚴敷可被申渡候、

三月

右之趣、向々へ不洩様、可被相觸候、

「近日以來、追々同志を語らひ、隊名を私に唱へ、甚敷者は本勤有之者と雖も、私に隊へ加はり候者も有之哉に相聞へ、心得違之事に候、以後右様之儀は不相成候、尤御爲筋見込有之者は、各其頭支配へ申立、可受指圖候、○續徳川實紀十、一日の條に收む、

三月

右之趣、向々へ不洩様、可被相觸候、

「勅使御下向に付、先達而中より、謹慎之御趣意相守候様、度々被仰出候へ共、多人數之内には、心得違之者有之、表に君命を遵奉候ても、心中窃に不平を抱き候輩有之哉に相聞、

右は素より忠奮之心底より出候事に付、臣子

之分におゐて、尤之儀には候へ共、一兩人之心得違より、上は上様御寺入御恭順被爲在候御趣意も水泡と相成、下は億萬無辜之生民、塗炭之苦に陥り、御家之覆亡は勿論、皇國紛亂之端にも相成可申、千歳之後迄も、御當家不正不信之名を被爲受候様相成候は、假令誠忠之心に而、一死を遂候共、眞之武士道に相叶申間敷に付、能々勘辨いたし、忍び難き儀を忍び居候様可被致候、尤昨今大總督府、并官軍先鋒へも、夫々御申立に相成候次第有之候間、御趣意之處厚相守り、不忠不義之妄舉不致様、可被心得候、○續徳川實紀十、四日の條に收む、

三月

右之趣、向々へ不洩様、早々可被相觸候、

○十三日、紀藩堤嘉市、本多甚五郎兩人、一昨日江戸表より歸京之由、昨日安藤飛騨守より申上置候儀故、拜謁被命、去月廿九日江戸表へ著、當月二日江戸表出立罷歸候由、日光宮駿府迄被爲入、今夕督宮へ御對顔可相成と申、朝之内に、駿府通行之由、橋公に

は、種々御難澁被仰立候得共、色々御勸め申上、三日四日には、御發途可相成との御治定之由、江戸表極鎮靜、見付々々番人引拂明け切、西城も宮様、天璋院様計に而、登城之人もなく、明切り之由、諸役出勤も無之、淺野、大久保、若老之場合に而、於役宅諸端裁決之由、上野は黒門計通行、外口は切、黒門に番人四五人罷在、出入改候迄に而、聊差支無之由、會庄内之邸内には、彼是多人數籠り居候由、御先手は追追線入、次第に御府内へ進入候は、如何之形勢に可相成哉、甚懸念之由、箱根已來は、人馬官軍之外繼立申間敷旨、薩より觸渡し、行旅以之外指滞り、諸侯妻子も是か爲に抑止せられ、宿驛は不及申、往還より一里内外之村落に充滿之由等申上之、

一、今朝士老侯へ毛受鹿之介指出され、武市八十衛逢對、昨日御示談之通り、頭燦之大事件、被掛公議候儀被仰入候處、八十衛云、容堂様も、先日來御嫌疑甚敷、御迷惑被成、且邸内も折合兼候時節故、御盡力御擔當之程は難計候へ共、何分可申上由申之、此比も、行幸御止一條之義、三條殿へ被仰入處、至極御尤とは御挨拶有之候得共、徳川氏之模様次第、江

戸迄も御討入に可相成との御口氣故、容堂様も御あきれ被成候而、御建言之思召も絶果候程之御儀に而、邸内多分佐幕之議論に有之由等物語れりと、

誓文

○十四日、今日在京之官武一同、辰半刻參内被仰出、御誓約之儀有之、  
一 廣く會議を興し、萬機公論に決すへし、  
一 上下心を一にして、盛に經綸を行ふへし、  
一 官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心を以て倦まさらしめん事を要す、  
一 舊來の陋習を破り、天地の公道に基くへし、  
一 知識を世界に求め、大に皇基を振起すへし、  
一 我國未曾有の變革を爲んとし、朕躬を以衆に先んし、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす、衆も亦旨趣に基き、協心努力せよ、

慶慶四年戊辰三月

勅意宏遠、誠に以て感銘に不堪、今日之急務、永世の基礎、此他に出へからず、臣等謹



て叡旨を奉戴し、死を誓ひ、黽勉從事、冀くは以て宸襟を安し奉らん、

總裁 公卿 各名印  
慶應四年戊辰三月 諸侯

宸翰之寫

朕幼弱を以て、猝に大統を紹き、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に仕へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪ざるなり、竊に考ふるに、中葉朝政衰へてより、武家權を専らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能はざるやうに計りなし、遂に億兆の君たる、唯名のみになり果、其れか爲に、今日朝廷の尊重は、古へに倍せしか如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離る、事霄壤の如し、かゝる形勢に而、何を以て天下に君臨せんや、今般朝政一新之時に膺り、天下億兆、一人も其所を得ざる時は、皆朕か罪なれば、今日之事、朕自身骨を勞し、心志を苦しめ、艱難先に立、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉して、億兆の君たる所に背かさ

るへし、往昔列祖萬機を親らし、不臣のものあれば、自ら將としてこれを征し給ひ、朝廷の政總て易簡にして、如此尊重ならざる故、君臣相親しみ、上下相愛し、德澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり、然るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨我國のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し、一新の效をはからず、朕徒らに九重中に安居し、一日の安きを偷み、百年の憂を忘る、時は、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る、故に朕こ、に百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置ん事を欲す、汝億兆、舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急を知らず、朕一たひ足を舉れば非常に驚き、種々の疑惑を生し、萬口紛々として、朕か志をなさしむる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はしむるなり、汝億兆、能々朕か志を體認し、相率て私

見を去り、公義を採り、朕か葉を助けて神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめは、生前の幸甚ならん、

右御宸翰之通、廣く天下億兆蒼生を思召させ給ふ、深き御仁惠の御趣意に付、末々之者に至る迄敬承し奉り、心得違無之、國家之爲に、精々其分を盡すハキ事、

三月 總裁 輔 弼

一、先比出府被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候本多修理、去る七日江戸表出立、今十四日未明着、五時過於<sub>レ</sub>御前<sub>レ</sub>申上候次第如<sub>レ</sub>左、

最初御奏聞狀御返上之儀取計、御恭順之御筋も相立、御謝罪御使も、浚候御請に相成候故、其段爲<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>歸京途中、林矢五郎より再命之趣拜承、引返し出府、於<sub>レ</sub>彼表、尾紀御談之廉々、夫々周旋之次第は、追々以<sub>レ</sub>内狀<sub>レ</sub>申上候通り、夫より橋公も已に御發途相成候故、江戸表出立罷上り候段申上、相摸守殿御渡之御奏聞狀、其外指<sub>レ</sub>上之、一翁老極秘之一言も申<sub>レ</sub>上之、

御奏聞狀如<sub>レ</sub>左、

此度慶喜爲<sub>レ</sub>御征討<sub>レ</sub>御下向相成候由奉<sub>レ</sub>伺、實以奉<sub>レ</sub>驚入<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候次第奉<sub>レ</sub>存候、右は從來之不行届而已ならず、京攝之事件、全慶喜一身之不束より相生候儀に付、深悔悟伏罪、東叡山へ謹慎罷在、奉<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>朝裁<sub>レ</sub>之外、他念無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候、何卒出格之御仁惠を以、御總督府に而、御進軍之御沙汰は、幾重にも御宥免被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>候様仕度、泣血叩頭、此段奉<sub>レ</sub>哀訴<sub>レ</sub>候、

三月 德川慶喜

京攝事件之節詰合居候松平肥後、并要路之役々、同様奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候に付、御所置奉<sub>レ</sub>伺候心得に而、爲<sub>レ</sub>慎置<sub>レ</sub>申候間、夫々御沙汰被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>候様奉<sub>レ</sub>願候、以上、

三月 德川慶喜

田橋兩卿御謝罪狀如<sub>レ</sub>左、  
臣茂榮、臣慶頼、誠恐誠惶謹而奉<sub>レ</sub>哀訴<sub>レ</sub>候、宗家徳川慶喜儀、先朝より格別之天眷を蒙り、年來奉<sub>レ</sub>侍<sub>レ</sub>輦轂<sub>レ</sub>候て、尊王之誠心を盡し、御奉公罷在候處、今度不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>事件に立至り、御征討使御差向被<sub>レ</sub>爲



在候儀、誠以奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候次第に付、慶喜儀、東叡山に潜退仕、重臣を黜け兵仗を去り、謹慎罷在、如何様之御沙汰御座候共、奉<sub>レ</sub>畏候次第に御座候、右は畢竟慶喜不束とは乍<sub>レ</sub>申私共門葉に連り罷在、匡救之不行届より、逆鱗之罪を蒙り候段、實以奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>、日夜悲泣罷在候、仰き願くは、先祖家康已來、朝威を戴き皇國之治安に苦心焦慮仕候微忠を御鑒み被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、格別之御洪恩を以、寛大之御沙汰被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候様、今日之至願、此事に御座候、何卒厚く御憐察被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>、宜御執奏被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候様、至誠奉<sub>二</sub>哀願<sub>一</sub>候以上、

三月

茂 榮 慶 頼

臣茂榮、臣慶頼、誠恐誠惶謹而奉<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>候、別紙慶喜奉<sub>二</sub>歎願<sub>一</sub>候通、悔悟伏罪、東叡山へ潜退、謹慎罷在、并松平肥後以下役々之者共迄、爲<sub>二</sub>慎置<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>朝裁<sub>一</sub>候上は、何卒錦旗は被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>止候而<sub>一</sub>、夫々御沙汰被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候様、奉<sub>二</sub>哀訴懇願<sub>一</sub>候、以上、

三月

茂 榮 慶 頼

私云、右は一橋公御持參之分也、服部筑前殿初持參も同様也、

修理別段申上るは、彼表極鎮靜に而、追々官軍進入之節、亂雜之儀無<sub>レ</sub>之様、所々へ警固之兵隊被<sub>二</sub>指出<sub>一</sub>候儀は、官軍へ御届有<sub>レ</sub>之、町々へは、謹而可<sub>二</sub>奉迎<sub>一</sub>旨、張札等有<sub>レ</sub>之由、乍<sub>レ</sub>去萬一亂妨等有<sub>レ</sub>之節は、官軍には無<sub>レ</sub>之、亂賊に候へは、速に可<sub>二</sub>討取<sub>一</sub>手合も有<sub>レ</sub>之由、○上野におゐて御謹慎之御様體檢査等之事、穩便に出候は、無<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>御許容可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>、もし兵を以迫る勢坏有<sub>レ</sub>之候は、決て御許し無<sub>レ</sub>之御合之由、當時已に御脱走御不在之浮説も相唱候由、○天璋尼公種種御物數奇有<sub>レ</sub>之、田公之に役せられ、非材之人御舉用之御内意も有<sub>レ</sub>之由、尼公は事により、威を和宮に借せられ候次第も有<sub>レ</sub>之、至難之内景に而、大勝二氏も大に困難之儀も有<sub>レ</sub>之由、○會は屋敷も立派に引拂ひ、見事に歸國之體なる由、桑は御東下以來、君臣共に何方へ潜匿にや、更に形迹無<sub>レ</sub>之由、○大勝二氏は、何處迄も御恭順に而、貫徹之定見之由、○大氏へ、和宮様御委托之内勅有<sub>レ</sub>之、勝氏も同斷歎との事之由、○歸京途中、去る十一日、荒井驛に前橋候御逗留に付、御

旅宿へ罷出、四王天兵亮對接之處、同人申聞候は、候名護屋に而尾老候へ御逢、御嘶有<sub>レ</sub>之、其夜宮様同所へ御著に付、御出向も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成處、御使者のみ被<sub>レ</sub>遣、御自分様には、佐や廻り御出立に相成、勢州關驛迄御出被<sub>レ</sub>成候處、總督宮御本陣へ、御出被<sub>レ</sub>成候様、筑前入使者に而申來に付、御驚に而、京都へ御伺濟候上、宮様御本陣へ御出被<sub>レ</sub>成候處、御對顔も有<sub>レ</sub>之、至極御機嫌能、御嘶等も有<sub>レ</sub>之、其日は相濟候へ共、尙も御追隨被<sub>レ</sub>成候様、參謀之者より被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候故、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>止<sub>一</sub>段々御進みに相成、荒井迄御下りには相成候へ共、實は右名護屋之御使者之事に付、右様之御次第と御心得に而、武田市郎兵衛を、宮様御本陣へ御指出、段段御手を被<sub>レ</sub>入候處、畢竟大和守様、勤王を被<sub>レ</sub>成候哉、徳川氏謝罪之御使等を、御勤被<sub>レ</sub>成候哉と問ふに付、夫は論もなく、勤王に候、謝罪狀も何も持參不<sub>レ</sub>致、朝命も有<sub>レ</sub>之、左なくとも京師へ出、勤王之積に御請致候處、左候は、夫に而宜、扱名護屋に而、御はつれ被<sub>レ</sub>成、御自分御迎も無<sub>レ</sub>之は、如何之譯と申候故、論もなく不<sub>レ</sub>調法之次第と申立、不<sub>レ</sub>調法人さへ出候は、事濟に可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>哉、今日には申來候半と存候

由、左候へは、謝罪之事は出來不<sub>レ</sub>致、上京より外は無<sub>レ</sub>之との物語之由、夫より候御前へも被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>、江戸之儀御尋に付、委曲申上、御謝罪御盡力之儀を、願試候得共、右之御次第、逆も御六ヶ敷趣御答之由、右様之御運ひ、山田太郎左衛門へも申傳候様、御頼も有<sub>レ</sub>之由等之儀共なり、

○十五日、今日御布令如<sub>レ</sub>左、

御親征日限御延引之處、來廿一日御發途、石清水社御參詣、同處御一泊、廿二日森口御一泊、廿三日御着坂、其後海軍整備、叡覽可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在旨<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事、

但太政官代被<sub>レ</sub>移候義は、先つ被<sub>レ</sub>止候事、

三月十五日

今般王政御一新、萬機從<sub>二</sub>朝廷<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候に付而は、皇國遠邇となく、蒼生安堵致候様、日夜御憂慮被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在<sub>一</sub>、斷然御親征行幸被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、尙海軍整備天覽被<sub>レ</sub>遊、關東平定之上は、速に還御被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在<sub>一</sub>、大に列聖之神靈を被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>安度<sub>一</sub>、深重之思食に付、上下心得違無<sub>レ</sub>之様、名々相勵可<sub>レ</sub>盡<sub>二</sub>其分<sub>一</sub>御沙汰候事、

三月十五日



但し億兆之君たる天職を被爲盡御親征行幸被仰出候處、委敷御趣意を不辨ものは、只々朝廷之御上を奉案候故か、或は一家之盛衰目前之榮利を相考候故か、全體之御危急をしらす、種々浮説申唱、彼是疑惑を生し候儀も、有之哉に相聞へ、甚以如何之事に候條、末々に至る迄、急度安堵いたし、生業を可營候事、

東山道官軍先鋒、既及戰争、賊軍敗走之旨には候へ共、東海道亦如何共難計趣言上有之、旁以海軍出帆、被指急御出輩被遊候條、各相心得、出格勉勵可有之旨、御沙汰候事、

三月十五日

一、行幸奉行坊城殿より御達左之通、御親征行幸、來廿一日被仰出候、仍早々申入候也、

三月十五日

俊 政

先陣越前宰相殿

追而刻限、丑半刻可有御參候也、

私云、追考に、此日於江戶表被仰出左之通、

此度御征討使御差下に相成、今十五日江戶表

討入之風聞有之に付、御歎願相成候處、大總督府へ伺濟之上迄、御討入之儀見合候旨、參謀西郷吉之助相答候に付、屋敷并市中共、猥に動搖致し、意外之不都合相生候而は、以之外之儀に付、諸事靜謐に致し、御沙汰相待候様可致候、

三月十五日

右之趣、向々へ不洩様、可被相觸候、

○十六日、先頃江戶表へ被遣候林矢五郎今夕着、申達候趣は、先達而東海道由井驛手前に而、本多修理方に出逢に付、再命之趣申達、夫より同行出府、於彼表修理申談に隨ひ、尾紀御談之筋周旋之處、尾瀨水野彦三郎殊之外盡力に而、橋公も去る四日御發途に相成、矢五郎儀は、彦三郎申談之儀有之、品川驛橋公御本陣へ罷出候處、於同處、矢五郎儀も是非致御供候様、被仰付候へ共、堅く御斷り申上候而罷歸り、同七日朝、修理同道出立、川崎手前迄罷歸候處、水野彦三郎、川崎驛橋公御本陣より、品川驛へ罷越候に出逢、修理方、彦三郎談之上、矢五郎は川崎に逗留、彦三郎返事相待候事に相決し、修理方は直に上方へ被罷歸、夫より矢五郎は、川崎驛橋公御本陣へ、御機

嫌伺罷出候處、折節諸向午飯認中に而混雜に付、差控居候内、近傍俄に騒々敷相成、先鋒隊追付當驛へ押來候段注進に而、御本陣忽ち鼎沸之騷動に相成、取物も取り敢す御引返し、池上本門寺へ御逗留可相成趣に付、矢五郎儀も何共致方無之、其夜は潜に同驛に一宿いたし、翌朝本門寺へ罷出、御様子相伺候處、昨日川崎驛迄被爲入候處、先鋒隊長薩藩中村半次郎と申者、唯一人罷越、御出向之御趣意相糺に付、御謝罪狀御總督御軍門へ御持參之旨御答之處、左候は、其段督府へ相達に而、可及御案内候間、夫迄之處、何方に成共、御指控被成候様、強而御進みに相成候は、事情不通之下々等、如何成御不禮失體も難計趣、嚇言を交へ申出候に付、何共被成方無之、御謝罪狀は半次郎へ御渡に相成、當驛に而御見合可被成哉杯、兎や角評議中、昨夕之大騒きに相成事之由、御指添妻木多宮殿、御用人中根長十郎等物語、何も殊之外恐怖之趣に有之、仍之矢五郎儀は、最早御用も有之間敷候得は、早々歸京之上、此段も可申上旨申達、罷上り候事之由、此節風聞に、先鋒參謀海江田武次之口氣に而は、目的は唯一人候得は、一人を早く

指出候か、徳川氏社稷之爲との見込之由に而、彼是と途中にて、齟齬滯滞之策を醸し、其際におゐて慘劇之惡計を遂んとする勢之由、先頃前橋候之御引返しも、參謀林玖十郎之獨裁に而、宮には御承知無之事之由、近來參謀專權に而、宮御手元と不熟之由にも、相聞候由等申達之、

○十八日、公過日來御所勞に而、官代も御不參勝に被爲在候御儀故、御供奉之儀も、御勤まり兼可被遊哉と、三條殿、徳大寺殿へ御内談之上、今日左之通御直書被遊、

今般御親征行幸被仰出候に付、慶永蒙供奉之命、武門之冥加無此上、深畏入奉存候、然る處過日來所勞罷在、騎馬難堪、依之重疊奉恐入候得共、先陣供奉被免度奉願候、且又御警衛人數は差出、御親征御用相勤度、此段も奉願候也、

三月十八日

御實名

坊城頭辨殿

即日左之通、

御親征行幸供奉、依所勞理、被聞食候、仍早々申入候也、



三月十八日

俊 政

越前宰相殿

一、此頃本多修理、林矢五郎等歸京いたし、江戸表之  
 實況、追々入<sub>三</sub>御聽候處、御謝罪狀は彼是之御指支に  
 而、督府へ相達兼、官軍は段々御討入にも可<sub>三</sub>相成<sub>二</sub>御  
 運ひ之處、府下は徳川公より御嚴重之御取締りに而、  
 鎮靜之模様は有<sub>レ</sub>之候へ共、事機差到候は、如何成  
 變故も難<sub>レ</sub>計、口伏之景況、絶而無<sub>レ</sub>之とも難<sub>レ</sub>申勢之  
 由に而、萬一砲聲一發候哉否、早春三日と等しく、成  
 功一簣に缺け、不可<sub>レ</sub>挽回次第に及び可<sub>レ</sub>申、左候は  
 は、當春と違ひ、主客之利勢も有<sub>レ</sub>之、一時に官軍之御  
 勝利と相決候義も無<sub>レ</sub>覺束、逐次に兵爭相募り、遂に  
 皇國之動亂とも可<sub>三</sub>相成<sub>二</sub>と、公御憂悶に堪させ給は  
 す、當時朝廷には、盛んに御征討之御軍務御振興之御  
 中なから、徳川氏に御關係、忌諱嫌疑を御憚かり御黙  
 止被<sub>レ</sub>遊、上朝廷より、下萬姓に被<sub>レ</sub>るへき災害と可<sub>三</sub>相  
 成<sub>二</sub>儀を、御傍觀に而は、被<sub>レ</sub>對<sub>三</sub>朝廷<sub>二</sub>御不忠之至と思  
 召候に付、又々御建議可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊と、御認御懷中被<sub>レ</sub>遊、  
 御出勤ありし御書面如<sub>レ</sub>左、

徳川慶喜謝罪狀、順序を以大總督へ及<sub>三</sub>御達<sub>二</sub>候様、

先達而御沙汰に付、其段田安中納言迄申遣候處、追  
 追關東より罷歸候家來より承候得は、爲<sub>三</sub>謝罪<sub>二</sub>度  
 度差出候使者、彼是障得有<sub>レ</sub>之、于<sub>レ</sub>今大總督之御手  
 元へ不<sub>三</sub>相達<sub>二</sub>御先鋒は駭々江戸に差迫り候趣に御  
 座候、左候而は、最早謝罪之道も絶果、加<sub>レ</sub>之歸降  
 伏罪之者を、御討伐被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候様之御次第に相成  
 候へは、徳川家臣共におゐても、窮鼠必死之覺悟に  
 相成、過日も及<sub>三</sub>建言<sub>二</sub>候通り、皇國之亂階必然に  
 可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>御座<sub>二</sub>と、恐悚至極奉<sub>レ</sub>存候、必竟謝罪之道  
 を御開被<sub>レ</sub>遊候へは、御平治勿論に可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>御座<sub>二</sub>處、  
 言路御阻絶に而、強而錦旗を被<sub>レ</sub>進候様に而は、官  
 軍より亂を御求被<sub>レ</sub>遊候御姿に而、公平至當、更始  
 一新之聖慮には、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>適御儀にも可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、  
 且後來不可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>之大害に立至り可<sub>レ</sub>申と、皇國之御  
 爲、朝廷之御爲、憂苦に不堪奉<sub>レ</sub>存候へは、早速に  
 御進軍御上<sub>カ</sub>止り、謝罪之道被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立、至仁至當之  
 朝裁被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様、必至奉<sub>レ</sub>願候、乍<sub>レ</sub>去徳川氏之使  
 節に而は、謝罪狀於<sub>三</sub>御總督府<sub>二</sub>御請取難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊御  
 義にも候は、臣慶永へ暫時之御暇被<sub>レ</sub>下置<sub>二</sub>候は  
 は、先日來病氣には御座候へ共、厚保養を加へ、早

早總督府へ罷出、謝罪之儀は、徳川氏支族之身を以  
 歎願仕、皇國之御安危は、職分を以建言仕度奉<sub>レ</sub>存  
 候、此段伏而奉<sub>三</sub>至願<sub>二</sub>候、誠恐誠惶頓首百拜謹言、  
 三月十八日 臣 御實名

右御出勤已前、雪江官代へ出頭之處、鹿之介より、今  
 日徳川一條に付、嚴重之御布告有<sub>レ</sub>之筈之處、文段中  
 改究<sub>カ</sub>之儀有<sub>レ</sub>之、今日之處は延引相成由、密に<sub>二</sub>  
 見之、殊之外嚴密之書面に而、實は當時佐幕之嫌疑あ  
 る諸藩へ、切當せる深意も有<sub>レ</sub>之由相聞候へは、此節  
 柄、御忠實却而忌諱にもふるへき御建白は、無益而已  
 ならず、却而巨害も難<sub>レ</sub>計と密告に付、如何にも折角  
 之思召も、今後之御故障と相成候而は、朝廷宗家之御  
 爲にも、無<sub>レ</sub>所詮<sub>二</sub>次第に付、御出立を奉<sub>レ</sub>待受、其段申  
 上、今日は御上達不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、御持歸り被<sub>レ</sub>遊、  
 一、去月廿九日被<sub>三</sub>指立<sub>二</sub>候御徒飛脚高島意助、去る七  
 日小田原紹太寺に而、淀候へ之御書相達、夫より江戸  
 表へ罷出、參政中へ之御書相達、同十三日江戸表出  
 立、今夕着、淀候より之御返書如<sub>レ</sub>左、  
 去月廿九日之御書、今五日小田原紹太寺宿寺へ相  
 達、辱誦仕候、如<sub>レ</sub>命春暖之候、益御安健奉<sub>レ</sub>賀候、然

は正邦、徳川前内府謝罪狀持參之儀、參政より御承  
 知被<sub>レ</sub>成下、就而は右謝<sub>カ</sub>狀正邦上京に而差出候  
 而も、最早大總督宮御發向後に付、朝廷に而は御請  
 取に相成間敷儀故、旅中差急、總督宮御陣營へ差上  
 候様可<sub>レ</sub>仕、其節正邦上京も相伺候方可<sub>レ</sub>然、委細被<sub>レ</sub>  
 仰下、謹承仕候、然る處正邦、去月廿六日江戸出立、  
 同廿八日三島驛迄罷越候處、薩州先鋒之者より、上  
 京之趣意尋請候故、在體相答候處、徳川之謝罪狀等  
 持參之者は、一應督府へ相伺候上に無<sub>レ</sub>之而は、通  
 し不<sub>レ</sub>申筈に付、彼より沙汰致候迄は、小田原驛へ  
 引返し、關外に控罷在候様にと申事故、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止  
 任<sub>三</sub>其意<sub>二</sub>引戻候上、猶再三上京之儀、應接爲<sub>レ</sub>致候  
 得共、何分承引不<sub>レ</sub>仕、只今之處に而は、朝暮督府よ  
 り之命令相待、空山寺へ口居罷在、心痛而已仕候事  
 に御座候、彼是因循致候内、必天下之大事を可<sub>レ</sub>誤  
 申<sub>二</sub>と、胸裏如<sub>レ</sub>焦に御座候、焦眉之急難<sub>レ</sub>救儀には  
 御座候得共、於<sub>三</sub>尊地<sub>二</sub>も、其筋へ御達し、旅行速に  
 相成候様、御周旋相願候、前文之事、實宜御諒察、御  
 含置被<sub>レ</sub>成下<sub>二</sub>候様、是亦相願候、先は右等差急貴酬  
 申上度、如<sub>レ</sub>此御座候、恐々頓首拜、



三月五日

正 邦

越前宰相様

猶々時下御自愛專一奉<sub>レ</sub>存候、去月廿一日御達書之寫、并御別書共、慥に落掌仕候、且正邦此度上京之儀は、謝罪而已には無<sub>レ</sub>之、昨冬已來再應之朝命に而、上京仕候心得之處へ、謝罪狀被<sub>二</sub>相頼、持參仕候處に相成居候間、其邊も御含置、吳々も御取成宜奉<sub>レ</sub>希候、已上、

一、同時一翁老より呈書、

益御勇健御在京被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、爲<sub>レ</sub>國奉<sub>レ</sub>賀候、東臺には御心配多より、百事御懸念甚敷、事々御恭順に相障候趣之御しかり計に而、多忙極候、○御先鋒薩勢六郷迄も渡來之由、薩中には西郷、海江田氏等も入居候由、海江田よりは傳言も申來候、右兩人等參候事故、皇國に疵を付候様之無法は有之間敷、長之方にも、桂氏等來候趣、若し御恭順不<sub>レ</sub>貫節も、右數輩へ一語不<sub>レ</sub>談死候は遺憾之事に候、横井先生出京に相成候哉、小松氏は未<sub>レ</sub>出、此地も人少に候、萬一歟、江城灰と相成候共、人多く出居候は、何歟と可<sub>レ</sub>致事も可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候、○御先鋒に而御謝罪狀不<sub>二</sub>

受取<sub>二</sub>手際、上手掛碁打に類候、實は爲<sub>二</sub>徳川氏には能矣候得共、可<sub>レ</sub>惜は灸と不<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>人多には、難澁之至候、彼趣向か所見一着下に候、何方も人少と被<sub>レ</sub>存候、呼々頓首、

三月十二日

一翁寛

榮井明候

二白、時令御自愛專一に奉<sub>レ</sub>存候、只今の勢にては、皇國一度は泥沼之如くに可<sub>レ</sub>成體、如何とも可<sub>レ</sub>致見込更に無<sub>レ</sub>之候、再拜、

一、同時草尾一馬より、林矢五郎へ來狀之内、

一去る十日、靜寛院宮様御使お藤の方、東海道通り、柳橋二卿へ御書持參、

一甲州勤番之者、百姓等鎮撫の爲、大久保一翁指圖に而、大久保剛實は近藤、御遣之處、甲州笹子峠手前に而、官軍と出合候付、一旦其趣意申越候處、

官軍先隊より放發に付、無<sub>レ</sub>據一度應砲候得共、

恭順に相障に付、剛始東奥之方へ脱走、

一上州筋土民騒立、且江戸脱走之歩兵立交に付、

爲<sub>二</sub>鎮撫、勝安房之指圖に而遣候歩兵頭古屋佐久

右衛門、松波某、官軍と出逢、深谷宿邊迄行、兵隊

云、川崎よりは一人も兵を不<sub>レ</sub>進心得之處、手違に而品川迄入込候由、西郷行き、進兵指留候由嘸有<sub>レ</sub>之、

一去る十五日江城へ進撃に付、十五日前に、大一勝安之應接可<sub>レ</sub>致と、吉之助申聞候由、其節々條之返事有<sub>レ</sub>之様申候由、依而大困窮、彌應接致候事に決候は、麾下有司邊之印書に而も、取不<sub>レ</sub>申候半而は、假令應接は整候共、罷歸り一命無<sub>レ</sub>之、且再ひ亂に可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>と心痛之由、

吉之助相渡書付、

一慶喜儀、謹慎恭順之廉を以、備前藩御預可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>事、

一城明渡可<sub>レ</sub>申事、

一軍艦不<sub>レ</sub>殘可<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>事、

一軍器一切可<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>事、

一城内住居之家來、向島へ移り、慎可<sub>二</sub>罷在<sub>一</sub>事、

一慶喜妄舉を助候面々、嚴重取調、謝罪之道屹度可<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>事、

一玉石共に熾く之御趣意更に無<sub>レ</sub>之に付、鎮定之道相立、若暴舉致候者有<sub>レ</sub>之、手に餘り候は、官軍

引退、間道羽生驛より梁田迄引戻候途中、三月九日朝、旅宿へ官軍發砲、俄に應砲候得共、歩兵脱走、古屋も宇都宮迄引去、松波も舟に而關宿迄引、

右大久保殿之嘸、

一橋公七日已來、池上本門寺に而御逗留之處、昨

十二日御進に相成候様申來り、池上御發途と申

事、

一日光宮は、七日九日之兩日惣督と御逢、七日には

餘程六ヶ敷、九日には御都合宜方と申事、

一稻葉は、家來は關所通行不<sub>レ</sub>苦旨申來り、兩人駿

府へ指出候處、九日朝迄歸り不<sub>レ</sub>申、

一品川も板橋も官軍入込、關所取建候由、

一岩倉は十三日桶川御止宿と申事、

一十二日薩州人益滿 休之介、是は勝氏に先、達而御預け人、遊擊隊山

岡鐵五郎、過日小田原へ罷越、西郷へ面會談判、

別紙ヶ條書持歸り、西郷より兩人へ申處、甲州上

州等之混雜は、不都合に而候得共、少々之事は有

り内、決而夫等之儀を兎や角は無<sub>レ</sub>之、官軍も、輕

輩は少々之事は有り内、御互之事しやと云、又



を以可相鎮事、

右條々、實行急速相立候は、徳川氏家名之儀は、寛典之御所置可被仰付事、

一坂城に而、甚敷上様へ相迫り候者、瀧川播磨、塚原但馬、小野内膳に而可有之と申事、

○十九日、今日立太后爲御祝儀、御參内、夫より官代へ御出勤有之、於官代、公へ岩倉殿より、江戸表に而大久保勝之兩氏、西郷吉之助へ對談有之、御都合宜趣御内話有之、詳細之趣意は、漏泄無之由、

一、今日雪江、有馬帶刀往訪之所、公卿方より出たる説之由、公此後御謝罪之御周旋、御誠實に過させられ候由、御評判以外不宣由、物語有之、

○廿日、今日公卿諸侯を初、非藏人迄も、惣參内被仰出、御布告如左、公は御所勞に而、御參内無之、

徳川慶喜御處分之儀、於朝廷は、諸事御寛容に被思食、御沙汰被仰出候處、舊冬鎮定を名とし、下坂之上軍配に及候次第、始終言行相違、正月三日已來之舉動、叛逆顯然、其罪天下萬民之共に知る所故、不被爲得止、大號令御發表、終に御英斷を以、御親征被仰出、勤王之諸藩、私情を捨て公議に

基き、諸兵大總督に附屬し、已に賊城に相臨み候折柄、恭順謝罪之實効も更に無之、尙先供之行違等を口實といたし、剩へ停軍相願候次第、朝廷を奉輕蔑候所爲にて、不屈之至に候、天下後世に對し、決而御許容難被遊儀に可有之、縱令御許容被爲在候而も、亦前條暴入之轍に出候哉も難計、御條理上は勿論、彼之情實、萬々御採用難被成、却而人心之疑惑を生し候而者、此御場合不三容易儀に付、大義名分篤と勘辨いたし、以來私に文通等之儀於有之は、逆徒に均しき筋に付、屹度御沙汰可有之候事、

三月

一、右等之被仰出も有之、御謝罪之一件に付而は、御家之御嫌疑最甚敷、御藩之徴士は、於官代人々より對話も、致遠慮候程之模様なり、

○廿一日、曉丑半刻御揃に而、浪華爲三行幸、御出糞被爲在、公御所勞に付、御參内無之、

一、今日西郷吉之助、江戸表より早駈に而、歸京之風聞あり、

一、公爲朝家、御精誠を被爲盡、一點之御私情不

被爲在候處、昨日之御布告に而は、朝廷宗家之御爲と思召込れたる御謝罪之道も絶果、徳川氏之滅亡も遠かるましく思召、且暗に御心胸に被爲徹候御文段等も有之、此上因循御在職被爲在候而は、朝廷之御嫌疑と申、御宗家へ被爲對御益も無之、其上如何成御家之御過辱等、御到來も難被爲量候へは、斷然御辭職、御歸國被遊度思召立之御旨、帷幄參謀之向へ御密談に付、何れも非才に而、輔贊之力難及、事之此に被爲至候御儀は、恐縮血涙、臣子之罪責難遁は勿論に御座候而、御思召之御儀も、乍恐御尤至極とは奉存候へ共、唯今御奮激御勇退被遊候へは、朝廷御宗家共に、眞之御隔絶に相成、天下之形勢も夫切に而、御耳目に不被爲觸御事と相成候へは、他日皇國不測之變動有之節、御應變之御機會御違失被遊、御忠貞上におゐても、御遺憾無之とも難

量候得は、當時之處は御忍び被遊、世變且は御宗家之御形行、御靜觀被爲在候御儀、御遠略にも可被爲在歟と、代る々々御諫諍申上候而、今日之處は、思召止らせらる御次第なりき、

○廿二日、一昨日西郷吉之助關東より上京之旨趣、御

承知も可被爲在哉と、土老侯へ御内調之處、祕中之祕故、御對面に而御物語被成度、關東に於て、薩兵暴發は決而無之候間、此儀は御安心被成候様、御返翰有之、

私云、此祕中祕説とて聞口口は、西郷吉之助去る

十一日入府、十四日發、二十日上京之由、十三日於江戸表、大久保、勝兩氏と應接有之、兩氏より、御謹慎之實跡は、函嶺以東へ入兵有之而も、

毫も抗拒之景況無之、又數隻之軍艦あれとも、一處に碇泊して動かさる等之事を説得して、恰

好之談に相成、上京之處、於此表は、何處迄も押詰候様との指揮に而、西郷も困窮不平之意味

有之由也、小諸侯歸邑之儀を口事、神山より徳大寺殿へ申達候處、卿被申候は、今暫にて關東

之御所置も可及落着候へは、夫迄之處は見合せ候様、大久保、勝、外に何山とか申人、格別之盡

力に而、謹慎之實效顯はれたれば、無程結局に可相成と、輕易に物語有之由、

一、此夜要樞之面々、御前へ被召出、方今御行止之儀御再議有之處、猶反覆御討論之上、此儘に而時勢御



觀察之條理、相勝れたるに決せらる、  
○廿五日、公此頃御所勞之處、今日より御出勤有之、  
於官代御直願如左、

慶永過日來所勞罷在、騎馬難堪に付、供奉被免度  
奉願候處、願之通被仰出、奉謹畏候、其節御警  
衛人數差出度旨、願之通被仰出、重疊奉畏候、依  
之何卒少分之人數には候得共、於浪華、行在中御  
警衛場所、又は市中巡邏、何方成共、御遣立被成  
下候様、奉願候也、

三月廿五日

御實名

○廿六日、此夜岩倉殿、東久世殿、御病氣爲御見舞、  
俄に御來訪有之、於御居間御小酌、種々御談論に  
而、二更後迄御滞在なり、是は公之御様體何となく懸  
念に付、爲伺察御推參之御様子なりき、  
○廿八日、今日於官代、左之通被仰蒙、

越前宰相

民政租税、掛被仰付候事、

一、此日去る廿二日立、江戸表より之飛脚着、草尾一  
馬より來帖之内、

一辰三月十四日、大總督參謀西郷吉之助と、勝安房

守殿と、於品川應接有之候事、

一大久保一翁老より、一馬へ書簡之寫、

口章、

過日御内話申上置候勝房州西郷氏引合、今に返  
答無之、昨日承候には、西郷氏十四日房州と談  
後直に上京致候由故、右に付而は、其返答は、月  
末に可相成と存候間、過日先方より廉書、并  
答廉書共、御指立之方と存候、本郷墟、并市ヶ谷  
尾御等、間近に入來には候得共、穩之體も御申  
上可被下候、只々上野覺王院、今日に至り、尙  
に防戰御進申上候口氣、更に不解除候、乍去採用  
決而不致心得に候、草々頓首、

三月廿二日

二白、聊に而も變候は、早々可申上候、此度  
は呈書不仕候間、宜希候、今日泊番には候得共、  
替り候事承候は、御城よりも御通可申候、乍  
去此分に而は、差向穩と存候、拜、

一大總督府より、關東へ御達之ケ條寫、  
私云、十八日に記する所に同敷故

一三月十四日、勝房州と西郷との應接之節、關東よ

り御渡相成候ケ條書寫、

第一ケ條、隱居之上、水戸表に而慎罷在候様仕  
度候事、

第二ケ條、城明渡之儀は、手續取計候上、即日  
田安へ御預ケ相成候様仕度事、

第三ケ條、第四ケ條、軍艦軍器之儀は、不殘  
取收め置、追而寬典之御所置被仰付候節、相  
當之員數相殘し、其餘は御引渡し申上候様仕  
度事、

第五ケ條、城内住居之家臣共は、城外へ引移  
し、慎罷候様仕度事、

第六ケ條、慶喜暴舉を助け候者共之儀は、格別  
之御憐憫を以、御寬典被成下、一命に拘候様  
之儀無之様仕度事、

但萬石已上之儀は、本文之御寬典之廉に而、  
朝裁を以被仰出候様仕度事、

第七ケ條、士民鎮定之儀は、精々行届候様可  
仕、萬一暴舉致候者有之、手に餘り候は、  
其節改而相願可申候間、官軍を以、御鎮壓被  
下候様仕度事、

○廿九日、左之通被仰出、  
越前へ、  
行在中、西北柵門御警衛被仰付候條、御沙汰候

右之通屹度爲取計可申候、尤寬典御所置之次  
第、前以相伺候へは、士民鎮定之都合にも相成儀  
候間、右之邊御亮察被下、御寬典御所置之程、心  
得迄に伺置度候事、

御目付

櫻井庄兵衛

勝安房守

一、三月十四日、督府參謀引合先より指越候書狀寫、  
昨日督府軍門へ引合候處、歎願之儀は、一己之返答  
は難相成、大總督府へ言上之上、何とか返答可致  
旨、且軍門參謀右伺として、駿府へ直様出立可致  
と申候、御先隊明日之進撃は、前件伺濟迄差止置  
可申間、先隊へ對し暴舉無之様、精々取計可申  
旨に付、今夜より右之段、嚴重之御所置御觸出等  
可然奉存候故、急き右申上度、如此御座候、

安房

參政策

越前へ

○廿九日、左之通被仰出、  
越前へ、  
行在中、西北柵門御警衛被仰付候條、御沙汰候



事、

三月廿九日

○晦日、今日曆法之儀に付、御上書如左、

曆法之義は、誠以日用不可闕之者にして、別而民政之第一と奉存候、是迄於德川、淺草天文臺取建、製曆仕來り申候、然る處、王政御一新に付而は、曆法製造所、并天文臺早々御取建相成、從來年は、從朝廷天下へ被爲頒賜候様仕度候、以上、

三月晦日

御實名

○四月二日、徳川公御謝罪之御一條、公被盡御心力、御斡旋被爲在候得共、兎角御障得多く、御貫徹無之而已ならず、御嫌疑不少しに付、御浩歎之餘り、此上は御宗家へは御關係無之、無用に被動干戈候而は、皇國之動亂とも可相成之條理、公議を以被決候様、議定之御職掌を以、何處迄も御十分に御主張、御押詰被遊度思召候得共、内國事務を御兼帯に而は、御不都合之御廉も被爲在候に付、先つ此御職掌を御辭退被遊而後、公大明之御議論を可被爲發と思召被爲立、邸議も相決し、今日御認相成候御辭表如左、

候様仕度候、

慶永去冬蒙議定職之重任、其後三職分課之折、内國事務總督及輔被仰出、天恩海山、實奉謹畏、況や皇政一新之際、日夜奉命、抛一死、雖驚鈍盡力可仕は勿論に而、其覺悟に御座候處、客月風邪後口血相吐き、時に覺胸痛、一身には格別困苦とも不奉存候得共、手醫師共申候處に而は、唯今内厚加養生不申候而は、浸潤遂に釀大患に立至り候儀と申聞候、且其上日々之參官仕兼候より、自ら不參多く相成、重疊奉恐入候而、日夜心配罷在候處、今般民政租稅宿驛掛り等被仰付、深く奉畏候、尤精誠與病、勉勵奉職之心底に御座候得共、素々租稅宿驛等之儀は、實に是迄不心得に而、更に奉職之方向立兼申候、且民政之義は、萬民之生活に關係し、第一皇化皇德にも相管し候儀にも候得は、前條奉申上候病症にて、折々參官位之事に而は、決而難被行、却而皇德を損傷可仕歟と、實に心中不安、憂勞之至に御座候、當節柄奉恐入候得共、民政掛被免、議定職而已被仰付、度奉至願候、左候得は、日々參官も不仕、只今之内病症厚加養生、全快之上は、再各局之内職掌被仰付、度、只今

候様仕度候、

一慶永曆法之儀、尤不案内に而候得共、是迄承及候處に而は、來曆は已に前年四五月頃より、取懸候哉に御座候得共、○者當秋冬俄に御取立に相成候而も、間に合申間敷と奉存候、一年號改元等之儀は、何れ勅意可被爲在、別段不言上候也、

四月二日

覺

一秤之事、  
一升之事、

右、是迄於徳川取極有之、天下相用ひ來候、今般御一新に付、於朝廷御定、兩座京師へ御呼寄、於諸國妄に被禁度候事、

一尺度之事、

是迄鯨并カネ共、寸尺區々相成、以後以公法、於朝廷被定、天下一般之規則、被相立度候事、

四月二日

御實名

一、此日岩倉殿より被申聞候由、萬里小路中納言殿

より奉願置候、其節は日々參官、不才凡庸之慶永、乍不及盡力可仕と奉口候、且又今般御慈恩を以、議定職而已被仰付候共、奉報答聖寵萬分之一素願に御座候間、御大議等有之節は、何時に而も被爲召候へは參官仕、庸劣不才を不顧、愚衷言上、盡力可仕と奉存候、此邊深御亮察被成下、總裁へ御呈達奉希上候、表向辭表差出候而は、別而恐懼之至に付、多病乍不本意、不待止内々尊卿迄奉歎願候、偏に御許容被成下、度奉存候也、恐惶謹言、

四月二日

御實名

徳大寺大納言殿

一、民政之儀に付、思召付之御儀共、御建議如左、

覺

製曆之儀、是迄於徳川家致來候得共、素々鎌倉時代より唯今に至迄も、薩藩に而製曆仕候、尙大久保一藏御尋問可被成下候、依之愚考仕候處、今般王政御一新に付、於朝廷夫々製曆等被仰付候御儀にも候は、早々薩藩曆家之者、幾人に而も御雇に而、早々曆法之儀、御取建相成



より御達左之通、

天機爲伺下坂之事、

四日出立	越前宰相	八日出立	土佐少將
七日出立	肥前中將	十一日出立	
十二日出立			
十五日歸京			

○三日、戸田大和守殿より御内書御到來、如左、

再拜言上仕候、過刻は於官代御目通、大慶奉存候、以來益御喜元能被成御座、奉恐賀候、然は官代より、宮中へ相廻り、橋本へ而會承候處、昨夕同人子息より、文通有之候處、江府益御靜謐、和公之御趣意貫徹之由に御座候、無程平定にも可相成哉と申來候、尤熊谷邊に而、會賊に幕臣交り、官軍に向ひ候處、心易く打拂、十二分官軍勝利と申事に御座候、兎角會賊御恭順之邪魔を仕候には歎息仕候、愈以江戸御靜謐之由承候間、鳥渡申上候、還幸一條も、大宮様より中院大納言を御使として、被仰遣候由に御座候、此段荒々申上候、明日は御下坂、御旅中御大切に、御歸京奉待候、且還幸之儀も御盡力、爲國家奉祈候、恐惶謹言、

四月三日

忠 至

謹呈

○四日、公九半時御伴揃に而、天機爲御伺、御下坂被遊、

一今日御發途前、青山小三郎へ御下け御直書如左、一筆申遣候、只今發京前、昨三日付之宇和島より之書狀來り、一覽候處、官代移り之義認有之、尤關東今少模様決候は、と申事に而、只今之事に而は無之候へ共、何分關心之至に候、依之本紙は、只今戸田和州へ廻し、戸田より内々岩倉殿へ、入二覽候様申越候、よつてうわ島書狀寫、其方迄相廻候間、謙藏、彌右衛門、靜逸等へ見せ可申候、別而王政御一新之際候へは、於朝廷信を滿天下に御示しは勿論、萬國之末々迄も、聖政を仰き奉り候様致度と、慶永驚鈍之身なからも、日夜苦心いたし居申候、朝廷一度信を被爲失候而は、所謂四分五裂之形勢は眼前に而、皇統綿々之美事も、此度之御新政も、遂に屬水泡候かと、慶永起ふしに被案申候て、寢難寢食不下咽候、是慶永一身之生死は、如何様とも宜、皇國之生死に關係し、萬國之奴たるは必然に候、遷都移宮も、今度之新政愛度成功之末、還幸被爲在候は、再以天下侯伯公議、兩事

件御決定候は、其節皇居新築、宮新造、公然之布

令候へは、天下之信を被爲執、是節御一新之御信義も、確乎著然たる義と、慶永日夜奉存候、右兩事あしくと申には無之、方今新征<sup>親征又ハ</sup>交際遷都<sup>新政ノ誤カ</sup>之兩事條混交に而は、天下生疑懼、々々極りて亂世と相成、皇國之大患不<sup>レ</sup>過之存候、皇國之治亂安危は、時運之しからしむる所とは乍<sup>レ</sup>申、人事之所爲第一候へは、朝廷握權之公卿之胸中に、治亂は胎居候事と存候、何分内々從其方、靜逸へ此書狀見せ、彌右衛門等へも見せ候而よろし、此意味能々靜逸より、岩倉殿へ申上候様致度候、慶永才淺力微にして、不<sup>レ</sup>足爲一男なれとも、勿<sup>レ</sup>欺之二字、信義之二字は、眷々服膺候事、兼々其方承知之通に而候、慶永愚案、兼々岩倉卿忠誠も能々承知致居、勿<sup>レ</sup>欺信義之四字に至候而は、岩卿も兼々之素志は、相伺居事故、何分にも靜逸より申上候様致度、慶永病多、只爲朝廷、乍<sup>レ</sup>恐御最負申上、一言一句も、滿天下より朝廷之事を指さ、せ度無之候、臨發京、拭<sup>レ</sup>涙歎息、爲朝廷、早々及<sup>レ</sup>陳啓候也、

四月四日

戊辰日記

昨日も民政局吏へ面會、令<sup>レ</sup>怡悅候、宜可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申入候也、

起ておもひふしてそおもふ声かちる  
 難波入江の行宮の口  
 よしあしの早くわかれて難波かた  
 寄ては歸るなみをまつかな

昨日三日宇和島より書狀寫、

江戸表今少模様決候は、當分太政官當地へ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>移哉と、轉法卿歸坂密語に御座候、人心如何御座候哉、關東御見返し付候は、太政官御移しより、還御之方重疊かと疑惑仕居申候、尙轉法へ尋候心得御座候、略下

私云、追考、此日於<sup>レ</sup>江戸表、御先鋒柳原、橋本兩卿御入城有之、御ケ條書を以、御所置被<sup>レ</sup>仰渡有之、末之本文に詳<sup>レ</sup>記之、

○五日、今日已半刻頃、浪華行在所<sup>本願寺掛所</sup>へ御出仕、山中將殿迄天機御伺有之、御奏聞之上、態々御下坂、苦勞被<sup>レ</sup>思召、御酒肴御頂戴之儀、御同人を以被<sup>レ</sup>仰出、中院大納言殿より、御内々に而、御有合之糍五把御拜領被<sup>レ</sup>遊、「五辻大夫殿を以被<sup>レ</sup>仰出、御同人御案



内に而、被<sub>レ</sub>拜<sub>二</sub>龍顏、秋月右京亮殿と御一所なり、態々下坂、苦勞思召、別而御留守中、諸事心配之段、御満足被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>旨、於<sub>二</sub>天前、中山殿御申達有<sub>レ</sub>之、於<sub>二</sub>御控所、正親町殿を以、明日陸軍運動天覽之節、御拜見之義被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>出<sub>一</sub>之、

○六日、今日於<sub>二</sub>浪華城中、陸軍運動天覽有<sub>レ</sub>之、公も爲<sub>二</sub>御陪見<sub>一</sub>御出勤有<sub>レ</sub>之、相濟於<sub>二</sub>御休所、御對面被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在、此夕直に御乗船、御歸京被<sub>レ</sub>遊、

○七日、今日申刻過、公浪華より御歸邸被<sub>レ</sub>遊、

○九日、有馬帶刀來邸、雪江逢對之處、去月晦日發之東報有<sub>レ</sub>之、大勝兩氏は、存命限り御恭順を以、貫徹之見込に有<sub>レ</sub>之由、二氏も官軍御謹肅には感服、唯御家人邊之不都合には、心配之口氣之由、「總督官御手元と、參謀との間、甚牟楯となりしは、宮の御威令聊も難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行故之由、仍<sub>レ</sub>之浪士體之者三十五十伍をなし、宮の麾下隨從し、彼是百數にも餘るよし、彼輩云、官軍之先鋒は、官軍にあらず、奸軍なれば、奸を誅せんか爲に、黨を集る由を抗言する由、今關東に事起らば、官軍之内輪之瓦解、可<sub>レ</sub>指<sub>二</sub>掌勢<sub>一</sub>之由、此輩之御扶助に付而も、宮之御手元、殊之外御逼迫之由、「奥羽

筋、佐竹は可<sub>レ</sub>議之景況あれとも、其他は一圓佐幕論之由、申來れりと云、

○十二日、此日大總督官、御先鋒惣督、并參謀其他より、去る四日發之東報有<sub>レ</sub>之、於<sub>二</sub>江戸表、徳川氏御所置、一段落相濟たる由を申來る、諸説を集て、當日之次第を略記する事如<sub>レ</sub>左、

一、西郷吉之助出府之途中より、直に先鋒之本陣池上本門寺に參着、御示談申上、四日御入城之義、柳原橋本之兩卿より、田安中納言殿へ被<sub>二</sub>仰遣<sub>一</sub>に相成由、御當日には、擒に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成候御覺悟に而、兵隊も不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>召連<sub>一</sub>、至而之御輕裝、二卿并參謀馬上、櫻田内上下纒三十人計之由、品川より町奉行馬上に而御先立、府内市中取締り嚴肅、勅使失禮無<sub>レ</sub>之様との儀、所々へ張札有<sub>レ</sub>之、辻々警固之兵隊を配り、恭敬を表とし、内々兵威を蓄へ、美事なる手際之由、扱西丸へ御入城之節、役々多人數麻上下着用、御出迎申上、監察等頻に奔走周旋して、敬禮を警め、田安殿御式臺迄御出迎、御案内に而、大廣間御上段御着座、田安殿は御下段に御扣、吉之助始參謀之面々、御下段に相扣、徳川家若年寄大久保一翁御下段に相詰罷在候由、於<sub>二</sub>同處<sub>一</sub>田

安殿迄被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>左、

徳川慶喜奉<sub>レ</sub>欺<sub>二</sub>罔天朝<sub>一</sub>之末、終に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>言之所業に至候段、深被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>惱<sub>二</sub>宸襟<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>之御親征、海陸諸道進軍之處、悔悟謹慎無<sub>二</sub>二念<sub>一</sub>之趣被<sub>二</sub>聞召<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>垂<sub>二</sub>皇恩<sub>一</sub>之餘、別紙之通被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候條、謹而御請可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、就而は本月十一日を期限とし、各件所置可<sub>レ</sub>致様、御沙汰に候事、

右日限既に寛縦之御沙汰候上は、更に歎願哀訴等、斷然不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>聞召<sub>一</sub>、恩威兩立、確乎不拔之叡慮に候、速に拜膺不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>異議<sub>二</sub>者也<sub>一</sub>、

第一ヶ條、

慶喜、去十二月以來、奉<sub>レ</sub>欺<sub>二</sub>天朝<sub>一</sub>、剩へ兵力を以て犯<sub>二</sub>皇都<sub>一</sub>、速日錦旗へ發砲し、重罪たるに依り、爲<sub>二</sub>追討<sub>一</sub>官軍被<sub>二</sub>指向<sub>一</sub>候處、段々眞實恭順謹慎之意を表し、謝罪申出候に付而は、祖宗以來二百餘年、治國之功業不<sub>レ</sub>少、殊に水戸贈大納言積年勤王之志業不<sub>レ</sub>淺、旁以格別深厚御思食被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、左之條件相立候上は、被<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>寬典<sub>一</sub>、徳川家名立被<sub>二</sub>立下<sub>一</sub>、慶喜死罪一等被<sub>レ</sub>宥候間、水戸表へ退き、謹慎可<sub>レ</sub>罷在<sub>二</sub>候事<sub>一</sub>、

第二ヶ條、

城明渡し、尾藩へ可<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>候事、

第三ヶ條、

軍艦銃砲引渡可<sub>レ</sub>申、追而相當可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差返<sub>一</sub>事、

第四ヶ條、

城内居住之家臣共、城下へ引退き、謹慎可<sub>レ</sub>罷在<sub>二</sub>候事<sub>一</sub>、

第五ヶ條、

慶喜反謀相助け候者、重罪たるに依り、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>嚴科<sub>一</sub>候處、格別之寬典を以、死一等可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宥候間、相當之所置致し、可<sub>レ</sub>言<sub>二</sub>上事<sub>一</sub>、

但萬石以上者、以<sub>二</sub>朝裁<sub>一</sub>御所置被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候事、右之通被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>に相成處、謹而奉<sub>二</sub>拜承<sub>一</sub>候、尙慶喜へ申聞、御請可<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>旨、田安殿拜答有<sub>レ</sub>之由相濟、若年寄始罷出、御挨拶申上、參謀之向も、大廣間に而、田安殿始役々何も挨拶有<sub>レ</sub>之、無<sub>二</sub>御故障<sub>一</sub>相濟、夕七時比御退城、池上本門寺へ御歸陣相成由、於<sub>二</sub>城中<sub>一</sub>、和宮様より御料理可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>進御支度有<sub>レ</sub>之處、御斷に而御退出之由、今日徳川氏恭順敬禮之至りには、官軍も頗感歎落膽之由、



一、翌五日、於西丸被仰出左之通、

上意之御書付

昨四日以勅使、別紙之通被仰渡有之、恭順謹慎無一念之段、辱も達叡聞、皇惑之餘、蒙寛大之御沙汰之段、實以難有仕合に候、素より一同に於て、聖旨遵奉可致は、申迄も無之候得共、若心得違之者有之候而は、不相濟候、右は兼々相達置候事に而、今更教戒にも不及儀に候得共、猶又厚相心得、叡慮遵奉可致候事、

四月

別紙

明六日 御簾中様、水戸殿御屋形へ御退去相心得候面々へ可被達候、○續徳川實紀を按ずるに宜しく御退候事にて去被遊候間此段爲心得向々可被達候事にて

別紙

三大手御門、矢來御門は、御城内と可被相心得候、

一、此夕容堂君御來話に而、公へ之御密話如左、

去月十日、木戸準一郎於圓山口、長薩二侯、并阿侯、肥之長岡左京公子と、各藩之有志とを會合し

て、盛宴を張たるは、甚深意ありし事也、他人曾而不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其所以<sub>一</sub>は、畢竟薩論、徳川公を忌憚する事甚敷、大逆無道に座して、罪死に抵らん事を庶幾せり、準一郎其不當なるを患苦し救濟し、一策を施さんと、先つ諸侯有志を合して和親を結び、再會に及んで、此一件を議せんとの心算なりしに、何ぞ圖らん、西郷去月十九日、俄然として上京して、東都之御處分を謀るに逢ふ、三條、岩倉、并顧問之輩、參朝して其議に及ふ、此時吉之助、徳川公大逆といへとも、死一等を宥むべき歟之語氣ある故、準一郎其機に投し、大議論を發し、寛典を辯明し、十分之盡力にて、ケ條書等も出來せり、徳川公免死之幸福は、準一郎之功多に居るとぞ、

一、西郷吉之助曾而英國公使に會せしに、公使徳川公之所置を問ふ故、西郷答に、大逆無道、罪死に當るを以てす、公使云、萬國之公法によれば、一國之政柄を執りたる者は、罪するに死を以てせず、況や徳川公、是まで天下之政權を執りたる而已ならず、神祖已來數百年、太平を致す之舊業あり、徳川公をして死に抵らしむるは公法にあらず、新政に此舉あ

哉、今般於朝廷も、攝籙門流を被廢候之事に候へは、諸藩におゐて、世祿家格を以政事を専らにし、方今之事體に不相合、或は庸劣其任に不堪向等は、速に廢黜いたし、非常拔擢を以、賢才を登庸し、國政十分改正致候而、皇國一體、復古之御趣意貫徹致候様、御沙汰候事、

右之通被仰出候上は、諸藩速に實効相立可申、若容易に相心得、尙因循有之向は、品により御取糺可有之、依而は追々諸藩巡察使被差向、改正之政蹟可被聞召候、此旨相心得可申候事、

四月  
○十三日、去る七日江戸表發、草尾一馬より來帖如左、

陳者一昨四日、爲勅使、柳橋二卿御入城相成、田安様へ、別紙御書付二通御渡に相成、直に御引取に相成申候、  
一過日來、西郷返答を頻に御待之様子に候處、同人より無返答、勅使御入込に相成候事、此邊不都合に奉存候、全くは西郷にも、大に嫌疑を恐れ

らは、英佛合同、徳川氏を援けて新政府を伐つへしといへり、西郷大に驚愕して、爾後宥死之念を起せしとぞ、

一、此日辦事局より之布達如左、

先般御誓約被爲在、御宸翰を以御布告被仰出候通り、朝政御一新之時に膺り、總而簡易質略之思召を以、御國體御更張被爲在度との御事、依而は於諸藩も、御趣意を奉體認、速に政令を大變革致し、奉安宸襟候様無之而は、不相濟次第勿論之事に候、假令慶元以還、受封之國法制令たりと雖も、當今之時勢に不相合之義は、斷然廢棄いたし、一新之基を相立、朝廷諸藩一致之全力を盡してこそ、日新之聖業も相顯候御事に可有之、然るに朝廷將門之政權を、御取返し被遊候てより、復古と申候へは、朝廷之御事而已と相心得候者も有之哉に相聞へ、甚以無謂事に候、抑各藩朝旨を奉體認、一新之基本を建るは、第一舊習因循を看破し、賢才を舉、國政を革るにあり、然るに諸藩多くは任撰を主とせず、専ら門閥を以政柄を爲執候より、隨而舊習難改、姦吏難除之患可有之



居候由、大一殿咄しに而候、大一殿にも今般被  
 命水戸表御供、來る十日出立被<sub>レ</sub>致候事、治定  
 致候由被<sub>レ</sub>申聞候、爲<sub>レ</sub>國家東地へ相殘候様、同  
 席其餘之邊にても、種々議論も有<sub>レ</sub>之由候得共、  
 何分東臺に而、是非共一翁御召連被<sub>レ</sub>成度との御  
 沙汰故、是非に不<sub>レ</sub>及との事に御座候、此儀は實  
 に殘念と奉<sub>レ</sub>存候、夫故今後御文通も難<sub>レ</sub>出來一事  
 に可<sub>レ</sub>相成旨、宰相様へ、一書被<sub>レ</sub>呈度由候得共、  
 未だ認も出來不<sub>レ</sub>申、何れ出立前には、一書指上  
 との趣に御座候、扱年來之御懇意にも被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、  
 今般は何十年相立候而被<sub>レ</sub>歸候事歟、更に前途  
 不<sub>レ</sub>相分趣被<sub>レ</sub>申、實に落涙之至に御座候、心中  
 相察申候、且爲<sub>レ</sub>國家、實に可<sub>レ</sub>惜事と奉<sub>レ</sub>存候、  
 ○十四日、此日薩藩より廻達如<sub>レ</sub>左、

諸侯參朝制度之儀は、追而可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰出候へ共、去  
 冬以來引續き、別而當正月三日後、不<sub>レ</sub>容易御時勢  
 立到り、迅速上京、今以滞在、王事に勤勞せしめ候  
 段、神妙之至に思召候、然る處、方今物價騰貴之折  
 柄、徒に致<sub>レ</sub>疲弊、往々藩屏之任難<sub>レ</sub>堪様立到候而  
 は、實以不<sub>レ</sub>相濟事に付、差向き御用無<sub>レ</sub>之面々は、

御暇被<sub>レ</sub>下候、就而は歸國之上は、先達而御誓約被  
 爲<sub>レ</sub>在候御趣意を奉<sub>レ</sub>體認、速に家政向改正は勿  
 論、未だ皇國內御平定にも不<sub>レ</sub>立至事に付、彌以不  
 虞之備を嚴にし、追而御沙汰次第、治亂之御奉公、  
 無<sub>レ</sub>御間欠様、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>覺悟一段、被<sub>レ</sub>仰出候事、  
 一大藩、二百人より百五十人迄、  
 一中藩、百五十人より百人迄、  
 一小藩、五十人より二十五人迄、  
 但右人員定之儀は、兵隊而已にして、其餘役方之  
 者、用辨相調候丈、相當相詰可<sub>レ</sub>申、總而簡易  
 質略を主とし、無用之者滞在、屹度可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>用捨  
 事、  
 附、依<sub>レ</sub>御沙汰、御警衛人數之義は、制外之事、  
 右之通、萬石已上、不<sub>レ</sub>洩様相達候事、  
 四月

○十七日、今日官代へ御出勤之處、去る十一日發之東  
 報有<sub>レ</sub>之由に而、徳大寺殿御示之書面如<sub>レ</sub>左、  
 今十一日、慶喜公水戸表へ御出立、天夫人は一橋  
 へ、和宮は清水へ御入、盡く引拂、空城に相成候、跡  
 は官軍より尾州へ御預けと申事御座候、當地店入

負擔大奔竄不可<sub>レ</sub>言候、會津益強梁、小笠原、松山兩家、桑名、大多喜五侯  
 籠、北越追々殉下連衛仕候様子、會津兵、白川、宇都  
 宮、關宿邊へ出陣、官軍來迫を相待居候、奥羽諸藩  
 戮力捍禦之策と申事に御座候、奥羽北越人心鼎沸  
 仕候、猶追々可<sub>レ</sub>申上候、

○二十日、今日公爲<sub>レ</sub>天機御窺、御參内之處、岩倉殿よ  
 り公并正三、徳大寺、萬里小路等之諸卿御呼集に而、  
 於<sub>レ</sub>江戸表、大總督宮九日御入城、十一日には砲艦も  
 相渡、城も受取に可<sub>レ</sub>相成、夫に而先つ一段御平定之  
 姿故、右確報有<sub>レ</sub>之候は、皇上にも還幸可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在  
 之御内評有<sub>レ</sub>之由、

一、此折柄徳大寺殿被<sub>レ</sub>申出候は、唯今關東より報知  
 有<sub>レ</sub>之、去る十一日、徳川家より軍艦引渡之筈之處、風  
 雨に而取計難<sub>レ</sub>出來に付、翌十二日に取極候處、同日  
 に至り、數隻之軍艦何方へ颺去候哉、行方不<sub>レ</sub>相知事  
 に相成、徳川氏役々殊之外心配、此節専ら探索中之由  
 申越たりとの事に而、岩倉卿も大に驚、被<sub>レ</sub>申出候  
 は、夫に而は、廿日迄に平定之報告は無<sub>レ</sub>覺束と、當  
 惑候得共、猶熟考被<sub>レ</sub>申候は、當時慶喜は、水戸へ引退  
 謹慎罷在、江戸城も受取濟之事候得は、右兩條を以、

大總督宮より平定之奏上有<sub>レ</sub>之様、急飛を以宮へ申  
 上、宮より右之申上を以、還幸之御運ひに被<sub>レ</sub>致度と  
 の御示談、御一座御同意之旨に而相濟由、  
 一、右御談濟之上、公官代へ御出勤之處、良有而岩倉  
 殿其外も御出勤、猶御談之趣は、唯今薩藩之者關東よ  
 り罷歸、大總督宮より御申越候は、宮も御入城、慶喜  
 も實に謹慎に而、水戸へ引退に相成、是に而實効相立  
 有<sub>レ</sub>之、十二日軍艦脱颺之儀は、前以其兆し有<sub>レ</sub>之故、  
 船將大に苦慮、何分にも暴行は、恭順之障得と可<sub>レ</sub>相  
 成一段、議論を盡し及<sub>レ</sub>説得候得共、過激輩更に無<sub>レ</sub>聞  
 入、遂に颺去候事之由、其跡應接懸合等、また相残り  
 有<sub>レ</sub>之趣には候得共、大半は平定之姿との事候へは、  
 行在所は狭少、且追々暑中にも相成候へは、一刻も早  
 く還幸相成候様、今日爲<sub>レ</sub>言上、辨事神山左兵衛多衛下  
 坂に及ひしとぞ、

○廿三日、肥前長崎近傍に而、耶蘇教蔓延之次第に  
 付、長崎裁判所より、見込書を以申達候義有<sub>レ</sub>之に付、  
 今日上京之諸侯、不<sub>レ</sub>殘登官被<sub>レ</sub>命、於<sub>レ</sub>議事所總裁、  
 議定、參與、何も御出座に而、諸口々々へ、左之御書付  
 御渡有<sub>レ</sub>之、考慮之上、御請申上候様、御申渡有<sub>レ</sub>之、



長崎近傍浦上村之住民、先年來窃に耶蘇教を奉候者有之哉に候處、方今追々繁茂致し、一村擧而右之教を奉戴し、殆と三千人にも及び候様相成、不容易大事之儀に付、長崎裁判所より、精々申諭し候由候處、更に悔悟伏罪無之趣に候、方今大政更始之折柄、右様追々蔓延致候而は、實に國家之大害に相成、暫も難捨置事件候得者、右巨魁之者相集、尙懇々説諭を加候上、速に悔悟致候は、右宗旨之書籍并像一切取毀ち、改而神前におゐて誓約なさしめ、若萬一悔悟不致節は、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止斷然巨魁之者數人、斬罪梟首いたし、其餘之者は悉く他國に移し、夫々夫役に相用、所々根底を勦絶し、數年を経て悔悟之實相顯候上、歸住相許候外有之問敷歟、實に不容易事件に付、聊無伏藏、各見込之程言上可有之、被<sub>レ</sub>仰出候事、

四月  
右に付、公より之御請如<sub>レ</sub>左、

浦上村洋教信向之者共、斷然之御所置被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在義、至當之御事と奉<sub>レ</sub>存候、併先年舊幕府におゐて所置に及候節、佛國より彼是申立候儀有之哉に付、今

般之義も、佛國より嚴重申立、却而教法弘り候様相成候而は、益以御大事之儀に付、別而被<sub>レ</sub>盡<sub>レ</sub>衆議、至當之處を以、御裁決奉<sub>レ</sub>願候事、

但閑叟儀は、兼而長崎之事情、并外國之事も功者故、昨日大久保一藏言上仕候、洋教を奉し候者、所置被<sub>レ</sub>成候と同時に、佛國へ右國禁を犯し候者、故、可<sub>レ</sub>處<sub>レ</sub>刑戮一段、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰遣<sub>レ</sub>との儀、一應御尋問被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、猶伊豫守并外國掛りへも、御申談御座候様仕度、萬一佛國、陽には公法に服し、陰に叛謀を助け候様之儀有<sub>レ</sub>之而は、不容易御事と杞憂奉<sub>レ</sub>存候間、此上篤と御評議被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、應接振等も、斷然御定置に相成候様仕度候事、

四月

御實名

○廿四日、今朝岩倉殿へ、青山小三郎被<sub>レ</sub>指出候處、關東之御所置、公思召御一杯之處、御書取御指出に相成候様、吾藩徴士之面々も、同様相心得可<sub>レ</sub>申旨、御申聞有<sub>レ</sub>之、肥前老候へも御同趣、岩倉殿より小三郎を以、御申入に相成由、老候御不例中、御病床に而御逢有<sub>レ</sub>之、前條之次第申上候處、御跡目之處は御存分可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰上候得共、御高之處は、何分御申出兼被<sub>レ</sub>成候

に付、明朝迄御勘考可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成との御儀之由、

一、公御登官之上、岩倉殿へ御直對、御跡目之御談に相成候處、尾は何方も不受に而、逆も適ひ不<sub>レ</sub>申、田の方は、宮并天璋尼公も、頻に御願之由御申に付、公にも、田龜公は御幼少御儀故、何と申御子細も無之候へ共、黃門公御執權に而は、弊後之御繼口は難<sub>レ</sub>相適候へは、黃門公は御關係無<sub>レ</sub>之、御家政向は、大久保勝等へ御任用相成候は、可<sub>レ</sub>然と御答、猶御書取可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>指上<sub>レ</sub>と御約之由、

一、此夜雪江より、岩倉卿へ密啓如<sub>レ</sub>左、

謹而奉<sub>レ</sub>啓上<sub>レ</sub>候、今朝小三郎迄御垂問之趣、誠以難<sub>レ</sub>有仕合奉<sub>レ</sub>存候、右に付、先づ指向<sub>レ</sub>候儀を、御含迄に奉<sub>レ</sub>謹啓<sub>レ</sub>候、御下問之廉は、明朝可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>言上<sub>レ</sub>と奉<sub>レ</sub>存候、

徳川家之御所置は、治亂之境に而、御偏倚相成候而は、天下之人心居合兼、始終之御安心無<sub>レ</sub>覺束候得は、何分にも公論に被<sub>レ</sub>附候様と申儀は、諸藩有志一同之希望候得共、御時勢に憚り、窃に呷<sub>レ</sub>合候迄に而、開口仕候者は無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>處、此度衆議公論を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>執、御裁決被<sub>レ</sub>遊度との御儀

は、最早治安之御基本相立候處に而、皇國之御爲、無<sub>レ</sub>此上<sub>レ</sub>恐悅、歡天喜地、不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>手舞足踏<sub>レ</sub>次第に御座候、右に付奉<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>度奉<sub>レ</sub>存候は、公議とは乍<sub>レ</sub>申、先日以來未だ御場席馴れ不<sub>レ</sub>申故、衆人不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>前後、心肝吐露仕候様には至り兼、意中盡き不<sub>レ</sub>申儀、萬々に御座候、此度杯之儀は、他日之遺憾御座候様に而は、折角之御盛意も、形迹計之事と可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候へは、明日之處は、一同へ御趣意柄篤と被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>銘々存寄之次第、聊無<sub>レ</sub>伏藏<sub>レ</sub>書面へ認、名元不<sub>レ</sub>書載<sub>レ</sub>封物にいたし、一兩日後局々取集指出候様、被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>候は、何も本心之儘、無<sub>レ</sub>懸念<sub>レ</sub>申上候様可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候、左様無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候へは、衆議には相成申問敷、何分にも匿名書面に相成候儀、公論を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>執候第一義と奉<sub>レ</sub>存候、尤御急被<sub>レ</sub>遊候而は、是亦意中を盡し兼候へは、衆議之爲御後れに相成候而も、衆人之知る處候へは、決して異議は無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候、扱相揃候上、御開披有<sub>レ</sub>之、多分を以御伺に相成候而、速に聖斷被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様無<sub>レ</sub>之而は、御衆議之詮、無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>と奉<sub>レ</sub>存候、



一在京諸侯は勿論、在國在邑之向は、詰合家來共よ  
り、封書指出候様被<sub>レ</sub>命、一人に而も廣く御下問  
相成候儀、人心歸服之專一と奉<sub>レ</sub>存候、以上、

四月廿四日夜

中根雪江

○廿五日、辨事より傳達如<sub>レ</sub>左、

在京

諸侯へ

徳川慶喜、段々悔悟恭順之趣、愈謝罪之實効相立候  
は、慶喜之處分、且家名被<sub>レ</sub>立下一候に付、相續人  
并秩祿高之儀、衆議公論を執て、御裁決被<sub>レ</sub>遊度思  
召に而、議事有<sub>レ</sub>之候間、明後廿七日巳刻迄に、各見  
込之儀封書に致し、重臣を以、太政官代へ可<sub>レ</sub>差出  
様、被<sub>レ</sub>仰出候事、

四月廿五日

諸藩貢士へ

徳川慶喜、段々悔悟恭順之趣、愈謝罪之實効相立候  
は、慶喜之處分、且家名被<sub>レ</sub>立下一候に付、相續人  
并秩祿高之儀、衆議公論を執りて、御裁決被<sub>レ</sub>遊度  
思召に而、議事有<sub>レ</sub>之候間、明後廿七日巳刻迄に、各  
見込書取候而、太政官代へ出參可<sub>レ</sub>致様、被<sub>レ</sub>仰出

候事、

但所勞に而不參之向は、見込之儀書取、留守居を  
以可<sub>レ</sub>差出事、

四月廿五日

一、同時岩倉殿より、開示相成候御書取如<sub>レ</sub>左、

具 視

◎岩倉公實記冒  
頭に連書せり、

竊に考るに、創業經國之大活法は、尋常規律を以處  
すへからざる事あり、何んとなれば、今一人私に人  
を殺すものあり、官吏捕へて法を加へんとするに  
當て、其人薙髮垂泣して死を謝すとも、法に於て猶  
免るへからず、況んや慶喜恐多くも萬乗の兇敵、現  
に御親征、聖體を勞し玉ふ程の罪人なれば、必其身  
首處を異にして、大義を天下に明らかにすへし、豈  
惟悚謝を以て、其罪を免すへけんや、是法律の明白  
正著、論を待たざる所なり、然るに創業の功は、國  
を治むるにあり、國を治むる要は、民を安んずるに  
あり、故に寛洪至仁の聖旨を以て、古來尋常の規律  
によらせられず、非常の大活法を行はせられ玉ふ  
なれば、今目前見る所の異同に因て、當否を論し  
難し、只事の難易、勢の緩急に因て、宜を制すへし、

畢竟其家祿の多少に至つては、我に於て深く得失  
をなすに足らざるに似たり、只至急とする所は、至  
仁の聖旨を奉し、萬民を安んずるにあるへし、尤  
天下萬姓頸を延て聖斷を仰くの秋ゆへ、各能此意  
を體して、公議を盡さんことを欲す、

四月

一、今朝雪江より青山小三郎を以、岩倉殿へ指出書  
面如<sub>レ</sub>左、

徳川氏相續之者は、尾張元千代と申上度奉<sub>レ</sub>存候  
處、日誌之趣に而は埒明不<sub>レ</sub>申、殆當惑仕候、此  
上は田安龜之助候得共、徳川家も新たに御繼口  
被<sub>レ</sub>成下一候折柄、幼少と申、田安中納言政柄を執  
候而は、迎も一家は治り不<sub>レ</sub>申、左候へは、中納言  
は家政に關係不<sub>レ</sub>仕、紀之末家左兵衛督へ後見被<sub>レ</sub>  
命、同人見込に而、有志之者及<sub>レ</sub>選舉候は、不  
都合之儀も有<sub>レ</sub>御座間敷と奉<sub>レ</sub>存候、

一秩祿之儀は、徳川氏臣民存亡に係り候所に御座  
候故、天下萬人、近く長州之御所置に比較、傍觀  
仕居候儀候へは、何卒聊も御偏黨不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、  
王道坦々之御所分に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在度奉<sub>レ</sub>存候、右に付

議し試候へは、長州先年一件、禁闕發砲は一日に  
止候へ共、大舉上迫之計議は、一朝一夕之事にも  
無<sub>レ</sub>之儀は、徳川氏臣子は勿論、舉世之知る所に  
御座候、當今之慶喜妄動一件、錦旗に向ひ放砲  
は、數日に相成候得共、實は一朝之怒り不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>忍  
之過失に出候儀は、正敷御承知も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候通  
に候、是亦舉世之目撃親聞仕居候處に御座候、是  
を秤量致候へは、徳川氏之方輕くても、重くは  
無<sub>レ</sub>御座候、然る處、長州父子は、悔悟謝罪之道  
相立、極寛大之御所置を以、如<sub>レ</sub>當時に御座候、  
徳川氏も、慶喜謝罪之實効も相立、追々被<sub>レ</sub>仰出  
之趣を以論候へは、極寛典候へは、長州同様、秩  
祿如<sub>レ</sub>故に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御座儀、夫に而も、慶喜妄動之  
罪科により、幽閉被<sub>レ</sub>仰付候丈、長州とは重く  
相成申候、是第一等之寛典と奉<sub>レ</sub>存候、又長州は、  
伏罪後數年謹慎之譯も御座候故、例外之寛典に  
仕り、抑先年一旦朝敵に相成候砌、尾張大納言總  
督に而、國界迄押詰、謝罪狀差上候節之形勢、方  
今之關東に齊し、此時は秩祿三の一を可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>削  
歟之御内定に有<sub>レ</sub>之と申儀は、舉世之申唱へ居候



事候へは、此比例を以、徳川氏之舊領三の一を被  
 削候は、一動きなき至當之御寛典と奉存候、  
 乍併猶紛紜之儀も御座候は、的當之目途は  
 無御座候へ共、俗に申、しらすは半分と申如  
 く、舊封之半を被削候は、長州に比候而は、嚴  
 重之刑典と奉存候、是を口候而は、徳川氏臣子  
 之死生存亡にも拘り候へは、臣子は勿論、東賊之  
 黨類も聖恩感戴悦服之所へは至り兼、天下之見  
 る處も、御偏倚無之とも難申可有御座と奉  
 存候、尤是迄世に八百萬石と申唱候へ共、實積  
 夫程は無之哉にも相聞へ候得は、多寡を石高に  
 而被仰出候而は、御不都合にも可相成候へ  
 は、舊領其儘なれば論も無之、被削候共、大凡  
 之石高御取調らへ之上、譬へは、舊領之内、關八  
 州并駿、遠、甲、參等、國名を以被仰出候方、御  
 至當に可有御座と奉存候、たとひ如何程被  
 削候共、久能、日光之兩處は、領地に被仰出  
 候は、徳川主従は不及申、普天下、御仁聖之  
 恩澤を可奉感戴儀と奉存候、臣之公議如此  
 御座候へ共、公議之通被仰出候は、朝廷之御

賄ひ、如何程可被爲成哉、見留無之恐入候  
 次第に御座候、乍去朝廷に而被成方不被爲  
 在候迎、條理におゐて、御削り被成間敷之土地  
 を、御削り可被成筈は無之、此處極困難に御  
 座候、愈條理御削り被成間敷に相決候は、朝  
 廷は全國之力を以、御賄筋相立候儀、無私王政  
 之御所置にも、可被爲在御座一歎と奉存候、  
 是等之義、至仁至惠、至公至懇之高慮に奉甘、春  
 來貯置候胸中之雲霧、一時に吐露仕候へは、今日  
 絶命に及候而も、聊遺憾無之、身後迄も重疊難  
 有仕合奉存候、死罪頓首、

四月廿五日

中根雪江

○廿七日、今日在京諸侯、并諸藩貢士より指出封書、  
 御採收有之、

私云、竊に聞之、相續人は尾、紀、越之囑望多く  
 有之、秩祿高之儀は、最下三萬石、最上三百萬石  
 之由、

○廿九日、追々之時勢、公御感慨に不被爲堪、今日  
 御上表如左、

臣慶永感慨涕泣之餘、謹而奉言上候、昨年十二月

九日、王政御復古之大號令を被爲發、更始御一  
 新、夫々御制度相立、太政官御再興、三職并分課八  
 局に被爲定、實に神武帝以降之御大業に而、天下  
 億兆は勿論、西洋諸州迄も、拭目觀望罷在、萬民苛  
 政之域を免れ、再昇平の日月を仰き、安堵の思をな  
 し、利用厚生之聖政相行はれ、遂に海外諸州と可  
 並立之皇徳、一地球中に冠絶たるの御盛業、不  
 待三歲月而可見儀と、天下欽仰罷在候、然る處、  
 方今の太政官の景況相窺候に、庶政次第に繁務、追  
 追之勅諭、并御沙汰書等、被仰出候へ共、乍恐今  
 日迄、萬民安堵仕候程の御實行不被爲在、衆人  
 實に方向を失ひ、渺々たる滄海、無棹の扁舟の心  
 地に御座候、其諸侯伯の情態、徒に用なくして在  
 京致居も、畢竟朝廷の譴責を畏れ候より、妄に勤王  
 を唱へ、各國邑富強の根本たる政務を廢し、領下民  
 庶の膏血を絞り、無益に滞在の冗費に供し、東奔西  
 馳、殆無寧歲、加之藩士を以て徴士とし、其人員  
 若干に至る、況や裁判所の如きに至りては、所謂  
 後來尾大不掉、李唐藩鎮の殷鑑、實に不堪悲歎  
 至候、伏て惟れは、往昔の人を用ひ玉ふこと易簡

にして、全國の官人幾十名に過ぎず、和漢古今、創  
 業の聖帝明王、其人を用ふる、必然英雄を撰擇して  
 これに委任し、而狐疑掣肘することなし、僚屬も亦  
 幾人に過ぎず、近徳川氏の制度、雖不得其宜、今  
 日の紛擾に至らず、即今御初政の時に當つて、任重  
 する者一二人に過ぎざるへし、これを賛助の者又  
 三五人に過ぎざるへし、人を用ふる妄に多ければ  
 必支離す、支離すれば事を誤るに至るへし、萬一目  
 今の形勢、一度瓦解するときは、億萬の生靈流離顛  
 沛、塗炭の苦に陥没す、これ千歳の遺憾にして、臍  
 を噬共、不可及の悔に御座候、是慶永悚栗流涕する  
 所にして、臣其職掌に當りかたぐ、進退實に相谷  
 り、心思迷亂、不堪哀痛之至候、仰願くは、從今  
 御政治、條理判然たる皇國の御基礎被爲立、目的  
 分明に被爲在度奉至願候、就而は、簡易の御  
 制度、御委任の人材、不願恐懼、愚衷以別緒奉  
 言上候、臣慶永不堪怖懼之情、誠恐誠惶頓首々  
 々、謹而拜表して以聞候也、

四月廿九日

御實名

三條大納言殿



岩倉右兵衛督殿

一、此日、前橋藩四天王兵亮參邸、關東之模様愈騒々敷に付而は、何卒早々御宗家之御所置相定候は、自然鎮定之運ひにも可相成に付、於公何とか御周旋被爲在候様被成度と、前橋侯御心付之由に而、風説或は探索之書面指三出之、其大概は、關東に而、會始東兵強盛、小山戰爭、官軍一敗之後は、宇都宮、館林を乗取、追々勢強大之由、前橋侯上總御領分も、脱走等兵來迫、種々難題申出、甚困窮之次第に候へ共、官軍之援助も六ヶ敷勢に付、徳川家へ申乞ひ、松平太郎來つて及三鎮撫、稍靜定之運ひ之由、右等之形勢、不容易に相聞に付、公御登官之上、岩倉、徳大寺兩卿へ、御所置よりして、徳川臣民安堵可致之兆相見候へは、早々至當之御所置被仰出度、且還幸之儀、一日も早く不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候而は、今後之御運ひ方、如何可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成哉と、御案勞之旨、懇々御談論に相成、御嘉納は有<sub>レ</sub>之候へ共、御信用之程は、御度り兼被<sub>レ</sub>遊候御旨なりき、

水戸藩黨爭始末

序、

古今朋黨の爭多しと雖とも、未だ曾て水戸藩に於ける結城藤田兩黨の争ひの如く慘虐なるものあらざるなり、豈嘗父子相屠り兄弟相戮するのみならず、幾んど胎を剖て遺腹を索めんとするに至る、慘の至り虐の極と謂ふへし、世上其顛末を記したる書に乏しからず、然れとも大抵甲黨の手に出てされは乙黨の筆に成るを以て、褒貶毀譽各々一黨に偏し平正を失ふ、偶々局外者の手に成る者も、亦名義の美に拘して事實の眞を遺れ、是非の判、抑揚の議、多く權衡を誤る、皆以て正史實錄と謂ふを得ざるなり、予常に以て憾みとなす、頃者水戸藩黨爭始末を得て之を讀むに、叙事簡明、議論平正にして、偏頗の病較少なし、其體例記載、缺失遺漏を免れすと雖とも、以て黨争の顛末を見るに足る、實に此の種の書中に在て希れに觀る所なり、書著者の名なきを以て、何人の手に出づるを知る能はされとも、想ふに當時隱君子あり、一藩黨を分ち抵死争闘するを見て、心之を屑とせず、其見聞

上卷

無名氏著

緒言

する所を記述し、間付するに斷案を以てし、筐底に秘したるもの、偶々世間に流傳せしならん歟、盖水戸藩の黨争は、幕府覆亡、王室中興の素因を爲したるものなり、故に明治維新の由來する所を知らんと欲せば、必ず水戸藩黨の盛衰消長せし所以を知らざるべからず、乃ち此の書の如き、時態の變遷を觀察するに於て、益する所實に尠しとせず、且近世政黨の争闘日一日より甚しく、往々血を流すに至る、彼の水戸藩黨争の寛宥に始まりて遞次峻急に赴き、慘虐を極むるに終りしと粗相似たり、今にして之を救はずんば、其患害底止する所を知らず、苟も有識の士、經世に志しある者、此の書に鑑みるあらば、慘禍を未然に防ぎ、大弊を既成に除くの策を講ずるに於て、未だ必ずしも參考に裨輔する所なしと謂ふべからず、是余か自ら揣らすして此の書を校訂し、之を活刷に附し、以て同好に頒つ所以なり、明治二十六年十一月念五、梅花書屋の南軒に於て、介洞居士識、

抑水戸の黨派は、立原翠軒、藤田幽谷か學派の異同に濫觴し、結城寅壽、藤田虎之助か政權の争奪に大成し、市川三左衛門、武田耕雲齋か戰闘せしに依て峻烈を極め、武田金次郎等か市川の黨を殺戮し、殆ど之を殲殺にしたるに依て終りを告げたるなり、然れとも骨肉相屠り朋友互に殺したるの怨恨は、國民の骨に銘し髓に刻まれて長く消滅せず、餘毒今日に存して、一郷の裏、一間の間、動もすれば反目疾視するの状あるもの、亦實に已むことを得ざるなり、盖天保甲辰より明治戊辰に至る僅々廿餘年間に、兩黨の人士を殺戮せしこと、其幾千人なるを知らず、屍骸は積て山を爲し、流血は漲て川を爲す、今日水戸上下市なる夥多の墓地に、秋の野の薄よりも繁く立並ひたる石碑木標の年月を検すれば、概皆元治慶應の際黨派の禍に罹り、愛國忠君の心事不幸にして天人の諒する所とならず、恨を吞て刀下の鬼となりし志士義徒の墳墓



にあらざるなし、誰か之に對して黨禍の慘虐峻烈なるを嘆して寒心酸鼻せざる者あらんや、

立原藤田學派の争闘

西山源義公大日本史を編輯せらるゝに當り、多く天下の鴻儒碩學を聘召せられしかは、安積澹泊、三宅觀瀾、佐々宗淳、栗山潜峯の諸士一時輩出し、水戸文學の盛隆海内に其比を見ざりしか、義公即世の後は文星も次第に凋謝したりしかは、振はさること數世に及ぬ、寛政年中立原甚五郎(後翠軒と號す)出て彰考館總裁となり、該博の學識と豪邁の氣象とを以て文運の衰頹を挽回し、後進を誘掖奨勵し、人材を薦擧すること力をかは、其門下より出て鴻儒能吏となりし者頗る多し、藤田次郎左衛門(後幽谷と號す、東湖の父なり)の如き亦其門下の一書生にて、出藍の譽れあり、翠軒の薦引に依り、文公之を拔擢して彰考館生員に補す、後次第に用ゐられて史館の總裁となる、嘗て修史上に付き立原と意見を異にせしことあり、漸く師を凌ぐの實蹟露はれしかは、立原怒て弟子の籍を削る、此に於て藤田は別に旗幟を建て立原に抗敵せり、是より原田兩派互に相排擠し、争議殆ど寧日

なし、既にして翠軒は職を罷め幽谷之に代り、藤田の黨益々振へり、然れども此際の争は單に學問上に止まり、立原派を史館より放逐し去り、其學風を撲滅せんとせしに過ぎず、政治上に及ぶことはなかりしか、幽谷の子彪(東湖)政權を掌握するに及んては、最も立原派を擯斥し、之を官途より一掃せんと試みたり、此の時に當つて彪と政權を争ひしは結城寅壽(名は朝道)にて、結城の薦引せし所の人材には、立原派の者少なからず、此に於てか學問上の黨派と政治上の黨派と相混して、藩廳の上に相軋轢し、日夕拮据争闘せしかは、次第々々に熱度を増し來つて、遂に潰裂四出、復た收拾すへからざるに至りしなり、

水戸藩内黨派分裂の事は、早く藤井紋太夫の不軌を圖りし時に濫觴せしもの、如し、紋太夫名は徳照、明人朱舜水に就て學ひ、才幹衆に越へ、深く義公に信任せられしか、晩年非望を企て、義肅兩公御父子を離間し奉り、自己益々政權を専らにせんと欲し、黨與を募り種々計畫する所あり、事露れて義公の爲めに手討にせられたり、然るに紋太夫は前に云ふ如く、學問才幹も並々ならず、且は最初義公

の信用さへ厚かりし事ゆゑ、其企圖の不良なるに拘らず、之に黨與せし者頗る多く、名門巨族にも一味せし者數多ありて、此藤井黨と正義黨とは、久しき間相軋轢し居りしことなれば、藤井の敗れし後も其臭氣は容易に除き去らず、同藩の士籍に列しなから、互に反目疾視するの狀あり、後年黨派の慘禍は全く此裏に胚胎せしものなりと云ふ、或は然る事情も之れありしならむ歟、扱又藤井の企圖は、幕府の繼嗣なきに乗し、肅公を幕府に入れて將軍と爲し、自己閣老となつて海内の政權を専らにせんとするにあり、其には物堅き義公は大望の邪魔となる故、如何にもして之を除かんとて、積年の恩義を遺れ、種々の悪策をも立てたる者なりと云ふ、其心術の惡むべきは云ふ迄もなければ、其志望の大なるに至ては、藤井も亦一個の姦雄と謂ふべきなり、

立原翠軒の傳

立原翠軒、名は萬、字は伯時、通稱を甚五郎と云ふ、父祖世々水戸藩に仕ふ、翠軒延享元年六月八日を以て生る、幼より學を好み、刻苦精勵常人の堪ゆる所にあ

らず、嘗て書籍を謄寫するに、一日六十葉の多きに至りしと云ふ、久しく彰考館總裁の任に居り、一國の文柄を操り、後進を誘掖奨勵して薦擧尤も力む、其義公以後一旦大に衰へたる水戸の文學を恢復し、上元祿の遺緒に繼ぎ、下天保の盛隆を啓きたるものは、翠軒の功實に多きに居る、六十二歳にして其職を罷め、文政六年三月十四日江戸に歿す、享年八十、嘗て自ら碑文を撰み、之を駒込海藏寺に建つ、其中に言へるあり、海藏寺裏一片石、石面所題、爲子孫拜展之望、破則改立、不立亦無煩、茫茫天地、神遊無不之、嗚呼已矣、云々、以て其養ふ所を見るへし、當時の名儒柴野栗山、古賀精里、頼春水、菅茶山、岡田挺之、神保行簡等の諸人と交り深く、名聲文壇に藉々たり、藤田幽谷、小宮山楓軒、伴部松里等皆其門下に出つ、幽谷を破門せし時、君公一日翠軒を召して、破門を許すへき旨を諭されしに、翠軒色を正して申しけるは、臣として君命に背き奉るべき様なければ、謹て御請致すより外なければ、臣の心中は飽迄許し難き者と存し込み罷在り候と述べければ、公も嘆息遊はされ、心服せざる者ならば強ゆるも無用の事なりとて、沙汰止



みになりしと云ふ、後年翠軒老病にて命旦夕に迫りしと聞きしかは、幽谷自身其家に抵りて罪を謝し、今生の御暇乞に只一目御目にかゝり度と言ひ入れしに、翠軒聲を罵りて、我眼睛の黒からん間は、彼か如き恩知らずの人を見ること思ひも寄らず、疾々追返せと怒りければ、幽谷も是非なく立歸りぬ、扱翠軒の病愈重りて簀を易へんとするに望み、其子任(通稱任太郎、杏所と號す)を枕邊に呼び、藤田次郎左衛門の才學は、一藩其右に出つる者少なかるべく、殊に其悴の虎之助は、志氣英拔、決して凡庸にあらず、左れば子の死せる後は、其方彼等父子と交ること勝手次第たるへしと云ふ、以て翠軒の鑒識に富めるを見るへし、翠軒軀幹魁偉、其容貌廣額深目、高顴隆準、眼光爛々として人を射る、晩年渡邊華山か寫せる肖像、今某氏の家に在り、神色活けるか如く、之を壁間に掲ぐれば、兒童の如きは恐怖逡巡して敢て近かざる程なりと云ふ、

翠軒の子任と藤田彪とは、至て懇意に交はりしこと、常陸帯其他の諸書に就て見るも明かなり、扱又任の子朴二郎(名は瓚)彪の子小四郎(名は信)も

亦肝膽相許すの交りありしか、元治甲子、武田市川争闘の際には、二人共に武田と進退を同ふし、立原は水戸にて討死し、藤田は敦賀にて斬れぬ、其祖は甲乙兩黨の首領として、一藩争闘、骨山血海の端緒を啓き、其子は舊怨を捨て親友となり、且つ共に烈公の知を受けて國政に參與し、其孫は遂に一身を以て黨争の犠牲に供す、天道原田の兩家を假りて報應の理を示すものに似たり、亦一奇と謂ふべきなり、

藤田幽谷の傳

世上に所謂水戸學なるもの、其根源は西山源義公に依て啓かれしことは云ふ迄もなけれど、之を振作擴張して海内を風靡し、遂に明治維新の基因となるに至らしめたるものは、藤田幽谷與て力ありと謂ふべきなり、幽谷名は一正、字は子定、初め與助と稱し後次郎左衛門と改む、水戸の下谷に生る、少ふして大志あり、刻苦して學を勤む、家極めて貧しかりしかは、下市七軒町の古着屋某方の丁稚となりしか、荷物を背負ふて花主を廻るにも、途中書物を讀みながら歩行き、寸時も學問を怠らず、立原翠軒之を憐れ

み、自身の家に養ふて教授す、幽谷時に年十三、是れより専ら力を讀書に用ゆることを得、學業大に進む、尋て翠軒の薦擧に依て文公に知られ、彰考館の生員に補せらる、幕府の執政白河侯(松平定信)其文辭を觀んことを求む、幽谷爲に正名論を著はして君臣の大道を道ふ、時に年十八、親の喪に居り酒肉を御せざるもの三年、古人居喪の事を論著して以て父子の大論を述ふ、此の時に當て虜船數々蝦夷地方に至る、幕府諸侯に令して備を設く、然れとも昇平日久しく、文恬武熙、復外患あるを知るなし、幽谷深く虜情を察し、奮然膺懲の策を講し論建する所ありしも、年少く位卑く、言忌諱に涉りし故、不敬に座して廢黜せられしかは、退て賢豪奇傑の士と交はり其議論を上下す、高山正之、蒲生秀實の徒と相驩ふこと最も深し、三歳にして舊職に復せらる、時に文公文學を崇尚し、義公の緒を續き大日本史編纂の業を終らんとす、幽谷仍て修史の始末を論述し、以て義公深意のある所を明かにす、武公封を襲くに及んで、高橋廣備と同じく史館總裁となり、鉛槧の餘暇には出入諷議し、頗る其言を盡すことを得たり、哀公の時、班を通事に進めら

る、幽谷久しく史局に在り、大は神聖經世の迹より、細は地理譜牒の願に至る迄、考據明確にして前人の未だ發せざる所を發し、大日本史刊修の事に於て功勞極めて多し、文政九年十二月朔、病を以て終る、享年五十三、幽谷國體を論するの言に曰く、有天地、然後有君臣、天朝自開闢以來、擁神器、踐天位、皇統綿々、傳之無窮、民仰天朝、與天一矣、以奉戴天孫、天皇之尊、宇內無二、是豈夷狄邪民之所得而干犯哉、神聖建極開基、文之以堯舜周孔之道、邦家之治、日趨文明、(中略)人能尊天朝、而崇周孔之道、則國體以明、彝倫以叙、然後政教俱全、而人心純一矣、云々、以て其學風の一斑を窺ふべきなり、丹氏は娶り二男五女を生む、長子熊太郎天す、次は彪、字は斌卿、通稱寅之助、後誠之進と改む、海内稱して東湖先生と云ふ者是なり、幽谷門人甚た多し、而して豊田亮、會澤安、最も顯はる、會澤憩齋と號す、文政中、新論を著はして尊王攘夷の大義を明かにす、其文雄大、其旨醇正、風聲天下を聳動し、一時稱して天保學と云ひ、四方の士、風を聞て起る者數百人、王室の衰運を挽回して以て明治中興の偉業を贊助せしもの、未だ



必しも議論振奮の力に依らずんばあらず、而して其本源に遡れば、幽谷の功亦多しと謂ふへし、近時二人へ贈位の恩命ありしは、全く此の功勞を表旌せられしものならむ、

立原藤田兩派の争點

涓々の水も治めされは遂に滔天の變を醸し、一燭の火も收めされは能く萬家を灰燼にすと、水戸の黨争の如きは是れなり、始めは其争點大日本史編纂上に留まり、眞に涓々の水、一燭の火に過ぎざりしか、此水と火は次第に勢力を増大し、遂に滔天の變、萬家の災を醸し成したるなり、先は翠軒か史館總裁の職に在りし日、館員に高橋又衛門(名は廣備、字は子大)と云ふ者あり、又衛門仔細あつて深く翠軒に恨を含み、如何にもして翠軒を黜けんと、密に其間隙を伺ひ居る折柄、偶史館に於て三大議論なるもの起り、館員は兩派に分れて甲論して乙駁し、恰なから鼎の沸くか如くなりし、今其事の元を釋ぬるに、文公は襲封の始めより、義公の緒を續て大日本史纂修の業を終らんとして、頗る成功を急かせ玉ひ、史館の總裁なる翠軒を召して其意見を下問ありしに、翠軒左程事の終結

を急かせ給ならは、大日本史紀傳の成功次第、一先史館を閉ち候事然るへしとの意見を述へて退きぬ、次いで藤田幽谷を召して意見を尋ねられしに、元來義公御編纂の御主旨は、紀傳志表を具備せらるゝに在り、然るに今紀傳の成功次第館を閉ち、志表を作らすとあつては、義公の御志遂げざるものにて、尤も然るへからすと陳述せり、此に於て館内の議論二つに分れしかは、スハ時こそ來れりと高橋は大に喜び、内堅く藤田と結托し、外廣く同志を翁合して、志表無るへからざるの議論を主張し、立原を攻めしかは、其勢力中々侮り難く見わにける、此時又史の題號に付き、之を日本史と命ぐることを面白からず、別に適當の名を撰むへしと云ふことと、紀傳に付したる論贊は、臣子として前代君上の是非を謂にて、穩當ならずとの議論あり、之に修志の事を加へ、日本史の三大議論とは云ひしなり、されは文公にも、始めは兩論の得失如何に惑ひ玉ひし姿なりしか、此際公と立原と君臣の間、故あつて初めの如くにはあらざりし處に、尙又當時の老儒長赤水も志表編修の意見にて、藤田に非されは此事を成すへき學者なしと申上しかは、

文公之を用る玉ひ、遂に立原を退隱せしめ、藤田、高橋の説を容れて志表を纂修すること、はなりぬ、然るに立原の意も志表を不必要とせしにはあらず、現に佛事志の如きは、數十巻の材料を自身に謄寫編集せし程なれば、其編集は要とせしも、文公か事業終結を急かるゝの諮問に逢ひ、さらは紀傳成功を以て一段落となし、志表は追ての事と爲さるへしと、一時權宜の答へを爲したるより、此の失敗を招くに至りしかは、藤田の所爲に慊然たる能はず、彼れ修史上に意見あらは、師友の間柄、殊に同一館員なれば、一應は自身に相談しても然るへきに、左はなくて直に君公に言上し、師匠を賣るの所爲あること不届至極なりとて、臆て破門義絶したりと云ふ、此時の有様を或識者の評して、立原、藤田師弟の間を裂きしは高橋の姦才に出たり、藤田は樸拙にして欺かれたるなり、立原は元藤田を市井より擧げたる人なれば、藤田の師恩に負きたる事を深く怒られたるなり、されは其派の分れしは行爲の上にありて、學問の異同にはあらずるなりと謂はれしは、其實を得たるものならむ歟、又或人の筆記に、高橋は妬心あり、藤田は先輩の非を擧

ぐる事を好む云々、又立原は至て執拗にて、高橋、藤田の議論を容れざる爲めに、文公の意を失ひ旨に忤ふて、隱居する事にはなりしなりと書かれたり、以て三人の性行を概見すへきなり、  
或書云、此時何某と云ふ儒員あり、赤水先生の下婢と姦したる事露顯し、立原先生の爲に大に叱られ、深く謝罪はしたれども、内實は不平に堪へ難く、依て立原の間隙を伺ひ、藤田を煽動して爲したる事か、遂に大變には及びしなりと、果して然は眞に涓水燭火のみ、而して其結果は彼か如し、幾微の際豈に戒しめざるへけんや、

勤王佐幕の兩派に分れし原因

水戸の黨派たる、其内實は暫く措き、名義とする處は、一方は勤王にして一方は佐幕なりし、斯く名義の分れし原因は、前節に述る如く、藤田、高橋二人の説文公に用ゐられ、立原は黜けられて其職を罷めしかは、大日本史志表刊修の事業は、藤田、高橋二人の掌裏に歸しぬ、然るに此の日本史の編修たる、其表面は全く文墨一偏の仕事の如くなれども、其裏面には尊王卑幕と云へる一大事を伏藏し居しものにて、修史の事



業二人の手に歸すると同時に、勤王と云ふ事も藤田一派の専有物の姿とはなりぬ、此時立原派中に在て學問吏才共に衆に挺て、藤田派をして隠然一敵國の思ひあらしめたるは小宮山楓軒(名は昌秀、通稱は次郎左衛門)なるか、楓軒が畢生の心血を瀉て編纂せしは有名なる垂統大紀にて、徳川覇府の歴史中、其眞確なるに至ては、此書の右に出づる者なかるへく、(口碑に傳ふ、此書成りて烈公に獻せしに、公一讀せられ、誠に良書なるか、餘りに直筆にて忌諱に觸ること多く、世間には傳播し難し、宜しく祕府に藏すへきものなりと云玉ひしと、)此書の編纂には立原翠軒も補助を與へ、又同派中の文士にて、此事業に同感を表せし者も多かりし、尤も同派は既に史館に容れられざる故、史館外に在て史館の事業と相犯さる様に歴史を編まんとすれば、織田、豊臣又は幕府の事蹟を記すより外なく、仍て幕府の史傳を編述すること此派の特色となり、自然佐幕の念慮も熾んになりしならむ、而して後年勤王佐幕の兩派に立別れし其根源は實に此に在るなり、扱も文政六年三月には立原翠軒歿し、僅か三年を隔て同九年十二月に幽谷歿

せしかは、學派の争鬭も此に一段落を告げにけり、

哀公の薨去、烈公の繼立

文政十二年己丑、哀公(名は齊修、武公の子、烈公の兄)江戸邸にて病氣重らせ玉ひしか、未だ御繼嗣なかりしかは、人心大に恟々たり、此時大將軍文恭公御子數多在しければ、諸藩へ養子として差遣はさる、水戸藩にても哀公萬一のことあらは、清水侯(文恭公の庶子)を請ふて嗣と爲さんとするの議あるよし、水戸表へ聞えければ、一國の有志愕然せざるなく、哀公の御弟敬三郎君の在すに、御養子とは何事かと憤り、兎に角江戸に上りて事を謀らんと、山野邊兵庫、藤田虎之助、會澤恒藏、吉成又右衛門、川瀬七郎右衛門、杉山千太郎、戸田銀次郎等、晝夜兼行して江戸に上り、支藩守山侯(松平大學頭)に就て意見を陳述し、且つ江戸邸の諸有志と共に周旋甚た力む、十月四日哀公薨去、遺書あり朶雲片々と曰ふ、其首めに敬三郎君を立つへき旨を載せらる、此に於て士皆感泣、人心頗る安し、越て八日に至て、幕府敬三郎君を立つることを允すの命あり、閩藩大に喜ふ、敬三郎君は即ち烈公なり、此時は一國の大事なる故、立原、藤田の兩

派を論せず、苟も有志者は烈公を立つることに盡力せり、前に挙げたる會澤、吉成及び飛田勝太郎、鈴木莊藏、岡崎次郎兵衛等は幽谷の門人にして、江戸に在て尤も盡力せし立原任太郎は翠軒の子、又藤田等と同時に江戸に上り奔走せし友部正介、白石又右衛門、村田彌一郎等は翠軒の門人なり、左れば此時の事件は、原田兩派には關係なきこと明かなれと、在江戸の執政等か、閣老沼津侯(水野出羽守)の第に出入して謀る所ありしは事實なるべく、且又此時烈公を立つることに熱心盡力せしは、小祿の中士に多く、名門世家にて大祿を食める人々は、至て冷淡なりしか如し、是後年烈公か人材を登庸するに當て、多く新進少年を採り、名門世家を喜はず、終に門閥非門閥の争端を啓きし一原因となりしこと、思はる、

天保の新政、人才の登庸

烈公天姿英爽、剛斷果決、才博く文武を綜ね、凡そ劍槍、射御、禮樂、書數、歌詩の類精通せざるなく、散樂、放鷹、燒蜜、彫刻等の事に至る迄、皆優に之を爲し玉ひしか、封を襲ふの始めより、大に國政を改革せんと

の思召あり、首として驕奢淫佚の弊を革めて儉素を崇尚し、淫聲慢聲の禁を布き、門松、初午、端午等禮俗の侈りに過ぐるを禁し、家臣の國に在る者は悉く皆綿服せしめ、其江戸邸に在る者も、柳營に詣る禮儀の外、衣服務めて儉薄に従ひ、以て甲冑兵器の用を贍らすへきを命し、又巨室の別業田園ある者には、家臣をして土着せしむへきの旨を諭し、天保八年の春三月十二日には、公諸臣と共に甲冑を着して、東照宮賜ふ所の鎧を拜し、以て軍禮を行はる、未幾大坂に大鹽後素の亂あり、人始めて公の前識に服せりと、十一年國に就き、封内の經界を正し、田畑の反別を改むる事に着手せらる、初威公均田の政を行ひし以來、既に二百年の久しきを歴、經界紊亂、田疇所を易へ、富者税軽く、貧者役重く、兼並豪奪、其弊勝て記すへからず、公深く之を憂へ、吏民を率ゐて丈量に従事し、五歳を閲して其功始めて成る、又城の第三廓に學校を創め、名て弘道館と曰ひ、藩士の子弟をして、文武、禮樂、射御、銃砲、操練、醫學、數學等を講習せしめ、秋季冬初には公親しく臨視し、其能否を較らへ黜陟賞罰を行ひ玉ふ、公曩に諸臣をして、甲冑にて具足開きの禮を行はしめしか、是れのみにては未だ座作進退



奇正分合の節を試むるに足らざるを以て、三月二十一日諸臣に命し、均服して城南の千束原に追鳥狩を催はし、公自ら元帥たり、旌旗空に連なり鎧甲日に耀く、觀者震駭せざるなし、是後毎春恆例と爲す、義公の時、國內淫祀多く、僧徒不律なるを以て、法制を定め寺院を破却すること二千七十六、其他社人十八ヶ所、神主十八ヶ所、行人百三十二ヶ所、禰宜百六十九ヶ所、市子六ヶ所を廢却せられしかば、風俗一時澄清せしか、此に至て淫祀復た盛に、僧徒放縱無賴の者多きにそ、公社奉行に命して舊章を申明し、神祠の荒廢せるを修め、僧徒の善良なる者を賞し、破戒の者をは之を諭して歸農せしめ、佛寺を毀つもの前後二百數十ヶ所に至る、又巨礮は防海必需のものなるを以て、毎歲内帑を出して鑄造せられしか、財用の給せざるにより、封内の佛寺に諭し、梵鐘銅佛を進獻せしめ、大に攻守諸種の大砲を鑄造せらる、封内の僧侶、公か佛寺を毀ち遂に鐘像に及ふを見て、怨嗟せざる者なし、是公か後年禍に罹るの原因なりし、以上は公か國政上に施し玉へる改良の一端にして、世間之を稱して天保の新政と持囃しけり、

扱此新政を行ふに就て登庸せられし藩士は、藤田派に多くして立原派に少なく、非門閥に多くして門閥に少なかりし、乃ち最も信任寵用せられしは、戸田銀次郎、藤田虎之介、今井金右衛門等にして、門閥にして用ゐられたるは、僅に一結城寅壽ありしのみ、太田丹波守、鶴殿平七の如きは、所謂伴食宰相にて、戸田、藤田の鼻息を伺ひ、唯員に備はると云ふ有様なりしかば、巨室世家には此の新政を心に快とせざりし者も多かりし、天保十年己亥、公經界學校等の事務を處理する爲め、明十一年庚子を以て藩に就かせらるる旨發令せらる、や、巨室世家中、此の令に反對を唱へし者ありしか、其葛藤の結果は、一藩藤田、結城の兩派に分る、原因となり、遂に峻刑苛法を同僚朋友の間に用ゆるに至りしを無慘なる、其詳細は次に説くへし、

門閥派の失敗、結城主盟となる

明年庚子を以て藩に就かる、旨の發令は、大に巨室世家を驚かしたり、其故は、此時公は専ら武備を修むることを務め、士大夫を戒め、田祿の多寡に因て兵馬器械を備へしむ、然るに巨室世家皆軍用に乏しくし

て、充分の準備を爲すこと能はざりしかば、密に議して公の藩に就かる、を妨げんとは企てたり、而して其理由とする所は、去歲年穀登らず、士人の俸祿を減せられしゆゑ、一國皆生を聊んせず、然るに公藩に就せらるゝに於ては、士大夫職事繁劇にて冗費費す、爲めに怨嗟嘆息して、心を離し體を解くにも至るべく、然ありては大に公の盛徳を損すへし、就ては全く俸祿を賜ふて人心を慰めらるゝか、若然することの出來難きならば、藩に就かれざるの愈れるに若すと云ふにあり、因て番頭物頭の輩を激し、各書面を以て之を政府に申出し、政府より種々説諭ありたるも中に聽入れざりしかば、遂に制し兼て、此旨委細公に具狀したるに、公以ての外に怒らせ玉ひ、姦人輩比周して君を要すること不届至極なるに、政府之を制し難ねて寡人に聞すること、尤も不都合千萬なりとて、段々事情を按問せられ、小山小四郎、岡崎某等の番頭物頭を始め、巨室世家及び水戸の執政有司にて、嚴謹を蒙れる者甚多かりし、此時藤田虎之介は通事(御小姓頭)にて、尤も公の信任する所なりしか、素より敏捷人物故、斯る場合に惘然其職に在て、巨室世家の

怨望を一身に集むること得策にあらずと考へしか、此事を水戸より取次て君公に申上げたる者は江戸有司なるに、今水戸の有司のみ罪を蒙り、吾儕謹に免かれては、面目の水戸有司を見るべきなしとて、罪を引病を移して職を辭し、聽されて史館の編輯となりしか、未だ二ヶ月にも盈ざるに、忽ち側用人に擢てられしかば、門閥派は益切齒せり、然るに此機會に乗して、突然立原、藤田學派の議論再燃し、其争鬪を政治上に及ぼし、藤田派の勅敵と目されし小宮山楓軒も遂に黜けられ、新進黨益々勢力を得、名門世家は殆ど顔色なく、一時に屏息せり、然れども門閥派も無一敗地に塗るゝものにあらされは、竊に恢復の謀を廻らし、一人の主盟を得んと、誰彼れと擇む中に、幸ひ結城寅壽こそ門閥中の才子にして、代々千石を領し、結城氏朝の嫡流にして、當時執政の職に在り、門閥の首座なれば、此人尤も然るへしとて、遂に之を推して主盟とはなしぬ、寅壽は元來非凡の人物なれば、深く烈公の寵任を得、漸々其羽翼を要路に引き、門閥派の勢力を恢復して、殆ど新進黨を壓するに至り、天保の新政、寅壽の賛畫計營に出てたるもの尠なからず、



左れば烈公には之を併進兩用して左右調停せられしも、積年の争鬪は一朝にして釋然融解すべくもあらず、結城派は藤田派を目するに王安石を以てし、妄りに新法を立て國家を破るものなりと云ひ、藤田派は結城派を嘲つて保守黨とし、目するに姦物を以てし、互に成功を競争するより、其表面こそ一意公を賛けて新政の美を爲さんとする者の如くなれども、其裏面は兩派互に罅隙を窺ひ、好き折もかなと睨ひ合ふ様、宛も大倉の硝薬、一道の口火を點するものあらは、如何なる大爆裂を起すやも測り難き危険の姿には立至りぬ、而して烈公の退隱は實に其口火とはなりけり、

烈公の賞賜、水野の權謀

此時幕府にては、閣老水野越前守大權を握て嚴しき改革を行ひ、飛ぶ鳥をも落す勢ひなりしか、此越前守元來烈公とは意氣相合はず、兎角に敬して遠ざけると云ふ有様なりき、是は水戸の改革は文政十二年より着手せられし事なるに、幕府の改革は天保十二年より、遙水戸に後たれば、越前守が質素儉約を唱ひ、富國強兵の爲めとあつて改革沙汰ある毎に、

是皆水戸殿の眞似をするなりと、世間より評判せらるゝを厭ひしに因るとは聞ゆぬ、されは太田備後守か閣老を免せられ、越前守愈益權を専らにするに及んては、當時在國中の公へ向け、別段の譯を以て其儘五六ケ年も御在邑被<sub>レ</sub>成へき旨を達したり、斯て天保十四年三月、日光豫參として公江戸に上られ、在國許可の年限中なから、一ケ年程も江戸に在つて、世子鶴千代鷹君に登城儀式等の事を仕込まれんとの豫定なりしも、越前守には頻りに其速に歸國あらんことを勧め、公より屢々在江戸を請求められしも遂に聽かさりき、何故に越前守は公の江戸に居らるゝを厭ひしかと云ふに、此時越前守か企てたる印幡沼の堀割は、豫算の如く成就せざるのみならず、改革の政治は大に人心を激動し、反對論内外に起て、越前守の困難心痛一方ならざる場合なれば、最初より越前守の改革の餘りに峻急なると、印幡沼堀割に不同意なる烈公の、永く江戸に在つて反對論に賛成せらるゝ等の事あつては、忌々敷一大事なれば、一刻も早く國元へ歸すこと最上策なりと考へ、書簡に面晤に、頻りに其歸國をは促したるなり、されは烈公にも詮方

なく、愈歸國の事と決したるに、五月十八日登城すへきの命あり、同日御座の間に於て大將軍(家慶公)と御對顔あらせ玉ひ、其折仰せ合められし上意書は、一昨年來國政向格別被<sub>レ</sub>行届、文武共不<sub>レ</sub>絶研究被<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之趣、一段の事に被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候、猶此上御在邑中、御領分末々迄公儀御徳化に相靡き、御安心被<sub>レ</sub>遊候様、厚御世話可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、依<sub>レ</sub>之御傳來之御太刀被<sub>レ</sub>進候、御祕藏可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、且御領分中巡見等の節被<sub>レ</sub>用候様、御鞍轡被<sub>レ</sub>進候、並に何歟の御用途として黄金被<sub>レ</sub>進候、源義殿の遺志を被<sub>レ</sub>繼、益被<sub>レ</sub>勵<sub>レ</sub>忠誠<sub>レ</sub>候様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、

右上意あつて、太刀は將軍御手つから下され、黄金百枚は白木の臺二つに載せて下されける、是越前守か權謀の人に勝れたる處にして、烈公を世に烟たき者とは思ひながらも、當時公の聲望は天下に高く、萬人の齊しく渴仰する處故、之を悪く取扱ふ時は、天下の有志者より悪まるゝの恐れあれば、扱社此の敬して遠さくるの策には出てしなりと云ふ、然れとも諺に所謂好漢憐<sub>レ</sub>好漢<sub>レ</sub>にて、烈公は平生水野の行爲を非難し居られしにも拘はらず、翌十五年御自身幕府よ

り隱居を命せられし時には、「水野は我等を惡みしとは云へ、流石才物故、奸吏奸僧等に欺かれて我等を叛逆人とする時は、永世迄名を汚せは、水野在職ならば我等慎隱居には成まじきなり」と宣玉へり、世間に公と越前守とを莫逆の知己なりしか如く思ふ者のあるは、是等の事を謬り傳へしなるへし、前に述る如く、此年幕府の首尾誠に芽出度かりしに、歸國の後、有功の臣僚には、其々進班加祿等の恩賜あり、誠に是風雲の遭際、水魚の會合と、君臣上下共に喜び合へしか、僅一年にして、翌天保甲辰には大國難起りぬ、天下の險は山にもあらず水にもあらずと、古人の嘆息せしも宜なる哉、

幕府の疑問、公江戸へ召さる

天保十五年甲辰四月十八日附閣老連署の奉書、同月廿日水戸へ到來して、公に參府致さるへき旨を傳へらる、是より前數日、閣老阿部伊勢守、本藩の附家老中山備前守を招て、水戸の政治向に付き數ヶ條を詰問せらる、大略左の如し、

長々在國の事、附簾中瑞龍山參拜湯治の事、水野越前守と心を合せたりとの事、



於國元調練追鳥狩の事、  
於江戶表二月十二日甲冑目見の事、  
松前内願の事、  
勝手向如何してあしきとの事、  
弘道館土手の事、  
揃打鐵砲の事、  
浪人召抱たる儀如何との事、  
寺々破却之儀如何との事、  
國許常磐山御宮、並台徳公御初の原廟、神道に奉祀候事、

其詰問のケ條に就いて見るに、幕府に於ては、公か異志を懷き、陰に武備を講して、幕府に叛くの企圖あるかを疑へるものゝ如くなりしか、果して急々參府あるべき旨の奉書到來せしかは、スハ事こそ出來たり、必定御咎を蒙るにやあらんと、一藩皆公の御身の上を案し奉らぬはなかりき、  
此時公には那珂湊の資賓閣に在はせしか、之を聞かれて速に御歸城あり、有司に仰せらるゝ様、此度御疑問のケ條は、總て皆幕府へ願濟伺ひ濟の上取行ひしものにて、一として後ろ暗き事身に覺えなければ、察

する所、破戒不如法にして罪を獲、封内を逐はれたる僧侶原か其筋へ取入り、寡人を以て異志を懷く者の如くに申立、隨て他にも讒する者ありて此には至りしならん、然れとも大將軍英明絶倫に在せば、讒言を信して骨肉の親を疑ひ玉ふことはあるまじと宣ふに、有司惶懼して御對申上る者もなし、公又急速に行装を辨すへき旨を有司に命せられ、五月二日を以て水戸を發せらる、御供には執政結城寅壽、番頭雜賀孫市、側用人藤田虎之介等從へり、斯て同月五日一行恙なく小石川の邸に着せしか、先例に依れば、三家の君公參府の時は、即日大將軍より閣老を其第に遣はされて、無事を祝賀せらるゝ事なるに、此の日に限り閣老の來邸なきにそ、邸中皆望を失ひ、公には必ず嚴譴を獲らるゝならんと、上下安き心もなかりける、明くれば六日の朝、閣老より中山執政へ向けて、今日幕府よりの御使水戸第に就き、旨を兩君へ傳へらるゝに付、此旨心得らるへきの命あり、此に於て一同皆公には御隱居、御家督は鶴千代磨君と仰出さるゝならんと推量しぬ、  
烈公の退隱、藤田等の蒙譴

天保十五年甲辰五月六日、幕府より水戸殿への御使者は、松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守にて、左の如く達せらる、

水戸中納言殿御家政向、近年追々御氣隨の趣き相聞え、且つ御驕慢募らせられ、都て御自身の御了簡を以て、御制度に被觸候事共も有之候、御三家方は國持始諸大名の可爲模範の處、御遠慮も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>有の御始末、御不興の事に被<sub>レ</sub>思召候、依<sub>レ</sub>之御隱居被<sub>レ</sub>仰出候、駒込屋敷へ住居、穩便に屹度御慎可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>有之候、御家督の儀は無<sub>レ</sub>相違鶴千代磨殿へ被<sub>レ</sub>仰出候、此段讃岐守大學頭播磨守罷越可<sub>レ</sub>相達旨御意に候、

尙駒込屋敷住居向に付ては左の如く達せらる、  
一被<sub>レ</sub>仰出候趣に付ては、駒込屋敷門々切、堅出入等無<sub>レ</sub>之様に可<sub>レ</sub>仕候、併家老衆其外外宅之者も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候得は、其爲出入門一ヶ所は披き、尤も入念申付、無<sub>レ</sub>據用事の外は、急度相改め出入爲<sub>レ</sub>在間敷候、此旨相心得、家中共々相慎可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事、  
一駒込屋敷は別して火の元入念、堅可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付

事、

一萬一駒込屋敷焼失等の事も候は、何方成共外屋敷に御立退、急度御慎み被<sub>レ</sub>有之、其段年寄共へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御届事、  
右之趣家老共へ可<sub>レ</sub>申聞候、

同日、烈公を輔佐せし臣下の處分に付、執政へ左の如く達せらる、  
鶴千代磨殿家老衆へ

中山備後守

山野邊兵庫頭

水戸中納言殿御在職中御家政向不<sub>レ</sub>宜、御不興之御事に被<sub>レ</sub>思召候に付、今度御隱居急度御慎被<sub>レ</sub>仰出候、畢竟中納言殿右様之事共に被<sub>レ</sub>至候は、戸田銀次郎、藤田虎之介、今井金右衛門之取計不<sub>レ</sub>宜候は、如何様にも中納言殿に御諫言申上、取計方も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之處、其儘打過き候に付、此度の次第に被<sub>レ</sub>至候段、家柄の詮も無<sub>レ</sub>之、不束之至に候、依<sub>レ</sub>之指控被<sub>レ</sub>仰付候様にとの御沙汰に候、  
右之段可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申上候、

興津能登守



(前文同上) 戸田銀次郎、藤田虎之介、今井金右衛門取計不<sub>レ</sub>宜候處、其儘致<sub>二</sub>同意<sub>一</sub>候段不<sub>レ</sub>束之至り、(同上)

鵜殿 平七

(前文同上) 戸田銀次郎、藤田虎之介、今井金右衛門取計不<sub>レ</sub>宜候處、古くより乍<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>其儘致<sub>二</sub>同意<sub>一</sub>候段、不<sub>レ</sub>埒之至に候、依<sub>レ</sub>之役義取放逼塞被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、

戸田銀次郎

藤田虎之介

今井金右衛門

水戸中納言殿御在職中御家政向不<sub>レ</sub>宜、御不興之御事に被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候に付、今度御隱居急度御愼被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、畢竟中納言殿右様之事共に被<sub>レ</sub>至候は、此者共俱々中納言殿御放慮に叶候様取計不<sub>レ</sub>埒之至に候、依<sub>レ</sub>之役義取放塾居被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、

右之通御申付被<sub>レ</sub>成候様、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候、

右の如く、當時世上より藤田派と目されし者は、殆ど一網に打盡されしと云ふの有様なりき、

因云、右の内戸田は執政なれと、藤田は側用人、今

井は寺社奉行なり、而して中山、山野邊、與津、鵜殿等は皆門閥且執政なるに、其宣告を見れば、其儘打過と云ひ、其儘致<sub>二</sub>同意<sub>一</sub>とあり、以て平日藤田等の勢威如何に顯赫にして、巨室世家を壓倒したりしやを想像するに足るへし、

三支藩の後見、結城の出頭

同日鶴千代鷹君への上使は、阿部伊勢守、牧野備前守にて、中納言殿御隱居、御家督の儀は無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>鶴千代鷹殿へ仰出されし旨を傳へらる、此時鶴千代鷹君年僅に十三歳なりしかは、高松侯始め三支藩へ、閣老より左の如く達せらる、

松平讃岐守

水戸殿御家政向不<sub>レ</sub>宜候に付、御隱居被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>、御家督鶴千代鷹殿へ被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、是迄中納言殿御一己の御了簡にて被<sub>二</sub>取計<sub>一</sub>候儀は不<sub>二</sub>相用<sub>一</sub>、前々の御家法通りに可<sub>二</sub>相守<sub>一</sub>候、鶴千代鷹殿御事、未だ御若年之儀に候得は、其方萬端入念、已來御家政向御取亂無<sub>レ</sub>之様、松平大學頭、松平播磨守、鶴千代鷹殿御家老衆申合可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>取計<sub>一</sub>候、(大學頭播磨守への達は同文故略す、)

日既に暮ければ、公駕を命して駒籠の第に徙らせ玉ふにより、近侍を始め諸臣之を中奥御廊下に送り奉る、公か黒の服を召し烏帽子を戴き、風姿蕭然として出立せ玉ふ有様を見參らせて、諸臣皆涙に咽はさるはなし、斯く君も臣も、天保の新政に關涉りし者は、何れも其々の咎を蒙れる中に、結城寅壽のみ獨り何の御咎もなかりしかは、人々皆奇異の思ひを爲したりける、抑結城は、去る天保十一年正月に小姓頭となり、間もなく若年寄より執政に進み、學校造營掛り、郷村改正掛りを兼ね、十二年には御勝手改正掛を命ぜられ、公の信任頗る厚く、天保の新政は其參畫に出てたるもの多きことなれば、此度の國難に付ては、戸田、藤田同様必ず嚴譴を蒙らねばならぬ筈なるに、更に其事なかりしに、種々の流言もあるか中に、結城社は戸田、藤田を倒して政權を専らにせんと熱望するの餘り、幕府の姦吏共と内外相應して君公を譏誣し、御國難を醸せしにあらざる乎と疑ふ者さへ出來りぬ、是を後年結城か賊名を蒙りて、其身を殺すの原因とは知られたり、されは此時結城も斷然咎を引て身退き、他日徐に機を見て動き、時を相て進みたらんに

は、禍害をも蒙らす、尙大に其志を伸すことも得へかりしに、惘然其職に在りしは、平生の機敏に似合しからの事なり、乍併此時結城年甫二十七、英氣方に壯なる年頃なれば、大國の政治を一身に料理し、天晴大業を成就して、功名を不朽に傳へんとの心より、遠く後患を慮るにも及はずして、其地位に居りし者なるかも知り難し、是功名に熱心なる少年政事家には往々見る所なりとす、或は又黨派紛争の習ひとして、一旦敵黨に打勝ち凱歌を奏する場合に、其首領なる者が突然高踏勇退する杯と云ふことは、多數黨員の許さる所にて、無<sub>レ</sub>己一身の生命名譽を擧げて黨派の犠牲と爲す者、古今其例少なからず、結城の如きも、自身には罪を引て退くの意ありながら、多數の黨員に擁されて、餘儀なく其職に在りたる者ならば、其心事甚た憐むべきなり、兎に角結城にして戸田、藤田同様、幕府の嚴譴を蒙り身退きたらんに、一藩黨を分て相争ふこと彼か如く峻烈に至らず、明治中興の鴻業を贊襄せし功臣は、多く水戸藩より出てたりとの盛譽を天下に博するにも至りたらんに、誠に惜しむべきの限りにて、此時結城か幕譴に漏れたる



は、特り結城一人の不幸に止まらず、實に水戸藩全體の不幸と謂ふべきなり、抑烈公が幕譴を蒙り玉へるに付ては、數多の遠因近因の存するあり、之を以て單に結城一派の所爲に出たりと爲すか如きは、黨人の偏見に屬す、其詳細は次に説くべし、

烈公の幕譴を蒙りし原因

烈公が最も幕府の爲めに忌まれたるは、頻りに尊王論を唱へ玉ひしに因る、尊王と云ふこと幕府の大禁物にて、歴代帝王の山陵を修むるすら、幕府の威を損する基なるなりとて嫌へる位なれば、其他は推て知るべし、されは義公は此間の消息には能々御注意遊はされ、湊河に楠公の墓を建つるにさへ、萬事祕密にし、且つ迅速にし、其形跡の世に露はれて、幕府より撻當せられんことを豫防し玉へり、然に烈公は公然と尊王を唱へ、剩さへ天保二年には、有栖川親王の御妹登美の宮を娶つて夫人と爲し、其御腹に鶴千代君(中納言慶篤、)二郎君(天死、)七郎君(大將軍慶喜、)の三公子生れさせ玉ひしかは、幕府にては、水戸殿は天子を挾んで幕府を討ち兼ねましき御方なりとの嫌疑を抱きし中に、甲冑目見、追鳥狩、大砲鑄造銃隊訓練と、

頻りに兵備を講せられしにそ、扱は愈御謀叛の志在ますなりと思ひ僻めて、愼隱居の嚴命は下せしなるべし、而して此疑を抱きしは幕府のみにあらず、公の眞志を知らぬ者は、上下一般に斯く思ひ居りし者と見え、公が幕譴を蒙り玉へる年に江戸の大城焼けしか、其際火事は御城と聞て、或る藩の士人は、水戸殿御謀叛遊はされたり、各々出陣の用意あれと邸中を觸れ廻りしと云ふ、以て當時の人心頗る公を疑ひし一斑を見るべきなり、

又公には國事を憂へらるゝの餘り、屢々幕府に向て建言もせられ、又は閣老等に書を寄せて議論を遊はされ、頻りに閣老を責め玉へるにそ、水野越前守を始め幕閣にては、如何にも五月蠅事に思ひ、水野の如きは敬して遠け參らせしか、後には一層忌み憚りて、嚴譴の運ひにも至りしならむ、印幡沼堀割の事、異國船打拂ひの事、日光社參の事、高島四郎太夫採用の事、蘭書翻譯の事、蝦夷地方防禦の事等、當時の幕政細大となく、皆公の議論に上らざるなく、殊に天保十一年の秋閣老に向て、三本橋以上の大船を造ることを禁するの舊令を解き、天下に許して大船を製造

せしめ、平時には廻漕に用ひ、外國へ直輸出もすべく、戦時には軍艦に代用して、外國船を撃すくめる様に仕度ものなりとの建議は、泰平に馴れ舊令古格を拘守する閣老を驚愕せしめ、閣老返書して、製艦の尊意は諸夷の製を摸倣するに有るか如し、若し然らば國に定憲ありて命を奉する能はずと言へる、以て閣老の心中既に十分の怒りを含みしを見るべく、辰年の仰渡文中に、御驕慢募らせられ云々、御制度に被觸候事其被有之とあるは、是等を指したるものなるべし、又公の節儉棉服論は、大に幕府の大輿を驚かし、紅袖紫裙の美姫佳人は、皆公の反對となりしや疑ひなし、畢竟水野閣老が節儉僉服論を主張せしも、公より傳來せしものにて、若し公にして益々勢力を振

はせ玉ふに於ては、幕府の後宮迄此棉服論を及ぼし、綾羅に馴れ錦繡に習ひし雪の膚玉の肌を、木棉布子に摺破らるゝの患なしとせず、婦女第一の希望は美衣裳にあるに、別して殿中に奉仕する者は、他に樂を取るの途なければ、又性の快樂は只衣服の美を誇るに止まるに、之を奪はるゝ様のこと出來しては大變なりと、只管公の退隱を希望し、侵潤膚受の簧舌亦與

て大に力ありしならむ、是より前、白川少將、水野閣老の失敗も、節儉僉服論が輿向の御機嫌を損せしに因り、是より後一橋公の御養子を拒みしも、水戸流の節儉論を後宮に持込れんことを恐れたるに依り、婦人の勢力、殊に幕府大輿の威焰は、眞に恐るべきものにてありき、

烈公の幕譴を蒙りし原因其二

公は元來巨室世家を愛し玉はず、文政十二年には、榊原、赤林を始め數人罪を蒙り、天保十年には額田、小山、伊藤、岡崎等を罰せられ、鈴木、朝比奈、興津等は役方より外補され、藤田牲晴ノ宛字、軒、中村清閑齋を退隱せしむる等、兎角に舊家の待遇方冷かにして、罪を巨室に得されと謂へる古語に負かせ玉へる姿なりしかは、是等の臣下の内には、此君長く位に在しなは我徒死處を知らずと歎き、密かに公の退隱を希望し居りし者もありしならむ、されは社公が幕府より咎を受け玉へる際、堂々たる大藩の舊家大身、御冤罪洗雪の事に盡力する者一人もなく、却て冤罪を訴へたる武田彦九郎、吉成又衛門等を、嚴科に處すべき旨を申立たる者さへありしと云ふ、巨室世家の恨を受



くること斯の如く甚しかりしも、國難の一原因なり  
 今井惟典に寺社奉行を命じて、僧侶を酷に取扱はれ  
 しも國難の一原因なり、惟典の人となりをも、其親友  
 なる藤田東湖か評せしを見るに、峭直氷清、惡を疾む  
 の心餘ありて物を容るゝの量に乏しと云ひ、其をし  
 て獨任の地に處らしめは、峻急迫切、其敗を取や必せ  
 りと云ひ、風岸孤峭、直言抗議、清潔私なきは、戸田、  
 藤田、今井に如かずと云へり、之に依て考るも、彼か  
 如何に僧侶を苛酷に取扱ひしやを想像するに足るへ  
 く、僧徒か憤懣に堪へずして、幕府に讒説を進めたる  
 は事實なるへし、又水戸常磐山なる東照宮の御祭式  
 は、從來僧徒神職兩持の姿にて、僧徒の方は上野吉  
 祥院之か別當を承まはり居りしに、公の代に至り唯  
 一神道に改め、吉祥院の別當を罷められし故、吉祥院  
 は扶持米の減せしのみならず、公邊御目見の席も  
 下ることとなりしかは、吉祥院も憤氣となり、上野  
 の勢力を以て、兼々佛法を信仰する幕府の大奥に取  
 入りて種々申す處ありしも、此大事を醸し成したる  
 一原因なりと聞く、烈公には此事を深く殘懷に思召

されしと見ね、我臣子國民たらん者は僧侶を國賊と  
 思ひ定て、我家あらん限は一切佛道を信し申間敷事  
 なり、若臣子國民妄りに佛法を信するか、又は剃髮し  
 て神主墓前に來るにおゐては、我泉客と成る萬年の  
 後なりとも、其者の末、只は置くまじきなり」と、自著  
 の科戸の風には遊はされぬ、且又寺院の釣鐘を取上  
 けたる上に、銅佛迄鑄潰せしは、稍々酷に過ぎたる如  
 し、此事は戸田忠敬も深く心配し、濡佛は目鼻も之  
 れあり、萬一下民の佛法信心の輩、御情なき慘烈の事  
 を遊はざる杯存する者ありては、君の御不徳と相成  
 るへければ、銅佛丈は其儘に差置かれたしと頻りに  
 諫言せしかと、政府に異議多くして遂に用ゐられさ  
 りし、是等亦佛教信徒を激するの一因となりしなら  
 む、  
 甲辰國難の由來は、斯の如く種々の原因錯綜して此  
 に至りしものなるに、黨派争鬭の習ひとして、反對黨は  
 只管之を結城黨の醸し成したる者として責立て、後  
 年其黨を治するに頗る峻烈を極めしかは、黨派の熱  
 度は非常に高まりて、層一層と慘毒を極むるには至  
 りしなり、但し藤田東湖は流石俊傑故、結城を見るこ

と他人の如く殘酷ならざりしか如し、其意見は次に  
 説くへし、

藤田東湖獨り結城の心事を識る

甲辰の國難に、藤田黨は一網に打盡されしかは、黨員  
 何れも切齒扼腕し、是偏に結城等か、幕府の姦吏鳥  
 居甲斐守等と通謀して醸し成たるに相違なし、今に  
 もあれ渠等の肉を食ひ皮を敷き呉れんと怒り罵る中  
 に、藤田東湖は別に見識を供へ、國難には種々の原  
 因あることにて、單に結城のみを責むへからずとな  
 せり、其著書許々路廻阿登中、結城を評する一節に、  
 「御國難の節御冤罪を訴へ候心底の者は、皆幕府より  
 罪を蒙り候故口出し不三相成、又舊家大臣は本文の通  
 り兼て不平にて、殊に御懷合も不存者多く、只寅壽  
 一人は家柄と申、是迄御政事にも任し、莫大の御恩を  
 蒙り候へは、幕府の御咎に泄候こそ天の幸に御座候  
 間、一人にて大事を引受、銀次郎等同様罪を蒙り候覺  
 悟にて、幕府へも申立、支封の君をも激勵し奉り、風  
 節凜然と相控居候は、幕府にても御疑ひ一時に氷  
 釋可仕、萬一天時至らすして、又々寅壽まで罪を蒙  
 り候迎も、天晴大忠臣にて、結城宗廣の家をも汚し申

間敷候所、無其儀一段口惜しき事に御座候、右に付寅  
 壽儀は、最初より老公を傾け奉り候謀計仕候様申觸  
 し候者も御座候得共、銀次郎を斃し權を専らにせん  
 と志し候は相違無之候得共、老公まで傾け奉り候所  
 存は有之の間敷、只藥法のき、過候て、老公迄右の如く  
 被爲成候は、寅壽も驚き候事と奉存候、畢竟五月  
 六日より心底くらりと引かわり候故、最初より云々  
 の謀計有之様に迄、人にも被疑候半、且牲軒並大乘  
 寺、常福寺、藥王院の類は、老公御退隱の事迄たくら  
 み候敷も難計候へ共、寅壽儀も右之者共のたしに  
 被遣候哉は安心不仕候得共、最初より云々の謀計  
 と申候ては寅壽も心服仕間敷、但五月六日以後の儀  
 は、如何の謀計めくらし候哉一切相分り不申事と  
 見えたり、公論敵國にありとは是等をや謂ふなるへ  
 し、結城の心事は、大抵右に援きたる藤田の推察の通  
 り、國難は固より彼の醸成せし所にあらざるへきも、  
 彼は烈公の厚恩に浴せし者なれば、藤田も論せし如  
 く、風節凜然と相控、身命を抛て御冤罪洗雪の事に盡  
 力すへき筈なるに、一向に其儀なく、事を與にせし  
 君も臣も、皆均しく譴責を蒙れる中に、自己一人平然



として其職に在りしは、結城亦罪なしとせず、後年國君に忠誠ならずとの汚名を蒙て、身を殺し祀を絶つるの慘禍に罹りたるも、畢竟自ら作せる孽と謂はまざるのみ、扱又此國難以前に在ては、藤田、結城の兩黨政府の上に相争闘せしも、未だ左程甚しきに至らざりしか、此國難以後は兩黨劃然相分れ、甲黨より乙黨を指して姦と云へば、乙黨は甲黨を目して激と稱し、同一君主の下に隸屬する臣民にして、互に疾視すること讐敵も當ならざるに至れり、然れば此國難は、黨火を爆發せしめたる一線の導火と謂ふべきなり、

結城寅壽の施政

戸田、藤田等皆罪を獲て退きしかば、結城は弘化元年(天保十五年改元)八月十八日表勤のとなり、同年九月君公少將拜任あるに依て京師に使し、參内して位階口宣を奉し、十一月に歸邸し、此月十日大寄合頭列となり水戸に移さる、其水戸に在て施行せる政治は如何の振合なりしか、勝利者の記録は世に傳はれど、敗北の事跡は世に傳はらざるか常なれば、其詳細を知に由なく、纔に反對黨の手に成れる文書に、結城朝道權威を専らにし、己に異なる者を惡み、彼等は黨

を結び私を圖り、名を正義に假りて主家を危くするものなりと擯斥して、擧げ用ゐることを許さず、兼て遠けられし奸臣とも、時を得顔に振舞ひて、中納言殿年ころ心を盡し定られし善政良法、唯一朝にして之を破壊せりと記したるを見て、其概略を想像するのみ、而して結城の施政は、當に藩内反對黨の攻撃を受けたるのみならず、當時世に所謂有志者より大に非難を蒙れり、然れども結城か天保の新政を毀壞せしは、是れ結城自らか之を爲したるにはあらずして、實に幕府之を爲さしめたるなり、故に之を以て單に結城のみを責むべきにあらずと、其の機を見て早く身退かざりしは結城の失策と謂へきのみ、

此時幕府にては、水野越前守既に黜けられ、閣老に交代あり、水野か爲したる革新の施政は、何れも之を破壊又は中止する最中にて、殊に前には水野の腹心にありなから、中途より干を倒にして水野を攻め、遂に之を陥られたる例の甲斐守の如きは、最も熱心なる革新施政破壊主義者なれば、幕府革新の政治と其系統を同ふし、寧ろ其本宗尊屬と稱すべき水戸天保の新政は、幕府の先づ第一に破壊せんことを希望せ

し所なるに相違なし、既に老公退隱の際、新居の後見たる三支藩へ閣老より達したる書中にも、「是迄中納言殿御一己の御了簡にて被取計候儀は不三相用、前前の御家法通りに可三相守候とあり、是明らかに幕府は天保の新政を破壊せよと命したるものなり、されば此際幕府の嫌疑を解き、一藩の安泰を計らんとせば、姑息なからも先づ天保の新政を改革せざるを得ず、若然らずして只管老公の冤を訴へ、一方には幕府の嫌ふ所の天保の新政を其儘にし、尙之か擴張を圖りたらんには、例の負惜み強き幕府の事なれば、新君の身の上には、又候如何なる危害を來さんも測るべからず、又三支藩に在ては、幕府の旨に忤ひたらんには、如何なる咎に逢も知り難ければ、只管閣老の意を迎合阿諛したるに相違なし、故に結城にして天保の新政を破壊し、内外の攻撃を受くること、一身上將來甚た不利益なるを知らば、一日も早く冠を掛けて勇退するの一途あるのみ、既に其職にある上は、其施設自ら天保の新政と抵觸するは、實に己むことを得ざるなり、或云、結城年少と雖も、素非凡の才俊なれば、惘乎として此間の利害を了り得ぬ筈はなきに、

平然其職に在り、内外の誹謗を受けて顧みざりしを見れば、彼の心中社稷を重となし、君主を輕となし、寧ろ老公に負ひて不臣の名を蒙るも、一身を横へて國家の難局に當り、二十五萬の提封を全ふして、新君の安泰を圖らんとせしものにはあらず乎と、併せ記して後の識者を待つ、

雪冤の訴願、高橋多一郎の周旋

老公の退隱を命せられて政體の一變するや、數年來公の恩徳に懷きし臣民は、如何にもして公の冤罪を雪ぎ奉らんと、江戸に上りて幕府に愁訴するあり、諸侯旗下の間に遊説するあり、又は伊勢の兩宮へ心願を籠め、奸黨神罰を蒙り、公御愼御免の祈願書を認め、内外宮の神殿へ張置くもあり、藩士の國禁を破りて安まらばに封境を出てしにより、罪を蒙る者も亦少なからず、人心頗る動搖せり、時に老儒會澤先生、小姓頭にて弘道館督學を兼ね居りしか、斯くては事を激して不測の禍を醸さんことを恐れ、其間に處して苦心焦思し、曉説百端せしも有司聽かず、明年先生致仕を命せらる、時に上下怨憤甚しく、大に告訴する所あらんとせしに、先生復同志を慰諭し、公族松



平頼讓氏をして、衆に代て南上せしめ、紀伊大納言治寶卿に見わて申訴せしむ、有司大に怒り、先生を中街の官舎に禁錮し、警衛の嚴なること囹圄の如し、先生偶々囊中を探りて朱藍二錠を得しかば、器を以て之を磨り、箸を嚙て筆とし、孝經考、江湖負喧等若干種を著はす、同志金子孫二郎等數人も亦此事に坐し、職祿を褫ひ家に禁錮せられたり、

此時雪冤の事に最も目覺しく周旋したるは高橋多一郎なりき、多一郎は奥右筆なりしか、老公退隱の初めより、いかにもして冤罪を解き參らせんと、晝夜心を碎くよし漏れければ、其職を外に移し、君側にあるを許されず、多一郎憤恨已み難く、紀藩は三家の一なれば嘆きて見んと、書を大納言治寶卿に上り、權臣事を用ゐて國政の日に非なることを詳細かに論し、國家の難を救はせ玉へと陳しけれども、卿時勢をや憚りけん、又誠に老公の所爲を善からぬ事と思はれけん、答ふる旨も無かりけり、多一郎は之にも屈する氣色なく、益々其志を堅く執り、當時の名臣と聞わし松平肥後守容敬、細川越中守齋護に書を上りて情を陳し、又閣老阿部伊勢守、目付遠山左衛門尉等に就き

て、冤を鳴らし救を求めたりしか、幕府の官吏皆つれなくもてなしければ、多一郎爲ん方なく、或る夜忍ひて老公の駒込の幽居に參り、密に封事を奉呈りければ、公其忠誠を感賞あらせられ、乃て一首の和歌を詠して與へらる、

なにしおは、われもひとめは見しものを

なとかはかゝるしのはつのかた

此事早くも有司の耳に入りて、國法を犯したる罪輕からずとて、職祿を褫ひ家に禁錮せられしか、幾程もなくして公の冤罪解け、國政舊に復したるは、多一郎の計らひ多かりしとなん、されは藤田東湖も書を贈りて、群陰凝結の中に、風節凜々と御控へ、しかも剛柔緩急の御手順、其外萬端殘る所なく、良將の兵を用ひ良醫の病を治る如く、事其機宜に應したる御所置、實に迂濶頑鈍僕か輩の及所に無之、敬服いたし候」とは賞讃せり、後年櫻田門外に井伊掃部頭殿を刺殺せし、其主謀者は此多一郎なりき、

附云、此時幕府既に衰へて女謁盛んに行はれしかは、多一郎は早くも此に注目し、表面より閣老溜り詰杯を遊説するは、裏面の大奥に取り入るに如か

すとなし、最初執りし周旋の方針を一轉せしかば、果して其目的の如く運ひしと云ふ、此事明記せしものなけれど、藤田東湖か多一郎に與へし書中に、

「先是迄の勢、天時を以て論し候得は、紀公の即世、定女の物故杯、扱々折悪しき儀」とあり、此お定の方と申すは、大將軍家慶公の侍妾にて、達姫君、喜千代君の御腹なり、此婦人、御守殿御簾中方とは御相識なりしかは、老公雪冤の事にも多少盡力せられしことありしならむ、是等に就て多一郎か大奥に取入りしは事實なりしを推知すへし、

老公の謹慎、幕府の嫌疑解く

老公には、甲辰の歳五月、台命によつて駒籠に屏居せられてよりは、堅く門戸を閉ち、麻上下を着し、終日儼然として端座在せらる、時方に盛夏なるに、戸障子を皆閉切りたれば、風の通ふへき路なく、侍座せる近臣は皆煩鬱に堪へ兼ねるに、公は終日讀書に餘念なし、臣下其病を致されんことを懼れて諫むるも聽せられず、久ふして麻上下垢つき破れぬれと易へ玉ふことなし、其台命を恭敬せられ、謹慎の嚴重なるには、聞く者皆感嘆せざるはなかりしと云ふ、此事懸て

幕府にも聞えしか、此年の十一月廿六日、上使閣老阿部伊勢守、堀大和守を以て左の如く仰出さる、

水戸少將殿

先達て中納言殿御隱居御慎之儀被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候處、格別に御慎深く被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候趣入<sub>二</sub>御聽<sub>一</sub>候に付、此程別段の思召を以て、御慎の儀は御宥免被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候、依<sub>二</sub>御使<sub>一</sub>相進候、

斯の如く御慎丈は宥免せられたれとも、別に閣老より家老へ左の命令あり、

別紙の通り被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候へ共、政事向の儀、少將殿未御若年に付、兼て松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守、少將殿家老衆申談取計候様相達置候間、猶厚く申合、是迄之通り相心得候様被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候、尤も中納言殿御慎は御宥免に候得共、政事向之儀に御携り無<sub>レ</sub>之様にとの御沙汰に候、

此達文に就て見るも、幕府か水戸の新政を喜はさりし一斑を窺ふに足るべく、又結城か公御父子を離間せしとの罪名を蒙りしも是等の爲なるへし、扱老公には斯の如く非常の艱苦を遊はさるゝに、結城を始め巨室世家中、奮て公の冤を雪ぎ、幽閉を解かんと周



旋盡力する者一人もなかりしは、實に相濟まざる次第にて、内情の如何に拘はらず、反對黨か悖逆不道なりとて切齒扼腕せしも、亦無理ならぬ事と謂ふへし、

弘化二年老公駒籠の邸に在し、秋八月、自著明君一斑抄に序を添て、之を老中阿部伊勢守正弘に遣らる、書の大意は、仁を以て本と爲し、奢侈を禁し、人言を用ひ、刑は無刑に期し、治に亂を忘れず、異端を挑し、戎狄を攘ふ等、當今の急務を言ふ、正弘答書に公の誠忠を稱し、且其書は既に大將軍に呈して、閱覽に供へたる旨を告げ来る、是等よりして幕府の嫌疑漸く解け初めしか、弘化三年午十二月廿八日に、阿部勢州の役宅へ家老中山備前守を呼出され、左の如く達せらる、

戸田銀次郎  
藤田虎之介  
今井金右衛門

右之者共先達て役義取放、塾居申付置候處、慎方格別宜敷趣に相聞候に付、別儀を以塾居御宥免被<sub>レ</sub>成候、就而は銀次郎、虎之介儀、小梅御屋敷内へ被<sub>レ</sub>指

置候様相達候得共、勝手次第水戸表へ御指下可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、此段可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候、

聽て戸田等は國に歸され、小普請組入遠慮を申渡さる、先<sub>レ</sub>是老公幽せらるゝの翌月、和蘭の使節長崎に來り國書を呈す、其書の大意は、歐羅巴の形勢前年に異にして、東洋の航路益開くるを以て、西洋各國と和親を通し交易を許さ、れば、必ず戦端を開き國譽を致さんことを忠告するに在り、依て諸國に令して沿海の兵備を嚴にせしむ、人皆老公の先見に服せしと云、次て弘化二年英國船長崎に來り、同三年四月英佛二國の船琉球に來り、同月米國船二隻浦賀に入り、始めて交易を許さんことを請ふ、翌月佛國船三隻長崎に來る、是より後、外船の來航する者益々多し、此に於て愈老公の夙に意を外事に注かれしを感し、漸く之を用ゐんとするの意あり、同四年九月、公の第七子七郎磨君を以て、一橋家の相續となし參らす、是偏に閣老等か計らひにて、老公の心を慰めんか爲なりと聞ぬ、

結城の退隱、米國使節の渡來

前に述る如く、外國交渉事件の切迫するに隨て、幕府

にては老公を用ゆるの必要を感し、其仕向け前後全く霄壤の差を見るに至りしかは、藩内形勢も隨て一變し、さしも威煇顯赫なりし結城眞壽も、此年十月廿四日に役務を免せらる、弘化は四年にして嘉永と改元あり、二年三月幕府命を下して、高松等三支藩か水戸の藩政を攝するを止め、老公の藩政に預るを許可せらる、此年九月、大將軍自から小石川の邸に臨み、老公を見て恩言慰藉し玉ひ、後來七郎磨君を大用するの内諭ありしと云ふ、同五年十一月、老公を召て登城せしめ饗宴を賜ふ、扨老公か藩政に干與を許されぬ内こそあれ、既に自身藩政を處理せらるゝに至ては、甲辰國難の際に無事なりし者、及び老公の大冤を傍觀せし巨室世家は、何れも黜罰を免れず、結城の如きも慎隱居を命せられ、祿千石の内五百石を減し、嫡子一萬九へ五百石下されて、中の寄合になされけり、

嘉永六年六月三日、米國船四隻浦賀灣に入り、水師提督ベルリ、大統領の書を政府に呈せんと請ふ、此旨浦賀奉行戸田伊豆守より江戸へ注進ありしかは、六日の夜、布衣以上の有司急登城にて評議あり、國書を受

取るに決す、先<sub>レ</sub>是大將軍家慶公には強く暑に中り、衆醫手を盡せしかとも、追々疲勞し玉ひしかは、御自身にも全快覺束なしと御覺悟ありしか、病を押して老中に謁見を賜ひ、此回の儀は開關以來の珍事にて、實に深く憂悶せる所なるか、予不幸にして大病に侵され、如何ともする能はず、付ては水戸隱居は年來海外の事に苦慮する所なれば、定めて能き了簡も有るへく、予死するの後、外國の所置は隱居に謀りて所置あらは、大過なかるへきなり」と仰渡されしか、其翌日大將軍には休息の室に薨し玉へり、

阿部閣老の來邸、老公の登營

此月八日<sub>ノ</sub>誤<sub>ニ</sub>六ツ半頃、閣老阿部伊勢守駒込水戸邸に伺候して、老公に謁し御相談申上ける處、公御答に、我等は敗軍の將にて、中々廟堂の政に關かり候身分にあらすと被<sub>レ</sub>仰しに、勢州押返し、此度の儀に付ては是非御賢慮相伺ひ度旨、達て申述べければ、公仰せに、交易和親等以の外の事なり、四日五日に彼等亂妨致したる節、何故打拂ひ申さ、るや、併打拂ふにも其用意あるやと御叱りあり、是迄は御聲高なりしも、其より密々御用談になり、四ツ半頃に及ひしか



は湯漬を饗せられしに、閣老七椀易へ、私儀今朝より食事仕らす、只今御賢慮を承り候て安堵仕り、七椀ほと頂戴仕り候と申され退出せらる、此時公より卯の花緘の鎧一領を賜はりしと云ふ、或云、鎧を賜はりしは、此月十三日阿部、川路、筒井の三人駒込邸へ参りし時の事にて、阿部へは初代明珍の具足一領、甲の中に公自詠の和歌あり、「さきかけてちるてふものは武夫のにはへるうちの花にそ有ける、又川路左衛門尉へは、公自製紅葉作りの陣刀、筒井紀伊守へは、老人なればとて短刀を賜はりしと、同月末より坊間にて、孔明三顧の圖を畫ける三枚つゝきの綿繪を賣出す、孔明は老公、玄徳關羽は阿部、川路、筒井の三人を指したるなりと、以て當時に於ける公の聲望を想見すへきなり、

同年七月三日、若年寄某を駒籠邸に遣はされ、老公を召して幕政に参せしめらる、其達書曰く、

御用の義被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候間、當分の内隔日御登城可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成旨、且御退隱後の義に付、平川口御門より御風呂屋口、夫より御席へ御通り可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候云々、  
◎此文書は大意を認めたるものにして達文にあらず、

其より老公は日を隔て、登營あり、新將軍(家定公)の顧問に備はり玉ふ、

兩田の再用、結城の禁錮

去程に老公隔日に登城して、幕府の機務に參與せらるゝこととなりしかは、日頃左右の腕かひなとも頼みに思召さるゝ戸田銀次郎、藤田虎之介に、急き江戸へ上るへきの命あり、聽て戸田は執政に、藤田は側用人に復職せしめらる、中納言の君にも兩田を御信用あり、誠忠の二字を分ち、戸田には忠太夫、藤田には誠之進と名を賜はり、水藩の政權は再び兩田の手に歸しにける、左れば結城黨は、遠からざる内に醜類なかるへしと思はぬ者はなかりけるか、果して嘉永六年十月廿四日、結城眞壽を評定所へ呼出し、太田丹波守より左の如く申渡さる、

結城 眞壽

其方儀若年より前中納言様御側向相勤、御厚恩を蒙り、追々重職まで被<sub>レ</sub>仰付、寺社御改正等別而致<sub>レ</sub>精勤候處、去る辰五月中俄に御隱居被<sub>レ</sub>遊、御家老始夫々嚴重の御咎被<sub>レ</sub>仰付候得共、其方而已公邊御沙汰に泄候段、身に覺可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、殊に右御隱居

被<sub>レ</sub>仰出候即日、於<sub>レ</sub>梨花之間、御連枝方へ虚言を申上、大奥向をも同様相欺き、前中納言様御信用被<sub>レ</sub>遊候面々、不<sub>レ</sub>殘退治不<sub>レ</sub>致候而は不<sub>レ</sub>相成旨致<sub>レ</sub>發言、上書之路嚴重相塞き候のみならず、前中納言様今一段嚴重御憤之儀、及<sub>レ</sub>評議候議も有<sub>レ</sub>之、表方に相轉候後、並隱居憤被<sub>レ</sub>仰付候後も、上を不<sub>レ</sub>畏所行而已相聞、前件之通、最初は御改正筋之儀、思召に先立致<sub>レ</sub>決斷候程之身分に而乍<sub>レ</sub>罷在、前後致<sub>レ</sub>表裏、上には御幼年、御連枝方には御不案内之御砌に乘し、一己之權威を振ひ、御父子様御離間申上、御改正筋相破候始末相企、君臣の大義を失ひ候段、重々不束至極に付、被<sub>レ</sub>仰付様も雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、御容赦被<sub>レ</sub>遊、其身一代松平松之允へ御預被<sub>レ</sub>遊候條、屹度相慎可<sub>レ</sub>罷在旨被<sub>レ</sub>仰出もの也、

斯くて眞壽をば一日今井金右衛門の舊宅に禁錮せしか、此月廿六日に、長倉なる松平松之允(頼功)の方へ移されけり、今井は結城の反對黨にて、戸田、藤田等と共に甲辰の國難に罪を蒙り、蟄居中死去せし者なり、其舊宅へ結城を禁錮せしこと、彼の壽永の昔、宗盛をして義朝の墓を繞らしめ、重衡を奈良法師に與

へて甘心せしめたるにも似通ひぬ、黨派感情は總て斯の如き事より、層一層激烈を加ふるは自然の勢ひなり、水戸黨争の、後年全く私讐報復となりしも亦謂れなきにあらず、

因云、此結城の宣告書は藤田東湖の執筆にて、經營慘憺之餘に出でたる者なりと云ひ傳ふれと、信し難し、書中、「於<sub>レ</sub>梨花之間、虚言を申上、」公邊の御沙汰に泄れ候段身に覺可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、「上を不<sub>レ</sub>畏所行相聞」等の字句あるを見れば、嚴科に處する程の確乎たる罪證なかりしを見るに足るへし、又「前中納言様御信用被<sub>レ</sub>遊候面々、不<sub>レ</sub>殘退治不<sub>レ</sub>致候ては不<sub>レ</sub>相成旨致<sub>レ</sub>發言、云々」は黨派軋轢の場合には事實之あるへきも、「前中納言様今一段嚴重御憤之儀及<sub>レ</sub>評議候儀も有<sub>レ</sub>之」と云ふに至りては、結城假令天資殘忍なるにもせよ、譜代の君公を、嚴重なる御憤の上にも、尙又嚴重にせんと評議する如きは、當時の武士仲間にて發言し得へき事とも思はれず、恐らくは黨派感情に支配せられたる深文羅織の言にして、結城の心服せざる所なるへし、若又結城果して斯る評議を爲したる確證あるに於ては、



悖逆無道の甚しきものなれば、此時一層重き嚴科、乃ち死罪に處せらるべき筈なるに、其事なかりしに就て考ふるも、甚疑ふべきなり、斯る疑似稜稜の案を以て大獄を斷したればこそ、後には無糺問無宣告を以て、人を刑殺するの慘禍を醸すにも至れるなり、

結城の嫡子及び其親戚等の處分

結城寅壽の嫡子一萬丸は、(名は種徳)父寅壽隱居の後、祿五百石を賜はり、中の寄合にてありしか、父の罪に坐し左の如く申渡さる、此時一萬丸は年僅に十三年なりしと云ふ、

結城一萬丸

父寅壽儀、前中納言様御厚恩令<sub>ニ</sub>忘却、君臣の大義を取失ひ候始末、不束至極に付、嚴重被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>様も雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、御容赦被<sub>レ</sub>遊、松平松之允へ御預け被<sub>レ</sub>遊候、屹度相愼罷在候様被<sub>ニ</sub>仰出<sub>ニ</sub>候、依<sub>レ</sub>之其方取來御地行居屋敷被<sub>ニ</sub>召上<sub>ニ</sub>、御扶持方拾五人分被<sub>ニ</sub>下置<sub>ニ</sub>、蟄居被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>、空間政次郎揚屋敷被<sub>ニ</sub>下置<sub>ニ</sub>候條、屹と相愼可<sub>ニ</sub>罷在<sub>ニ</sub>旨被<sub>ニ</sub>仰出<sub>ニ</sub>もの也、又結城之親戚平尾右近(御旗奉行)は、役祿居屋敷と

も召上られ、拾人扶持下され、蟄居仰付らる、其罪狀は、「其方儀柄間故とは乍<sub>レ</sub>申、諸事同人へ密談致し候趣相聞、不束至極に付」と云ふにあり、猶他に、「年來結城寅壽へ相因み、如何敷儀も相聞、不心得至極に付」と云へる罪名を以て、役祿召上られたる者數人ありき、總して此時の處置振は、後年慘禍をして、層一層と峻烈慘酷に赴かしむるの端緒を啓けるものに似たり、先<sub>レ</sub>是天保度には、戸田、藤田等、唯役義を取放蟄居を命せられしのみならず、此に至て結城を御預けとせしのみならず、幼若の嗣子始め、親戚迄も罪なはれしは、既に其一層を進められたるにて、一層は一層より殘忍になり、遂に血を見るにあらざれば止まざるには至りしなり、老練なる戸田、敏捷なる藤田ありながら、此際結城を寛典に處して、天空海澗の度量を示し、一番の調和を圖るの策に出でさりしは、返す々々も遺憾の次第と謂ふへし、依て思ふに、多年に涉れる黨派の軋轢は、兩田の腦髓を刺衝して、漸く詭激に傾かしめたるに因るか、將又兩田は成るべく平穩無事を希望せしも、所謂黨議の許さるるのありて、是非なく多數の壓制に服従せしめられ、自

然此の如く苛酷なるに至りしものか、二者其何れに出でたるを論せず、概して之を黨争の弊と謂はまくなのみ、

扱結城黨は一敗地に塗れたる姿にて、兩黨の争鬭も此に一先つ落着を告げしかは、此の儘にて何の異變もなく打過きたらんには、天下の形勢は日に騷擾を極め、外國交渉事件は月に頻繁を加ふる折柄故、一藩内に於て區々蠻觸の争鬭をなすの暇なく、士民の心力皆外に向つて傾注する爲め、黨派の氣焰も次第に衰へ、或は泣寝入りの好結果を見たるやも知るへからさりしに、僅三年ならずして安政二年の大地震あり、戸田、藤田の兩雄か其災に罹り同時に死亡せしは、黨禍をして非常に峻烈ならしむるの原因となりぬ、是特り水戸藩のみの不幸とは謂ふへからざるなり、

戸田、藤田得意の時

先<sub>レ</sub>是米艦の浦賀に來りて互市を請ひし以來、閣老阿部伊勢守の意は、水戸老公を仰て謀主となし、以て人望を繫ぎ異議を抑へんとし、外人の益迫てやまず、其制し難きに苦しみ、且同僚中に忌嫉あり、議論支梧

して行はれざるに及んては、又老公を引て後援となし、政事釐革を名として、内異議者を除き、外米英諸國を制せんとするにありしかは、老公を尊重すること大方ならず、老公も亦去る辰年に隱居愼を命せられし以來、此に至る迄殆と十年間駒込の邸に隱居せられ、利器抱藏して用ゆる處なく、天下の政務見るにつけ聞くにつけ、唯齒痒く思し召さるゝのみなりしに、圖らずも登庸せられて、幕府の機務に參與し玉ふことになりしかは、宛も龍の雲を得たる如きの勢ひにて、銳意國事を計營あらせられ、嘉永六年七月十日、書を阿部勢州に與へて十條五事を陳す、其大要は、廟算を一定し、武備を嚴にし、艦砲を整へ、銃陣を納習はし、海岸に屯戍を設くる等にあり、幕府之を納れ、質素節儉の令を布き、西城建築の獻金を止め、蘭人に命して艦砲を獻上せしむ、八月品川海中に礮臺を築くの議を決し、明年正月工を起す、此月高島四郎太夫の罪を解き、江川太郎左衛門に屬せしむ、九月大船製造の禁を解く、皆老公の言を容るゝなり、先<sub>レ</sub>是天保九年、公大艦を製造して以て海軍を擴張せんことを請ふ、幕府舊制に拘泥して之を許さず、實に嘉永



癸丑に先つこと十六年なり、又天保十二年水野越前守か閣老たりし時にも、書を與へて大艦製造の必要を言ひしかと、此時も亦舊法度を拘守して聽されざりしに、嘉永癸丑米艦の浦賀に入るに及んで大に驚き、大艦製造の禁を解き、又其嘗て鑄る所の大砲を獻せしむ、是に於て老公多年の用心漸く顯はれ、天下智愚となく其先見の明らかなるを賞嘆せざるなし、十二月十五日大砲七十四門を獻す、廿九日老公に、以後年々米五千俵を賜ふの命あり、

安政元年正月、米將ベルリ軍艦六隻を率て浦賀を過ぎ、本牧に繫船す、幕府震驚、林大學頭等應接の命を受く、此時老公の意は正言謝絶するに在り、老中の意は和交に在り、衆議遂に和に決せしかは、公意怏々として樂ます、三月十八日書を上りて情を陳し、爾後絶て登營もし玉はず、四月晦日其請ひに任せ、日々登營に及はざる旨を命せらる、此に於て聲望は益々隆ん也、七月五日兵制改革の事を老公に命せらる、其徳望の隆んるを以て、幕府の有司公を退くる能はず、之を以て其心を慰藉せんとせしなり、安政二年八月、老中松平和泉守、松平伊賀守急に罷めらる、先是二

人阿部勢州と異論あり、陰に謀りて勢州を黜げんとす、謀漏る、勢州意を決して之を黜け、一に老公に依て諸政を改め紀綱を張らんとす、八月十四日老公へ左の如く仰せ出さる、

海岸防禦并御軍制御改制等の儀に付、近頃は月三度つゝも御登城被<sub>レ</sub>成候處、此度御政務筋の儀に付改て被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候趣も有<sub>レ</sub>之に付ては、彼是御相談可有<sub>レ</sub>之候間、御老體の儀御苦勞には被<sub>レ</sub>思召<sub>二</sub>候へ共、以後隔日御登城被<sub>レ</sub>成候様被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候、

因て別に毎年米五千俵を賜ふ、前に併せて一萬俵なり、以上は嘉永六年より安政二年迄の間に、老公が幕府の機務に參與し、國家の爲めに盡されたる概略にて、其帷幕に參し、能く緩急を圖つて進退を爲したるは、戸田、藤田の二臣なりとす、是二臣か最も得意の時と謂ふへし、老公嘗て阿部勢州と謀り、藤田誠之進を松平河内守に托して、歐米諸國を歴遊せしめんとせられしか、事未だ行ふに及はずして地震の災あり、聞人皆之を惜む、若此時藤田の豁大卓越なる眼識を以て、歐米諸國の制度法律人情風俗を觀察せしめ、其獲る所を齎らし歸て之を我邦に行はしめは、利世安

民の益、其幾何なるを知らず、隨て區々一藩内の黨派の如き、自然煙散霧消するに至りしならんに、天慘厄を此人に降せしは、眞に罔極の遺憾と謂ふへし、

安政乙卯の大地震、兩田の歴死

安政二年十月二日、關東地大に震ひ、江戸尤も甚しく、死する者凡そ廿萬人、邸第民舎の頽破焚燼する者勝て計ふへからず、全府殆ど焦土に化し、伏屍路に横はり、慘毒最も極まれり、此夜戸田忠太夫、藤田誠之進共に歴死す、老公宛も左右の手を失ひ給へるの思ひにて、大に力を落させ玉ひける、是唯に水戸藩の不幸のみならず、實に國家の不幸なりと人々申し合へり、此事忝なくも孝明天皇の叡聞に達せしかは、東藩二良臣を失ひしとの仰ありて、深く宸悼あらせられしと承はりぬ、

戸田忠太夫、名は忠敬、蓬軒と號す、初銀次郎と云ふ、父祖世々水戸藩に仕ふ、忠太夫大番より出て監察となる、哀公疾病世子なきに當て、同志數人と馳て江戸に至り、大に周旋し、烈公立て嗣となるに及んで水戸に歸る、無届けにて國境を出てしは法に違へりとして、譴責を蒙りしか、天保元年に擢て通事となり、六年側

用人となる、幕府西城災あり、公より大材夥多獻せらる、折、命を受け其事を司とりしにより、大將軍文恭公より白銀服章を賜はりしに、忠太夫其恩寵を感佩し、服章を親戚に頒與し、白銀もて車架の大銃を作り、防海の備に充つ、十年執政に陞り、學校經界の事を監督して功ありしかは、俸祿を増して千石に至る、弘化元年五月烈公致仕せしめられし時、同じく嚴譴を蒙り、俸祿を褫はれて邸中に禁錮せしめられ、三年の後に至り釋さる、嘉永六年烈公出て幕政に參與し玉ふに及んで、急に召されて江戸邸に抵り、復た執政となり、内外の事務を掌り、祿を増して一千三百石に至る、中納言公にも深く忠太夫を信任し、國政大小となく、率ね其議を聞て裁決せられしかは、啓沃裨益する所亦甚た多かりしと云、忠太夫天性溫和、容貌整秀、未だ嘗て疾言遽色せず、客を愛し士に下り、終日怡々如たり、然れとも大節に臨んては確然奪ふへからず、形勢を察し規慮を盡し、廣く詢り博く議し、必ず至當の切に歸せされは已ます、彼の銅佛鑄潰の不可を切諫せし如き、以て其識慮の一斑を窺へきなり、(此事前に見ゆ、故に略す、)是を以て君公寵遇し、



僚友愛慕し、内外驩然として間言する者なし、其死する時五十二、烈公史臣豊田亮に命じて碑文を撰はしめ、乃ち篆額を賜ふて旌忠の碑と云ふ、

藤田誠之進、名は彪、字は斌卿、初めの名は虎之介、東湖と號す、幼にして奇穎、稍長して武藝を嗜み、甚た讀書を好まさりしか、年弱冠を越へ、慨然自ら奮て謂く、絳灌文なく隨陸武なきは古人の笑ふ所、大丈夫何ぞ學はざるべきと、遂に刻苦して書を讀む、尋て父を喪ひ、祿二百石を襲ひ、進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、廳て書を史館總裁青山量介に與へて館中の五事を論す、議論剴切、文辭雄健、人始めて其力を家學に専らにせしことを知る、哀公逝去烈公繼立の際、同志を率ゐて江戸に抵り大事を定めたるは、誠之進の功多きに居る、烈公其異材を知り、擢て郡宰となし、三遷して側用人に至る、公方に一國の人才を網羅して内外布列し、皆號して職に稱へりとなせるか中にも、氣魄の大、智慮の明、古今に通し事體に達するに至ては、誠之進之か冠たりし故に、公の眷遇尤も渥く、入ては機密に參與し、出ては四方に應對し、議論風生、事留滞なし、公新令を出す

毎に、誠之進一たひ筆を執れば頃刻にして成り、辭理明暢、他人精思して及ぶ能はず、其容貌魁岸、眼光爛爛として人を射る、人一見して其聰明に服せり、而も才を愛し衆を容れ、人寸長あれば推奨措かず、劇職にありと雖も常に異能の士を延き、酣暢談論、其の欣歡を盡さしむ、此時に當て海内の士人才を論する者、必ず先づ指を誠之進に屈せしと云ふ、弘化元年五月烈公致仕、誠之進亦罪を獲て屏居す、嘉永六年公復ひ出づるに及び、召されて江戸に至り原職に復せしかは、天下其風采を想望せり、其死する時年五十、烈公親ら其碑に題して表誠と曰ひ、史臣青山延光に命じて碑文を撰はしむ、著す所、回天詩史、常陸帶、館記述義あり、子四人、長天し、次健、家を嗣ぐ、次任、次信、元治甲子の年、筑波山、那珂湊に驍名を轟かせし小四郎是なり、

兩田の計水戸に至る、谷田部の進説

兩田歴死の凶報、翌日の早朝に水戸へ達せしかは、士民の驚擾大方ならず、殊に藤田黨は二首領を一時に失ひしこと故、此後の形勢如何に成行くやらんと、安き心もなかりける、此事廳て長倉なる松平家へも聞

えしかは、家臣某急き結城寅壽の囚はれ居る一室に抵りて此旨を告げしに、結城愕然として色を變へ、我等死期も近つきぬと覺えたり、天命是非に及び難しとて嘆息しけるにそ、某は大に怪しみ、尊公の御憤も畢竟兩田の處爲にて、兩田死去の上は、近々御預け御免御再勤にも相成るべくと、我等御喜び申上る處に、却て愁に沈まるゝは如何の次第に候やと問ひしに、結城嘆息して、兩田は流石に人物故、我等を憎めはとて、是非をも辨へず外聞にも拘はらずして、濫りに殺す者にあらず、左れば兩田無事にてあらんに、何時迄も我等を禁錮し置く耳にて、頸に刀を當てることはヨモあるまじきなれと、兩田死したる後は、自分と對敵する程の人物一個もなければ、自分を活かし置くことを危険に思ひ、急に殺害せんと企つるならむ、吁嗟是我等か死すべきの時なりと云ひけるよし、果して間もなく死刑の命ありしかは、流石に結城なりとて、聞く人皆其先見を稱せしと云ふ、

谷田部運八、通義と云へるは、嘗て老公の知を受け、要路に奉職し、才幹を以て稱せらる、此人始めより結城に黨與せしとはあらねと、性來強きを挫き弱きを扶くるの義侠心より、藤田黨の時を得て跋扈し、結城を始め名門世家の蟄伏せるを氣の毒に思ひ、折もあらは之を救はんと志ありしか、嘉永六年十一月江戸へ密行し、瀧川内膳、秋山平藏（二人共高松藩）等に面會して、公儀大奥へ内訴せんとのことを謀り、安政元年の春には、御預中の結城寅壽より秘密の自訴書を受け取、之を平藏に指遣し、又同年秋には、蟄居中なる結城の子息伊之介（一萬丸の事なり、一萬丸の名は、老公より賜ふ所なるを以て取上られ、伊之介と改む、）を下總國結城迄密行せしめ、舊臣を語らひ、寅壽の幽囚を救ひ取らん爲め、同志加藤木左内衛門執筆して書面を認め、上野凌雲院へ指出し、猶も時世を伺ひ居りし處に、安政二年十月の大地震にて、戸田、藤田共に壓死せしかは、時來れりと、十一月復ひ伊之介を結城へ密行させ、寅壽救取の事、並に時世の模様等、加藤木執筆して認め、之を凌雲院へ指出し、伊之介は結城より江戸へ密行し、平藏に面談の上、寅壽救取の儀を自訴に及へり、是等概ね皆運八か同志と協議の上、指揮進退せし所に係り、尙藤田黨か新に首領を失ひし爲め、時世の模様必定變化すへ



ければ、油断なく此の機會に投して宿意を達せんと、同月の末、弟庄藏を隨へて江戸へ密行し、小石川邸へ参り、同志者横山兵藏等と示し合せ、再三上書して天下の形勢を説き、國政の利害を論し、朋黨比周の弊を一洗して、士心の調和を圖るにあらすんば、將來忌忌しき大事となるへし、就ては此際政府に一大黜陟を行ひ、人心の歸服安堵を計ること何よりの急務に候と、憚る所なく陳述せしに、中納言公にも前々より、黨派軋轢の弊に鑒み、藩の將來に就ては、頗る御苦慮あらせらるゝ折柄と云ひ、且は谷田部同意の者、有司にも尠からざりしかば、此議論殆ど満邸を動かし、アハヤ結城寅壽か再び登用せらるゝにも至らざる有様なりき、

結城寅壽の死刑、

谷田部運八の進説其圖に當り、殆ど藩論を一變する勢ひに至りしかば、藤田黨の驚愕一方ならず、其領袖と知られたる高橋多一郎愛諸、茅根伊豫之介泰等、屢老公及び中納言公に見え、運八等の申す所は、是偏に公御父子を離開し奉り、己等か私慾を遂げんとする奸謀に外ならざれば、ゆめゆめ御採納遊はさるへ

からすと、力を極めて論難辯駁したりしに、老公には去る辰年以來、結城の所爲を惡み思召さるゝことなれば、始めより高橋等の説を有理と聽取られ、又中納言公には、事情の曲折を御承知あらせられず、殊に此際の國政は、武田、大場、高橋、茅根の如き藤田黨の掌裡に歸し居ることなれば、堅く其説を拒むと云ふこともなされ兼ねる事情ありしなるへく、且つ高橋等の説く所も亦各一理あるものから、實にもと思召されしか、遂に其説を容れらるゝことにはなりぬ、素より機敏の運八は、中納言公の思召中途にして變りしを窺ひ知り、所詮自分の議論の行はれざる上は、之か爲め必定罪蒙るにも至るへく、一旦其説を避けて再舉を圖るに加かすと思ひければ、此旨兄なる庄左衛門に示し合せ、安政三年正月に、外寇防禦の爲め、諸州海岸地形等巡覽致し候旨の願書を其筋へ差出し、弟庄藏を伴ふて江戸を立去り、讃州高松の戸祭靜馬は兼て知人なる故、一先つ其方へ潜伏したり、話頭一轉、松平松之允へ御預中なる結城寅壽は、或る年極月の事なりしか、警固の同志二人にて、此冬越へ難き旨話し居るをフト聞付、夫は如何なる仔細そと

尋ねしに、同心等金子之れなき故、此節季を越へ難きにて候と答へしかば、寅壽夫は易き事なり、我等越へさして遣るへしとて、密に筆墨を取寄せ、一寸四方許の紙に何か細書し、之を鳥、子村の友右衛門方(此友右衛門は水戸領にて屈指の豪農なり、或書には、元寅壽の妾たりし女を妻となしたるよし見ゆ、)へ持行かは、必ず百金渡すへしとの事に、此同心密に鳥の子村に至り、彼の書附を友右衛門に渡しけるに、果して百金渡しける故、持歸り斯と寅壽に告げしに、其金は其方共兩人にて分け、それにて節季を越ゆへしと云はれければ、兩人大に悦服しぬ、其れよりして此同心寅壽か爲めに使はれ、屢々同志者間への文通を取次しけるか、此年(安政三年)四月に至り、兩人の同心氣味悪しくなり、若此事露顯せば一命にも關るへし、早く改心して自訴するに如かすと相談なし、聽て此事を訴へ出てしにそ、寅壽より處々へ文通せしこと一時に露顯せり、(以上は専ら藤田黨の手に成れる文書による、結城黨の手に出てたる文書見當らざるに)より、眞偽を調るに由なし、讀者之を諒せ、是と同時に江戸に於ては、横山兵藏等か谷田部運八と種々計

畫せしことの一時に爆露せしかば、此に於て藤田黨は、畢竟結城を活し置けはこそ、此の如き珍事も出來するなれ、寧ろ速に彼を死刑に處し、其黨與を嚴罰して、禍害の根を絶つに如かすとなし、此旨頻りに兩公に申上しに、事此に至ては最早捨置難しとて、遂に其説を納れられ、愈々結城は死罪、其黨與は罪の輕重に従て、其々處分せらるゝ事と決しぬ、斯て安政三辰年四月廿五日、評定所に於て左の如く申渡さる、

結城 寅壽

其方儀、先年隱居慎被<sub>レ</sub>仰付置<sub>レ</sub>候處、不<sub>レ</sub>畏<sub>レ</sub>上所行在<sub>レ</sub>之候のみならず、厚御恩澤を蒙り、重職をも相勤候身分にて、前後表裏を構へ、君臣の大義に背き、不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>御國難を醸成候罪科不<sub>レ</sub>輕候に付、嚴重に被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>方雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、其砌寛大の御仁惠を以て、其身一代松平采女へ御預け、俸一萬丸へ御扶持方被<sub>レ</sub>下置<sub>レ</sub>候處、先非を悔候心得無<sub>レ</sub>之、御預け中警固の者を欺き金子を與へ、密に同意之者へ及<sub>レ</sub>通路候始末、悖逆不道の心底今以<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>相改<sub>レ</sub>候段、重不届至極に付、御捨置難<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>死罪申付もの也、結城の死刑は、其預け地なる長倉の松平家に於て執



行せらる、筈にて、大目付伊藤孫兵衛(祿三百石)同地へ行向ふ、(此時目付久木直次郎も同行せしと或人は云へり)斯くて結城を呼出し、死罪に處する趣き申渡したるに、結城は色を正して、唯今仰渡さる、罪狀、寅壽に於て毛頭覺之れなし、此儀御疑ひも御座候は、其罪過の有無、篤と御取調下さるへく、一々御申開き仕るへし、抑寅壽御咎を蒙りし以來、今日迄一回の御糺問も之れなく、然るに根もなき浮説流言に據て冤罪を羅織せられ、突然死罪申付るとあつては、決して御請申上難きにより、此旨其筋へ申立られ下さるへしとて承服せざるにそ、孫兵衛頗る迷惑し、理解を以て説き伏せんとせしも、寅壽中々聽入れず、設令君主の尊きを以てすればとて、罪なき臣下を濫りに刑せらる、謂れなし、一命を惜むには候はねと、身に覺わなき悖逆無道の汚名を蒙り、祖先を辱しめ候は、誠に口惜しき次第にて、且は罪の明白ならざる者を重刑に處されし杯、後日に批判之れあり候ては、自然君上の御盛徳を煩はし奉るにも立至るへく、國家將來の爲めにも亦甚た憂ふべきことに候はずや、尤も寅壽の罪狀に就ては、其々訴人も出て、證據

も之れあるやに承はりたれば、何様の證據かは存せねと、右證據に依て寅壽を訴人と衝合せの上、御吟味下され度、左候は、寅壽か無罪は直に明白仕るへしと、居丈高になつて堂々と辯駁するに、孫兵衛大に持餘し、猶彼是と議論する内に、鶏の聲聞ゆ、夜明間近くなりしかば、何時迄議論するも無益なり、首さへ斬れば我役目は済むへし、手間取つては身の上にも障りなんと、孫兵衛は決心し、遂に多勢にて立掛り結城を押伏せ、無法なり非道なりと云ふ聲の未だ終らぬに、首フツと打放せしを無慘なる、總して幕府時代に、有司たる者勤務向の過失に就ての免職、削封、隠居、塾居等は、其罪過を顯はさずして、單に不正の取計又は不行届等、漠然たる名を下して處分せしことなれとも、其の刑法を以て處分せらるるものは、必ず南北町奉行、寺社方評定所、又は吹上直吟味等、其々吟味詰の上、服罪するを待て處分すること、徳川初代以來の仕法にて、服罪恐入を申上さる嫌疑中の者を押付て刑法に處したる、結城の處刑の如きことは未だ曾て之れあらず、吟味なし處刑と云ふこと、是より一の例となり、將來濫りに無辜の士民を刑戮するか

如き備を作ることなきかと、當時心ある者は竊に眉を顰めたりしか、果して元治慶應の際に至ては、突然士民を途に捕へ、一言の糺弾にも及はずして、思召之れあり死罪申付くと言渡して、直に之を斷頭場へ送ること、はなりぬ、

結城寅壽、名は朝道、初の名は晴明、父祖世々水戸藩に仕ふ、父數馬、名は晴徳、祿千石を領し書院番頭たり、寅壽は其二男なり、母は渡邊氏、文政元寅年某月を以て生る、兄九十郎早世、文政七年十月父を喪ひ、家を嗣き寄合組となる、天保四年三月御前小姓、同年六月使番、十一年正月小姓頭、同年九月若年寄に進む、同年十一月、學校造營掛り、郷村掛り、鷹方馬方支配を兼ね、十二年御勝手改正に依て其掛りを命せらる、十三年三月大寄合頭上座に進み用達となる、(其以後の出處は、前に出てたれば略す)死する年僅に三十九、寅壽天資明敏、才鋭氣剛、辯論人を壓す、彼の戸田、藤田等の不次に登庸せられ、威焰顯赫、殆ど巨室世家を壓倒するを見て、心平かなる能はず、推されて主盟となるに及んで、多く人才を門下に招致し、力を極めて兩田黨と拮抗し、遂に之に因て非命に死す、

不幸と謂ふへし、

結城黨の處刑

結城寅壽の事に坐して、同月同日に處分せられしは、左の數人なり、

- 寅壽嫡子部屋住より塾居
- 揚り屋入、所持の品缺所、 結城 一萬丸
- 部屋住より御小姓頭
- 父忠兵衛へ預け、屹と愼、 横山 兵藏
- 大番頭 藤田 主膳
- 知行の内三百石被召上、五百石被下置、寄合入、 大番頭 近藤儀 太夫
- 同百石被召上、四百石被下置、御役御免寄合入、 大番頭 小山 小四郎
- 同上二百石被召上、五百石被下置、隠居、 大番頭 大森彌三右衛門
- 半知隠居、屹と愼、
- 海防南郡村詰先手物頭
- 御役御免、寄合入、 友部 八太郎
- 學校教職より小普請入
- 友部 八五郎



扶持方被<sub>三</sub>召上、兄八太郎へ預け、屹度慎、  
 御旗奉行より塾居  
 揚り屋入、所持の品缺所、平尾右近  
 定府御小姓より小普請入  
 大森金八郎  
 知行召上、七人扶持被<sub>レ</sub>下、塾居、  
 御使役より小普請入  
 揚り屋入、所持の品缺所、根本新八郎  
 御側醫師より小普請入  
 十河祐元  
 斬罪、  
 元奥御右筆より御馬廻  
 四人扶持被<sub>レ</sub>下、塾居、  
 御書院番組頭より小普請入  
 藤咲傳之允  
 小十人格御徒目付  
 樫村民之進  
 御扶持被<sub>三</sub>召上、親へ御預け、屹度慎、  
 同上  
 御役御免小普請入、遠慮、松本金之助  
 元寅壽與力

三人扶持被<sub>三</sub>下置、遠慮、梅原八郎兵衛  
 同月廿九日申渡、  
 隠居慎、倅專吉へ千石被<sub>レ</sub>下、太田丹波守  
 寄合入、丹波守倅 太田專吉  
 右の如く申渡さる、其罪状は、一萬丸は父寅壽死罪  
 被<sub>三</sub>仰付<sub>一</sub>しにより、横山兵藏は、寅壽等再勤可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>致  
 と相巧み奉<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>上、藤田主膳は父晴軒の罪に坐し、近  
 藤、小山、大森は寅壽へ同意致し、今以改心の儀無  
 之、友部八太郎は、弟八五郎か結城寅壽に同意せし  
 は教誡方未熟故、同八五郎は、寅壽に致<sub>三</sub>同意<sub>一</sub>今以改  
 心の儀無<sub>レ</sub>之、平尾は、慎中不<sub>レ</sub>畏<sub>レ</sub>上、黨類密々致<sub>三</sub>往  
 來<sub>一</sub>、追々陰惡の所行有<sub>レ</sub>之趣相聞、大森、根本、加藤木  
 等は、大抵横山等と大同小異なり、依て根本の申渡を  
 左に録す、  
 先年悖逆不道の所行有<sub>レ</sub>之、御預被<sub>三</sub>仰付<sub>一</sub>候結城寅  
 壽へ致<sub>三</sub>同意<sub>一</sub>、横山兵藏、大森金八郎等申合、寅壽兼  
 て相企候處の密旨を受繼、不<sub>三</sub>容易<sub>一</sub>虚妄の儀相構、  
 兩君様御中を奉<sub>三</sub>離間<sub>一</sub>、且は奸謀の妨と相成候者を  
 誣<sub>レ</sub>て逆罪に陥れ、自分黨類を引立要路へ可<sub>三</sub>相進<sub>一</sub>  
 との儀相謀、様々不<sub>三</sub>相濟<sub>一</sub>妄言を申立、尙又右を以

て内々手筋へ爲<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>流布<sub>一</sub>、他方の聞を驚動せしめ、  
 俄に國家の御模様を致<sub>三</sub>反覆<sub>一</sub>、兩君様駒込或は御國  
 へ御別居に相成候様仕向候而已ならず、御政務筋  
 の義は御連枝方御立入に可<sub>レ</sub>致との密旨相企、殊に  
 寅壽等再勤可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>致旨相巧み、奉<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>上所行有<sub>レ</sub>之  
 段、重々不届至極に付、被<sub>三</sub>仰付<sub>一</sub>様も雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、  
 令<sub>三</sub>容赦<sub>一</sub>揚屋入申付もの也、  
 以上の諸人は、何れも一應の吟味たになく、直に處分  
 せられしなり、殊に十河祐元は、君公毒殺の事に同意  
 し毒藥を調合せしとて、是亦一回の糾問もなく、直に  
 斬罪を申渡せしかは、祐元大に憤ほり、身に覚えなき  
 冤罪なれば、何卒御吟味下されしとて承服せず、強  
 て首撃んとするに、御糺明御糺明と大聲に叫ぶを、押  
 へ付けて斬りたれば、其首恨めし氣に眼を睜はり、唇  
 を啓て二三度物言ふ如くしたるには、見者一同毛骨  
 悚然たりしと云ふ、  
 谷田部運八の捕縛、  
 去る程に、結城黨は大方一網に打盡されしかとも、藤  
 田黨をして隠然一敵國の思ひあらしむる谷田部運八  
 のみは、去る辰年正月に藩脱したる儘、其行方分明な

らす、種々吟味ありて、漸く讚州高松に潜み居ること  
 分明せしも、容易に手を下し難き事情あり(其實運八  
 は、中納言公より内々高松へ御頼みありしなりとも  
 云ふ)しかは、閣老阿部伊勢守の力を假りるより外  
 なしと、勢州へ請ひしに、勢州此頃は専ら老公の後援  
 に依て、幕廷の異議者を抑へんとせし折柄なれば、  
 一議に及はず承諾し、勢州より高松藩に内意あり、運  
 八を匿まはるゝこと、甚た御爲になるまじき旨申込  
 まれしかは、高松藩は大に恐れ、戸祭静馬の手を以  
 て、運八兄弟に金四百兩を與へ、其封内を出立させけ  
 り、扱又運八は何故に高松に潜みしかと云ふに、高  
 松藩は嘗て天保甲辰の際に水戸の後見たりしことあ  
 り、其後老公再用せらるゝに及んで後見を罷められ  
 しか、藩主には内々後見を望まるゝ下心あるを運八  
 は見抜き、之を奇貨とし高松をして幕府向を取拵へ  
 させ、再び御連枝を水戸の政務に立入しむるの幕命  
 を下し、仍て以て藩政に大改革を行はんとは工夫せ  
 しなり、然るに閣老より内々手入りになりし趣きを  
 聞きしかは、今は是迄なり、此上は幕府に直訴して是  
 非の裁斷を仰かんと決心し、江戸を指して東海道を



下りけるこそ不敵なる、水戸にては又運八等か、高松を去て江戸に下る由を探知せしかば、急ぎ途中に於て召捕るへしとて、徒士目附二人を上方へ差遣はされしか、安政三辰年十二月十七日、東海道岩淵にて運八に出逢ひけり、運八は水戸の徒士と見てければ、急ぎ足に行過ぎしを、徒士は不審と注視しけるに、覆り物深くなしたる故、顔は確かに分らざりしか、刀に高松の印ありければ、心に怪しみなから行過ぎ、一里許も過て、愈々其ならむかと思ひ、取返しけり、運八兄弟は斯とも知らず、大井川の船番所の前を通りけるに、番所の者に名を問はれ、はたと詰り、漸くにして矢田某と答へて通り、其より鑑飴屋にて支度しける處へ、前の徒士は大急ぎにて馳着き、船番所にて問定め、愈運八に相違なきを知しかば、其地の役向へ手當を頼み、多人數を驅集めける、運八は鑑飴を食しなから、其邊の騒かしきを不審に思ひ、傍の者に何故と問ひしに、此邊に捕物ある故なりと答へしかば、運八はスハ身の上と思ひ、悠々と支度を整ひ立出づるに、兼て待受たる事なれば、川越し人足より穢多迄も驅催し、運八兄弟を真中に取巻て生捕らんとする

に、兄弟は刀を抜きて振廻し、捕方を寄付けぬに、遠方より薪を抛くること雨の如し、兄弟は之を受流し々々々、河原に出て走りけるに、運の盡きにやありけむ、石に躓き倒るゝ處を、大勢折重て召捕けり、運八兄弟は聞ゆる撃劍家なれば、死を決して亂斬したらんには、斯く容易くは捕はるまじきに、運八は江戸に至て大に爲す所あらんとする大切の身なれば、此場にて斫死すへきにあらすと、只管逃るゝ事を主として走りける故、空しく捕はれけり、斯くて運八の兩掛を改めたるに、藩士と往復の書翰あまたあり、運八捕縛されなから眼を瞋らし、捕手に向て、拙者を何故に召捕たるや、拙者は中納言殿の御直書を賜はり高松へ行たるものにて、殿の御直書も兩掛の内におありと云ひければ、兩掛は其儘堅く封印し、兄弟は其月廿六日に江戸へ送られけり、或云、右の兩掛は直に老公の御手元へ取寄せられ、封印の儘御庭にて焼捨られしと、

慘酷なる拷問、運八の斬罪、

聽て運八を白洲に引出して吟味するに、運八は素より剛健者なれば、掛りの役人を物の數とも思はず、其

問はるゝ所は答へずして、己れか言ひ度儘のことをのみ陳述し、冷笑て控へ居るに、獄吏は大に怒り、サラハ拷問に掛けて白状させんと、種々の攻具を用ひて責め立ければ、肉は爛れ骨は碎け、鮮血迸り流れて、眼も當てられぬ有様なるも、運八は初めより眼を閉ちて死を待つのみ、絶わて一言も白状せざりしか、斯くて空しく責め殺さるゝを待んよりは、潔よく死するに如かずと思ひしか、後には獄吏の言ふか儘に口書に爪印し、安政四年八月十日、遂に牢屋敷に於て斬罪に處せられける、其申渡は左の如し、

藤七郎(運八の事)

此者儀、親大嶺大八、兄庄左衛門等同意にて、兼々來<sup>◎</sup>年國家を一變致し、<sup>◎</sup>致一私意可<sup>◎</sup>相達と相企、<sup>◎</sup>舍結城寅壽へ黨與致し、<sup>◎</sup>致黨俄に甲辰之御國難相發候已<sup>◎</sup>以後、右一類共其他同意之者申合、流言飛語を以人心疑惑せしめ、様々虚妄之誣説を構成し<sup>◎</sup>候て、表裏不忠之振舞不<sup>◎</sup>一端、嘉永丑年八月公邊より御書附御渡に相成候節、慎申付置候寅壽へ申合、内訴書付相認め、尙又同人へ申合、白石平十郎兩名<sup>◎</sup>人にて老女へ書面指遣、右御書附へ偽辯を以

て非難相加へ、公邊を輕しめ侮候て、御察當之御書附と申爲し、且又徒黨之者有<sup>◎</sup>之、連判帳を以て百姓町人迄相勧め、奥向御近邊迄に<sup>◎</sup>取入、惡逆相働き候巧み有<sup>◎</sup>之、急變切迫に及候由之趣、其他種種の妄言誣説を以て、恐多くも公<sup>◎</sup>上聞を偽り欺き、兩邸之御間を可<sup>◎</sup>奉離間と相企て、寅壽預け申付候後、同年十一月無願江府へ密行致し、<sup>◎</sup>致密瀧川内膳、秋山平藏へ面會之上、右御書付之御趣意可<sup>◎</sup>致反覆と、御達直り案文二<sup>◎</sup>三<sup>◎</sup>通迄相認め指遣し、<sup>◎</sup>指尾張様へ御相談案文をも相企、<sup>◎</sup>認御兩所様をも可<sup>◎</sup>奉欺と相企候て、尙又恐多き虚妄之儀、日頃流言申觸置候而、右を御沙汰に<sup>◎</sup>と申爲し、其儀を公邊大奥へ内訴可<sup>◎</sup>致と、是又平藏へ相謀り、安政元年寅之春、寅壽警護之者を欺き罪囚を免れ可<sup>◎</sup>申と、不<sup>◎</sup>相濟<sup>◎</sup>文意之自訴書附指遣し候を、平藏迄取次指遣し、同年秋、蟄居申付置候寅壽悴伊<sup>◎</sup>亥<sup>◎</sup>之助を、下總結城迄密行爲<sup>◎</sup>致、舊臣共を語らひ、寅壽罪囚を救取候<sup>◎</sup>儀、加藤木左内衛門致<sup>◎</sup>執筆、上野凌雲院へ爲<sup>◎</sup>指出、安政二卯年十一月、又々寅壽より通路有<sup>◎</sup>之上、伊之助結城へ



密行致、致密寅壽救取候儀、並に時世之模様等偽り認め候書附、是又左内衛門執筆致し、致密再ひ凌雲院へ爲三指出、且又伊之助結城より江府へ密行致し、致密平藏面談之上、寅壽救取候儀及三自訴、右何れも同意之者評議の上、夫々致三進退、且又寅壽より通路の旨趣に寄り、致密江府大震之後、時世之模様必定可致、致密變化一候へは、無三油斷一機會に投し宿意可三相達一旨、致密同意之者一同窃に時變を窺ひ居候處、同月末弟致密方庄藏一同無願江府へ密行之上、横山兵藏等へ示合せ、再三上書に及び、虚妄之造言を以て、様々恐多き事共並へ舉げ、兩郎之御間を可三奉三離間一と、徒黨之者悪行一通りならず、致密一片時も油斷不三相成一由之趣切迫に相認め、上下御役々を自分存意之通り可三致三進退一と相巧み、且又根本新八郎等へ指遣し、可三達三上聞一と相合候書附、是又神文血判徒黨致し、致密内謀陰策有之由を致密及三妄言一内外を偽り欺き候て、上下を誑惑せしめ、同辰年正月に至り、兄庄左衛門へ示し合、弟庄藏一同、外寇防禦之爲、諸州海岸地形等致三巡覽一候由、偽文相認候て、

上を偽り江府を立去り、讃州に相潜み居候處、同年四月於三江府一兵藏姦計及三露顯一、此者何致密儀も重く尋方申付候趣、於三讃州一逐一相心得、偽辯を以戸祭静馬を申すかし、許多の金子を貰受、庄藏一同讃州を立去り、跡を闇まし所々致三潜行一居、同年十二月、東海道大井川河岸に於て致密河原致密御召捕に相成候處、其節手配心掛、兼々致密手配致密合羽之下へ襷を掛け居、刀を抜放し捕方致密者へ手向ひ、尙又右出奔已前、上州の悪黨友五郎と申す者致密字ナシ致密を、宮田介太郎と申合、家來と稱候て圍ひ置候に付、召取方申付候節、介太郎一同、捕方之者を彼是相支へ置、友五郎へ示し合、大小を帶させ致密爲致密路費を與へ、屋敷内致密裏口より町家之境を越へ、白晝爲三逃去一候始末、度々之穿鑿を欺き申陳し候致密居致密に付、拷問申付候より、致密候上致密一々及三白狀一、個條を以恐入候旨申上候處、不三容易一謀計積年相企、悖逆無道大膽之至に付、爲三後來之誠一、上下御町引渡之上磔可三申付一候所、寛大之御仁惠を以、於三牢屋敷一斬罪申付もの也、致密水戸見聞實記致密を以て校正す

谷田部の事歴、湊の小十

谷田部運八の處刑の最も慘酷を極めたるにて、彼か敵黨の爲に最も忌まれ、最も憚られたるを推知するに足るへし、運八は大嶺大八の二子にて、出て谷田部氏を繼ぐ、人と爲り快谿にして膽氣衆に超え、廣額濃眉、眼光炯々、人一見して其非凡なるを知る、詞辯は天縱にして最も議論に長し、人能く其舌鋒に當る者なし、性好て弱きを扶け強きを挫き、人の爲めに患を排し、難を釋き紛亂を解く、古への任侠の風あり、其乙卯前後東西に奔走したるも、全く之か爲めにして、其遂に禍害を免れさりしも、畢竟自ら招きしものと謂ふべきのみ、武藝は最も其長する所にて、特に擊劍を善くせしか、然れと亦素朴の武人にはあらずして、多少經史に通し、才幹機略大に尋常に超絶せるは、彼か癸丑以後の運動に就て、其一斑を窺ふに足るへし、此の有爲の才を抱きながら、區々一番の黨争に心力を濫費し、大に驥足を伸るに及はずして慘刑に死したるは、惜しむべく亦哀しむべきなり、

此業を爲す者に似合はず、致密居常論語を讀み、如何にも謙遜柔和にして、温乎たる君子人なるか、能く衆を御し、兼ねて人を鑒識するの明を備へ、好て士大夫の間に交際を求めしに、士大夫も亦其人柄の賤しからぬをもて之を拒まず、運八の家へも親しく出入せしか、一日從容として運八に言けるは、私乾兒の者現に五六百人あれとも、概ね皆光棍無頼の徒にて、然も大抵擊劍鎗法の一端を心得居る、命知らずの者共のみなれば、少しく其意に忤ふことあれば、目を瞋らし臂を揮ひ、結局血を流し骨を拾ふと云ふ有様にて、之を率ゆるには、恩を以て撫し威を以て服する杯、中五致密月蠅事致密なるに、私儀既に老年に罷成、迎も世話届き兼ねるにより、然るべき人を撰みて打任せんと心掛居るも、適當の人物なきには殆ど困り入り候、私平生廣く世間に交り、知れる人千を以て數ふる程なれと、未だ先生程の英傑に出遇ひ申さず、其に付き甚た失禮の申條ながら、先生仕官を御罷めになり、私の跡目と申しては憚りなれと、現に罷りある五六百人の長となられ候御思召は之れなきか、不躰ながら五百石八百石の食祿に束縛されて、窮屈の思ひをなさ



る、よりは、遙に愈り候はんと勸めけるに、運八は打笑ふのみ、何の答もなかりしとか、其後幾何もなく運八慘刑に死せしかは、小十深く之を嘆き、那の時私の申すことを聽かれ、大小を捨て長脇差一本の身となり玉ひたらんには、今日の事はあるまじきに、誠に遺憾千萬なりと或人に物語りしと云ふ、此一事以て運八の人となりを想像するに餘りあるへし、  
運八の拷問に付き、或る書に云、始獄吏種々の攻具を以て拷問せしも、運八は傲然として雷に白状せざるのみか、却て獄吏を論し伏せけるにぞ、獄吏は益々憤ほり、長さ四五間の巨板に、五寸釘を隙間もなく打立てたるを白洲に並へ、懸て運八を引立、跣足にて之を踏渉らしむるに、運八毫も難かる色なく、サツ／＼と大跨に踏行ければ、釘は足の裏に刺さりて、甲に迄抜けんかと疑はれ、鮮血夥多しく流れて板を漂さん計りなるにぞ、流石に殘毒なる獄吏共も、視るに忍び兼ね、外邊を向きしもありし、斯て運八は板を向へ涉り終り、顧みて白洲の上なる奉行をきと睨まへ、今一度渉るへき乎と言ふ、其有様眼血走り髮逆立ち、惡鬼羅刹も斯くやあらんと思はる、迄、畏ろし

くも亦凄まじかりしかは、奉行も身の毛悚立、其には及はずとて拷問を中止せり云々、當時の獄廷如何に殘暴なればとて、是程の事はヨモあるまし、畢竟運八の拷問の慘酷なる由を傳へ聞き、作爲せし一場の茶話なるへき歟、

結城黨三回目處刑

谷田部運八の處刑は、圖らずも黨禍をして、一層峻烈ならしむる媒介となり、安政四年己八月十日、曩に揚り屋入り又は塾居慎等を命し置かれたる、一萬丸及平尾右近、加藤木左内衛門、根本新八郎、友部八五郎等、何れも一二等を加へ永牢を命せらる、其一萬丸への仰渡されは左の如し、

父朝道警固の者を欺き、御後暗き文言の自筆内訴書、同意の者へ申合せ、瀧川内膳(讚州家士)まで指出し、下總結城へ密行し、舊臣を語らひ、朝道罪囚を救取へきと、加藤木左内衛門忠恕認めたる内訴書、上野凌雲院へ指出させ、朝道より内通の上、又々結城へ密行し、朝道救取、并に時世の模様を偽り認めたる忠恕執筆の内訴書、凌雲院迄指出させ、且又結城より江府へ密行し、救取の義、秋山平藏

(讚州家士)へ面會の上自訴し、何れも同意の者とも夫々評議の上進退し、朝道に度々通路するのみならず、其時々金子を與へ、平尾右近清行、大嶺庄左衛門廣益等の宅へも密行したる始末、大嶺廣益、谷田部藤七郎通義、糺明の上、一々白状に及び、朝道預中より遣はしたる、相濟さる文言の書を取次、塾居の身を以て、一度ならず他邦へ密行し、自身越訴に及び、舊臣共を語らひ、僧侶の手を借り、陰に重き御所置を反覆すへきと相謀り、父の爲を存し右の振舞に及ふと雖とも、慎中をも憚らず、上を蔑にし横行致し、表裏不忠の心底行跡免し難く、不屈の所行、大膽の至に依て、永牢仰付らる、者也、  
抑此時の永牢は、今の禁獄終身に當るものにて、容易ならぬ重罪なるに、是亦例の如く、一回の吟味もなく之を命せられしかは、入獄者の慷慨悲憤奮ふるに物なく、某氏の如きは憤懣の餘り、獄中筆墨を禁せられたれば、小指を嚙切り、血液を以て塵紙へ、拙者儀身に罪の覺え之れなければ、何卒白洲に於て御吟味下されへしとの旨を認めて差出せしも、牢屋敷の役人輩、兼て内命にてもありしか、其筋へ差出すにも及

はず、皆中途にて焼捨ける、獄中の士は之を知らざる故、今日や呼出されん、明日や出庭の沙汰あると、一日千秋の思ひにて相待つ處に、更に何等の沙汰なきにぞ、猶又指を嚙切り、吟味催促の願書を認めて差出せり、斯くて血書の書面を出すこと三回に及びしも、何等の沙汰なければ、深く心に不審かり、密に牢番の者に其事情を問ひしに、鬼に均しき牢番も其心根を哀れと思ひしか、右書面は二度ながら其筋へは遣はされず、牢屋敷役人の手限りに焼捨られたる旨、委細に語りければ、士人は牢番の厚意を謝し、扱情々思ふに、斯迄敵黨の奴輩我等を惡むに於ては、我等復ひ天日を見る期、決して之れあるへからず、所詮便々として獄中に在り、彼等に毒飼はる、を待んよりは、寧ろ死して厲鬼となりて、邪正を天に訴ゆるに如かすと感念し、飲食を絶て憤死せしもありしと、斯くて一萬丸は安政五年三月廿日に死す、年僅に十七八なるへし、之れにて結城晴定か、去る天和三年五月源義公に奉仕せし以來、十代百七十五年連綿たりし、結城朝光の正統たる名家も絶れ果ぬ、無慘と謂ふも魯かなり、獨り一萬丸のみならず、永牢になりし者は前



後皆牢死し、三年と活きたるはなかりし、是は此時分の法にて、永牢者へは三年の間に毒藥を入れて、生命を縮めしものなるよし、當時獄法の苛虐殘忍なりしは、今日想像にも及ばぬ事多ければ、或るは然ることもありしならん、

正奸名稱の濫觴

藤田黨を正黨と褒め、結城黨を奸黨と貶したる濫觴は、天保甲辰烈公御愼の時にあるか如し、即ち此時同じく罪蒙れるものと、御雪冤の爲めと稱し、禁を破りて江戸に上り周旋せしを正黨と云ひ、國元に謹愼して居りし者と、罪蒙らざりし者を概して奸黨とは名付けたり、扱君辱しめられ臣死すへき國家大難の折柄、臣下の一致して御雪冤の事に盡力せざりしは如何の次第かと云に、是には種々の事情あり、或は平生老公の政治を喜はざるもあるべく、或は公在位中、褫職減祿の處置蒙にて、君を恨みしもあらむ、或は又幕府の負惜は舊來の痼疾にて、東照宮の大久保忠隣に於ける、大猷公の青山忠俊に於ける、其冤罪なるを知りつゝも、其身を終る迄容赦の沙汰なかりしにて知るべく、されは老公雪冤の事も、此方より彼是

訴訟する時は、幕府令使其過を知るとても、例の負惜にて、却て其怒を重ぬるにも至るべく、寧ろ深く謹愼して時機を待つに如かずとして、國に愼み居りしもありしならむ、然るに一方の請はずして境を出てたる一派は、之か爲め夫々處分を受けたる憤激より、當路の有司を始め越訴せざる者をは、一概に彼も奸此も奸と排斥したる故、最初は敵ならぬ者迄も、其輕侮を怒りて敵となりし形ちなり、扱巨室世家か、老公の再出を喜はざりしは、其内心役義祿高を惜みしもあるべく、甚だ卑しむべきは勿論ながら、其も直接に君公の刃を受くると云ふにもなく、結局反對黨の爲めに魚肉せらるゝ次第なれば、出來得る丈は其身を遁れんとしたるも、人情亦憫諒すべきなり、俎上の鯉の如く、身動きをもなさずして刃を受けよと、此頃の武士に注文するは出來ぬ相談にて、老公か復ひ國政を執らるれば、ミス／＼禍害か身の上に振掛るを知りつゝ、老公再出の事に盡力すると云ふ大忠臣を末世に求むるは、是亦頗る無理なるへし、且又一方か雪冤に奔走せしも、老公か再出になれば自分達も出世の望みあり、若し再出せられざるに於ては出世の望み

なきのみか、役祿召上られ、隱居愼杯の禍害は眼前なる故にこそ奔走せしなり、國を恤るも緯を恤るも、畢竟は身を恤るにて、兩黨共に此處は五分々々なり、要するに此際に於ける兩黨の争ひは、口を公義に藉りて私闘を爲したるものにて、藤田も世人の思ふ程正にはあらず、結城も敵黨の謂ふか如きの奸にはあらず、其一方を正として他の一方を奸とするは、俗に所謂買被りなり、況や勤王と云へる名義の美なるに眩るめき、成敗の跡に就て是非曲直を判斷する如きは、眞に皮相の見と謂ふべきのみ、

茲に偶然の一奇事あり、藤田東湖は文化三丙寅年の生れにて、結城寅壽は文政元年戊寅年の生れ也、其政權を奪合しは、眞に兩虎肉を争ひし也、而て其争鬪の激烈なりしは何れも辰年にあり、即ち最初は天保十五甲辰年、次は安政三丙辰年、終は慶應四戊辰年なり、自然に龍争虎鬪の文字に合ひしも一奇と謂ふへし、

元治甲子騒亂の原因

安政年間に於ける結城黨の處分は、所謂狼莠の苗は根を絶て葉を枯し、怨敵の裔は腹を剖て胎兒を求むるの主義にて、慘酷も亦此に至て極まれりと謂ふへ

く、其親たり兄たり朋友たる者を、斯の如く處置せられて、誰か恨を呑み憤を含まざるべき、況や巨室世家は大概親類縁者なる故、一二人の巨室世家を凌辱するは、取りも直さず、閩藩の巨室世家七八分通りを凌辱するに當れり、然るに彼の時は、其罪に服せざる巨室世家を、數多嚴罰に處したる事なれば、争てか安穩に濟むべき、復讐の旗を翻して義兵を擧ぐる者、相踵て起るべき筈なるに、猶暫く其事なかりしは、武田、大場、安島、茅根、高橋、金子等藤田黨の八傑當路に布滿して、隙の投すべきものなかりしに依る、左れば巨室世家も容易に手を出し難く、薪に臥し膽を嘗て、機會の至るを待ちし處に、時なる哉、水戸へ攘夷の勅を下されしより事起りて、武田、大場は黜けられ、安島は切腹、茅根は斬罪となり、尋て高橋、金子は櫻田刺客の巨魁なるを以て、高橋は天王寺に割腹し、金子は小塚原に斬らる、此に於て巨室世家か大に復讐を爲すの機會は來れり、則ち元治甲子の騒亂は、安政の斷獄之か原因を爲したる也、詳細は下卷に説くへし、

水戸藩黨争始末上卷終



### 水戸藩黨爭始末下卷

#### 勅書の下賜

安政丙辰丁巳の間、結城寅壽の黨與、或は刑せられ或は要路を黜けられて、一時に屏息せしかば、水藩の黨爭も此に一段落を告げ、藩の政權は全く戸田、藤田の黨與なる安島帶刀、茅根伊豫之介等の掌裏に歸し、表面上は稍々靜謐の觀あるも、失意の藩士は藤田黨に切齒せざるなく、機會の來るを待て復讐の旗を建てんと、内心に刃を磨く折柄、整内對外の勅書は突然水戸に降り、黨火再燃の端緒を啓く事とはなりぬ、是實に安政五年八月十六日の事なり、勅に云、

先般墨夷假條約、無餘儀次第にて於神奈川一調印、使節へ被相渡候儀、猶又委細間部下總守上京、可被及言上之趣候へ共、先達て勅答、諸大名衆議被聞食一度被仰出候詮も無之、誠に皇國重大之儀、調印之後言上、大樹公叡慮御伺之御趣意も不立、尤勅答之御次第に相背、輕卒之取計、大樹公賢明之處、有司心得如何と御不審被思食候、右様之次第にては、蠻夷之義は姑く指置、方今御國

之治亂如何と、更に深被惱叡慮候、何卒公武御實情を被盡御合體、永久安全之様にと偏被思召候、三家或は大老上京被仰出候處、水戸尾張兩家慎中之趣被聞召、且又其餘宗室之向にも、同様御沙汰之由、趣も被聞召及候、右は何等之罪狀に候哉難計候得共、柳營羽翼之面々、當今外夷追々入津不容易一時節、既に人心之歸向にも可相拘、旁被惱宸襟候、兼て三家以下諸大名衆議被聞食一度被仰出候旨、全く永世安全公武御合體にて、被爲安叡慮候様被思召候儀、外患計の儀にも無之、内憂有之候ては、殊更深被惱宸襟候、彼是國家之大事に候間、大老閣老其他三家三卿家門列藩外様譜代共、一同群議評定有之、誠忠之心を以て得と相正し、國內治平公武御合體、彌御長久之様、徳川御家を扶助有之、内を整外夷の侮を不受理にと被思召候、早々可致商議勅諭之事、

午八月八日

- 近衛左大臣忠熙 鷹司右大臣輔熙
- 一條内大臣忠香 三條前内大臣實萬
- 二條大納言齊敬 近衛大納言忠房

水戸へ、

別紙勅諭之趣被仰進候、右者國家之大事者勿論、徳川家を御扶助之思召に候間、會議有之、御安全之様可有勘考旨、以出格之思召被仰出候間、猶内列之方々並三卿家門之衆以上隠居に至迄、列藩一同にも御趣意相心得候様、向々へ傳達可有之旨被仰出候、以上、

幕府へ、此文章は前文を省略したるものなり

今度被仰進候趣、三家始相心得候様、別段水戸中納言へ被仰下候、此段御心得之爲申入候事、

以上文章孝明天皇紀及岩倉公實記を以て校合す而して兩書による、幕府への勅諭には日附井近衛忠熙等の副署なし當に符

此勅書こそ、尾、水、越前、一橋等有志諸侯幕議を蒙るの原因となり、京都志士の大獄となり、櫻田の斬權となり、坂下の刺顯となり、水戸黨争の再發となり、防長常野の戦争となり、遂に幕府覆亡、王室中興の原因となりぬ、其賜勅の已むを得ざるに至しものは、全く幕府の外政宜きを失ひしに因るなり、

違勅論の沸騰、水戸老公の蒙譴

此時に當て幕府の大權を握れる者は、剛愎を以て世に知られたる大老井伊掃部頭なり、掃部頭素より、

水戸老公と相善からず、六月廿二日、幕府尾紀水三藩等に米國條約に調印せし旨を告ぐ、尾公謂らく、今勅命に違ふて開港を許す、是幕府の罪なり、争はずんはある可らずと、水戸老公並に中納言公と議し急に登營し、大將軍に謁して之を陳せんとし、其意を一橋公に通せしかば、公にも登營ありしか、大將軍には病と稱して尾公等を見ず、公等大老閣老に面して之を責む、大老等、閣老一人を西上せしめ、朝廷へ陳謝すへき旨を云ふにより、尾公等退出せらる、此日水戸老公と井伊大老との間に、多少の議論ありし由にて、

兩者の覺隙益々甚し、幕府外は米英諸國の爲めに迫られ、尋て違勅論に攻撃せられ、進退維谷の場合なるに、内には又儲嗣の議論あり、幕廷の臣僚、外間の諸侯、各々黨派を分ち、軋轢紛争、寧日あることなし、始大將軍多病にして嗣子なし、依て三家三卿の内より御養君あるへしとの議論起るに及び、一橋慶喜公は水戸老公の第七子にて、賢明の聞あり、且つ年長なれば、宜しく之を立つへしと云ふ者と、紀州の公子家茂公こそ、幕府と血縁最も近ければ、之を立つへしと云ふ者との兩派あり、



一橋派は尾張慶勝、越前慶永、薩州齊彬、土州豊信、宇和島宗城、及び幕吏有志の徒、諸藩の志士等にて、紀公方には幕府の大輿に強援あり、諸侯には井伊を始め、其黨與皆之を主とする故、兩黨の勢力は殆ど相匹敵する有様なりし、斯くて相争ふ間に、外國交渉事件は日に切迫し來り、朝廷よりも、年長にして且賢なる者を立てよとの御内意さへありしかば、一橋公入て儲嗣となるへしと、人々思ひ居る所に、大目付池田播磨守大老に説て、此際尾公等の言を以て意に關し、一橋を立は大事去らん、速に決議するに如かずと云ひければ、固より其心組みなる大老の事ゆる、尾公等の登營ありし翌日、即六月廿五日、紀公を立て儲嗣と爲す旨を發表せらる、海内有志の徒、愕然として井伊の專横を怒らざるなし、

斯て六月廿七日を以て、米國條約調濟のことを京都に奏せしに、聖上以ての外宸怒あらせ玉ひ、廿九日勅して、三家大老の中一人を急に參朝せしむべきの命下る、七月朔日大廣間大名連署して、違勅の不可なるを論すること尤も切なり、人心漸く幕府を離る、四日勅書江戸に達し、幕府困迫出る所を知らず、先是

大將軍微恙ありしか、此夜遽に薨去せらる、大老等以爲らく、此機に乘し尾水諸公等復た登營して云々する所あらは事敗れん、如かず急に之を處置せんにはと、明日台命を矯て尾公及び水戸老公、一橋公、越前侯を謹慎せしむ、閣老太田備後守曰く、罪證なくして親藩を幽するは後患を如何と、井伊曰く、京師を探索せば必ず罪狀あらむ、若之れなくんは我其咎に任せんと、太田復争ふこと能はず、是に於て諸藩有志の徒、益々大老の專横を惡み其罪を鳴し、京師の命を以て之を黜けんと欲する者、相胥て西上せり、此月十七日松平薩摩守齊彬に命して、當秋參府せしむ、齊彬國事の日に非なるを憂へ、議を東西に獻して國體を振揚せんことを謀るもの久し、大老政を専らにし、親藩を幽するを聞に及んで、言語文辭の能く救ふ所にあらざるを知り、將に精兵三千を率て京師に入り、王帝を擁護し幕政を匡正せんとす、伊地知龍右衛門正治、西郷吉兵衛隆盛等其計議に預る、四方の志士京師に集まれる者之を聞き、日々頸を延へて候か上途の報知を待たりける、

日下部伊三次

有志の徒、四方より京都を指して馳登れる中に、薩藩の士にて日下部伊三次と云ふ者あり、慷慨して曰く、吾素より三條公を知り參らせたり、公は井伊大老と姻族の親みあれば、公に申して大老に諭し、大老自ら罪を謝して退く様に取計はむ、若し然らざれば、尾水越等の謹慎を解かしむへし、此の二つの内必ず其一を成さんと、意氣頗る壯なりき、伊三次は故あつて水戸に生れ、久しく水戸に居り、藩士に知人も多かりしかば、其西上するに及んで、萩清右衛門、鮎澤伊太夫、加志村準藏、木村三穂介等、下谷の茶亭に饒宴を設けて之を送りけるか、其席より使を發して、水戸の家老安島帶刀を迎へける、帶刀何事なるかを知らねと、友人よりの使ひ故急き來り臨みしに、席上の模様何となく異しく、人々耳と口と相接して密語し、明かに其事情を言はず、帶刀之を怪しみ、委細のことを問糺するに及ばず、匆々にして辭し歸りぬ、嗚呼此の一会、圖らざるも水戸藩の大難を醸す基とはなりぬ、此夜伊三次は急行にて京都に上りける、

居る處に、七月下旬に至り、薩州より驚くべき飛報あり、曰く、本月八日侯少しく疾ありしか、病勢急に進み、十六日遂に逝去し玉へりと、之を聞く者皆茫然として爲す所を知らず、暗夜に燈火を失へるか如くなりし、折柄伊三次に就て江戸の事情を問ふ者あり、伊三次妄りに言ふ様、水戸の氣勢、尙能く幕府の非政を正すに足らんと、是に於てか有志の徒、盲龜の浮木に逢へる思ひにて、勅書を水戸に下し、力を盡さしむへしとの議は起れるなり、此事に就て専ら盡力せしは、伊三次始め、水戸の士鶴飼吉左衛門父子、及び勝野豊作、梁川星巖、梅田源次郎、頼三樹八郎等なりしと、此際聖上には、深く叡慮を國事に注かせ玉ふ處に、外國の強迫、幕府の違勅、尾水越の幽閉より、今又薩摩守の暴に長逝する杯、浮世の様、總て大御心に任せぬことのみなれば、痛く宸襟を惱まされ、朕天下の形勢斯の如くなるを傍觀しつゝ、之を濟ひ得ること、皇座を汚すに當り、祖宗へ對し奉り恐懼措く處を知らずと詔り玉ひ、應て勅使を伊勢の大廟に遣はされ、其由を告げて皇位を遜れ玉はんとの思召なりければ、三公諸卿大に驚き嘆き、種々に留め奉つれと、つや



つや御聽入れなく、さらば汝等此の國の爲めに計策ありやとの仰せに、何れも畏まり、唯一事の候ふ、其は餘の儀にも候はず、勅書を水戸へ下し賜はり、有志の諸侯に命じて、共々力を盡さしめたらんには、或は國勢を挽回することも候はんか、皇座を遜らせ玉はんことは、先づ此事の成否如何を待せらるへしと奏せしかば、主上御許容あらせ玉ひ、八月七日の夜三公を召して議せられ、八日に至り水戸邸の留守居鶴飼吉左衛門を召して其旨を命せらる、扱之を幕府に下せは壅閉せらるゝの恐れあるものから、吉左衛門の子幸吉をして、勅を奉して江戸へ下らしむ、次て九日に幕府へ賜はるへき副書成り、十日に禁裏附大久保伊勢守に命じて幕府へ達せしめらる、是により勅書は、幕府へ達せしよりも一日早く水戸邸へは達せしなり、日下部伊三次、勝野豊作等は、勅書を諸侯へ回示することを周旋せんとして、急き江戸へ下りける、

西郷吉兵衛

勅書を水戸に下せし時の、京師諸有志の計策と云ふは、之を以て水戸より幕府の過ちを責めなは、大老は必ず罪を討つて身退くへし、其機に乗して將軍宣下

を一橋公に下し、紀公は官位を進めて元の如く儲貳と爲し置くへし、水戸の力足らざらん時の爲めには、水戸より勅書を諸藩に回示せしめん、諸藩皆水戸に左袒せば、大老傲且つ暴なりと雖も、勢ひ退かざることを得ざるへしと云ふにありしと、斯の如く漠然たる計圖により、勅書を申し下したるに、忽ち意外の大變を醸成し、前古未見の慘劇を演出するには至りしなり、

西郷吉兵衛隆盛は此時京都に居りしか、情々伊三次等の爲す所を見て大に之を危ふみ、急に京都を出立し、晝夜馳すること五十四時(四日)半にして江戸に來り、安島帶刀に面會して、貴殿何の見る所あつて、伊三次の輩を使ひ京師に周旋せしむるや、必ず忌々しき大事を惹起し國家を誤らんと、京都の有様を語りければ、帶刀大に驚き、其は自分の一向に知らざる所にて、右様のことを伊三次に命したること嘗て之れなしとて、伊三次か送別會の席に臨みし時の模様を語りしに、吉兵衛さらば拙者速に京都に引返し、彼等か爲す所を格止へしとて、直に出發し、又も五十四時にして京都へ着せしに、勅書は其前日既に下賜せ

られて、之を止むるに由なかりしと、吉兵衛か天下の大勢に明かなるは、今に始めぬ事ながら、其事前に在りて事後の結果を見ること、掌を指すか如くなるは、流石に豪傑の士と謂ふべきなり、

先、是水戸にては、安政二年に戸田忠太夫、藤田誠之進の兩人震死し、尋て藩中朋黨の慘獄となり、幾多有爲の士を刑殺したるのみならず、其禍は延て一藩の人心を分裂睽離せしめられたは、氣勢は日に衰頽に就き、勅書を賜はりても、幕府の匪政を矯正するの力は、恐らく之れなかりしならむ、されは此際、水藩の眞情を知る者をして京都に在らしめは、必ず別に處する途を求め、斯の如き危き手段には出てさしならむ

に、鶴飼吉左衛門は水藩なれとも、實は京都人にて、水戸の籍に入りたる者故、水藩の事情を熟知せざるより、遂に此事あるに至れるなり、水戸藩石川徳五郎と云へるは、老公の姉君か關白鷹司政通公に嫁せ玉ふ時の傳人にて、常に京都に居りしか、此人深沈誠實にして志慮才幹あり、厚く老公の信任を得、帶刀等とも親しく、帶刀等平生之を信するの餘り、伊三次等如何に奔走するとても、徳五郎必ず彌縫するならんと、

之を意とせさりしなり、然るに此月徳五郎急に病ありて鷹司公の殿中に死し、後傳を命するに至らざる間に、是の大事は起れり、櫻任藏嘗て或人に語て、兩田の震死、薩侯の遠逝、徳五郎の暴卒、之を三奇と謂ふべく、世の否運に赴く所以のもの、決して人事にあらざるに似たりと云ひしとか、此際土浦藩の留守居大久保要人大坂に在り、亦勅書の到底幕府を動かすに足らざるを慮かり、其企圖を改めしめんと盡力せしか、事未だ行はれざるに、勅書既に東に下りて及はさりしと、俊傑の見る所符節を合せたる如き、亦奇と謂ふへし、

閻老の狼狽

却説、鶴飼幸吉は大事の御使を承り、嫌疑を避くる爲め、大坂屋敷勝手方の名前にて人足帳を附出し、姓名を變へ、侍一人に一僕を随ひ東海道を下りけるか、道中幸に川支もなく、九日目にて十六日に江戸に着し、春日町に宿を取り、其夜忍んで小石川の上邸なる茅根伊豫之介を訪ふて、勅書下賜のことを告げしかば、茅根も一度は驚きしか、既に御下賜になりし上は、力の及ふ限り其實行を圖り、之に次ぐに一死を以てす



へしと決心し、此事を安島帶刀へ申入れしかば、安島も同様の決心にて、幸吉か遠路の辛苦を勞らひぬ、明くれば十七日、勅書をは安島の許へ差出したるに、其夜中納言殿幸吉を召されて謁を賜はり、大事の御使彼は大儀に思召さるとの御意ありしかば、幸吉難有さ心魂に徹して、只管感涙に咽ひたり、聽て衆議を盡して閣老を水戸邸へ召されしか、十八日は故將軍送葬の日なるを以て來らず、翌十九日閣老太田備後守、間部下總守、水戸邸へ來つて中納言公に謁す、公勅書を示して、列藩へ回示すへきに付き、其旨心得られよとあり、二人畏りて、御直答は致し難く、立歸り同僚と協議の上、御返事仕るへき旨を述べて退出す、幕府にては、勅書の水戸へ下賜なりし事を聞てより、大に驚き、左なきたに從來取扱方に苦しみ、眼の上の瘤とも思ひ做したる水戸へ勅書を賜はりしとあつては、例の老公又如何なる事を申出られんも測り難しとて、周章大方ならず、此日井伊大老は病氣にて不參なりしを、急に使を馳せて登城を促し、披き評定(披き評定とは、幕府の舊例、大事を議する時は、廣殿の四方を披きて、會議の席を其中央に設け、以て漏泄を

防きしなり)あり、群議を凝らしたる上、水戸の勅書は之を沮抑し、列藩へ回示せしめざることに決し、翌日又太田、間部の二人水戸邸へ來り、議今に決し兼ねれば、列藩へ回示せらるゝことは姑く猶豫あるへきを請ふ、斯て此後數日の間答ふる所なかりしかば、公より頻りに催促せられしに、漸く廿四日に至りて、右の兩人より書面を以て、御家門諸侯に回示せらるるへき旨の答へあり、依て即日之を回示せらる、但し外様諸侯に回示することに就ては未だ答る所なし、始め勅書下賜のことあるや、老公大に驚かせ玉ひ、國力の以て聖旨を遵奉するに足らざるのみならず、親藩の義として亦輒く之を内外に開示すへきにあらすとして、中納言殿に申して閣老に謀らせ玉へる程なれば、中納言殿にも深く幕府を崇敬せられ、或は其當に過くると云ふ有様あり、されは閣老よりの返答大に遅延するに及び、朝命を奉せんか、幕府の旨に違ふに至らんかと、強く心思を惱まされ、二十六日に尙又使を以て閣老を召されしに、閣老も答ふる節のなきに苦しみしか、辭して來らさりしかば、公益々其進退に惑はせ玉ひける、

勅書回示に係る議論

幕府にては、始より勅書の眞偽を疑ひ居ければ、閣老備州等の水戸邸より反るや、其關係を探らんとて急飛脚を差立、京都の事情を所司代に問ひ合せけるに、廿七日に所司代よりの答書江戸に着したれば、急き披き見るに、段々公卿の間を探索したるに、勅書は全く水戸より來れる者の、密に請て下せしものなるへく、九條關白には預り知られざることを記したり(這は日下部伊三次のことを謬り傳へたるなるへし)ければ、幕閣は大に喜び、廿八日に太田、間部の二人復水戸邸に來り、意氣揚々として云ふ様、條約調印のことは、時勢已むを得ざるに出てたるものにて、委細は下總守上京して奏聞を遂ぐる筈なるも、大將軍薨去あらせ玉へる爲め、稍々延引したる次第にて、御葬送も相濟みたれば、下總守不日發途して陳謝すへく、就ては勅書を諸侯に回示せらるゝは斷して無用たるへし、且又勅書を御屋形へ下賜せられし手續きにも、怪しむへきこと多ければ、旁々回示あつては御爲め宜しからすと、二人雄辯を揮て説かれたれば、中納言殿にも據るなく、其言に従ふへき旨を答へら

れける、二人其答へを得て、重荷を卸したる心地にて大に喜び、營中に歸りて、水戸公吾輩の術中に陥れりとして打笑ひけるとなり、此の時に當て、諸藩有志の徒皆勅書の回示を待つこと、大旱の雲霓も雷ならず、水戸にて回示を遷延するを憤はり、議論紛然として起りければ、水戸にても打捨置き難く、家老等は公に勧め、閣老の言を用ひすに回示すへき旨を云ひ、議既に決しけるか、公は猶も安し玉はさる所ありて、之を側用人桑原治兵衛に諮らせ玉ひけるに、治兵衛謹て申上る様、抑此の勅書は、幕府を輔けて内政を整へ、外國に對すへき旨を命し玉へるなり、幕府を輔くるは、宜しく閣老と熟議すへきは勿論のことなるに、閣老の切て回示御無用と申上げたる言を用る玉はず、強て回示あらせ玉はむには、勅書の旨にも適はず、恐らくは別に不測の害あらんと、憚る處なく陳述ければ、公にも道理と思召され、老公にも桑原の申す所然るへしとのことなりしかば、衆議之に依て又變更し、今前後を顧みすして之を回示し、大に幕府の譴責を受け、之か爲め國中瓦解せは、大難目前に生すへく、然ありては下總守上京の



模様によつて、事變ありとも力を盡すことを得ざるへし、京師の勢ひにして、殷盛なること嘗て聞く所の如くならんには、下總守必ず狼狽して時勢一變するならむ、先づ其迄は國力を養ひ、機會を待つに如かずとて、終に諸侯へ回示することは思止まりける、茅根伊豫之介後日其友人鈴木大に語りけるは、既往の跡に就て見れば、悔ゆべきものなきにあらざるも、當時假使之を回示し、諸藩の奉承したればとて、書を幕府に呈して、宜しく勅を奉すへしと云ふの外はなからむ、大老の倨傲なる、其等の事を意に關せざるは明らかなり、されは回示するとせざると、事の成らざるは則ち一ならん、但回示せば其責を諸藩に負はしむべきものを、回示せざりしか故に、水戸のみ其責を負ふこととはなりしなり、併しなから、責を受けたるか故に國內を保つことを得たれと、若し責を受けたましとて回示したらんには、國內の事或は謂ふに忍ひざるに至りしも知るへからず、一得一失唯之を浩嘆に付するのみと言ひけるよし、以て當時の事情を見るべきなり、

黨火再燃の端緒

幕府にては、既に水戸に迫りて勅書の回示を止めしめられたれと、例の大老の事とて、是を以て満足せず、其事に與かれる水戸の重臣を黜削して後患を除かん、其旨を中納言公に諷されしかば、公にも是非なき事に思召され、岡田信濃守、武田修理、(後耕雲齋)大場彌右衛門、(後一眞齋)安島帶刀、尾崎豊後等を黜けらる、幕府にては更らに鈴木石見守、太田丹波守等を用ゐしめんとして内命を下さる、此二人は先に結城黨なるよしにて黜られし者なり、先づ是弘化年中老公退隱の日、高松侯頼胤、幕府の命によつて水戸の政に預りしか、其際老公登庸せられし人物を多く黜削せしことありて、老公との間相善からず、侯大老と婚せし故を以て、日に彦根邸に出入し、威權頗る盛んなるものから、水戸にては益々之を疾むに引換へ、幕府の用ゐるは大方ならず、竟に侯をして、再び水戸の政治に與からしむることとなせり、然るに水戸封内にては、勅書の回示せられざるによつて、議論紛起したる處に、石見丹波等再用のこと、及び高松侯政治に與かるとの事聞えければ、人心以ての外に動搖し、大に幕府の處置を憤り、士民數千人江戸に來りて之を訴ふる

にぞ、高松侯恐れて爲す所を知らず、幕府にても水戸の形勢容易ならざるを見て、此上妄りに干涉する時は、如何なる珍事を惹起さんも測り難しと思ひしか、甚しく政治を改革せしめずして事止みける、併しなから、此の一着手は、藩内の不平派即ち結城黨の爲には、所謂空谷の梵音にて、失意重疊せる間に一線の望を懸けしめたり、

間部閣老の上京

此年九月三日、閣老下總守上京の途に上る、始め總州の使命を受ける時、伏見奉行内藤豊後守偶江戸に在りしか、之を聞て笑て曰く、總州も亦堀田備州の覆轍を踏まるゝならんと、總州驚て計を問ふ、豊州曰く、公卿の能く事を爲す者は、僅々二三人には過ぎず、故に諸藩士の京師に出入する者を禁止し、且處士諸大夫とを捕へて其手足を絶たは、後來は萬事爲さんと欲する儘なるへしとて、京都の取締を嚴密にすべきことを勧めける、又紀州の國老水野土佐守は、紀公の外叔父たる縁故と、御側藥師寺筑前守の姻家たる故を以て、密に幕府の事に預りしか、謀計を總州に進て申す様、從來京師より外國の事を以て幕府を責

めらる、其根原は、確は水戸老公に在ること明かなり、貴君京師に抵るの日、嚴密に搜索せられなは、必ず其證據を得らるへし、之を以て老公を罪に處せば、公武の間の確執は立處に止み候はん、併しなから、將軍宣下あらされは幕府の權去るへければ、先づ其宣下を促かし、本を堅ふして而る後に漸々手を下さること、尤も然るへしとありければ、總州實にもと思ひ、上京の上は貴説の如く取計んと約されぬ、されは總州の上京は、表面には外國に對する事情を奏上するにあれと、其實は將軍宣下の強請と、有志の義徒を捕縛して公卿の手足を絶んとするにあり、京都に充滿せる志士の生命は、其危きこと實に風前の燈の如くなり、

水戸舉兵の訛傳

間部下總守江戸を打立京師に上りければ、江戸に在る有志の徒は皆之を憂へ、謀議を盡す中にも、薩藩の堀忠左衛門と云へるは、人となり果斷にして、日頃水藩の鮎澤伊太夫と親しく交はりしか、兩人相議して、其知る所の處士柴田藤五郎と云ふ者を京都に遣はし、水戸老公に繪旨を申下し、幕府を討たしめんとて、



之を藤五郎に謀りけるに、藤五郎は素より奇節を好むの士なれば、一議にも及はず領承し、扱僕内外の事情を詳にせされは、何卒委しく事情を知れる者一人を得て、與に西上せんとのことに、伊太夫實にもと思ひ、其友人鈴木大を同伴せしめんとせしに、大以爲く、老公には日頃深く幕府を尊敬し玉へは、縦令綸旨ありともて、幕府の爲め百方其罪を謝するのみならむ、且つ老公にして果して兵を擧ぐるの意あらせ玉はむには、既に賜へる所の勅書にて充分なり、豈故らに綸旨を賜ふを待つへけむや、此事關係重大、水戸存亡の判る所なれば、妄りに承諾すへきにあらずと思案して、伊太夫に向ひ、足下には之を安島大夫に議りしかと問るしに、伊太夫は、否、大夫必ず決斷すましと思ふて未だ議せざりし、兄試みに往て議せよとのことに、大は安島の家へ赴く途中、茅根伊豫之介を訪ひ此事を告げたるに、伊豫之介曰く、伊太夫周章の餘り狂謀を發したりと覺わたり、速に安島氏に告げよと、仍て大又安島を訪ふて之を告ぐ、安島曰く、伊太夫の過激にも困るなり、幕府未だ兵を以て京師に臨まさるに、我藩安んそ兵を動かすことを得ん、面

責せずんはあるへからすと、意色頗る勵しかりしか、其翌月帶刀伊太夫を呼て之を嚴責せしと云ふ、是にて、綸旨を申下して討幕の兵を擧ぐると云ふことは、全く中止になりたれとも、其顛末の稍世上に漏るゝと同時に、事の始終を詳かにせざる世人は、針小を棒大に言做し、水戸殿には、綸旨を賜はりて義兵を擧ぐるの結構あり抔と、風説頻りに起り、遂に水落に不雪の冤罪を蒙らしむること、はなりにけり、

京師志士の計畫

京師に集まれる諸有志も亦總州の西上を聞て大に患へ、水戸の早く事を擧ぐることを望み、頻りに鶴飼幸吉を促しければ、幸吉聽て鷹司公の諸大夫小林民部權太輔に就て、綸旨を水戸に賜はらんことを請ひしも、小林之を疑ふて事達せざりしかは、有志の徒、尙種々の策計を建る中に、或は主上に請て潜に大坂へ御座を遷し參らせ、城代土屋采女正に頼り、勤王の兵を徴さんには如すとて、三條公入て此旨を奏聞せしに、主上御聲曇らせ玉ひて、朕は決斷すへきも、護るへき兵士のなきを如何にかする、未だ大坂に達せすして捕はるゝ程ならば、宮を出てさるの愈れるに

如かすと仰せられしかは、公は何と申上げへき様もなく、只管涙に咽ひて退出せしとぞ、九月十七日總州京師に着し、寺町本能寺◎妙蹟を旅館となす、同十八日鶴飼吉左衛門書を安島帶刀に贈りて、京都の有志、皆水戸の速に事を擧ぐることを望むの意を通せしに、此日吉左衛門父子囚に就き、其發する所の書も亦途中幕吏の爲めに奪はれたり、是よりして有志の徒、囚はれに就く者甚た多し、世之を戊午の大獄と稱して、近世史中の一大慘劇となす、

京師大獄の顛末

京師大獄の顛末は、水戸に關係深きを以て、其大略を述へんに、先是在京の有志者は、九條家の臣島田左近か、井伊の寵臣長野主膳と相結ひ、殿下亦其言を信用して、始と宸憂を顧みざる有様なるを以て、深く之を憤慨し、公卿の間に奔走して、其關白を罷めしめんことを説きしに、諸卿にも多く其説を容れ、九月二日殿下に辭職を迫る。殿下已むことを得ず辭表を上り、近衛公内覽す、井伊、間部の黨、殿下の辭職を聞に及んで憤ること甚しく、必ず遊説の士を獲て甘心せんとし、先づ梅田源次郎を捕へ、續て諸士の公卿の家に

出入する者を、悉く逮捕するの手配に及しかは、成就院忍向、西郷吉兵衛、有村俊齋等を始、在京志士皆四方に遁れ、其後れたるは、何れも累綫の辱めを受けたりける、梁川星巖も捕縛せらるへき一人なりしか、此月五日遽に歿したるを以て僅に免かれしも、其妻紅蘭は獄に下されて吟味せられたり、此際間部總州か井伊に與へたる書中に、

樞仙院（故大將軍を治療せし醫者）御吟味御取懸り、同人を苦問候は、水老申付、毒殺の邪謀其外申談候處、明白に可相成哉と奉存候、（中略）此儀相分候は、水老切腹申上候ても可然儀に御座候、（中略）京地へ私着の上は、種々相考、敵不殘取調、一人つゝ取詰、又は顯然致候儀は其罪を唱へ、閉門、押込、隱居等の取計も可有之、若州に談し、九條殿存意承り候上、取計可申候、云々、

と見えたり、以て幕閣か水戸を疑ひし有様と、總州か上京の意氣込を見るへきなり、此の意氣込にて京都に臨み、前古未聞の慘獄を羅織し、幾多志士の頸血を以て原草を染めたる結果として、人心幕府を離れ、三百年の覇業一朝に覆亡せしこと、總州實に其責なし



と謂ふへからず、斯くて總州は病と稱して外出せず、其旅館を嚴重に防衛して、志士の襲撃に備へ、町奉行小笠原長門守に命じて、急に在京の志士を捕しむ、鶴飼父子を始め、小林民部權太輔、宇喜田一蕙父子、池内大學、(鷹司家の臣)金田伊織(三條家の臣)等、此他捕に就く者甚た多し、又江戸にては、飯泉喜内、(旗本曾我權左衛門の臣)日下部伊三治、藤森恭助(旗下古賀謹一郎の臣)等を捕へたり、其後總州は鷹司、近衛、三條の三公に諷して其職を辭せしめ、又陰に公卿に諷して、朝廷速かに將軍宣下あらされは、幕府立つこと能はず、自分も亦面目の關東に對するなし、仍て逮捕の徒を一々嚴刑に處し、身も亦京師に斃れんのみと、種々の手段を以て公卿を威嚇し、猶水戸の罪状を數へて之を誣るければ、關東の事情に暗き公卿の内には、頗る疑惑を抱ける者ありしと云ふ、されと主上は聖明にましまして、總州等の言を信し玉ふことはあらざりしか、此際早く宣旨を下さるに於ては、諸大臣始め有志の徒、多く冤罪に遭はんことを憫み思召され、十五日の夜宸翰を九條殿に賜ひ、復ひ出て政を輔けしめ、以て關東の意を安んず、廿四日に下總

守始めて參内、天盃を賜はる、廿五日將軍宣下あり、十二月朔日、將軍宣下の儀を江戸城に行ふ、扱京囚を江戸にて審問せんとして、鶴飼父子、小林、池内、金田、宇喜田、三國、梅田、飯田、頼等を江戸に差下さる、

江戸の形勢

此際江戸にては、井伊大老益々威權を擅にし、己れに阿附する者は之を要路に延き、其然らざる者は、或は罷められ或は閑地に移さる、岩瀬肥後守は外國奉行より作事奉行に遷され、久貝因幡守大目付に任し、池田播磨守町奉行となる、池田は殊に殘忍なりしかは、時の人、首切池田と稱して恐れける、爾後有志の獄を治めたるは此の播磨守なれば、其刑戮の慘虐なりしも亦怪しむに足らざるなり、此他閣老久世大和守も、井伊、間部の舉動を餘りに甚しとし、七月以來病と稱して出仕せざりしかは、十月に至りて罷められ、伊達遠江守は、越前、土佐、薩摩等と謀り、一橋公を立て時艱を匡濟せんとせし爲め、内論にて致仕せしめられ、大坂城代土屋采女正は、朝廷の意を奉し、兵庫開港の非を論じたるに依て罷め

られ、松平豊前守之に代りぬ、されは大老の施政に満たざる士も、眼前の禍害を恐れ、口を緘みて世事を言はず、此末如何成行らんと、識者は竊に眉を擧めけり、

水戸藩論の分裂

前にも言へる如く、間部閣老の目的は將軍宣下を得るにあり、既に之を得たる上は京師に用なきを以て、勅書に關することは、一語も奏聞するに及はずして歸途を急きしか、江戸に歸りたる後、水戸に答ふるの辭なきを慮かり、九條公と謀りて、先に水戸へ下賜なりし勅書は、一先つ之を納むべき旨の一書を得て歸りしとは聞ぬぬ、却説、幕府に於て將軍宣下の儀畢りし後は、諸藩の形勢大に變し、或は黄金を幕府の大輿に散して、苟免を計る者さへあるに至りければ、諸國有志の徒は皆望みを失ひ、水戸を罵ること尤も甚し、水戸壯年議論の士も亦事情の詳細を知らされは、必ず勅書の旨を達し、宸襟を安んし奉らんとて、國內頗る穩かならず、此の時藩士久木直次郎、金子孫次郎、高橋多一郎の三人、議論の魁首なりしかは、國人は之を稱して動搖頭と曰ふ、此に於て三人皆江戸に

來りしか、直次郎は事情の詳細を聞くに及んで、其論漸く沈着したれと、多一郎は事情の如何に關らず、初一念を達せんとして、其議論頗る激烈に、孫次郎の議論は、右の兩人を折衷するものとなれり、老公深く此三人の國事を誤らんことを憂へ玉ひ、水戸に歸らしめんと思召されけるか、一時に三人を歸らしめは、却て少壯者の氣を激することもあらん、漸を以てするに如かすと、先つ多一郎に歸國を命し玉ひ、直次郎を江戸邸に留め、孫次郎へは歸留とも、未だ何の沙汰も下し玉はさりし、然るに多一郎人と爲り、頗る人を疑ふの癖あり、公の深慮に思ひ至らずして、必定直次郎の爲めに賣られたるなりと思ひければ、心中大に憤り、直次郎と隙あり、水戸に歸りて大に少年精銳の士を鼓舞し、當路の有司を目するに佞諛奸邪を以てし、議論益々激烈を極めければ、此に始めて鎮論激論の名稱起る、鎮論とは直次郎の一派、即ち鎮撫を主とするものを指し、激論とは即ち多一郎黨を指すなり、金子孫次郎其の中間に立つて、彌縫を勉めたれとも用ひられざりしかは、遂に又直次郎と相善からざるに至りぬ、是高橋、金子等か、他日老公の意に悖



ふて水戸を脱走し、鮮血を櫻田門外に濺きし原因なり、

勅書の處置に苦しむ

此際水戸にて尤も苦しみしは、勅書の處置如何にありしなり、事機は既に去りぬ、朝廷に對しては申譯けなし、況や之に關係せし有志輩は皆罪を蒙り、或は遁れ或は囚はれ、其波瀾は凄まじき勢にて、直に水藩を捲倒さんとするの有様なり、老公を始め當局志士の苦心焦慮は、殆ど言語に絶えたり、安島帶刀、茅根伊豫之介等議して以爲く、今日に在て、勅書に對し水戸の名義立されは、必ず國中に議論起り、其激成する所は容易にあらざるへし、扱勅書を處置するの途は二つにして、其一は罪を朝廷に謝し奉りて之を納むるにあり、其二は水戸に送致して祖廟に納むるにあり、此の二つの中、幕府の宜しき方に従ふより外なしと、既にして又謂らく、主上精誠を以て下し給ふ所のもの、一旦事機去ればとて之を朝廷に納むるは、臣子の情として誠に忍びざる所、且つ面目の天下に對するなし、就ては後來時機を相て聖意を奉すへきの旨を表し、暫く之を祖廟に納むること最も穩當ならん

と、議此に決し、鈴木大をして、間部閣老の重臣大郷卷藏に就て其意を言はしめたるに、卷藏も之に同意し、折を見て總州より水戸公へ告げらる、様にせん、此旨を總州へ申述へたるに、總州答へて、手際次第小石川の御邸に參上すへし、但し一事件の差懸りたるものあり、之を處分せし後ならては、暇を得難しと言けるよし、

按に、總州の水戸を敵視せることは、前節に掲げたる書簡にて明瞭なり、されは此の人に依て勅書の處置如何を問ふは、迂も亦甚しき次第ながら、此時迄は安島、茅根等、總州を以て兇虐彼か如く、水戸を疾むこと此の如くなる人とは知らざりしならむ乎、又總州の所謂一事とは京師の獄にて、其獄には安島、茅根等も關係あり、遂に之か爲めに死を賜はるにも至りしなり、されは總州か前述の相談を受けたる時には、無頭の鬼來て命を請ふの觀をなし、冷やかに笑へる様、今も猶眼前に見ゆる心地せらる、噫、

其後中納言公には、側用人今井誠右衛門の言を用ゐ、幕府に告げすして、勅書をは密に水戸城中の祖廟に

納められしと云ふ、

京囚糾彈の議

安政六年己未正月九日、京都にて囚はれたる有志の徒江戸に着しければ、之を諸侯家臣に預けられ、聽て評定所に命して之を訊問し、大小目付三奉行をして之を主掌せしむ、大老の意は、之を究鞠して東西の關涉を審明し、罪を水戸老公に歸せんとするにありし

家臣を逮繫し、之をして其君の罪を證せしむる如きは、徳川家の典刑に背く、(法律、臣をして君を證せしめず、子をして父を證せしめざるを云ふ)且其臣亦豈輒すく其君の罪を言ふへけんやと、板倉、佐々木は此の議に従ひ、石谷因幡守は之を嚴に糾問すへき旨を陳述せり、

幕吏老公を陥るれんとす

なり、然るに寺社奉行板倉周防守、勘定奉行佐々木信濃守等は之を可とせず、評定所留役組頭木村敬藏は、最も固く執て不可となし、議を建て曰く、余京囚を籍して獲たる書類を検するに、其言ふ所、皆賢明の將軍を立て、外夷の驕傲を制するにあり、是皆國の爲にするものにして、私の爲にするにあらず、殊に罪すへき者なし、但公武の間自ら盟約ありて、士庶猥りに政事を京紳に議するを許されず、然るを其盟約を破りしは罪あるか如くなれと、是亦朝廷の嘉納する所にして、其責自から歸する所あり、然りとて北條足利の如き悖逆の事は、徳川家の決して行ふへからざる所なれば、今京囚を鞠問するは、到底害ありて益なし、始めより其罪を問はざるの愈れるに如かず、且水戸

京囚糾彈の可否を議する席に於て、木村敬藏は其不可を陳し、石谷因幡守は之を嚴重に糾問すへき旨を述ふ、大老は其孰れを是認せらるゝや、勿論石谷の議を用ゐ、二月二日板倉、佐々木の職を奪ひ、木村敬藏を小普請となし差控を命し、池田播磨守をして勘定奉行を兼ね、佐々木に代らしめ、寺社奉行松平伯耆守は板倉に代り、吉田昇太郎は木村に代る、是よりして京囚の鞠訊は非常に峻酷苛烈を極め、其糾問の辭の連なる所、皆罪を蒙らぬはなく、青蓮院宮を始め奉り、近衛、鷹司、三條、東坊城の諸公卿、或は幽せられ或は罷めらる、是に於て天下の人心益々幕府を離れ、井伊の專横を惡まざるはなし、

四月廿六日、水戸家老安島帶刀、奥右筆頭取茅根伊豫



之介、小十人目付大竹儀兵衛を、評定所に召して審問あり、帯刀は九鬼長門守に預けらる、此時に於ける幕吏の調へ口を見るに、水戸老公の罪を羅織して、之を陥れんとせし形跡歴然たり、國家多難の日に當り、親藩を屠つて私憤を快よくせんとするに至ては、其何の心なるを知らず、斯の如き人士を擧げて要路に置く、幕府の覆滅せしも亦怪しむに足らざるなり、左に茅根伊豫之介鞠問の大意を掲ぐ、

松平伯州問、其方儀、度々鶴飼吉左衛門父子へ、御養君等の儀に付、前中納言殿直書の御取次致候趣、右は如何の事にて右様相運ひ候哉、茅根答、御養君杯申儀は勿論、度々と申事は覺え不申、尤も一兩度は取次も仕候間、安島帯刀より去春の頃、其方へ渡し相運候直書と申は、不三容易一事火中致候様にと申遣させ候由、帯刀申候處如何、答、其儀は確と存付不申候得共、取次候儀有之かにも相覺申候云々、石谷因州問、只今伯耆より尋、御養君の義運候儀覺可有之、且其方より運ひ候儀、吉左衛門等は、其方一存の儀にも有之の間敷、前中納言殿にも御承知の儀と心得周旋致度達書用立候處如何、答、

度々御尋に候へ共、御養君の儀を箇様致度と、確と運候段は覺不申、勿論前中納言殿に右の存意は決て有之間敷候、問、右様申し候ては益御疑心も籠り候儀にて、爲君隠し候心かも相知れず候得共、一體の所を申候に、外様杯と違ひ、御三家の家來にて、箇様相成候得は天下の爲にも成、又主家の爲にも相成杯申所より論候儀は、無餘儀情合、決して無理とは不存候、只上様思召に有之儀を、彼是申上候は如何に候へ共、思召にて一橋殿を御立に相成候へは、我々迎も恐悦を唱候儀、左すれば其方共箇様致度と存候も、情に於ては尤に候間、有體可申候、然るを包み候ては、却て益御疑もかゝり、前中納言殿までも御疑晴不申候間、能々勘考致候様可致候、答、御理解御尤に候へ共、全體風聞有之、仰の所運候敷にも覺え候へとも、確とは覺不申、勿論前中納言殿に右の事は決て無御座候、尋て池田播州よりも同様の尋問あり、尙伯州、因州繰返し々々々、一橋公を幕嗣にすることは、老公の内意に出てるへしと難詰しければ、茅根も憤然として、前中納言殿をかか迄御疑と申は、餘り御情なき儀と

存候、箇程に申上候ても御疑晴不申儀に候は、御養君の儀に付き、承り候儀一ヶ條御座候、去六月朔日御養君御内意被仰出候節、尾張殿より前中納言殿へ直書にて、御養君の儀被仰出、恐悦至極、御人體は紀州殿と申風説の由被申越、其節前中納言殿返書には、此度の儀恐悦なり、御筋目と申候へは、三家三卿共先其内に籠居候様なれとも、天下も多事の時節、此家より出候者にて治り付不申候ては恐入候儀、紀州殿に候へは、第一當公方様御血統も近く、天下の人心も歸服可致、御同様安心のこと、申遣され候由、其節内々承り候、外に養君のことは承り不申候と述へければ、因州以の外に氣色を損し、前中納言殿右の思召に候所へ、其方より一橋殿を御直し申度との儀を運ひ候ては、雲泥の相違にて、死ても申譯無之、左様不都合の申立は取上に相成らすと達せられ、其日は歸宅を許されたり、幕廷の決意既に斯の如し、老公の精誠貫徹するに由なかりしも謂ある哉、

水戸士民の動搖

此時水戸表にては、此度老公志を決して勅書を奉し、幕府と曲直を争ひ玉ふ由、専ら風聞せしかは、スハ一

大事、我君の御身の上と云ふ程こそあれ、元來慥悍きばやの水戸武士、怎て片時も猶豫すへき、士分の出府するには其々の手續きあるにも拘はらず、役所へは一應の届けにも及はすして、我先きにと江戸へ馳せ上る者、晝夜引きも切らず、領内の百姓町人輩も、前中納言様御身の上危ふしと聞ては、我々御扶持こそ賜はらね、先祖代々二百年間、安樂に父母を養ひ妻子を育くみて、今日迄飢を凍えす過こし來たるは、皆御領主様の御恩澤、其萬分の一に報い奉るは今此時そと、算盤を擲ち鋤鍬を捨、夜を日に繼て江戸へ上る者雲霞の如く、早く着せしは水戸邸の最寄に宿を取り、事ある時は御馬前の塵ともならん意氣込を示し、後れて上れるは、小金松戸より新宿千住の邊に充滿し、一報次第後詰として馳上らんと構へたり、例の高橋多一郎、金子孫次郎等は、此氣勢に乗して勅書を天下に回示し、大に爲す所あらんとするより、識者は皆之を危ふめり、老公にも深く御心配あり、書を下して之を諭させ玉ひしかとも、竟に靜穩なるを得さき、其書に曰く、

我等慎以來、國許士民等之模様、更に耳にも不



候處、其許登城、我等慎解之義、今に御沙汰無之、此  
 上一家浮沈にも拘り候哉に、追々過慮いたし、苦心  
 之餘、此度數千人罷登り候哉に承り、深く致し心配  
 候、臣下之至情、主君之開明を祈り候義、至極之義  
 に有之、精神之程は感入候へ共、右之爲に國中致し  
 動搖候様にては、我等積年之素志に背き候のみな  
 らず、第一威義兩公以來敬上之誠意に不相當、自  
 然其許始役人中迄、不行届之筋に陥り候ては、國家  
 の爲は申す迄も無之、慎中別て深く致し痛心候、  
 我等慎之義、側向始承知之通り、禮服正座罷在候  
 義、偏に敬上之一念に有之候處、臣下に取右之探  
 情をも不<sub>二</sub>相察、動搖かましく有之候ては不<sub>二</sub>相  
 成候へは、厚く加<sub>三</sub>思慮、登り候者共、一刻も早く  
 爲<sub>三</sub>引取候様、役人共一致可<sub>二</sub>申諭旨、吃<sub>三</sub>可<sub>二</sub>相  
 達候也、本文之義、我等より致し指圖候事にも無  
 之候へ共、此度之事柄、安危にも相拘り可<sub>二</sub>申と、  
 深く致し心配候餘り申遣候、吳々も厚く下知被<sub>二</sub>致  
 候様にと存候、

水戸士民の動搖右の如くなるにそ、井伊大老は大に  
 驚き、急き防衛の兵を彦根より招き寄せて、邸中を嚴

重に守らせ、晝夜の警戒大方ならさりける、

鈴木大、高橋、金子を説く

鈴木大は、素より老公に信任せられ、又高橋、金子等  
 と友とし善し、高橋等の爲す所を見て、其國事を誤ら  
 んことを憂へ、多一郎に對ひ、勅書の事は足下其本末  
 を詳にしなから、今之を回示せんとするは何の眼目  
 そやと言ひければ、多一郎答へて、吾其事を知らざる  
 にあらず、知れとも僕の江戸に居ること能はざるは  
 兄の知る所、江戸に居らされは天下の有志と共に事  
 を爲すこと能はず、故に此の機に乗して江戸に留ま  
 り、徐ろに事を謀らんとするのみと、大猶安心する  
 能はず、去て金子孫次郎を見て、凡そ事を擧ぐる者、  
 豫め結局を計り、而る後之を行ふすら、尙其敗れんこ  
 とを恐るゝに、今足下等は、先つ事を擧げて然る後に  
 結局を求めんとす、其危きこと甚し、余を以て之を  
 見るに、早く水戸を鎮撫して而る後之か計を爲すへ  
 く、然らされは意を決して大老を戮し、以て一死を快  
 くすへしと言ひけるに、孫次郎も亦憚りして、兄深  
 く患ふることを止めて、姑く我爲す所を見よと答へ  
 ける、されは一時の風説を信して、急に江戸へ上り

たる水戸の士民も、事の齟齬せしを知り、君公の命令  
 を遵奉して國に歸る者多かりしかは、多一郎等は猶  
 之を激勵して切に留めける、是よりして歸國する者  
 を鎮論と稱し、江戸に留まる者を激論と稱し、二派  
 に分れて論難せしか、激論の徒は慷慨して曰く、主上  
 の盛意を奉して、夷狄を掃攘するは此一舉にあり、國  
 に歸るの徒は、佞諛小人の言を信する者なり、奸邪  
 に黨する者なり、志を變し節を屈する者なり、歸國の  
 こと老公の御本志にあらず、又國家に報する所以に  
 あらずとて、其氣燄頗る壯烈なり、

幕府の内訌

閣老間部下總守の儒臣大郷卷藏は、才幹あり時務に  
 通ず、始め總州か京師に在て、多く有志の徒を捕縛す  
 るを聞て、之を不可とし、竊に上京し主人に見て、  
 是れ天下の人心を失ふ所以にして、竟に國家の利に  
 あらずとて、強<sub>いた</sub>く之を諫止せしかは、總州頗る其非  
 を悟り、稍暴を憐<sub>あは</sub>れめけり、斯て卷藏は、江戸に歸りて  
 後も尙往々正義を唱へ、大に京囚糺問主任の酷吏等  
 を驚愕せしめしとそ、されは大老と總州との意見も、  
 多少の衝突を免れず、總州は舊冬賜ふ所の猶豫の勅

を發せんとせしに、大老は謂らく、「鎖國の良法に復  
 し、早く夷狄を退くへし」と云ふか如き勅書を諸侯に  
 示さは、諸侯必ず迫るに其期を以てせん、是幕府の利  
 にあらず、秘して發せざるに如かすと、總州服せず、  
 其水戸の勅書を收還するの議も亦合はず、是に由て  
 間部大老と隙あり、太田備後守も亦大老と和せず、備  
 州は老練遠識あり、大老のする所機宜を失ひ、人心皆  
 乖くを知り、總州と謀りて大老を黜けんと欲し、七月  
 十六日以後病と稱して出てす、書を同僚に示して、親  
 藩の幽禁を解き、人心を一致して外國を制すへき旨  
 を言ふ、廿三日備州閣老を罷め、總州御勝手掛を罷め  
 らる、大老の意を失ふか故なり、

大獄の判決

八月廿三日、小林民部權大輔、池内大學、安島帶刀、茅  
 根伊豫之介、鶴飼父子、老女村岡等の口供完結す、帶  
 刀、伊豫之介は、其口書の實に違ふを争論したれども、  
 省せられず、有司等皆井伊の意を承て、老公の罪を  
 誣構するにあるなり、廿七日、水戸の三連枝松平讃岐  
 守、松平播磨守、松平大學頭、及松平左京大夫、松平左  
 兵衛督、成瀬隼人正、水野土佐守、竹腰兵部少輔、安藤



飛驒守、水戸家老中山備前守外二人、一橋家老竹田豊後守を城中に召され、馳て松平左兵衛督、成瀬隼人正を小石川の水戸邸に遣はし、老公に國塾居、一橋卿に致仕謹慎、水戸中納言に指控を命し、其他水戸の三連枝家老等は、前中納言不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>企に及び、領下の士民動搖、鎮靜方不行届の廉にて、何れも叱責せらる、扱又評定所にては、水戸家老安島帶刀を切腹、茅根伊豫之介、鵜飼吉左衛門を死刑、鵜飼幸吉を獄門、小林民部太輔、鮎澤伊太夫を流罪、池内大學を追放、老女村岡を押込に處す、又此日作事奉行岩瀬肥後守、軍艦奉行永井玄蕃頭の職祿を奪ふて、其父の家に返し謹慎せしめ、西丸留守居川路左衛門尉に隠居慎を命し、其翌日太田備後守に謹慎、小普請奉行淺野備前守、西丸留守居大久保伊勢守に隠居慎を命す、是等皆水戸に黨せしと云ふを以てなり、老公始めの申渡書は、大要左の如し、

水戸前中納言殿御事、國家の御爲筋の儀を被<sub>二</sub>仰立<sub>一</sub>候、御世話の儀は御當然の儀に候得共、御建白の次第御取用無<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>迎、御家來の者を以て、御見込の筋品々京都へ被<sub>二</sub>仰遣<sub>一</sub>、加<sub>レ</sub>之、御養君の儀に付て

も、輕き者共宮堂上方を取繕候始末、關東御暴政の筋に申成し、人心惑亂爲<sub>レ</sub>致、讒奏箇間敷事より、終に重き勅諭を輕輩の手に爲<sub>二</sub>取扱<sub>一</sub>、且綸旨を懇願等に及候段、公武の御確執、國家の大事を醸候筋にて、不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>儀、假令御家來の者共、御内存を察し周旋致候儀に候共、素御心得方不<sub>レ</sub>宜より右體の次第に至り、被<sub>レ</sub>對<sub>二</sub>公儀<sub>一</sub>御後關御處置に候、依<sub>レ</sub>之急度も可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候處、今度重き御法會も被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>濟候<sub>一</sub>に付、格別の思召を以、水戸表に永塾居被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、

安島帶刀、一橋刑部卿殿を西城に迎へん事を謀り、前黃門殿を勸擁し、妄りに之を口外し、士民を動搖せしめ、同志を誘導し、同藩茅根伊豫之介、鮎澤伊太夫、鵜飼吉左衛門、同悴幸吉等と共謀し、不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>奸計を企て、日下部伊三次を上京せしめ、要路の有司を讒言し、公武確執を醸す云々切腹、

茅根伊豫之介、外夷の處分、當今急務、政體の第一にして、動もすれば外患を醸んとするを恐れ、關東有司日夜寢食を忘れ勉勵し、宥説以て穩かに遠けん事を謀る、前中納言存意書を伊三次に托し、在

京鵜飼吉左衛門、同幸吉に達し、其手續を以て、池内大學をして青蓮院宮、三條内府に呈し讒訴し、或は一橋刑部卿殿を西城に迎へ立んことを周旋す、假令主家の爲を患ひたりとも、微賤の身を顧みず、儲貳の件彼是議論するは、公儀を恐れざる致し方也、且種々計策を廻らし、縉紳家に入説するより、人心惑亂し、既に公武の間確執を醸さんとする始末、不届に付死罪、

鵜飼吉左衛門、外夷御取扱の儀に付、前中納言殿御認の直書、度々茅根伊豫之介より差越、右直書、池内大學を以、青蓮院宮、三條家へ差出入<sub>二</sub>内覽<sub>一</sub>、殊に御養君の儀に付、一橋刑部卿殿は御年長賢明の御方に付、御同人に御治定相成は、天下の御爲、且水府の御爲とも可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>旨、伊豫之介、帶刀、申越の儀に同意し、是又大學を以て、青蓮院、三條家へ右書狀差出、猶伊豫之介申合、頻りに周旋し、水戸殿へ重き勅諭御差下げ、其方へ御渡に相成候を、幸吉並に伊三次へ相渡、兩人出府爲<sub>レ</sub>致候段、不<sub>レ</sub>恐<sub>二</sub>公儀<sub>一</sub>致方、不届に付死罪、  
鵜飼幸吉、三條前内府の内命を受たりとも、輕身

を顧りみず、重き勅諭を手に觸れ、小瀬傳左衛門と變名し、出府して直に前中納言殿に達すべきを、小石川旅人宿に一泊し、翌日同藩安島帶刀宅に往き、剩へ水戸家に於て、速かに諸家に回達せらるへし、若し遲滯するあらは不敬に涉るなり、依て朝廷より追て催促の綸旨下されんことを周旋し、伊三次より通達せしめ、且此回の勅諭は、關東に於て偽書の由讒言流布すれば、旁小林民部に迫り、再度の勅諭を請んとする等、公儀を不<sub>レ</sub>恐始末、不届の罪となし獄門、

安島帶刀

安改乙卯十月二日、江戸大地震にて、戸田忠太夫、藤田誠之進、同時に壓死せしかは、老公は宛も左右の手を失ひ玉へるか如くなりしか、幸に安島帶刀、茅根伊豫之介の在るあり、安島は謹厚戸田に似、茅根は豪邁



藤田に近く、二人心を同ふして賛助し、裨補する所少  
なからさりし、然るに京師の大獄起るに及んで、二人  
連坐遂に免れず、是より後、輔翼人なく、水戸の事復  
謂ふに忍びざるなり、帶刀諱は信立、字は思誠、初の  
名は忠誨、彌次郎と稱し、後帶刀と更む、本姓戸田氏、  
三左衛門忠之の二子、忠太夫忠徹の弟なり、安島彦之  
允信順の爲めに子養せらる、文政十二年、藩主權中納  
言齊修卿病篤し、子なし、人心危懼す、帶刀、兄忠徹等  
と俱に江戸邸に至りて抗論し、齊昭卿を以て嗣とす、  
天保中、小十人組より郡奉行に試られ、勘定奉行に遷  
り、小姓頭取に轉す、上書して山陵を修營する事を論  
す、弘化元年、幕府俄かに齊昭卿に命し、別邸に屏居  
し、世子慶篤卿をして封を襲ひ、支藩松平頼胤等に、  
慶篤卿を輔け政事を攝行せしむ、有司罪を獲る者甚  
た衆し、帶刀亦出て、小普請觸頭となる、適藩の支族  
松平頼讓、紀伊藩主治實に就き國冤を訴ふるを以て  
罪を獲、事帶刀等に連る、三年正月、有司、帶刀及び會  
澤安、原成祐等の職祿を褫ひ、之を官舎に禁錮し、吏卒  
をして嚴守せしむ、居ること四年、齊昭卿冤漸く白  
す、幕府命して慶篤卿を輔け事を視せしむ、帶刀出て

て家に歸るを得、嘉永六年、小納戸役に擢てられ、原  
田成祐、三浦忠昌と共に江戸邸に徙る、尋て小姓頭取  
に復し、安政中、目附に轉し、小姓頭に班し、側用人に  
試みられ、尋て眞となり、用人上に班し、學校奉行を  
兼ね、時に幕府水戸藩に委し、洋製に倣ひ軍艦を造ら  
しむ、帶刀其ことを董す、成に及び幕府物を賜ひ之を  
賞す、何はくもなく班を馬廻頭上に進む、五年七月、  
幕府再び齊昭卿を幽屏し、復た松平頼胤等に命し藩  
政に預らしむ、六年四月二十六日、幕府命して帶刀を  
評定所に召し、寺社奉行松平伯耆守、責むるに、齊昭  
卿の意を察し、一橋慶喜卿をして將軍職を襲はしめ  
んことを謀り、陰に縉紳と通謀し、以て聖聽を誤るを  
以てす、帶刀力めて其冤誣なるを辨し、侃々屈せず、  
是日九鬼長門守精隆邸に預けられ、八月二十七日、遂  
に其罪を誣ひ自刃を賜ふ、年四十八、親姻戸を收め水  
戸に歸葬す、帶刀性寬裕忠直、頗る兄忠徹の風あり、  
平生詠歌を好み、峨興と號す、其因中詠するところ數  
十首、人頗るこれを傳誦す、其二三を左に録す、  
我君に見わてうれしき宵々の  
夢をうつゝになすよしもかな

いかばかり露おもるらん母子草

さらてもたはむ五月雨の頃

ふり捨て出てにし宿の撫子は

いかなる色につゆやおくらむ

玉の緒の絶ゆともよしや吾君の

かけの護りとならんと思へは

帶刀屠腹の席に臨み、介錯人に向て、聊か申度儀之れ  
あれとも、二三日以來口中氣にて言舌通し兼ねれば、  
水を一盃所望し度旨申ければ、檢使より水を與へら  
れしに、一口二口呑み終り、外の儀には之れなく、今  
般御預相成候中、殊の外丁寧に取扱吳、千萬忝き次  
第、此段君侯へ厚く禮を申述へ候旨、其向御役人へ御  
申通被下度、且又介錯の御役御苦勞に存候、宜敷相  
頼み申として、首を延して刃を受けたるに、檢使を始  
め、其從容たるを見て、暗涙を流さぬ者はなかりしと  
云ふ。

茅根伊豫之介

伊豫之介、名は泰、字は伯陽、別に寒緑と號す、世々水  
戸に仕へ三百石を食む、父爲敏歿する時、泰未だ生れ  
ず、故に弟爲敬後を承け、泰を以て其嗣と爲す、生母

増子氏、賢にして子を教ゆる、方あり、泰幼より嬉戯を  
喜はす、母氏授くるに書を以てすれば、誦讀倦ます、  
長するに及んで風度端凝、大志あり、會澤憩齋、藤田  
東湖の諸氏皆之を奇として曰く、後二十年、吾輩等の  
志を成す者は必ず此生なりと、引て忘年の友と爲す、  
是に於て學識大に進む、烈公屢其篤學を賞す、天保壬  
寅牀几廻に擢て、明年弘道館舎長と爲る、天保甲辰烈  
公讜を幕府に獲、會澤、藤田等相繼て貶黜せられ、獨  
結城朝道國老を以て事を用ゆ、泰時事の日に非なる  
を見て職を辭し、以謂く、進て力を致す能はされは、  
當に退て人材を育し、以て他日の用に供すへしと、乃  
帷を下して教授す、業を受くる者日に衆し、烈公之を  
嘉し、親ら學而不厭誨人、不倦の八字を書して賜  
ふ、時に年僅廿二、公冤雪に及び、復出て弘道館訓導、  
馬廻、郡奉行班に累進し、奥右筆頭取に補し、江戸に  
祇役す、烈公の再び國政を聽くや、結城朝道罪を獲て  
禁錮、密に其黨と謀り變を伺ふ者日久し、會江戸地震  
ひ、國老戸田、藤田災に死す、朝道等之を機として爲  
んと欲する所あり、勢甚た危し、泰深く之を憂へ、左  
右周旋、諷規並施す、順公大に悟り、朝道を誅し、黨與



皆罪に伏す、尋て學政を管し功あり、祿百五十石を加賜す、安政戊午、烈公再び讒を獲て別邸に幽せらる、此の時に當て、幕府朝旨を奉せずして擅ま、に外國と盟約す、是に於て尊攘の説益々喧騰、泰以爲く、事已に此に至る、尋常論説の能く奪ふ所にあらずと、乃ち安島信立等と議し、列藩の志士に結び、以て匡正する所あらんとす、幕府有司深く之を疾み、遂に其罪を誣て斬に當す、實に安政六年己未八月廿七日なり、年三十六、泰の學、忠孝を本とし實踐を重んず、性又醇粹、貌儼にして色温、母に事へて至孝、未だ嘗て一日定省を缺かす、母歿、哀毀禮に過ぎ、將に三年の喪を行はんとす、國事般なるを以て果さず、曰く、事少く定まらば、吾當に之を追行すへし、小原氏を娶り一男一女を生、男謙、熊太郎と稱す、年五歳、坐して流に處せらる、未だ發せず、越て五年、幕府朝命を傳へて其罪を釋し、家を嗣かしむ、泰の評定所に赴く、自ら必死を分とし、古詩二篇を賦して熊太郎に與ふ、詩に云ふ、

安政己未四月二十六日、以幕府之命、與安島大夫及大竹儀兵衛、同抵評定所、受審、此行禍殆

不測、將去得詩二篇、乃把筆一揮、留以與兒熊太郎、他日成立、其有以知余之志也、時屬天明、曉雲慘憺、杜鵑悲鳴、如訴冤者然、長鯨橫海、妖氛蔽日、昏、奈何春秋義、舉世附空論、簧言入左腹、羅織斥宗藩、顛辨既無地、痛哭聲每吞、忽值紫泥詔、遠傳自天闈、我公感且奮、禍福寧違、掄、修攘翼幕府、正將答至尊、皇天未悔禍、逮捕驚禁垣、況此蟻螻微、壘粉亦何怨、嗟予真不肖、學術無淵源、壯歲得虛名、要地浴殊恩、感遇不自揣、欲撐狂瀾翻、報効無涓埃、疎漏忽禍根、今日逢窮翰、豈復望平反、丹心尙如火、誓欲雪君冤、生前所未報、竊期椒山言、楊椒山臨刑詩曰、天王自聖明、制度高千古、生前未報恩、留作忠魂補嗟予生不振、夙懷小同悲、鄭小同者玄之孫、而遺腹子也、故及之、願復與教誨、一仰萱堂慈、丁艱服未除、歸葬遂無期、義父在故山、罪戾或相隨、忠孝兩虧矣、不覺血淚垂、萬死固其分、報恩更附誰、勉乎纔五歲、遙望成立時、日月易蹉跎、須擇友與師、慎勿效爺愚、頑鈍失機宜、勿懲爺遭禍、懦弱易操持、涵流道義中、險夷須以之、望汝月兩次、拜跪誦此詩、

鵜飼父子

鵜飼吉左衛門、名は知信、拙齋と號す、老公の近臣なり、天保甲辰國難の時、戸田、藤田等と俱に罪を得て屏居すること數年、公世に出玉ふに及んで再び庸るられ、人撰によりて京邸兼大坂邸留守居たり、拙齋人となり篤實言寡なく、謹慎にして禮儀正し、客に對する時は、病床にあるにも必ず袴を當てされは言を交へず、平生痼疾を患ひ多病なりしも、志氣は盛んにして、慷慨節義を重んじ、議論侃々、其所志を盡さ、れは止まず、談話國事に涉るか、或は君公忠誠の事に及ぶ時は、感激して落涙すること屢々なり、安政戊午の春より、老公の内命を受け、鷹司公始め近衛三條諸家へ出入し、大に力を盡し、遂に勅書を水戸へ下賜せらるゝに至る、此年九月間部總州上京前より、事態大に變し、同月七日梅田源次郎等四に就きしかは、拙齋も禍の及はむと覺悟したりけるに、十月十八日に、町奉行より差紙にて父子共に呼び出され、捕て三條六角の牢屋へ送られ、揚屋へ禁錮せらる、同年十二月江戸へ下さるゝ時には、持病起りて腰も立ざるを、人扶けて駕籠に乗せけるとそ、斯て翌未年正月江戸へ着し、

松平飛騨守へ預けられ、同年八月廿七日の夜死罪に處せらる、年六十二歳なり、拙齋男子三人あり、長は即ち幸吉なり、二男三男とも皆頗る氣慨あり、父兄の錮に就てよりは、共に食を減し、且寒中衣服一重を減して、深く慎み居けるとなり、幸吉、名は知明、京都留守居役見習たり、人と爲り沈實謙遜にして頗る才略あり、父と志を同ふして慷慨氣節あり、戊午七月老公御愼後は、父憚かりて門外に出でさる故、幸吉父に代りて竊に縉紳家に入出し、事を謀りける、此年八月八日、幸吉を傳奏へ召され勅諭を賜はりしかは、奉戴して即日東下せしか、人目を避くる爲め、見苦敷垂駕に乗り、大坂邸勝手方の由にて、小瀬傳右衛門と變名して下向し、安島帶刀によりて勅諭を君公に奉り、謁見の上御紋服を拜領し、同月廿八日歸京す、既にして事態一變、曩に降さるゝ勅諭は偽書なり杯の風説喧傳す、幸吉大に憤り、鷹司殿の家來小林民部權太輔に就て、更らに綸旨を下されんことを請ひしも、民部疑ふて果さ、りし、後父と俱に町奉行屋敷にて囚に就きける時、幸吉憤然として言けるは、吾等は水戸殿家來にて、町奉行の支配にあら



されは、命を受け難しとありしに、幕吏聽さずして、父吉左衛門は既に命を受けたるに、子として命を拒む法やあると難したるに、幸吉重ねて、父は父の志ありて命を受けたるならむ、自分は自分の志しあり、殊に別に祿を賜はり居る身の上なれば、父の如何に拘るへからすと云ふ、理の當然に幕吏も頗る困り、イナ町奉行の命にはあらず、御老中間部下總守殿の命なりと言ひ更へければ、幸吉冷やかに笑を含み、御老中の命とあらは兎や角申すへきにあらず、従ふへしとて囚に就きたり、斯くて十二月五日、父と俱に江戸に下り、榊原式部太輔へ預けられ、八月廿七日夜獄門の刑に處せられたり、年僅に十九歳なり、其首をば小塚原へ送り梟木に懸けられけるに、何者の所爲にやありけむ、夜陰に其首の傍へ、大日本國大忠臣と大書したる紙幟を建たるを、翌日に至り番の者見付け、驚て取捨けるとなり、

老公の屏居

九月朔日、前中納言公江戸を發し水戸へ下り玉ふ、意氣殊に坦然として怨恚の色なし、其謹慎中服させ玉へる所の上下を脱して、之を中納言公に贈らる、先

是天保甲辰五月、老公幕府の譴を蒙り駒籠邸に屏居し玉ふ折柄、金を鏢かす計りの酷暑なるに、戸を閉ち牖を闔き、上下を着けて、終日正座して書を読み玉ふ、其行儀の嚴正なるには、近侍の臣は申すに及はず、之を傳へ聞ける幕府の有司等も大に驚き、其年十一月に至て謹慎を解きしとかや、其より十四年を隔て、去年安政戊午七月五日夜半に、再び幕譴を蒙られて、駒籠の邸に移らせ玉ふ、此日大雨にて、道路泥濘、往來甚た難儀なりしも、老公には夷然として途に就き玉ひしにぞ、見送りの者、御供の者、臣下何れも涙に咽ひて仰き視る者なかりしと云ふ、斯て駒籠邸に移らせ玉へる後は、前の如く上下を着けて、危座戒慎の狀、甲辰の時に比すれば一層嚴正にて、手に翰墨を弄ひ玉はず、足園庭を踐み玉はず、明暮和漢の書籍を御覽し玉ふ、大夫人其久ふして疾の出でんことを憂へ、少しは御保養あるへき旨を申さるゝこと屢屢なるも、公は唯深く心配するに及はずと慰諭せらるゝのみ、中納言公にも亦之を憂へ、紗の服を製して進せられしにより、服を更へられしか、間もなく脱き捨て、故の物を服し玉ふ、斯くて歳月を経しかば、禮

服上下共に垢つき弊れて、如何にも見苦しくなりしも、公更らに意に介し玉ふ所なし、翌年八月廿七日に至り、重ねて責詞を獲、水戸へ押込らるゝに及び、始めて其服を釋て、之を中納言公に贈らせ玉ひしに、中納言公深く其盛徳を欽し、其手澤を愛敬し玉ふの餘り、舊例に任せて焚捨つるに忍ひず、新に函を製して之を藏め、子孫に珍して老公の至誠恭順を追憶せしめんと、儒臣國友餘五郎をして、禮服の記を作らしむ、此禮服今猶小梅の水戸邸に在り、拜觀する者、當時を回想して感涙を流さゝるはなしと云ふ、扱も井伊大老は、日頃憎くしと思ひし老公を押込、其股肱を屠戮し、十二分の勝を制せしことなれば、是れ丈にて満足すれば、其身を殺す迄には至らざりしならんに、彼か驕傲の天性は、是を以て足れりとせず、曩の勅書を幕府に納めしめんと切に迫りしより、意外の大變を激成し、頭を道路に失ふて、天下の笑となるには至れり、自業自得とは是等をや謂ふならむ、斯くて老公には水戸へ屏居の後も、高橋、金子等の爲す所を深く憂へ、近臣原田八兵衛か、方正にして識慮あるを以て、之に諮らせ玉ふ所あり、高橋多一郎之を

知り、中納言公に勧め、老公に告げすして、急に八兵衛を外に轉せしめたり、是に於て、衆議多一郎及び金子孫二郎の爲る所を非なりとし、之を水戸に歸して塾居を命す、此時長谷川作十郎なる者老公に上書して、多一郎等を罪せしは甚酷なり、彼豈に國を害するの意あらんや、思慮短なるのみと言ひけるに、老公之を諭して、我二人の人と爲を知れとも、勢ひ此に至りては中止すへきにあらず、其之を罰せし者は、實に之を救ふ所以なり、我在り、汝等憂ふることなく姑く之を待てと、然れとも激論の徒敢て鎮靜せず、諸方に流寓して唯事なきを患ふるもの、如く、其氣焰日を追ふて壯烈に赴けり、

志士惨死の反響

九月十日、駿河町奉行鶴殿民部少輔に隠居を、精姫君用人並黒川嘉兵衛、書物奉行平山謙次郎、小十人平岡圓四郎等に、小普請入り指控を命す、皆水戸黨と云ふを以てなり、十月六日、三條前内府實萬公、淀の民家に薨す、公精忠至誠、上は聖主の宸憂を解き、下は志士の忠憤を納れ、外人の強梁を制して、國運の衰頹を挽回せんとし、姻戚山内氏と謀り、經畫する所頗る多



し遂に井伊、間部の徒に忌まれて幽閉せられ、志を九泉に齎らす、天下の有志痛惜せざる者なし、同七日、飯泉喜内、頼三樹八郎、及び松平越前守家臣橋本左内を死罪、大覺寺の六物空萬、陸奥國金原田百姓八郎を遠島、青蓮院宮家臣伊丹藏人、三條殿家臣丹羽豊前守、森寺若狭守、鷹司殿家臣三國大學、一條殿家臣入江雅樂頭、信州松本百姓茂左衛門を中追放、御倉小舎人山科出雲守、三條殿家臣森寺因幡守、久我殿家臣春日讚岐守を永押込、有栖川宮家臣飯田左馬、青蓮院宮家臣山田勘解由、鷹司殿家臣高橋式部權太輔、三條殿家臣富田織部、下田奉行支配大沼又三郎、喜内長男春堂を押込、宇喜多一蕙子松蕙、蒲市正を所拂、一條殿家臣若松木工權頭を洛内外構、山本貞一郎は既に死するを以て、女子二人及妾叱り、利益院行阿、金田伊織は無構、藤井但馬守、梅田源次郎、日下部伊三次は獄中に死し、勝野豊作は潜遁往く所を知らず、十一日、松平容堂を謹慎せしむ、家督中、堂上方へ不易事共申遣候趣相聞え、京家へ通路の儀、不憚儀致方に付云々を以てなり、廿七日、吉田寅次郎死罪、日下部伊三次の子裕之進、勝野豊作子森之助を遠

島、藤森恭助を追放、水戸大竹儀兵衛を押込、伊達遠江守家臣吉見長左衛門を重追放、松平讚岐守家臣長谷川宗左衛門子速水を永押込、常陸國領高野村黒澤時女(李恭と稱す)を中追放とす、此日幕府の旗下及び水戸、薩摩、土佐、諸藩の士にして、謹慎を命せらるる者甚た多し、去年以來政治の議論に坐して、忠憤憂國の士、或は獄中に瘦死し、或は刑場に憤死する者、又は重刑酷罰に誣服する者、上下男女百餘人、其士大夫刑獄の多き、徳川氏政府の前後なき所なりと云ふ、此に於てか志士憤激、議論一變し、天下の形勢今は爲すへき様なし、寧ろ姦魁を屠戮して禍害の根を絶ち、國民の義氣を鼓舞することよけれと云ふに至れり、乃ち櫻田、坂下の變の如き、皆井伊、安藤の自ら速きし孽と謂へきのみ、

勅書返納の強迫

海内志士の憤怒は宛も烈火の如くなるに、幕閣は漠然として其形勢を察するの明なく、却て燃ゆる火に油を灌か如き處置に出でたるを魯かなる、幕府にては既に水戸を十分に處分せしと雖も、大老等の意猶未だ安からざる次第は、彼の勅書を水戸に差置くに

於ては、後來又何とか言ひ出すならん、寧ろ此場合に幕府へ回収するに如かすと、十二月十六日、參政安藤對馬守を水戸邸に遣はし、中納言公に告ぐるに、勅書を納むへき旨、京師より命ありしとて、傳奏の書を致さる、其文に云、

昨年八月八日水戸中納言へ被下置候勅誼の書付、並添書共、此度返上有之様被仰出候間、此段水戸中納言へ可相達候、仍此段申入候事、

二月

別啓、去二月六日御達申入候書取と御取替の儀、宜御取計可給候事、

十一月九日

光 成

酒井若狭守殿

二月の日付なるを今日迄遷延せしは、幕府事務の繁なりしか爲めなりとは傳へたり、

水戸の騷擾、齋藤の憤死

中納言公には、急き側用人横山甚左衛門に命して水戸に往き、安藤信正か談しの趣きを老公に報せしむ、仍て城中にては群臣を集めて評議を凝らし、之れを京都へ納めんことを請はれしも許されず、若し遲滯

するに於ては、主家の爲め悪しかりなんと聞わければ、勅書は遂に返納の事に決し、家老をして之を江戸に持行かしめんとしければ、平生高橋、金子等の説に同意せる壯士等は憤然として起り、主上我君を頼みに思召し、別勅を賜りしは此上なき武門の面目なるに、何條返納する事のある可、若し今之を納めなば、水戸累世尊王の名義を壞り、而も又幕府天下を統轄するの權を失ふに至らむ、其關係する所最も大なり、臣子報國の情、誓て之を納むへからず、然れとも當路の有司は皆奸人なり、必ず幕府に媚ひん、老公も亦老たり、必ず奸人の言を用ゐん、されは勅書の國境を出つるを待ち、我徒路に擁して之を奪はんのみと、仍て長岡驛に屯集して、江戸往來の道を斷て、往復の官吏を責問し、勢に乘し強威を張り、家老等往々其不法を受く、老公人をして之を諭されしも皆肯かず、更らに文武の教官をして之を諭すも又聽かず、其勢ひ益々猖獗を極めたり、

高橋多一郎、既に側用人久木直次郎と相惡し、殊に直次郎納勅の議を持するを以て、高橋の徒之を憤ること甚しく、一夜直次郎か退城の道に待受け、槍を以て



之を刺す、幸に創淺くして死せず、老公大に其兇暴を惡む、此に於て衆議以爲く、長岡屯集の魁首府下に在る者を囚へ、而る後殿に長岡の徒を諭すへし、且勅書は閣老連印の證書を得て、之を幕府に納むべきなりと、二月十八日、多一郎等數人を評定所に囚へんとせしに、多一郎悟て逃れ去る、長岡屯集の徒之を知らず、魁首の囚はるゝを聞き、評定所に來り之を奪はんとす、偶家老鳥井瀬兵衛等か老公の論書を奉して、方に長岡に往かんとしたる者と紺屋町に相逢ひ、格闘して互に退きしか、徒目付國友忠之介之に死せり、老公以爲く、暴徒の罪最早容すへからすと、兵を發して之を討つ、大場一眞齋密に之を屯集の徒に報す、壯士等事の爲すへからざるを知り、頭髮を切りて必死を示し、記念の木標を留めて走り去る、

公、一眞齋か激徒に密報せしを怒り、之を城中に召して家に歸るを許さず、大夫人と並に座して詰責す、一眞齋叩頭罪を謝す、公依て勅書を護して江戸に上り、無事に小石川邸に着したらんには、一命を助けへき旨仰せらる、一眞齋命を奉し、且つ激徒に諭す爲め、家に歸らんことを請ふ、猶許されず、

一眞齋の命を受くるに當て、齋藤留三なる者、方に城中にありしか、之を聞て慷慨止む能はず、泣て曰く、勅書の下れる日より、一身を擲つて之と共に進退せんとせしに、事此に至りては又如何ともすへからすと、御廊下の一室に座して腹を屠り、腸を掴み出し、前面の白壁に盡忠報國の四字を大書す、鮮血淋漓として腥氣人を襲ふ、見る者皆感動し、勅書又之か爲めに留る者數日なり、

君公の苦心、藤田黨の衰兆

勅書返納の命下りし以來、藩論は返不返の兩様に別れ、互に論争して止まざりしかは、老公及び大夫人には大に心を苦しめられ、殆ど寢食を安し玉はず、二月廿四日、老公には布衣以上を召し、親から諭して宣

勅返納の儀、家中の内には彼是相拒み、井伊掃部頭京師を取繕候上、右様被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候事など、申ふらし候も有<sub>レ</sub>之由に承り候へ共、一體表向き傳奏衆より被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候事に候へは、返納不<sub>レ</sub>致候ては違勅に相當り、且留置候ても無益の事故、早速返納可<sub>レ</sub>致事に候、若遅延候は、公邊より大名の中へ被<sub>レ</sub>

仰付、上使として相越受取可<sub>レ</sub>申旨、安藤申聞も有<sub>レ</sub>之由、萬一右様の事に及候ては、詰り削封か移封にも至るべく候、左候ては中納言並我等、祖宗へ對し不<sub>レ</sub>相濟、且天下へ對し面目をも失候事故、家中の者も納得、速に御品爲<sub>レ</sub>差登<sub>レ</sub>候様に可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>致候、右之趣支配の者へ厚く可<sub>レ</sub>申諭<sub>レ</sub>事、

又此際登美の宮大夫人より近臣へ與へられし手書は、城中の模様及び一眞齋の舉動を知るに足るものあれば、其二節を左に抜抄す、

(前略)一心齋一條には、あきれ切り候、(是は長岡の激徒へ内通の事を云ふなり、)夜中介十郎を以て、御側より内々申越候趣は、廿二日朝、一心齋自分にて恐入候と申、實は野口友太郎にたまされた、しかし恐入たと申、顔色も青さめ、ふるへく、私事は致方も無<sub>レ</sub>之候得共、悴共ふひんと申、涙杯こほし申候、(中略)夫より色々と御相談に成り、とてもく、一命むつかしきわけ合に候得共、隱居と申、全く思召にて、江戸へ申、たすけてやるから、御申譯に、御一品、先小石川迄參る様に、諸生へ一心齋より申聞せ、すらくと小石川へ着に候は、一

命たすけてやると、御沙汰にては如何候哉と申に成り、夫から全く前様と私と計にて一心齋を召、右の趣を、夫は御きひしく仰られ候得は、やうく承知にて書附等指上云々、(中略)翌日朝、津右衛門申候には、一心齋はらわたか出たと申事たと申候故、かんしんと申、前様へも申上候得は、仕合たと御意遊はし入られ候所に、其夜銀次郎(戸田忠太夫の子)御用にて出候ゆへ、一心齋はらわたか出たと申事たか、ほんとうかねと申候へは、わらい、成程左様な沙汰も申候所、あれは婚禮たと申候故、なせと申候得は、縁邊願今日御濟せに候へ共、兼て引取置候事故、昨晚婚禮致させたと申事と申、腹の立中て大わらい候、前様にも御手を打て御わらい遊はし候、御品は納候てもなんても、御役人内とふか御りやうけんなくては、年中御家來どをしにかたき打にのみ相成り、前様私は年はなし、死たる後迄もあんしられ候、一心齋一條あらまし咄し候、火中、以て兩公御苦心の程を推すへきなり、先、是勅書下賜の際よりして、回示の事に就き、藤田黨は鎮激の二派に分れしか、其返納の議起るに及んで益々甚しく、遂



に相屠戮するに至る、然るに該黨は曩に安島、茅根を失ひて、統理其人に乏しき上に、今又大場は兩公の信任を失ふこと斯の如く、金子、高橋も亦詭激に過ぐるを以て、漸く老公に疎んせられ、此月激徒を率て國元を脱走せしかば、全黨支離滅裂に歸し、勢力頓に衰へたり、此に於てか嘉永以來逆境に沈んで蟄伏し、窃に敵黨の隙を窺ひ居れる結城黨、即ち門閥世家の人々は、スハ時こそ來れと、一時に奮ひ起りて運動に着手せり、是を元治甲子に武田、市川の兩黨か、常野兩國に相闘ひし端緒にて、兩君主か之を未然に察して御苦心あらせられしも、遂に水泡に歸したるを遺憾なる、

斬魁の議決

幕府にては、水戸國中以ての外に騒動し、士卒多く長岡驛に屯集して、勅書を奪返さんとする由聞込ければ、其近傍の諸侯に命し、兵を發して其徒を捕へしめ、又江戸及び横濱に入らんを恐れ、町奉行、勘定奉行、神奈川奉行等に命して嚴に警備せしめ、勅書返納の督促をは、稍々之を緩めたり、去る程に、長岡驛を脱走せし金子、高橋の人々は以爲く、最早老公には見

限られぬ、(高橋等過激急に事を成さんとし、老公の尊宗敬幕を手緩く思ひ、寧ろ高橋等より老公を見限りし形なきにあらず) 仕ふるに君なく、居るに國なし、此上は天下國家の爲めに、姦魁井伊掃部頭を屠戮して禍患の根を絶ち、中納言の君に勅旨を奉行させまいらせ、快よく死に就くには如かずと思ひ定め、三月三日を以て事を舉げんと、急に馳せて江戸へ上りけるか、金子孫二郎は、兼て斬魁の事を申し合せたる、薩藩有村雄介に對面して、しかく語れば、雄介感すること大方ならず、我等同盟の者仔細ありて歸國せしも、奸魁を誅せんことは、我等兄弟に任せたまはるへしと云ひけるに、孫二郎承引せず、彼の者一人打取りたればとて、後日勤王の兵起ることなからんには、大業成就し難し、故に先此度は若者共の手並を試み、能仕遂せたらんには、貴殿と共に忍て京都に赴き、機に乗して義兵を舉ぐへし、其時貴殿は薩摩へ馳歸りて君侯に説き、軍を率て東上し給は、鎮西の志士は招かすして馳集らん、此事貴殿ならては頼むべき人なしといふに、雄介けにもとて、舍弟治左衛門を留めて斬奸の舉に加らしむ、先是高橋多一郎

は、西國の同志を募らんか爲めに上方に行きけり、斯て三月朔日になりければ、佐野竹之介、齋藤監物等十餘人、孫二郎の隠れ家に來會せしか、かはかりの無勢にてはと云ふ色見えけるにぞ、孫二郎は膝打た、きて、目さす敵は一人なるに、十餘人にして一人を打んこといと易かるへし、猶覺束なしとならば、孫二郎老たりと雖も、真先かけて打入たらんには、まさか仕損すへきことかはと申ければ、一座の人々大に勇氣を増して、誠に然り、さりながら先生を勞す迄もなし、我々身命を抛ち、屹度打とめ申すへし、先生は生残り、後日に義兵を舉んことを肝要なれと、異口同音に勧めけり、孫二郎打黙頭き、聽て方略を授けて曰く、先づ壯士を二列に分け、一人走りかゝりて敵の前驅を衝かは、彼必ず驚て度を失はん、其時左右より起り立、乗物目かけ切て入らば、渠の首を獲んこと易かりなむ、扱一人は首を提て走り、一人は用意の訴狀を持て老中の邸に首告すへし、又一人は同じく國持大名の邸に駈込み、一人は我等の許に馳來て、其場の有様を注進せられよ、此外別に云ふべき事なし、今生の名残なれば、イザ快よく一酌せんとして、其夜は一夜酒

酌みかはし、翌朝立別れけるか、孫二郎と雄介は品川驛に宿りて、明日の首尾如何あらんと待居たり、

櫻田の變

萬延元年庚申三月三日、前夜よりの大雪、曉きに至りて益々降りしきり、殆ど咫尺を辨せざる櫻田門外を、美敷行列にて登城するは、大老井伊掃部頭なり、折柄赤合羽を身に纏ふたる怪しき者、行列を見掛けて左右に別れ通掛りしか、掃部頭の駕籠間近になるや否、一聲の合圖と共に拔連れて切て懸る、スハ狼藉者ぞと、井伊家供方の人數、駕籠前に立塞り、必死を極めて防ぎ闘ひしか、不意の事にはあり、且は大雪にて敵の多少を見定兼ね、以ての外に狼狽せしかば、討る者創を蒙る者甚た多し、大老は輿中に在りながら、頻りに焦燥ちて指揮するにぞ、供方の武士我先きにと進んで、前なる敵に當りしかば、駕籠廻りは至て手薄になりし處を見濟し、白刃を提けたる武士四人計り、ツカくと駕籠に近寄り左右より刺通し、右の方なる引戸を明けて大老を引出し、各々一太刀つ、恨み、遂に其首を打落す、首をは有村治左衛門之を提げて遠藤但馬守の辻番所前に至りしか、創重ふして歩



行し難かりしか、此處にて自殺を遂ぐ、大老の首は、後遠藤家より之を井伊家に送り還せしと云ふ、此舉に與かれる者の姓名役祿等左の如し、

佐野竹之介(二百石前小姓)黒澤忠三郎(百石大番)大關和七郎(百五十石大番)森五六郎(五百石馬廻り、三四郎弟)山口辰之介(二百石小普請組、徳之進叔父)廣岡子之次郎(百石小普請組)岡部三十郎(百石小普請組、藤介厄介叔父)増子金八(百石、三郎太夫弟)關鐵之介(元與力郡方勤)齋藤監物(靜神社長官)鯉淵要人(古内村祠官)森山繁之介(矢倉方手代)杉山彌一郎(鐵砲師)稻田十藏(郡方元締)廣木松之介(町方同心見習)蓮田市五郎(矢倉方手代)海後嵯崎之介(郷士)有村治左衛門(松平修理大夫家來)

右の内、大關、森、森山、杉山の四人は、細川越中守の邸へ駈込、願の筋ありとて、掃部頭を討取つたる始末を申述ふ、同四日、改めて吟味中細川家へ御預けの旨申渡され、當日御徒目付同邸に抵りて、狼藉の始末一通り尋問あり、扱云ふ様、其方共此度掃部頭殿を討取りたりと云ふは、全く心得違ひにて、其討取たる者

は同家の供頭なり、供頭の首級を掃部頭殿と心得しなるへし、此儀次手ながら申聞置と、既に座を起んとせしを、四人同音に暫くと呼留め、大關和七郎進み出て答ふる様、私共掃部頭殿を見知り居る者一人も之れなければ、仰せの如く間違なるやも計り難し、但し井伊家にては、行列の中に供頭も駕籠に乗ることあるや、之を見違へる如き狼藉者は、同志中一人も之れなく、即ち行列中駕籠に乗れる者は、掃部頭一人と心得罷在候、若し間違なれば夫も致方なしと、冷やかに笑ひければ、御徒目付は立端を失ひたりとなり、又佐野竹之介は、此の日身に數創を被りしも、ちつとも届せず、刀を杖にして閣老脇坂中務大輔の門に走り入り、取次の士に對して件の始末を述るに、面色少しも變せず、言語分明にして、聞く者耳を傾く、聽て言終りて息絶ぬ、時に廿二、吏卒其身を檢したるに、四肢創つかぬ所もなく、流血淋漓として衣裳の表に溢れしか、其褌衣に誠忠の二字を朱書し、又歌二首を書したり、

敷島の錦の御旗もちさゝけ  
すめら軍の先かけをせむ

櫻田の花と屍を散せとも

なに撓むへきやまと魂

事變後の騷擾

却説、井伊家供方の者走り歸つて、大變の趣きを第へ注進せしかは、家臣の面々大に驚き、押取刀にて駈付けしも、其時は既に刺客の立去りたる跡にて、残れる者は算を亂せる味方の死骸のみ、仍て泣々首なき主人の屍骸を駕籠に入れて屋敷へ引返し、幕府へは掃部頭登城の途次、狼藉者に出逢ひ負傷せし旨を届け出てしかは、幕府より使者を以て、人參菓子等の賜物あり、且懇に慰諭せらる、又此事忽ち水戸表へ聞ければ、水戸にては必定彦根の藩士等、小石川の邸を襲ひ仇を報するなるへしと想像し、孰れも江戸に登るへき準備を爲し、何事も手に付かぬと云ふ有様に、人心以ての外に動搖せしかは、老公深く之を憂へられ、左の手書を下して諸士を諭し玉ふ、

此度於江戸表、以の外の儀出來、心配致候、右に付、無願にて江戸表へ罷出候者有之候ては、公邊へ對し不<sub>二</sub>相濟<sub>一</sub>儀に付、江戸表より申來り、達有<sub>レ</sub>之迄は、一人成共罷登り候儀不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候、未だ確とは相

分り不<sub>レ</sub>申候得共、承り候處にては、井伊殿道路にて愈々討れ候由、併病死の振合に致候得は、家督無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、左候得は、此方屋敷へ寄せ來り、又は中納言登城先き等にて、又迎ひ候事は有<sub>レ</sub>之間敷候得共、双方の家來途中出會の節及<sub>二</sub>刃傷<sub>一</sub>候事抔は、何に共安心不<sub>レ</sub>致候、云は、此方は仇持と申姿に有<sub>レ</sub>之候間、孰れも武術出精致、達し無<sub>レ</sub>之内は、決して江戸表へ罷登り候儀不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候、此段銘々の子弟へ、我等より洩れ無く諭し候様には難<sub>二</sub>行届<sub>一</sub>候間、面々より早速可<sub>二</sub>相諭<sub>一</sub>候、(三月六日)

此月晦日、井伊掃部頭の大老を罷め、水戸中納言の登營を停む、四月七日に至て掃部頭の喪を發す、先<sub>レ</sub>是井伊の老臣木股清左衛門は、藩の重役か虚偽の届書を幕府へ差出して、主人の喪を秘したるを不可とし、閏三月六日、閣老脇坂中務太輔へ一書を呈し、御法通り井伊取潰の所置あらんことを請ふ、其意、依て以て士氏を激勵し、水戸へ對して復讐の舉あらんとせしものに似たり、海内傳聞して其志を悲しむ、其書に云ふ、故掃部頭、當三月三日登城掛け、外櫻田御門程近に



て、浪士體の者共に重傷を請け、折節降雪にて咫尺を不辨とは乍申、供方の者共防禦不行届の仕合、僅計りの浪人、假令如何様の狼藉に及び候共、即時に捕へ候は勿論の儀に候處、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>其儀<sub>一</sub>、僅一兩人打留、其餘は取逃し候段、當家の耻辱、誠に以て奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候、其上前文御届、掃部頭名儀にて奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候段、不吟味千萬、奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候、私詰合候は、右様の儀は仕間敷奉<sub>レ</sub>存候、右不調法の御答奉<sub>レ</sub>伺候、且思召有<sub>レ</sub>之、御役御免被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候共、今度の始末世間一統存し候て、種々の取沙汰仕候上は、當家御取潰しの儀は必定と、家中一同覺悟仕居候、乍去先祖直政、直孝の武功被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、家名其儘御立置被<sub>レ</sub>下候は、此後國持外様の諸侯方、此方の儀に紛敷異變萬一有<sub>レ</sub>之節、家名御取潰有<sub>レ</sub>之候は、依怙の御沙汰と可<sub>レ</sub>稱歎、若又當家振合を以て、家名被<sub>二</sub>立置<sub>一</sub>候は、御政事の批判世上に可<sub>レ</sub>仕、左候ては奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候、依<sub>レ</sub>之掃部頭不覺悟の始末は、家中一統深く奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候間、御正路の御沙汰奉<sub>レ</sub>願度、其後祖先の忠節被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、聊たりとも家名被<sub>二</sub>立置<sub>一</sub>候様奉<sub>レ</sub>願候、猶以て家中の者、并領地の百姓共に至る迄、

當家不覺悟に依て、無<sub>二</sub>餘儀<sub>一</sub>御政事通り家名御取潰被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候趣、篤と申聞、心得違無<sub>レ</sub>之様利解仕、御差圖相待ち、閑靜に退散可<sub>レ</sub>仕覺悟に御座候、以上、

閏三月六日

木俣清左衛門

金子孫二郎

櫻田門外の春雪に鮮血を濺きたるは、實に王室中興の美花を開くの端緒なりき、其事素より過激に失すと雖も、其功は亦決して没すへからざるものあるなり、世人斬魁の壯士に佐野、齋藤あることを知て、其事の高橋多一郎、金子孫二郎の發縦指示に出てたるを知る者稀なり、仍て此に二人の略傳を附す、金子孫二郎、名は教孝、世々水戸藩に仕へて祿二百石を知行せり、實は川瀬七郎右衛門教徳の次男にして、略あり、老公を擁立するの始めより、藤田東湖等と進退を共にし、吟味役より奥祐筆を経て郡奉行に進む、弘化元年國難の際、職を停め大番組に貶せられしか、後藩の支族松平頼讓か老公の冤を訴へ出しは、孫二郎か計らひなりとて、食祿を褫き官舎に禁錮せらる、

老公の冤雪くに及び、嘉永六年復郡奉行となる、安政三年大風雨ありて田穀實らず、孫二郎救恤の策を上る、老公和歌を賜ふて其志を賞美せらる、孫二郎職にあること前後十五年、郷校を興し田賦を均しくし、郡内能く治まり、大に民心を得たり、水戸へ勅書を賜はりし以來は、高橋多一郎と與に叡旨を貫徹せんことに心力を盡せしも、事支吾して行はれさりしかば、今は唯奸臣を斬りて禍の根を斷つより外なしと、萬延元年二月十八日、子息勇二郎久維と共に國を去る、其家を出つるに臨んで、和歌二首を障子に書きしるす、

十寸鏡清き心は玉の緒の

絶てし後を世に知らるへき

君の爲め世の爲め盡す真心は

二荒の神もみそなはすらむ

三月三日櫻田の事は、概ね皆孫二郎の部署指揮に出づるなり、斯て壯士等難なく大老の首を打取りぬと聞くより、孫二郎は京坂の間にて義兵を擧げんと、薩藩の有村雄介と共に江戸を立て、伏見なる薩摩の邸に潜匿す、此時櫻田の變上方へ聞え、幕府令を傳へ

て嚴しく其黨與を搜索するにそ、薩藩坂口某、雄介を監護して國に歸り、孫二郎の同行することを許さず、孫二郎跡に留まり、已に追れ難しと思ひ定めければ、此時迄懷中に秘め置きし文書取出し、悉く之を焼捨たり、同十五日、伏見奉行より捕手數十人を指向けて邸舎を圍む、孫二郎豫て期したる事なれば、端座して縛に就き、江戸に護送されて稻葉伊豫守か邸に預けられ、文久元年七月廿六日斬に處せらる、年五十八、屍をば小塚原に棄てられけり、同二年七月、幕府朝旨を以て其罪を追赦し、水戸に歸葬することを許し、子勇二郎をして家を繼かしむ、世に知られたる櫻田斬奸主意書なるものは、孫二郎か高橋多一郎、野村彝之介等と共に記草し、編修官豊田彦次郎か訂正せし所なりと云ふ、

子勇二郎、名は久維、孫二郎の二男なり、戊午己未の際、勅旨を奉し君冤を雪かんとて、父に従ひ屢々江戸に往復して、専ら力を國事に盡せり、萬延元年井伊大老を刺さんとて國を去り、眞壁郡岡本に至る、此時幕府浮浪の徒を搜索すること甚だ厳しかりければ、父孫二郎、斯くては同行然るへからすと、乃ち勇二郎に



諭し、國に留まり後舉を謀らしむ、勇二郎は、事を俱にして同しく死せんことを請とも、孫二郎楠公櫻井の訣別を引て、強て留らしむ、勇二郎家を嗣ぎ、大番組となり、公子の傳を兼ね、郡宰見習に擧げらる、甲子の難起るに及び、武田等に從ふて各地に轉戦し、後古河藩へ預けられ、慶應二年十一月病死す、年廿四、

高橋多一郎

水藩天保の新政は、戸田忠太夫、藤田虎之介の參畫せし所、時に兩田の稱あり、嘉永安政の頃には金子孫二郎、高橋多一郎の二人、名望頗る高し、時人金高と並へ稱す、多一郎名は愛諸、字は敬卿、父を皞民と云、天保の初め、前中納言公諸士の長子の内に就き、文武に長する者百人を撰み侍衛とし、之を床几廻組となつく、多一郎其撰に當り、徒士目付より與右筆となる、弘化元年、公の幽囚せらるゝや、多一郎深く慨き、晝夜奔走、心力を罄竭す、其顛末は上卷に詳かなれば此に省く、幾程なくして卿の冤罪解け、國政舊に復したるは、多一郎の功多きに居る、其頃藤田東湖か贈れる詩に、

義氣從來驚鬼神、謝君報國不顧身、六年辛苦

知多少、回得艶陽三月春、

とあり、叨りに人を稱譽せざりし藤田にして此の贈あり、以て多一郎の人となり推すへし、戸田、藤田か同時に震死したる後、結城寅壽か、谷田部運八を語らふて政權を恢復せんと企てし際、多一郎中納言公の命を受けて之を糾問し、寅壽、運八等皆罪に伏す、公廳て有司に命して、寅壽等か前後の事跡を書寫して、祕府に藏めて後鑑とす、皆多一郎の計ひし所なりとぞ、安政五年小姓頭に進む、朝廷水戸に別勅を下さるるや、多一郎大に喜び、夷狄を掃ひ國勢を張り、奸吏を斥け君冤を雪むること、唯此一擧にありとて、同志と商議し、中納言公を輔けて勅旨を奉行せんとす、然るに幕府は俄に公に告げて、勅旨を諸藩に回示することを停め、大獄を興して志士を刑戮し、剩へ六年八月には老公を水戸に移し、且つ勅書を返納せよと責めたりける、多一郎憤悶に堪へず、金子孫二郎と議して斬魁の策を決し、自身は上國に赴き義兵を擧げんと、二月十八日老親を家人に托し、子庄左衛門を伴ひ、詩歌を留めて國を去る、詩歌に云、  
死期有日此生涯、自踏危機報國家、六十餘州

無二眼、獨伸憂憤對梅花、

鳥さへも今朝の別けや惜むらん

ひき留め顔に鶯の啼く

姓名を變して磯部三郎兵衛といひ、木曾路より京都に登りける途、三月三日太田の驛にて俄に大風雪に逢ふ、此日は江戸にて同志の士か事を擧げる日なれば、天道我等の節義を憐みて助け玉ふに疑なし、我も速に義兵を起さんとて、日夜道を急ぎ大坂に往きしに、圖らすも水戸の人山崎恭禮、川崎健幹等か、彼處に在て義舉を謀るに逢ひ、喜び勇むこと限りなく、此度の一擧は斯様々々の意趣なる旨書き認め、恭禮をして之を或る公卿に奉り、天覽に備へしめしとかや、此時櫻田の變上方に聞え、幕府の官吏其餘黨を搜索すること嚴重にて、同月廿三日捕手多一郎か旅館に向ふと聞わしかは、逃るゝ丈は遁れて再擧を謀らんと、四天王寺迄往きしに、捕手あまた追迫りしかは、今は是迄なりと、其子庄左衛門諸共、或る茶店に入りて自ら腹搔切り、布もて確と包み、血刀を提けて捕手に向ひ、仔細を申述んとすれと、捕手恐れて近寄る者なし、仍て此處を出て、天王寺の坊官小川俊直の家

に赴き、一間を借て自殺せんことを請ふ、俊直之を奥の間に伴ひしに、多一郎俊直に對ひ腰なる一刀を指し、こは某か祖先小松大和守か、甲斐の武田信玄より賜はる所、某なからん後は故郷に返し給はるか、左なくは長く此寺の庫に藏め玉はれとて、筆硯を借りて一首の歌をしるし、心靜かに腹に巻きたる布を解きて死す、年四十七歳なり、  
多一郎人と爲り慷慨慍悻、容貌雄偉、氣焰人に迫り、一見して其非常の士なるを知らる、而も能く人と交り、瀟洒にして風韻あり、平生詩を嗜み、赴武漫吟、兩毛紀遊、東奥遊記、游總漫吟、信越遊草等の著あり、境に遇ふて發するものと雖も、忠憤憂國の情、自然字句の間に流露し、人をして感奮興起せしむ、其死するや、小川俊直假に之を四天王寺の域内に埋む、文久三年、幕府朝旨をもて其後を収録し、遺骸を郷里に歸葬することを許されしかは、中川朝彦親王御筆を染められ、闔門殉難の四字を書して賜ふ、聞く者之を榮と爲す、藤田東湖最も多一郎の人爲りを信し、嘗て自ら重病に罹るや、或は起たざるを憂へ、許々呂廻跡と名くる書を著はして國事を條疏し、他日多一郎よ



り老公に建白せんことを請ふ、蓋古人か遺表を上りて其君を規諫するの意なり、多一郎事に當りて鋭進敢爲、君命も受けざる所あり、賜勅以後爲す所、多く老公の意に悖らふ、東湖嘗て人に語て曰く、高橋氣力充溢、常に人事を以て天を制せんと欲す、必ず禍を獲んと、後果して其言の如し、

莊左衛門、名は諸徳、字は士翼、多一郎の長子なり、幼にして茅根寒緑(伊豫之介)に學ひ、後原伍軒(市之進)に従て業を受く、九歳の時祖父諱民に伴はれて郊外に遊ひしに、年少輩、祖父か年老たるを侮りて痛く無禮を加へしかば、莊左衛門大に怒り、腰に佩ひたる小刀を抜きて走りかゝり、汝等年老たる者と見て、かゝる無禮の振舞爲すこそ奇怪なれ、我幼と雖も武士の子なり、イデ斬殺して呉れんものと罵りしかば、年少等大に驚き、様々に訛言して遁去りぬ、寒緑之を聞きて舌を揮ひ、獅子生れて三日、既に虎を食ふの氣ありとは、此兒の謂ならんとて、詩を賦して之を稱美せり、萬延元年二月父に従ひて國を去り、身を駕籠かく雲介に似せて大坂に赴く、幕府の捕手向ふと聞き、父と與に天王寺に通れ、小川俊直の家に入り、

父か自殺せる有様を見終り、やかて其血を指に染めて、誅戮賣國奸賊井伊云々の十餘字をかたへの障子に記し、又其側に、

今さらに何をか言はむ言はずとも

つくす心は神ぞしるらん

と書き終り、端座して自殺せんとす、俊直暫と押止め、父御の事は是非もなし、和君は年猶若かるに、暫く世を忍ひ玉へと勸めしかと、莊左衛門頭を打振りて、仰せ添けなく候へとも、父の遺訓も候へは從ひ參らせ難しと答へて、終に腹を割て死せしとなん、時に年僅に十九なり、此の人文章を能くし、述懐詩史一篇あり、自ら忠を述へて父に差出せしものなり、

大老死後水戸の藩論

大老既に死したる後は、天下の形勢大に變すへしとは、海内志士の豫期せし所なりしに、此時幕府氣勢大に衰へたりとは謂ひながら、猶餘威の頼むに足るものありしか、閣老安藤、久世等猶大老の志を繼ぎ、政事一も改むる所なかりしかば、志士益々憤慨す、扱又櫻田の事件に對する水戸の藩論は如何なりしやと謂ふに、最初より勅書不返を主張せし輩は此の擧を快と

し、金子、高橋等を以て盡忠報國の義士と稱するに至りしも、老公の意を遵奉して勅書返納を可とせし者は皆之を非難し、君國を危ふする者なりと迄に切論せり、國友餘五郎は水戸の儒臣にて、小姓頭取より侍講及び史館總裁を兼ねたる者なるか、存意書を作りて政府の當局者に與へ、櫻田の擧を痛議す、其書に云く、

扱上巳櫻田の一條、大變を引出申候、表向は何歟忠臣らしく候得共、情實を申候へは、頑迷執拗之愚人共、一旦犯闕之所業に及候上は、今更首を延て降人に出候事も出來不申、被召捕候へは首はなしと、進退維谷、身の置所なき故に、爲天下除害と云名を借り候て、國の存亡、君之御安否を度外に置きたる兇徒、死を畏れぬ計りか士に御座候は、犬狼も同前の事、禮も義も失ひ候ても、己か我意を達し候所行、これにても忠臣に御座候は、一向に道は立ち不申候、禮を守り義を蹈んで、首尾調申候へはこそ、君子の行とも可申處、扱々無謀の至り、非義の義を義に心得候哉、非を飾候哉は不三相知候へ共、有勇而無義則爲亂、好勇不學其敵

也亂と申聖語、今更敬服仕候、爲天吏則可<sub>レ</sub>以伐之、爲士師則可<sub>レ</sub>以殺之にて、何程天下之爲に害を除くと申候ても、夫々分際も有之儀、匹夫にして侯伯を殺に至り候ては、以燕伐燕の姿に而、仁義の道には遠かり申候、且彼張子房、大石良雄は亡國の遺臣、一身の外關係も無之候へ共、夫すら良雄は大學の閉門御免迄は指居候由の處、此度は眼前に君國も有之儀、彼者共の齷粉は言に足らず候へ共、如何なる國難を引出し候も難計、然るを悍然として顧みる所なく、偏に一己の我意を張候は、實に如何の事に御座候哉、且彼か姦惡増長の日に至り候は、自ら天誅を招き候は指見、其機に乗し候事にも候は、天下の勢も一同に變革可仕候へ共、時節も少し早過ぎ候様に被存、殊に御家浪人より出候而は、出所も甚不<sub>レ</sub>宜、全私怨を報候爲の様に相見候間、此上時勢變革可仕共不<sub>レ</sub>被存、何分にも兩君様是迄の御配慮相著れ候て、彼等一己の罪に相成候様仕度と奉存候へ共、如何參り可申候哉、口書は公儀御役人の心得次第に而、どの様にも拵らへ可申、且亂妨の徒は浪人出奔の



者に候段、最初より追々御届も有之候へ共、既に此度御登城見合之儀、井伊老御免と一同に、睨み合て被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候振に而は、御家へも疑念かゝり有<sub>レ</sub>之儀に相聞、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>其意一事に付、此後如何參り可<sub>レ</sub>申哉見留も無<sub>レ</sub>之、甚心配仕候、第一右兇徒の餘類を寛宥に被<sub>レ</sub>指置<sub>レ</sub>儀、幕府の有司疑念の種と相成、如何なる讒言を來し候程も難<sub>レ</sub>計、心配に御座候、(下略)

此餘五郎は、櫻田事件の主謀たる高橋多一郎の師にして、勅書不返論を作りし梅澤孫太郎の兄なり、而して其論議する所實に斯の如し、以て當時藩論の如何に分裂し居りたるやを察すべく、而も此の分裂は大に藤田黨の勢力を衰弱せしめ、遂に元治甲子の大失敗を招く原因とはなりしなり、

源烈公行實

萬延庚申八月十五日、水戸前中納言齊昭公水戸城に在り遽に薨す、年六十一歳、初天保辛丑、公四十二歳の時、胸痛を患へ玉ひ、歳餘にして平癒あり、是に至て大に發作せしも、公素より豪邁、飲啖衰へす、精神舊の如くなるを以て、外官は言ふに及はず、近臣誓御

醫師の類と雖も、其深く憂懼すへきものなりとは思も寄らず、此夜も公諸公子と與に、月に對して樂譜を閱せられ、了て諸公子退き玉へる後、俄に疾大に作りしかは、命して執政重臣を召され、夜三更晏然正寢に薨し玉ふ、國人之を聞て皆哭泣聲を失ひ、考妣を喪るか如し、中納言公幕府に請ふて急に水戸に下り、群臣に命して諡を議す、僉曰く、公夙に忠誠を秉り、深く夷狄の患を爲すを慮り、威武を震耀して英烈を掲ぐ、衰俗觀を改め、後人慕ひ仰く、宜しく烈公と諡すへしと諡號定まり、九月廿七日瑞龍山先塋の次に葬り奉る、

公諱は齊昭、字は士信、景山又潜龍閣と號す、小名敬三郎、武公の第三子なり、母は外山氏、寛政十二年庚申春三月十一日、江戸小石川の邸に生る、初の名は紀教、後今の名に改む、公年四歳、舉止成人の如し、嘗て武公に請ふて曰く、某乳母の侍養を須ぬす、願くは士人を以て之に代へんと、武公乃ち近臣二人に命して屬と爲す、是歳始めて孝經を讀み、明年始めて和歌を作る、九歳始めて鳥銃を習ひ、後劍、槍、射、御、拔刀、眉尖刀、諸技を學び、其蘊奥を究む、嘗て大厦の頂

上を疾行す、觀る者股栗、而して公顔色自如たり、人に謂て曰く、屋頂を視ること平地の如くなれば、神間意定、萬に一失なしと、文化十三年、歳十七、秋八月武公薨す、公哀毀禮に過ぎ、三年の喪を服さんとせしも、國制あるを以て果さず、心喪を服すること三年、文政元年心喪癸り、始て吹笙を學ぶ、後神樂、鄂曲、箏曲、舞樂、高麗樂を學び、悉く皆通達せざるなし、年廿五、鳥銃を演習し、一日千發、早朝より日晡に至て功を完す、衆人皆其精敏に驚く、是より藩士往々公の爲す所に倣ひ、百發百中の者あるに至る、文政十二年、年三十、秋九月哀公薨す、遺命公を以て嗣と爲す、冬十一月大將軍文恭公に謁し、尋て從三位に叙し、左近衛權中將に任し、參議に拜す、天保元年正月書を群臣に賜ふて文武を研究すへき旨を諭し、且事を言はんと欲する者は封事と作し、所由に拘らず呈進すること許さる、是より言路大に開け、諸臣民争て事を言ふ、公久しく公子たりしを以て、上下放縱、貨賂公行、群飲沈酗、風俗大壞の狀を稔聞し玉ふにより、秋九月令を下し、家臣の國に在る者をして悉く綿服せしめ、江戸邸に在る者も、柳營に詣る禮儀を除くの

外、衣服務めて儉薄に従はしめ、以て甲冑兵器の用を贍らす、同四年藩に就く、三月五日水戸城に至り、即日執政以下諸臣を召見し、翌日彰考館に臨み、總裁會澤安をして大日本史を讀ましめ、梅花の歌を作て之を楹柱に題し、宴を賜ふて罷む、是より毎月彰考館に至て儒生の講經を試む、以て恒例と爲す、此月告志編を作りて國中諸臣に頒ち、忠孝一本、文武一致の大道を諭さる、天保七年歳大に饑ゆ、公一日營に詣り、饑民の道に斃れたるを視て甚た之を憫み、還て有司を召して曰く、人貴賤となく一なり、吾豈蒼生の饑餓を視るに忍んや、汝等力を盡して賑濟し、國民をして一人も饑死せしむる勿れと、諸人之を聞て感泣す、郡奉行乃ち稗倉(稗倉は義公の建る所)を發き、富者の粟を轉し、糶糶の法を變し、賑救存恤する所以甚た至る、公君夫人と躬ら饘粥を食ひ、痛く自ら貶損し、潔齋して鹿島、吉田、靜の神を禱る、公の精誠心を政事に用ゆること此の如し、故に凶荒甚しと雖も、封内の民皆安堵業を樂み、饑殍流離の者あることなし、天保八年公年三十八歳、諸臣に謂て曰く、吾卿等をして節儉を學はしむるは、貨財を哀(あつ)むるか爲めにはあ



らす、無用の費を省て不虞の備に充てんと欲するのみ、天下安しと雖も、戦を忘るれば必ず危ふし、方今兵備衰廢、外寇慮かるへし、加るに年穀稔らず、安を流賊竊發の患なきを知らんやと、幕府に請ふて允を獲、諸臣と皆戎服して、東照宮賜ふ所の寶鎧を拜して軍禮を行ひ、又均服して追鳥狩を舉行し、以て戎事を習ふ、(此の外施設する所甚だ多し、所謂天保の改革是れなり、事は上卷に詳載したれば此に略す、)十一年上皇崩す、公建議して諡號を上り、古制に復さんことを請ふ、廷議之に従ひ、諡を上りて光格天皇と曰ふ、歴朝の宿弊、一朝にして改まりしは公の力なり、十二年五月、鑄工に命して巨砲を神崎に鑄る、鑄工力を盡して之を爲すと雖も、烏銃を鑄るに慣れて、巨砲を鑄るに慣れざる故、精銅を失費する算なし、慙懼自殺せんと欲す、公曰く、始めて巨砲を鑄る、錯謬あること當然なり、鑄工の罪にあらず、宜しく再三鑄造し、成るを以て限りと爲すへしと、再び鑄るに及んで復た失す、公恬然怪しまず、命して重て之を爲さしむ、鑄工益慙惶、地に伏して罪を請ふ、公曰く、今より後、吾當に一々指揮して以て其事を就すへし、若し缺

失あらは吾の過失耳、汝か輩に關せざるなりと、乃ち數々臨視して方法を指授せらる、明年重て鑄るに至て一舉して成る、十四年大將軍慎徳公、公か政事に勵精するを賞され、親ら寶刀鞍鎧を賜ふ、公種痘術を喜ひ、世俗舊習に拘泥して執迷悟らざるを憂へ、之を世子及び諸公子に試み、延て其術を國中に播こす、牛痘法を獲るに及んで、益々心を用て勸督し、醫官に命し巡行して種を分たしむ、是後人民絶て痘死する者なく、恩澤沛然一國に被る、弘化元年五月六日、幕府の命を以て、致仕して駒籠の邸に遜れ、世子封を襲ふ、事は上卷に詳かなり、爾來屏居十年、嘉永六年癸丑六月三日、米艦内海に入る、老中阿部伊勢守來て措置の事宜を問ふ、公書を作りて十條五事を論し、又中納言公に諭して巨砲七十四門を幕府に獻す、七月台命を以て海岸防禦の機務を與かり聞く、公巨艦は禦侮必用の具なるを以て、之を製造せんを請ふ、幕府之を允し、首に旭日丸を造り、公に命して其事を掌らしむ、公家臣鱸重時をして之を作らしめ、專一委任して其成功を責む、重時心力を盡して之を爲し、勞苦の餘り疾を得て死するに至る、丁巳の歳に迫て巨艦

遂に成る、章服金幣の賜あり、是後諸邦倣ふて巨艦を造る者多し、十二月幕府公か忠勤を嘉し、廩米五千苞を賜ふ、安政元年、初公退老後大に預かるを衷心に安からず思ひ、且其議屢々沮格して行はれざるを以て、情を陳して辭免す、二年秋八月、幕府復公に命して軍國の政を聽き、廩米五千苞を増し賜ふ、固辭して受けず、公嘗て耶蘇教か後世大害をなさんことを憂へ、明人著す所の破邪集を閲し、親ら序文を製し、上梓して之を天下に播こす、尋て復儒臣をして息距篇を纂めしむ、五年勅に應じて禦侮の策を上つる、六月公尾張公等と共に登營して、外國の條約、宜しく勅旨を聽て以て事に従ふべきを言ふ、七月五日、幕府の命によりて復駒籠邸に屏居す、六年八月廿七日水戸に徙り、明年遂に薨す、公天姿英爽、卓犖不群、議論風生、往々他人意料の及ばざる所に出て、義理を究極し形勢を洞見し、鑿々として其款要に中る、風儀端莊、顧盼燁然、人を知て善く任し、信賞必罰、令行はれ禁止み、積弊一洗、國人駭々乎として皆義方に嚮ふ、平居客を愛し、其交遊する處、鍋島齊正、伊達宗城、眞田幸貫等諸侯、皆一時の俊傑なり、忠孝の大節を秉り、

天朝を尊ひ幕府を敬ひ、凡そ上表必ず盛服稽首、翰を執て之を書し、人をして代らしめす、大事あり幕府に建議する時は、必ず躬ら草を起し疏を作り、諸を老中に投す、故に執政近侍と雖も、皆其言ふ所何事なるを知らず、間暇あれば親しく筆を執て著作し、撰述する所甚多く、枚擧に遑あらず、公不幸其論建する所、多く幕府有司の爲めに沮格せられ、志業遂ぐるを得ず、一旦庵忽、後人をして千古の悲涕を揮はしむ、嗚呼是豈特り公の不幸ならんや、實に宗社の不幸と謂ふべきなり、

老公と大老の不和

幕府末路、諸侯中の人傑を算ふる時は、親藩に於ては先づ指を水戸老公に屈し、譜代に於ては指を彦根大老に屈せざるを得ず、若此兩雄にして能く同心協力して、幕政を參畫輔弼したらんには、假令百の西郷千の木戸ありと雖も、三百年の幕府を倒すこと、彼か如く枯を挫き朽を摧くより易きを得へからず、然るに不幸にも兩雄相軋轢し、隨て海内の有志亦水彥兩黨に分れて、互に反目疾視し、争鬪殆と寧日なし、邦國殄瘁せざらんと欲するも豈得へけんや、當時若兩雄



の間に調停する者ありて、其紛紜を解き、一堂の上に相會し、杯を把り膝を接して半夕の清話を俱にし、談して東照宮が百戰創業の艱難に至りたらんには、兩雄積年の怨恨も一時に融解し、涙を揮ひ血を啜つて刎頸の交を訂し、協心戮力、以て尊王佐幕の事に従はんことを誓ふの親朋たりしや必せり、當時調停の勞を執る者のなかりしこと、實に幕府の不幸にして、然も亦國家の不幸と謂ふべし、抑嘉永以後幕府土崩の勢ひ既に成り、而も一縷の殘喘を數年の間に持續せし者は、老公と大老との力なり、大老萬延庚申三月を以て道路に死し、此歳八月老公亦暴に薨す、兩雄の死は即ち幕府の滅亡なり、何を必しも西軍千代田城に入るを待て、始めて幕府滅亡せしと謂はんや、大老平日水戸老公を惡む甚し、安政丙辰丁巳の間、米人ハルリス下田に來り、虚喝を以て幕府を威嚇す、幕府の有司怯懦甚しく、皆交易を許して一時の安を偷まんとし、後來の利害と國體の汚隆を顧みるに遑まらず、老公以爲らく、大勢斯に至る、輿論を如何せんと、斷然退かんことを請ひ、幕府之を許す、是に於て有志の徒大に望みを失ひ、主上も亦驚嘆あらせ玉

ふ、此時井伊國に在り、之を聞て曰く、四海是より太平ならんと、安政戊午、老公建議する所あり、幕府の旨に違ふ、仍て閣老等之を改むべき旨を命す、老公書を大老閣老に與て曰く、我言ふ所幕府の旨に違ふよし、敢て謝す、然りと雖も我、皇國の爲め徳川家の爲め大に憂ふる所あり、故に其大意を言ふのみ、卿等何を以て是事を處せんとするやと、別に十四條を陳し、且つ曰く、是事廟算既に立たは我又何をか憂へん、建言に至ては卿等代て之を草するも亦可なりと、閣老之を見、相目して默然たり、大老曰く、水戸の隱居復た多言せり、老公牛肉を好み給ひければ、年々寒中に彦根より獻する事なりしに、直弼家督後はこれを獻せず、其故は、直弼はもと僧になりたる事あり、佛法を信じける故、國中の牛を殺す事を禁せしなり、然るに公にはこれを知らせ給はず、其年寒中に待せ給へとも獻せされは、御使を遣はされ、毎年相樂しむ所今年參らせす、何卒贈らるへしと有しに、彦根侯答へに、今年より國中にて牛を殺す事を禁し候間、牛肉獻すべきな

し、御斷申上ると有り、公尙又御使を遣はされ仰られるは、國中牛を殺す事を禁したりとあれば是非に及はされと、是近年々用ひたる事にて、殊に江州の牛肉は格別の事なれば、我等か爲にのみにて、別段調へられ度頼むなりと有しかと承知せずして、何分國禁に致し候事故相成不申、立て御斷申上るとの答なり、斯の如く、公より度々御頼みありし事を、更に承知せざりしかは、流石に不快に思召されしとなむ、

兩雄不和の原因

兩雄不和の原因は、確かに對外政略の衝突にあり、次に老公の意は、幕府を輔けて尊王の實を行はんとするにあり、井伊の意も亦此に外ならざるべきも、終局の處に至れば、老公は大義滅親の舉に出づるも已むことを得ざるものとし、井伊は寧ろ朝廷に負くも幕府に負く能はずとの主意にて、要するに朝廷を視るに輕重の差はありしなり、次に老公を厭惡して眼臉上の大瘤視せしは、幕閣一般のことにて、其所由は、天保以來老公の建議せし所、兵備擴張の如き、大艦製造の如き、山陵修復の如き、何の餘計な御世話なりとて、幕閣は悉く之を排斥せしに拘はらず、亡し幾

して時勢の變遷は、遂に兵備に、製艦に、修陵に、皆老公の建議せしか如くに爲さるを得ざるに至り、老公の人望は日増しに高まれり、されは例の負惜しみの幕閣は、如何にも殘念に思ひ、水野越前守、阿部伊勢守の如き、老公の知己に似たれとも、這は表面上一通りの事にして、内心には頗る之を排斥せり、況や松平伊賀守、間部下總守の如きは、老公を謀叛人視したり、乃ち老公を疾惡するは、幕府の閣是とも謂ふべきものにて、井伊も自然之に化したるならむ、次に將軍繼嗣のことにて、老公は年長且つ賢明にして、多事の世局に當るに足る者を舉げんと主張し、井伊は藥師寺筑前守、水野土佐守等に同意して、奥向婦人の請托を容れ、必ず紀州公を立てんとし、意見甚しく衝突せしもの、尤も不和の一因ならむ、次に井伊の出身は、老公の輕侮を招きしこと多かるへし、井伊嘗て大老たらんことを望み、松平賀州か閣老再任の時、黄金三十枚を贈り、又水野土州を引て、奥向本壽院(將軍溫恭公の生母)等に取り入りし如き是なり、而して身大老の顯職に在りながら、金銀吹替の際私慾を計りたる如きは、特り老公のみならず、海内の志士皆



武士の風上にも置くまじき奴なりと唾棄せしならむ、此の吹替のことを布達せしは、安政六年五月七日のことにて、其以前大老は常に出入する士民僧侶茶博士等に命し、此度領分に於て慶長金、武藏判、元祿金、乾字金、享保金、元文金、眞字貳分判、文政金、草字貳分判、五兩判等望みの者あり、何程にても集め呉れよとて、澤山に取り集めたる上、五月七日に、保字小判は壹兩壹分、一分判は壹分壹朱に通用可致云々の事を布達し、尋て七月二日には、左の如き總觸を出したり、

古金銀引替差出方の儀、今度小判、一分判吹直し、並保字小判、一分判歩増し通用被<sub>レ</sub>仰出候に付、此度引替差出候者へは、道法遠近に不拘御手當被<sub>レ</sub>下候、御手當の割合は左の通り、  
一慶長金百兩に付二百五十兩、一元祿金百兩に付百七十八兩、一乾字金百兩に付百三十五兩、一享保金百兩に付二百六十六兩、一元文金百兩に付百五十兩、一眞字二分判、文政金百兩に付百三十兩、一草字二分判百兩に付百二十三兩、一五兩判百兩に付百五兩、

此に於てか、井伊の爲めに奔走して古金銀を取り集めたる者、何れも賣られたるを知りて、皆井伊を憾みしと云ふ、國歩艱難内外多事の日に當て、大老の爲す所斯の如し、所謂天魔に魅せられたるもの、老公の爲めに疾斥せられたるも亦宜ならずや、此外不和の遠因とも見へきは、左の一話なり、

天保の末水野越州忠邦執政の時、國政改革により天下騒然たり、此頃井伊掃部頭直亮(直弼の兄)小石川邸後樂園拜見致し度由願ひに參りけるに、老公は此節の事故、定て國政を議する爲密に來る事と思召ければ、速に許容あり、當日には廣間にて先御饗應あり、後に公御誘引にて後樂の御茶室に入給ひ、御近習を退けられ、立原甚太郎一人御側にあり、此時公、直亮に仰られけるは、今日は能參られたり、當節越前守權を執り改革致候事故、夫に付定て了簡の儀あり、相談せむか爲めに參られたるならむ、近習の者も夫故退けたり、是に一人有は腹心の者なり、無<sub>レ</sub>腹藏<sub>一</sub>申さるへしと有けるに、直亮大に當惑し、中々左様の儀にては無<sub>レ</sub>之、私儀御役相勤候儀も無<sub>レ</sub>御座<sub>一</sub>事故、御政事向の儀彼是申上候儀無<sub>レ</sub>之、今日は唯後樂園を拜見

に罷出候而已の旨御答申たる所、公、夫は斟酌の詞なるへし、今役を不<sub>レ</sub>勤共、其方家は徳川家柱石の家なれば、御爲に不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>事は心配可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致筈なり、又其許の在所は、天下第一ともいふへき湖水の勝景を常に眺望する所なり、然るに此方の後樂園杯所望して一見に參るへき筈なし、旁以て深き了簡有<sub>レ</sub>之、政事向相談に被<sub>レ</sub>參たるに相違有間敷、無<sub>レ</sub>遠慮可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申と、居丈高に成り詰かけ給ひしかは、直亮大に赤面困苦し、平伏したる儘にて一言を發する事能はず、誠にしらけたる體なりしかは、御傍にありける立原も氣の毒に思ひ、漸く其場を取合せ退出しける、後井伊此事を深く耻ぢ常に苦し、終に卒去しけるとぞ、大老或は是等を領みたるにはあらざりしか、

水藩の執權者

先<sub>レ</sub>是高橋金子等に同意せし激徒の、郷中に潜匿して時機を伺ひ居りし者頗る多かりしか、老公の薨去を聞て大に力を落し、此上は薩摩に依て事を爲すより外なしと、八月某日水戸亡命の士三十七人鹿兒島藩邸に投して、故大老の國を誤れる罪狀を掲げ、勅書を奉して攘夷の先鋒を爲さんと請ふ、鹿兒島藩之を邸

中に留め、後水戸藩へ引渡す、此際幕府より武田耕雲齋(伊賀)大場一眞齋(主膳正)岡田信濃守の三人に、政事承り候様にとの公命あり、此の三人は、戊午の年に幕命に依て隠居せしめられし者なるか、此に至て再任せしかは、激徒等大に志を得、是より其末派の徒輩には、攘夷と唱へ金銀の押借を爲す者等出來し、他領迄も横行し、其獲る所は之を酒食に濫費する杯、頗る兇暴の舉動あり、人民困苦し怨嗟の聲道に滿つ、藤田黨即ち天狗派の人心を失ふもの、實に此に始まる、

東禪寺坂下の變

文久元年西五月、水戸人前木新八等品川東禪寺の英國公使館を襲ひ、大に護衛兵と闘ひ互に死傷あり、浪士或は死し或は走る、武田等坐して職を免す、幕府新關を各所に設けて機察を嚴にすと雖も、隨て捕ふれば隨て起り、威令日に頽廢す、井伊大老の變あるや、海内の志士皆頸を引て革新の政あらん事を望む、而して閣老安藤對馬守大老の遺志を繼ぎ擅に威柄を握り、私に外國人に欵接して金幣を饋り、正義忠讜の士を擯斥し、大に國家の典常を紊る、仍て志士之を惡こ



と井伊に同じ、下野人兒島強助、菊地教中等憤懣に堪へず、同志と謀り之を除かんとす、是秋強介水戸に潜行し同志に會して死士を募る、水戸人小田朝儀亦能く盡力し死士四人を得たり、水戸の人河邊元善、黒澤保高、高島胤正、下野人河野通桓なり、此外同盟者石見人椋木八太郎、伊豫人人見極馬、下野人横田藤四郎、小山朝弘等、相與に宇都宮に會議して部署を定め、強介は病ありて郷里に留まり、小山も亦留て後事を理め、其他皆江戸に赴く、實に文久二年正月八日なり、此月幕府大橋順藏等四人を捕へて獄に下す、越後人川本壯太郎亦刺客の盟に加る、是に於て併せて七人、正月十五日安藤閣老か登城の道を擁して之を刺んとす、此日天晴、同志等大橋訥庵か草する所の斬奸主意書を懷にし、西九下坂下門外に潜み與の出るを待つ、安藤氏の官邸は直に城門に接し、相距る僅に數百歩、且つ櫻田變後要路の諸有司戒心甚た嚴なり、仍て謂く、此舉櫻田に比すれば更に難きもの三あり、人寡なく地理使ならず天に雪なしと、皆必死を窮め成功を萬一に期せず、既にして城鼓天に響き鹵簿坂下に抵る、平山進て小銃を輿中に放ち、六人均し

く刀を揮て健闘す、敵の從士數十人防禦甚た力め、向ひ近づくへからず、平山素槍を善くす、乃ち敵の槍を奪ひ、三島、川本と共に進み一以て十に當る、從士靡披、對州輿を出て走る、壯士追擊數所に傷く、而て衆寡敵せず、平山等六人此に死し、對州僅に身を以て免る、河邊元善は時刻を誤り、鬪罷て此に來り慙憤に堪へず、退て萩藩邸に投し、桂小五郎に面して斬奸旨意書を出し、其始末を陳し屠腹して死す、

幕威衰頽浪士跋扈

坂下の一舉は不幸浪士の力寡單にして、其目的を達することを得ざりしも、流石に我慢強き幕廷も、再三の暗殺沙汰に膽を冷やし、且は天下の形勢に察する所ありしか、大に庶政を釐革し、壬戌四月安藤對州の閣老を罷め、五月松平春嶽を起して總裁職となし、六月九條殿の關白を罷め、鷹司、近衛二大臣をして復飾せしめ、近衛左大臣關白す、是より政事皆朝廷の意に出て將軍の裁決によらず、征夷府の權全く去り、唯其名位を存するのみ、閏八月井伊掃部頭に命して其臣長野主膳を死刑に處せしむ、九月三條故前内府に右大臣を贈り、水戸前中納言に従二位大納言を贈る、

一月井伊掃部頭父の罪を以て封地十萬石を削られ、間部下總守は隠居慎同く一萬石を、久世大和守同一萬石、安藤對馬守二萬石を削られ、堀田備中守、酒井修理太夫は共に蟄居を命せらる、先是朝廷幕府に命するに、攘夷の叡慮宸斷彌確きを以て、將軍速に群議を盡し至當の公論を取り、以て奏上すへき旨を以てす、將軍謹て詔旨を拜し、明春上京委曲奏聞を遂く可と奉對す、此際京師よりの仰せ出されにて幕府より命令を下し、皇國の爲め盡力致し候士民、假令邦憲に觸れ候共寛大に處置致し候様にとの事なりしかは、曩に濫殺押借等にて牢舎中の浪士悉く宥免せられたり、又水戸藩へは別に京師よりの御沙汰にて、中納言明春將軍に隨從上京し、乃父の遺志を繼述し、以て宸襟を安んし奉れ、且其節は戊午以來正議を唱へたる者共(武田伊賀守、大場一眞齋の徒)召連れ候様にとの事なりしかは、武田、岡田、大場の三老又々執政に復職し、激徒は殆ど昇天の勢なりき、文久三年亥二月十三日大將軍江戸城を發し、東海道より上京す、水戸、越前、土佐、其他諸侯相繼て途に就き人馬絡繹たり、此時武田は中納言公に隨ふて上京し、國元の政事

を執り行ひしは大場一眞齋にて、素より威權あるか上に、幕府より殊に同人儀皇國の御爲め盡力致し候様にとの沙汰さへありしかは、激論派の勢ひは愈益熾んにて、彼の賜勅前後に平和の議を執りし者、所謂鎮論派は、嘗て老公の信用ありし人物迄も、其々罪名を付けて落職又は蟄居等に處し、要路の有司は一時に大變更を爲せり、此に於てか藤田黨の分裂は益益甚しく、武田等の爲す所、源烈殿御遺志と唱ふと雖も、國政變更人物黜陟の跡に就て見れば、御遺志に背けるもの尠しとせず、是大に攻めさるへからずして、久木直次郎、笠井權六、内藤彌太夫、遠山熊之介、石川幹次郎等別に一旗幟を建つ、此諸人は皆文武の才幹あり、嘗て老公の信用あらせ玉へる人傑なれば、武田黨の爲めには侮るへからざる勁敵にて、尙又武田一派は人數の多からざるにも拘はらず、武田、市川の兩黨をして隱然一敵國の思ひあらしめたり、扱又京都にては、大將軍朝覲、諸侯牧伯天顏を拜し、大に會同して國是を議す、時に叡慮は確く攘夷にありと雖も、時勢の赴く所遞に海外の強國に對して勝算ある



にあらざれば、諸藩口に戦を云ふも心竊に之を危み、依違日を送る、獨り長門宰相慶親叔旨を確奉す、輦下に集まれる諸州慷慨の徒は、幕府諸侯の因循を憤り、所在に横行し口を攘夷に籍り、財を奪ひ糧を掠め濫りに人を殺すに至る、而して幕府之を制する能はず、紀綱大に紊る、

攘夷論の頓挫、激徒の奮起

文久三年四月水戸中納言に命し、速に東下し將軍に代り政務を指揮し、攘夷の實効を奏せしむ、仍て公には武田以下を率て關東に下り、大場一眞齋代て上京し、公子左衛門佐殿を輔けて禁裏を守護す、原市之進、山口徳之進、梅澤孫太郎、下野準次郎、住谷寅之介等大場の股肱たり、就中市之進最も學問才幹を以て稱せらる、市之進名は忠成、字は仲寧、曩に朝廷大原三位重德卿を勅使として東下せしめ、幕府に諭す所あるや、忠成蹶起して曰く、時運を挽回するは此の時になりと、執政大場一眞齋、武田耕雲齋を佐け、梅澤孫太郎、梶清次右衛門と共に星馳して江戸に赴き、長州の桂小五郎、備中の山田安五郎(方谷)等と相謀り奔走甚た力む、仍て奥祐筆頭取に擢てられ大番士

に班す、大將軍入朝の年、公駕に先つて西上し、縉紳の間の周旋して百事を施設し細大遺すなし、公東下するに際し、手親ら章服を賜ふて之を賞し、命して京都に留らしむ、忠成屢々關白二條公及び一橋卿に謁して意見を上陳す、卿官武の機務、攝海防禦を總督するに及び、命して府中の事を攝せしむ、蓋武田、大場の事業は、概ね皆此の方寸より出てたる者なりと云ふ、却説、京都には松平肥後守容保守護職として頗る威權あり、毎に處士横議の過激なると、萩藩の獨り攘夷に鋭なるを嫌ひ、遂に罅隙を生し、八月に至りて萩藩を斥け其兵士の京都に入るを許さず、是月十七日以後の勅旨にあらざれば、眞の朝意にあらすと揚言す、此に於て京中大に騷擾し、萩藩士皆京を去り、三條實美公以下公卿七人長州に奔る、大場等亦水戸に下り攘夷の論頓挫す、而して其反抗は大和十津川の一揆となり、海内大亂の徴茲に顯る、

先是老公在世の日封内各所に郷校を設け、士庶の子弟をして就て文武を習はしむ、凡そ十餘箇所あり、既にして海内多事、軍用方山國喜八郎共昌建白して曰く、在々武勇の壯士を郷校に集め、金穀の如きは富有

の民に募りて資給し、之を養ひ置きたらんには、一旦緩急以て大に用ゆるに足るべきなりと、武田等此の儀を容る、郷校中激論黨の屯集せる場所は、那珂湊文武館、(元取永井芳之介、前野謙介、木村三穂之介)行方郡小川館、(元取竹内百太郎、太宰清右衛門、岩谷敬一郎、宮本主馬之介)南石川村、(元取宇佐美某、高橋友泰)平磯村、(元取西野長二郎)大宮館、(元取菊池治兵衛)大久保館、(小澤郷の者共集會、)潮來館、(元取林忠左衛門、林五郎三郎)鹿島宮中(元取大宮司並松岡彦市、郡司織之允、倉川三郎、桑屋元次郎、鈴木秀太郎)等にて、彼の筑波山に楯籠れる一派は、多く小川潮來の兩館より分れたるものなり、元治甲子の初春、武田耕雲齋は小川、湊、潮來の三館を巡して鐵砲劍術の試験を行ひ、其優等者には金子を褒美に與へ、尙合樂鐵砲等をも渡し、且一ヶ所に付金貳百兩宛、懇篤なる賞詞を添へて配與し、以て大に之を奨勵せしと云ふ、彼等か大事を擧ぐるに先て、人心を收攬するに勉めたるの一斑を窺ふべきなり、前にも説ける如く、是時に當て、徳川氏紀綱弛して、強諸侯動もすれば節度を奉せず、不逞の徒政令の

行はれざるに乘し所在に横行し、口を攘夷に籍りて財を掠め糧を奪ひ、命に従はざる者は之を專殺し、稱して天誅と曰ふ、而して政府之を制する能はず、庶民大に苦しむ、筑波の町民之を憂ひ、小川館に請ひ兵士を借りて不虞に備へんとす、館中に藤田小四郎信なる者あり、東湖の庶子なり、年甫廿三、人と爲り機慧敏捷、謀を好んで善く斷す、頗る乃父の風あり、町民の請を容れ、士數人を率ゐ來て筑波に館す、遠近の暴徒之か爲めに屏息す、

藤田小四郎兵を擧ぐ

小四郎情々謂らく、天下の形勢此の如くなるに藩公柔順なり、恐らく先公の遺志を繼ぎ、大に海内を振作する能はず、如かす自ら義を唱へて攘夷の兵を擧んにはと、常に兩總常野の間に往來して有志の士に交はり、説くに此事を以てす、志士奮慨緩急事を俱にせんことを約する者多し、此時封内諸郷校中、小川館尤も盛んにて、在館の兵凡そ千人に近く、竹内百太郎、岩谷敬一郎、太宰清右衛門、宮本主馬介の四人之を總轄す、小四郎四人に對し、館兵を率ゐて筑波山に據り、勅旨を奉して以て攘夷の旗を擧ぐべき旨を勧め



しに、竹内、岩谷は之を可とせしも、太宰は素とより藤田の輕舉を喜ばず、宮本は可否する所なし、是に於て、各二人を分ち、一は事を挙げ一は居守して變に應せんことを約す、實に元治元年甲子三月なり、藤田は猶頻りに同志を招集せしに、權堂真卿、川股茂七郎、伊東益荒、梅村晋四郎、山田一郎等此の舉を聞き、躍然として來り加る、藤田等相議して謂ふ、今大事を舉ぐるに主將なくんば、何を以て統一することを得ん、町奉行田丸稻之右衛門直諒、老成朴實にして頗る人望あり、請ふて主將となすへしと、藤田單身水戸に赴き、田丸を見て説て曰く、今の時は志士自ら任して膺懲の師を興し、妖氛を掃蕩すへきの秋なり、居ながら機會を失ひ四海の糜爛を待つこと愚と謂ふへし、今郷校の兵を集めは衆二千を得へく、之を將て筑波に據り、以て四方に號令せば、關東響應せんと掌を指すか如し、唯一の主將を缺く、君天下の爲めに之を決せよと、意氣慷慨、辯論人を動かす、田丸沈思良久ふして以爲く、國事日に非にして瓦解の勢ひ已に成れり、藤田の説く所其必成を期する能はずと雖も、空しく姦人の手に斃れんよりは、寧ろ尊攘の志を天下に

暴白して潔よく死するに如かすと、乃ち藤田の請を聽し、齋藤佐治衛門を將て府中に至り、小川館の報を埃つ、藤田は再び小川に到り、竹内、岩谷、其他の同志を伴ひ府中に會す、兵衆僅に六十三人、陣營を筑波山に設く、衆議して曰く、此舉實に烈公の遺志を繼ぎ、奉勅の師を興すものにて、毫も私の爲めならず、宜しく烈公の神主を奉し、以て其名を正ふすへしとて、新に神主を製し贈從二位大納言源烈公と書し、之を輿中に納め、田丸を推て大將とし、齋藤を輔翼とし、藤田、竹内、岩谷を總裁とし、天地龍虎の四隊を立て、高島孝藏、根本新平、須藤敬之進、三橋半六之隊長たり、山田一郎を遊軍總督とし、其他軍監斥候の諸役を設け、神輿を本營に置き、葵章の陣幕を張り、軍容粗備はりければ、四方の士來り加はる者漸く多し、而して嚮に藤田か交遊せし所の諸士、亦約を踐て來り會す、飯田軍藏利貞、(常陸木戸村の人、驍勇善戰、屢々奇功を顯はす)、川連虎一郎、(下總真弓村の人、慷慨果決、後人の爲めに暗殺せらる)、大久保七郎右衛門忠雄、(下總菅谷村の人、火技に精し、烈公其名を聞き二砲を賜ふ、後眞黒山に自及す)、横田藤四郎祈綱、(下

野真岡人、人と爲り誠懇、勤王の志深し、刑に敦賀に就く、其二子共に國事に死す、)鎌田寸四郎、(壬生藩士、後自及して死す、)越惣太郎、(下總結城の人)僧石城、(足穂山大巖寺別當、後越前の途に死す)薄井督太郎龍之、(信濃飯田人、兵學に精通す、)小山惟馨、(小山朝弘の子、藤田の義弟となり、姓名を小野馨之允と改む、敦賀に死す、)此他盟に加はる者甚た多し、

日光參詣、太平山屯集

筑波軍の着到既に數百人に及びければ、藤田小四郎議して曰く、斯くて空しく一處に屯ろし、軍士をして惰氣を生せしむるは得策にあらず、日光山は關東無雙の要害にして、徳川烈祖の廟所なれば、神廟拜禮と稱して此の山に入り、近國の諸藩に説き四方の豪傑を招き、然る後幕府に建言し膺懲の師を挙げしめん、孰か之を拒くを得んと、議之に決し、四月二日神輿を奉して筑波を下る、衆合して二百餘人、山田一郎を留めて筑波を守らしむ、總軍宇都宮を過ぐるに當り、此藩近年大に尊攘の説を唱ふるに由り、藤田小四郎、齋藤佐治右衛門と往て、藩の執政縣勇記、戸田小膳に面會して我軍に同盟せんことを請ふ、縣肯かす、

藤田等辭し去り、直に日光に向ひ今市に宿し、奉行小倉但馬守に就て、總軍神廟を拜せんことを請ふ、小倉大に驚き爲す所を知らず、時に宇都宮藩は日光護衛の任あるを以て、縣勇記窃に藤田の軍に尾して此に抵る、仍て小倉は縣に謀り、藤田等の請に對し、一組十人宛更代して拜禮することを許す、田丸等頻りに總軍齊しく拜せんことを請ひ、辨論數日に及びしか、其間に諸藩の警兵遠近より集まり、大砲數門を大谷川岸に列し、兵士を各所の險要に配置せしにそ、田丸等事の體を視て計策の成らざるを知り、遂に十人更代にて拜禮を行ひ、神輿を回して太平山に赴く、太平山は栃木驛の西北一里許にあり、山上に三光神社を祀り、本院別當頗る宏麗、山中に數十の民舎あり、即ち本院を陣營とし神輿を納れ、田丸之に館し、他軍將は各民舎に分宿し淹留の計を爲す、是時總軍凡そ千人、田丸軍令嚴明、犯す者は直に斬て殉ふ、遠近震懾す、水戸の人田中愿藏年廿四、人と爲り慍悍、太平の舉を聞き來り投す、西岡邦之介、昌木晴雄、高橋上總介等之に加はる、出羽人土田衡平才略あり、兵を用ゆる殊に人意の表に出つ、田中の驍名を得たる、



多く其方に頼る、田中年少氣銳功利に急にして、動もすれは節度に違ふ、軍中素より金穀に饒かならず、田中屢々富民を劫かして之を掠奪す、父老憂苦、道路目を側つ、蓋筑波軍の民望を失ひしもの、田中の罪多きに居と云ふ、

是時に當り、日光太平の警報頻りに江戸に聞ければ、中納言公深く之を憂慮し玉ひ、大監察山國兵部、立原朴二郎の二人に命し、太平山に赴き説諭して兵を撤せしむ、二人命を承り五月小石川邸を發す、山國は田丸の兄にして藩の軍司たり、兵學に長するを以て老公に信任せらる、立原は翠軒の孫、杏所の子にして槍術を善くし、旁ら晝を工にす、共に一藩の名士なり、太平の徒は二人の來るを聞き、大に喜て謂く、二人皆吾黨の心事を知る者、之を説て抑留することを得は、數千の兵を獲るに勝れりと、窃に其準備を爲す、山國、立原、太平の本營に至り、田丸、藤田等を見て君命を傳へ、且つ鎮靜以て時を待ち、濫りに釁端を啓き大事を誤る莫るへき旨を以てす、田丸等唯々命を聞き、且兩使に、留つて此軍を領せん事を請ふ、山國曰く、余亦臚下に死する者にあらず、然れとも君命を受

て來て歸らす、是獨り君主に背くのみならず、卿等も亦義に於て不可なりと、衆皆其理に服し敢て之を留めず、此際山國の説に隨ひ、隊伍の名稱を改め、幕府の號を避けて、大將の號を止め總帥と稱し、田丸之に任し、岩谷輔翼となり、竹内を軍正とし、別に神衛隊を置き、藤田之か將たり、天地龍虎の四隊は故の如く、孰も軍將と改む、奇兵隊を編して田中愿藏を軍將とし、飯田軍藏を副軍將とす、其他軍監、輜重、斥候等前に比すれば大に備る、五月下旬田丸總軍を收め、烈公の神輿を奉して再び筑波山に登る、

激徒の横行、市川の上府

筑波舉兵の事ありてよりは、世上一體に血腥くなりたる中にも、激論を主張するの徒に在ては、銘々功名を成就するの時至れりと思ふものから、己れの同志と云へば、多少の暴行不義ありても之を見遁し、異論者と見れば一も二もなく直に奸臣賊徒と名付け、甚しきは天誅と唱へて妄りに之を殺すに至る、扱又筑波に屯せる兵士も、素より烏合の衆なるに、兵糧金錢とても充分ならざることなれば、其初めの程こそ軍令も行届きたれ、後には軍令も行届かされは、暴徒

等白晝槍太刀の拔身を引提げ、鐵砲には切火繩を添へ、在々の物持方へ押懸けて金穀の押借強奪を爲し、拒む者は直に天誅に行ふと云ふ仕儀となりしかば、百姓町人の難澁云ふ計りなく、屢々取締のことを其筋へ申出つると雖も、當路の有司も實は攘夷の激論家にて、筑波の徒と同論のことなれば、抄々敷取締の法も立てさりけり、されは生命には替へ難しとて、金穀財物皆浪士の言ふか儘に差出して、一日の安きを偷む様、憐れと云ふも魯かなり、四月末のことなりき、江戸邸の近臣久貝悦之進なる者水戸へ下り、武藝の傳書を携へて出府するを、激徒等途中に待伏せて殺害す、久貝は聞ゆる槍の上手なりしか、斯る危禍に罹るへしとは、神ならぬ身の夢にも知る由なければ、輕尻馬に打跨かり、牛久驛の捧端へ差掛りし處へ、浪士體の者五六人拔連れて打て懸る、久貝心得たりと、馬上ながら抜合せて戦ひしか、此時槍持は遙に主に後れたり、黄昏時にて外に援くる味方もなかりしかは、遂に無念の最後を遂げ、供の若黨も同じ枕に討死す、浪士等其懷中を探り、書類を奪ふて立去りける、此悦之進と云へるは至て廉直の人なる故、江戸に至

りて水戸表の實際を、君公に報せんことを憚かりて、斯は暗撃に爲したるなりとを聞へし、同藩の士さへ斯の始末なれば、百姓町人杯を斬ることは芋大根を切るに異ならず、此に於てか從來天狗黨を信任せし者迄も皆心を離し、恨まぬ者はなかりけり、五月に至りては激徒の横行益々甚しかりければ、今は打捨置き難しと、諸生派(勅書事件の際返納を主張し、長岡の水戸追討を命せられたる弘道館の諸生にて、所謂鎮撫派なり)岩舟願入寺に集會して評議を凝らし、暴徒取締の事を役筋へ建白せしも、更らに採用の沙汰なきにそ、斯くては公儀より何様の謗當ありて、國家を危ふせんも測り難し、此上は出府して小石川邸に抵り、中納言公に拜謁して直々に言上すへしとて、家老市川三左衛門、佐藤圖書、朝比奈彌太郎、先手物頭富田理介、使番渡邊伊右衛門等を始め都合五百人餘、五月廿六日の未明を以て、城下なる千波原に勢揃ひし、白木綿に生の一字を書したる肩印を付け、正四つ時(今の午前十時)同所を出立し、其夜は府中に泊り、廿八日に小金原へ差掛りける處に、中納言公より小姓頭國分繕介を以て親書を賜はりし



かは、一同大に勇み立ち、其夜は松戸に泊り、廿九日に江戸駒込の邸へ到着す、此日幕府より印證並に龍の字の肩印下さる、翌晦日野州太平山へ激徒追討として、六月二日を以て出兵すへきの命ありしか、故あつて延引すること、はなりぬ、此時幕府にては、外事益々熾んなるに加へて、朝廷は頻りに鎖港を促し、西國諸藩は各異見を持って幕府の趨向を伺ひ、幕府大に其處分に窘しむ折故、當路の有司等攘夷論を爲す者を惡むこと甚しく、筑波太平の浪士に對しても、始めは討伐の論と鎮撫の説と、廷議二派に分れしか、鎮撫の説は總裁松平大和守直克のみにて、其説遂に行はれず、大和守も亦尋て職を罷るに至り、幕議は全く討伐に決せしなり、然れば太平出陣のことも段々延引になりしか、中納言公には遂に市川等の説を容れ、武田、大場等の職を奪ふて蟄居せしめ、六月十七日の黎明に、追討の兵は市川三左衛門を陣將として小石川邸を出發す、佐藤圖書、朝比奈彌太郎は江戸邸に留つて藩政を整理す、此に於て、政權全く武田黨の手を離れて市川黨の手に歸しぬ、斯くて市川軍は千住にて腰兵糧を使ひ、日光海道を差して馳向ひ、草加

驛に宿陣す、幕府よりも援兵として歩兵數隊を差遣はさる、

田中の奇計

筑波にて岩谷敬一郎を、結城の水野氏、壬生の鳥居氏に遣はし、應援の事を議せしむ、岩谷は結城に至りて合従を議し、攘夷同盟の書を出さしめ、水野主馬、高木甚作、惣總太郎等軍に従ふ、次て壬生に赴く、壬生は糶稜姑息の答辯を爲し其要領を得ず、岩谷の壬生を去るや、田中愿藏の手兵を率ゐて來るに遇ふ、田中乃ち岩谷に謂て曰く、夫英雄の事を擧る、逆め一定の策を建て、順序を追て進退すへし、徒に尋常のを見を執り、漫然時と與に動くか如き、何を以て非常の功を成すを得んや、僕一計あり、君と心を協せ相與に軍を率ゐ、直に道を甲州に取り、不意に府城を襲は、羸弱の幕臣等身を免るゝを幸とし防禦に追まあらず、唯一放銃以て甲府を取るへし、甲府既に我手に入り、府庫を發き恩を布き威を輝かし、以て國民を綏撫せば遠近響應せん、其時兵を率ゐて富士川を下り駿北に出て、徑ちに府城を襲は、疾雷耳を掩ふに暇あらず、乃に血ぬらすして駿府亦我手に入るへし、已に

甲駿兩府を得、之を根據として信濃を略し、然る後に天朝に奏聞し、勅書を以て罪を幕府に問ひ、君側の姦人を誅し、號令を四方に施さは、數句ならずして大事成り功業立つへし、何を區々の名儀に拘し、筑山に栖遲するを須ゐん、余此策を總帥に説んと思へとも、人衆ければ隨て異論多く、事の決し難きを恐るゝ故に未敢て之を發せず、今日君衆軍を率ゐて獨り此に在り、誠に天幸なり、因て來て相謀る、機會再び來らず、請ふ遲疑する勿れと、意氣甚銳なり、岩谷答て曰く、君の策甚奇なり、然とも我同盟の事を擧る、勤王の大義に依て幕府を輔け勅旨を奉して、攘夷の先鋒たらんとするのみ、今君の論する所は、亂に乗して國を奪ふの策にして、名義に於て甚た非なり、余一個の見を以て遽に從ひ難し、君善く熟慮せよと、田中怫然として、公等碌々良圖を曉らす、後必ず悔ることあらむ、余は是より自恣に進退を爲すへし、復筑波の節度を受けず、請ふ此旨を總帥に告げよと、即ち手兵三百人を率ゐ、相別れて栃木驛に赴き、岩谷は筑波に歸りける、

快々として樂ます、驛内なる戸田氏の陣屋に至り、代官に見て軍用の金穀を借らんとし、辭色甚た倨れり、代官等田中の不遜を怒り其請に應せず、田中大に怒り馬を飛して市中を馳せ、士卒に命して放火せしむ、此驛は野州第一の繁華にして、豪賈富商營を並へ、坊屋櫛比寸隙の地なれば、忽ち燄煙四方に掩ひ、人民狼狽、頃刻の間に數千の厦屋灰燼に歸す、是より遠近田中を怖るゝこと虎狼の如く、諸藩戒嚴防備を爲す、田中兵を率て筑波に登らんとせしに、田丸其暴虐を怒り田中を討んとす、飯田軍藏之を諫めて曰く、今我寡軍を以て大敵に當る、一卒と雖も尙惜むへしと、乃ち議を決し、使を田中の陣に遣はし登山するを許さず、陣を山麓普門寺に移し、手兵を各所に出し、豪富の商民より金穀を強掠し、又征討の兵士と見れば、人を擇はす殺戮して以て不平を慰す、遠近の博徒等之に投して自便を圖る者多し、田中も亦假て一時の使用に供しければ、光棍無頼の徒、腰に雙刀を帶ふるの嬉しさに、濫りに之を拔て路傍の竹木を斬伐し、又は百姓町人を威嚇して、果は之を斬殺する坏、兇暴至らざるなし、筑波軍の民望を失して遂に敗亡



を取りしは、之か爲めと知られたり、

下妻の合戦

去程に、市川三左衛門の一手は幕軍の嚮導を爲し、處にて筑波軍と小競合あり、七月五日に下妻に着し、多寶院を本陣として、目代永見貞之丞之に館し、市川等は信福寺に館し、其他も各城下の寺院を以て陣營とす、時に近國諸藩も幕府の命に應じて援兵を出し、使番小出順之助が卒みたる歩兵二千餘人も下館に到着せしかば、永見は令を下して速に筑波を攻めんと、七日の早曉に其軍凡そ千五百餘人、山麓高祖道迄出陣し砲戦あり、八日も同様砲戦し、兵士頗る疲れしかば、總勢下妻へ引返す、筑波の軍將飯田軍藏議して曰く、寡を以て衆に勝つは夜襲に如くはなし、僕善く此邊の地理を諳んせり、今夜密に山を下り、小貝川の淺處を徒渉りし、兵を二手に分け、一は直に下妻に出て一は潜に大寶に廻り、湖上の小徑より多寶院の背後に出て、前後相應し火を放ち、鼓燥して攻撃たは、奇捷を得んこと疑ひなしと、諸將此議を可とし、八日の夜二更、竹内百太郎前面に向ひ、藤田小四郎、飯田軍藏、小林孝八等背面に向ふ、兩軍合して一百餘人、潜に下

妻に進發す、幕兵も兼て斯かる事もあらんかと、村民に嚴令を下して斥候を爲さしめ置きしに、夜に入り、敵兵五十人許り川を渡りて此方へ向へりとの注進あり、永見遽に衆を集め防禦の準備を爲したるに、東西寂寥として人馬の影をも見ず、此の如きこと兩度迄に及び、更らに敵を認めざりしかば、今夜は最早夜襲の虞れなかるへしとて、衣帯を解て眠に就きし處に、宵より下妻間近に詰寄せて、山林の間に潜み居たる屈竟の筑波勢共、九日の曉六ツ頃、時分は好しと一發の砲聲を合圖に、目代の本陣たる多寶院の前後より、鯨波を咄と作りて亂入す、幕軍は不意を撃れ、暗さは闇し敵の多少を計り兼ね、狼狽騷擾して遁走るにそ、飯田軍藏眞先懸けて目代の寢處へ突て入る、永見は僅に身を以て免かれ、小出順之介は自ら鐵砲を放て防戦す、筑波勢は勝に乗して市中の兩側に火を放ち、煙の下より鎗長刀を以て押懸る、市川の旗下安松萬次郎、齋田金三郎、安藤鎌吉、庄司善之介、大宮金之介等亂軍の裏に討死す、三左衛門鼓手に命して大陣鼓を打たしめければ、敵其備へあるを疑ひて引去りけり、斯て筑波勢は十分の勝利を得て、永見の乗馬及

馬標を始め、軍器硝薬を分取りして筑波に歸り、戦の始末を報告せしかば、戦の手始めよしとて、全軍大に喜ひ勇み、田丸は捷を烈公の神主に告げて軍功を賞し、飯田軍藏を第一とし、感狀に添へて鞍馬一匹を與へけり、此の時の戦ひ僅半時計りにて、間もなく夜明けたれば、市川の軍にては始めて敵の小勢なりしを知り、兵を八方に出して追撃したれど、敵一人も見當らず、空しく軍を收めけるか、此の戦ひに多く兵糧器械を焼き失ひしかば、全軍一先つ結城へ引揚げ、り、按に、筑波軍最初の目的は、幕府を助けて攘夷軍の先鋒たらんとするに在り、然るに公儀目代に對して發砲したるは何ぞや、是より賊名を蒙りて洗雪するを得ず、全軍敗亡に歸して已む、天事か人謀か、抑亦自ら作せるの孽と謂ふべきのみ、

武田黨の出府

先是、市川、朝比奈等君公に勸て武田、岡田等を斥け、幕府にても亦市川等の説を容れ、筑波追討として、目代永見貞之丞、歩兵頭北條新太郎、勘定方野本次郎右衛門、代官福田所左衛門等を遣はされ、市川等之か嚮導となりて筑波へ馳向ふよし、水戸表へ聞へければ、

日頃武田、大場等に同意せる在國の士榊原新左衛門、三木左太夫、谷鐵藏等は、大に驚き、速に出府し君公を規諫して、市川等を黜斥するにあらざれば、水戸家の存亡知るへからすとなし、六月下旬江戸を指て馳登る、然るに此時筑波にては、市川等を始め、幕府及諸藩の大兵を引受けて、防戦頗る難儀の折なれば、榊原等か南上の途を遮つて之を説き、相與に筑波に據らしめ、遙かに水戸城を控て犄角の勢を爲さんとて、一軍將を竹原驛に遣はし、榊原等を迎へて説くに前意を以てせしも、榊原等の意は専ら市川黨を除くにあるを以て此説を容れず、筑波の軍竊に相謀りて謂ふ、水戸諸士吾説を容れず、因て我今權略を以て眞鍋を放火せば、土浦藩必ず怒て兵備を嚴にし、諸士の行路を梗く可く、然る時は諸士進退據る所なく、勢我と合せざるを得ざらむ、彼等の決心を翻さしむる、唯此一策にありとて、六月廿一日の早天に、田中愿藏の一隊を眞鍋に遣り、火を民家に放たしむ、眞鍋村にては、前日來水戸藩士多人數通行する旨先觸ありたること故、田中勢か弓鐵砲拔身の槍等を携へ、百人程通り懸りしを、水戸藩士の通行と心得居たる處に、大將田中愿



藏一聲下知を傳ふると共に、大筒五六挺土浦城の方へ向けて打放し、左右の民家へ一時に火を懸け、百姓町人等か驚き狼狽て、家財道具を持出さんとするをば、鎗刀を閃めかして之を嚇し、聊かにも荷物運ひ出者は、直に斬殺すへしと罵りければ、一同皆恐れ慄き、一品も身に付けず、泣叫ふ老幼を扶け引き、命から遁迷ふ様、憐れと云ふも魯かなり、田中勢は十分に劫掠して筑波へ歸陣なす、土浦藩は此時迄浪士等暴擧の事なくは、我より兵を動かすことあるへからすとて、兵を按して居ける處に、匆卒に此擧ありしかは怒ること甚しく、諸藩に示し合せ筑波を攻めんことを議し、且通路を塞き榊原等の諸士を遮りしかは、諸士は進むことを得ず大に迷惑せしか、土浦藩の關門に至り、其老臣に面會して、今度南上するの意旨を懇告し、且眞鍋暴擧のことは毫も知る所にあらずと反覆開説せしかは、土浦藩も始めて其情故を曉り、諸士の通路を開きければ、漸くにして江戸に入ることを得たりけり、此時武田伊賀守は禁錮中なりしにも拘はらず、江戸邸を去て小金井驛に至り、數日を過ぎて宍戸に退き、小川館の衆を鎮撫して江戸の報を

待ち居たり、斯くて水戸の諸士岡田新太郎、三本左太夫、岡部忠藏等は、小石川の藩邸に抵り君公に謁して、市川等か國の制度を紊り、政道を蠱害するの顛末を辯斥せしかは、素より柔順なる公には忽に其説を信して、市川か職を解き、佐藤、朝比奈に愼隱居を命し、其黨與の在國せし者を黜罰し、政權復ひ武田黨の手に歸しぬ、是實に七月五日のことにて、此の報同月九日に市川の陣中に聞えける、左なきたに市川勢は、筑波軍の夜襲に遇ふて兵氣沮喪せし處に、今又此凶報に接せしかは、一同の落膽譬ふるに物なし、七月十五日杉戸驛に着陣せしに、恰も好し佐藤圖書、朝比奈彌太郎等、諸生百五十人を率ゐて來り會せしかは、十八日諸將を會して軍の進退を議す、或は云ふ、水戸に下り金穀を準備して再び筑波を追討すへし、或は云ふ、水戸の政權既に天狗の手に歸したれば、我徒水戸へ下ると同時に皆首を刎ねらるへし、如かす江戸へ馳登り小石川邸に抵り、邸門を開かざる節は打破りて押入り、敵と刺違へて死せんのみ、或は云ふ、喜連川家へ駈込嘆願すへし、又云ふ、仙臺藩を頼むへしと、評議區々にて容易に決せざりしか、佐藤、朝比奈

等堅く歸國の議を執るに依て遂に之に決し、十九日杉戸驛を發し、幸手、古河、小山、笠間等を経て、廿三日の晩景に水戸へ着しける、

藤柄の戰

却説、筑波山の陣にては、將士を會して軍議を開き、今孤軍を以て天下を鼓舞し、攘夷の兵を擧げんとする所に、藩内姦臣の跋扈すること此く如し、先づ内姦を除くにあらずんば、何を以てか外敵に當らん、宜しく直に水戸城を抜き、市川等を殲にし、而して後關藩の力を協せ徐に兵を出すへしと、權堂眞卿等乃ち謂く、吾輩天下の爲めに外夷を攘はんとす、水戸黨派の争の如き、吾輩の關る所にあらず、今彼等に與みして私闘に死するも何の益かあらん、寧ろ他に去て更に義擧を企つるに如かすと、四方より集まりし浮浪の徒、此説に同意して解散する者甚た多し、兵勢頗る衰ふ、七月廿四日筑波には、藤田、岩谷を軍將として騎馬四五十騎、總勢五百人、金鼓を鳴らし旌旗を列して山を下り、奥の谷と云ふ所に至り相議して謂く、今直に本城を襲はば、城下騷擾して多く無辜の人民を死傷せんと、仍て檄を作て曰く、明日拂曉大軍城に入

り姦徒を誅戮す、向に正義の士遺す所の家屬、及城中無辜の人民今夜速に去れ、若し遲疑して迷を抱かは玉石共に焚ん、衆夫れ之を思へと、人を遣はし此を城下の十餘ヶ所に貼掲せしむ、此に於て市川の軍は、城下の南端七軒町廣小路の木戸際に、土豚を重ねて胸壁と爲し以て之に備ふ、七月廿五日早朝筑波軍の先鋒岩谷敬一郎、木村又藏等數百人、藤柄町口より直に七軒町に迫る、市川勢の隊中に狙撃を善くする者あり、百匁筒を抱へ打にして丸虚發なし、先づ木村を射て之に中つ、木村馬より落ちて死す、岩谷も亦傷を蒙り軍大に亂る、市川勢勝に乗し槍を揮て突進す、敵軍遂に支へず、火を藤柄町に放て散走す、市川勢首十二級、銃砲武器を獲たり、是より筑波の軍益々振はす、八月初旬筑軍山を下り軍を分て小川、竹原、府中等の各所に屯ろして後擧を謀る、

此時水戸城中には烈公の嫡室貞芳大夫人(有栖川宮)在はし玉ふ、城代家老鈴木石見守は愼慎中にて、政治に干與することを得ず、仍て市川は大夫人に謁見し、時勢切迫の狀を言上し、石見守の愼謹を解かれんことを請ふ、然れとも這是國家の大事にて、素より大夫



人の御一存にて處置し得へきにあらざれば、其請を允じ玉はず、市川も強の奉るに由なく、逡巡して退きしか、外敵は日に迫るに、藩論は今にも四分五裂せん有様にて、一威望ある者を得て鎮壓するにあらざれば、殆ど復た濟ふ能はざるに至らんことを恐れ、朝比奈等と相議し、命を矯て鈴木の謹慎を解き政務に預らしめ、大に賞罰黜陟を行ひ、嘉永以來結城黨に坐して斥罰せられし者を免るし、藤田、武田の兩黨を處分し、或は職を奪ひ、或は家に禁錮し、又は之を獄に囚ふ、此に於て國內騷然たり、江戸邸にある武田の黨與大に憤懣し、中納言公を戴きて水戸に歸り、己れに異なる者を悉く誅戮せんとし、力を盡して公に就國を勤む、公以爲らく、此際國に歸る時は多く臣民を刑せざるを得ず、是余の忍ひざる所なりとて、容易に其言を聽かず、激黨益々憤激し、傲然主君の暗柔因循を罵る者ありしと云ふ、

按に、此際水戸は殆ど政府なきの國の如し、其執政大臣武田、岡田、鈴木、市川、佐藤、朝比奈の如き、皆謹慎を命せられ居者なり、然るに公然自ら其禁を破り、江戸に出て國に歸り、兵を弄し人を殺し、爲

さる所なし、亂虐放恣此に至て極まれりと謂ふへし、武田黨は市川黨を目して姦と謂ひ、市川黨は武田黨を稱して賊と云ふ、姦乎賊乎、二黨自ら省みて能く赧然たらざるを得る乎、

大炊頭下向、吉田合戦

斯て水戸表の紛擾は日益しに甚しく、今は打捨置くへきにあらざれば、中納言公には幕府に請ひ、水戸の支族安戸侯松平大炊頭頼徳をして、代て水戸へ赴かしむ、八月幕府命を大炊頭に傳へて曰く、

野州表浮浪の徒、追々及暴行、水戸表致動搖候に付、水戸中言納可致歸藩之處、此節柄休暇難レ請、依て爲三名代、其方令發遣候間、速に上程可レ致事、

此月四日頼徳江戸を發して水戸に向ふ、其發するに及び、大久保、鳥居、榊原、三木等の重臣、其衆數百人、及び京師護衛中に病死せられたる中納言公の弟左衛門佐昭訓君の神主を、水戸に歸附せんとし、江戸に來りし從士等皆頼徳に跟從せり、八日片倉驛に至る、武田伊賀守等小川館の衆を率ゐ來て謁見す、頼徳大に喜ひ命して先驅と爲す、筑波勢も亦來て其後に附隨

せしかば、總衆凡三千人、相將て水戸城に入らんとす、市川等議して曰く、目代の下向は中納言公の親臨に同しければ、相戒めて必ず疎忽の事あるへからず、然れども武田等は叛臣なり、筑波の徒は反賊なり、決して許すへからずと、守備を嚴にして之を待つ、八月十日頼徳の一行吉田村藥王院に着す、仍ち城中より若年寄天野伊内、使番渡邊伊衛門、目付大井幹三郎、小十人目付鈴木八衛門を藥王院に遣はし應接せしむ、天野等皆軍裝す、頼徳召見て詰して曰く、余本宗の命を奉し來て封内を鎮撫するに、汝等余を迎ふるに軍裝を以てし、道路を塞き橋梁を撤し、且兵器を携ること何ぞ亡狀なるや、余本日城に入り大夫夫人に謁見すへし、汝此旨を領せよと、天野頓首答て曰く、臣等軍裝を以て公を奉迎する、實に不敬に似たり、然れども頃日筑波の賊徒城下に亂入せしを、一戦に逐ひ退けしと雖も再來測り難し、故に警備を爲したるのみ、敢て公を拒く爲めにはあらず、高論の如きは謹て命を聞けりと、天野等辭し出て、吉田明神の坂路に差懸りし時に、其行手に當りて俄然數發の砲聲を聞く、こは何事ぞと驚く所に、藥王院の方より一隊の

軍馬騫地に追懸け來り天野等を討んとす、天野は大に驚き、兵仗を捨て吉田明神の山中に遁け入り潜伏す、鈴木八右衛門主從三人は亂刃の下に死し、諸生の傷を蒙れる者數人あり、先是天野の歸りの餘り遅き故、市川勢は大に之を氣遣ひ、諸生二組出迎として吉田山の北口迄出張せし處に、武田勢吉田の山上より、不意に砲を發して戦を挑み、味方負傷者多し、仍て一先軍を引き、七軒町の胸壁より大砲を發して之に應し、互に死傷あり、武田勢は吉田明神社内、藥王院境内、其外酒門邊に陣を取り、軍威頗る盛んなり、

此時の合戦、砲發の前後は名分上に關係頗る大なり、故に武田黨は、先に發砲せしは市川黨なりと云ひ、市川黨は、先發せしは武田黨なりと云ひ、其先後果して何れにあるを知る能はず、然れども發砲の際、市川方より使者として遣はしたる天野等は未だ陣に歸らず、現に敵方の哨兵線内に在りしなり、左れば市川黨にして始めより、大炊頭に敵對するの意ありとするも、味方の使者を空しく敵に餌して、妄りに發砲することは、事情あり得へからざると思惟せらる、又此時目代の一行を拒みしを



以て、市川等の罪とする者あれと、市川等の意敢て目代を拒みしにあらず、武田等を拒みしなり、武田等は現に謹慎を破りて歸國せし者、之を拒む謂れなしとせず、況や幕府より叛賊を以て目せらる、筑波勢を率ゐたるに於てをや、又況や、武田等を入城せしむる時は、自己の頭顱を保つ能はざることを眼前なるに於てをや、乃ち之を拒みしは可なり、但後來大炊頭を待するの酷虐なりしに至て、市川等は亦罪なしと謂ふへからざるなり、

武田勢那珂湊に據る

此時武田勢若し足を臺町吉田等に留むることなくして、直に城下へ亂入したらんには、市川勢一堪りもなからん、武田勢か吉田神社内及び藥王院境内等に軍を駐めしは、實に總軍の不幸にして、市川方の僥倖とはなりぬ、翌十一日は兩軍相對したるのみにて一戦にも及はず、然るに最初武田勢は水戸に着するや否や、直に城中に入るの成算にて、兵糧の用意もなかりし處に、不意に戦争起りて吉田に屯らせし事故、第一に糧食なきに苦しみ、最寄の民舎より些少の穀

菜を集めきたりしも、此邊は寒村のことにて、大軍の糧に充つへき程の貯蓄なければ、此上は總軍一先つ那珂湊に據りて糧食を整へ、大舉して市川等の罪を問ふへしとて、十二日の黎明に大炊頭を擁して、總軍道を鹽ヶ崎磯の濱に取り、湊を志さして落行きけり、

吉田神社は小丘上に在り、城下の市街を一目に見ることを得、十一日の夜武田方の軍師山國兵部、高處に上りて市街を望見し、「思はさりき、姦徒中斯の如く兵を知る者あらんとは、」と云て嘆息したりければ、從卒其何故なるやを問ひしに、兵部曰く、敵軍大籌を七軒町口の一方のみに設けて他の口に設けず、是兵を市街に伏せ置き、我軍の入るを待ち、引包んで殲殺にせんとするなり、輕々しく軍を進めは忽ち其術中に陥らんとて、遂に退陣の計を決せしと云ふ、此時幕府の援兵未だ城下に來らず、市川方無勢にして諸口に兵を分つ能はず、其篝火を焚かざるは、敵に我軍の多少を知らしめさらんか爲めにして、別に伏兵の設けありしにあらず、山國の觀察は、俗に所謂力負けを爲したるなり、戦の

勝敗偶然に出つるもの多し、即ち此の類なり、

先是、市川方にては、佐藤次郎、川上捨次郎、蔭山千太郎等に兵士數十人を屬し湊を守らしむ、武田の軍先づ磯の濱を略し、進て磐船願入寺を襲ふ、寺は淨土眞宗の巨刹にして諸生等集會の所なり、武田勢三面より迫り攻む、寺中の兵共敵すへからざるを知り、火を放て遁走す、守將川上捨次郎逃る味方を罵激まし、槍を揮て血戦し、一足も退かず討死す、武田勢は勝に乗して祝町の砲臺を奪ひ、一隊を分て之を守らせ、猶進て湊を攻む、八月十六日武田伊賀守自ら一隊に將たり、諸軍を指揮して湊を攻む、敵華藏院、反射爐、御殿等の各處に分守して必死に防戦す、筑波の軍將藤田小四郎、飯田軍藏等、身を以て衆に先ち殊死して戦ひしかは、諸生等遂に守る能はず、火を齎賓閣に放ち、城下を指して遁走す、死する者十一人、傷者頗る多く、大砲十門を遺棄せり、是にて瀕海の要害は皆武田勢の手に入りぬ、大炊頭は殿閣の焚跡に假營を造らしめて此に居り、武田父子等諸隊を分つて要害を扼守せしむ、

神勢館合戦、立原討死

那珂湊は海岸偏隅の地にして、久敷大軍を駐屯すへき處にあらざれば、大炊頭は再び城下に至りて市川方に應接し、城に入りて鎮撫の効を奏せんとして、一隊を留めて湊を守らせ、八月廿日總軍を率ゐ、枝川村の舟渡を越え、神勢館及び河岸の米倉に據る、館は砲銃の技を演習する所なり、廳て大炊頭は使を城方に遣はし、執政渡邊半介、戸田銀次郎を召すに、二人は來らずして萩庄右衛門、大井幹三郎來り、市川の意を致して、大炊公の入城せらるゝは、差支なければ、他衆を率ゐ來らるゝは、不可なりとの口上に、大炊頭は城方に或詐謀のあらんも測り難しとて入城せられず、廿一日市川勢農兵數百人を合せ來り攻め、互に死傷せり、廿二日湊勢御花畑に打て出て、砲を發すること雨の如く、立並町に備へたる市川の軍色動き將に走らんとせしに、先鋒三宅某太刀を抜き目を瞋らし、走る者は直に斬捨てんと言ければ、衆漸くに静まりぬ、砲戦は曉に徹せり、廿三日も朝より砲戦にて兩軍に死傷あり、午後八ツ時頃より雨降り出、七ツ半時頃よりは大雨盆を傾くるか如くなるに、武田方の先鋒立原朴二郎小具足の上に白羅紗の陣羽織を着し、



二間柄の槍を提げ、衆を壓て進み來り、市川方の先鋒渡邊半助の陣に突懸る、渡邊、立原か必死の槍先に當り兼て引退く、立原宛も無人の境を行くか如く、新町迄進みし處に、横山九郎右衛門相迎て打て懸る、横山は聞ゆる薙刀の高手にて、立原は槍の名人なり、二人大雨の中に奮闘するもの數十合、立原の槍横山か右の腕を貫きければ、横山左の手に薙刀を揮て、立原か左の腕を斫落す、イザヤ組まんと二人打物を抛棄て引組みしか、立原の力や勝りけむ、難なく横山を取て押へ首を搔んとせしに、偶流丸飛來て立原の脇腹を打抜きしかは、弱る處を横山刎返して首を取る、從兵二人も此に死す、藤田小四郎は前軍敗れて立原討れしと聞くより、怒髪天を衝き、死なは一處と誓ひし者を、後れたるこそ口惜しけれと、直に打て出んとせしを、武田伊賀守苦ろに之を止め、彼是する内に日は暮れぬ、雨は益甚しく、暗黒にして咫尺を辨せされは、兩軍交綏して此日の軍は終りける、此日立原は出陣に臨み人に向て、今日の軍に敵將市川の首を取らされは、復ひ味方の陣へは歸らしと言ひけるか、遂に一足も引かす討死せり、廿五日には幕府の兵數百

人弘道館へ到着せしかは、市川の軍聲勢大に振ふ、斯くて日々砲戦ありしか、武田勢は迎も勝ち難しと思ひしか、廿八日の夜軍議を開て、武田伊賀守等復ひ湊に引去らんと云ひ出けるに、藤田小四郎伊賀守を顧み慨然として曰く、此程よりの合戦の様を見るに、我等か運も最早極まれりと覺わたり、何時の爲めにか生命を惜しみ申すへき、所詮勝利の見込なき戦争して、長く無辜の人民を苦しめんよりは、吾等今夜城中に斬て入り花々敷一戦し、運よくは城を乗取るべく、叶はぬ時は好敵と引組んで刺違ひ、城を枕に討死せんのみ、同じ處を幾度も逃廻らん事、敵人の嘲り且は海内志士の笑を速かんこと誠に心苦しき限りならずや、此儀御同意あらまほしと述へけるに、伊賀守之を慰めて、小四郎殿の申さるゝ處一應は其理ありと雖も、我等天下に先つて義を唱ふるごと、一身一己の榮辱の爲めには候はず、上は萬乗の宸襟を安んし奉り、下は百姓の塗炭を救はんとに外ならず、斯かる大望を懐ける身か、二三回の敗北に氣落して死を輕んずる法やある、兎にも角にも合戦は最後の勝利にあるなれば、世の人は何とも云は、云へ、我等か眞

心は天神地祇こそ知ろし召さむ、此度は枉けて老人の意見に隨ひて一先つ湊へ引かるへしと、言葉盡してなためけるにぞ、小四郎も漸く納得し、左迄に言はるゝならば、兎に角御意見に任せ申すへし、但他日に至り、今日此小四郎の意見を用ゐられさりしを悔ゐらるゝ事のなからんには、自他の幸ひなるへしと廣言して其座を起れける、斯て軍議も終りければ、夜明けぬ内に仕度を整へ、湊を指して落行けり、

九月廿五日の合戦

是より先八月十八日幕府にては、田沼玄蕃頭意尊を大將軍の目代として出陣せしめられ常陸國笠間に在り、諸藩の援兵日に水戸城下に集まりしかは市川軍勢益々振ふ、九月二日諸軍部署を定め湊に向ふ、幕府の命により此地に會せし諸藩は、二本松丹羽氏、宇都宮戸田氏、壬生鳥居氏、福島板倉氏、忍松平氏下總守、高崎松平氏右京亮、古河土井氏、佐倉堀田氏、關宿久世氏、下妻井上氏にて、幕府旗下、監察、使番、歩兵頭、兵卒等を合せ總軍五萬餘人、湊の四面を取圍み日々戦争あらざるなし、九月廿四日寄手諸隊を部署し、小泉村より反射爐邊へは幕府目代小出順之助、步

兵頭平岡四郎兵衛、小筒組松平左門、同板倉内膳正人数、柳澤村より岸の臺場へは目代高木宮内、大御番頭神保山城守、大砲頭萬年慎太郎、城織部、久世謙吉人数、部田野通館山臺邊、並平磯前濱通りへは目代日根野藤之助、歩兵頭北條新太郎、小筒組頭深澤彌左衛門、水戸家目代市川三左衛門、鳥居丹波守人数と定め、明れば廿五日の拂曉に總軍部田野原へ押出す、然るに幕府及び諸藩の兵共は皆土地不案内にて、場所の遠近險易等も豫想に違ふことのみ多ければ、總軍の進退合期せず、此合戦勝利如何あらんと何れも心を苦しめける、去る程に鳥居家の人数は馬渡より六軒屋を経て雲雀塚へ攻懸る、隊長淵本半藏眞先に進んで下知をなし、大小砲を透間もなく打立しかは、湊勢堪へ兼ねて引退く、仍て塚の上へ鳥居家の旗差立、敵の陣屋二ヶ所へ火を放ち、猶も兵を進むる處に、思ひも寄らぬ側道より敵の新手四五人顯れ出、筒先揃へて打出す、之と同時に雲雀塚を逃去りたる敵一齊に取て返し、小銃にて打立丸の來ること雨より繁く、足輕の死傷する者甚た多く、半藏も流丸に向脛を射られて、馬上堪り得ず馬を下りしか、劍を裏み槍



を奮て突て入る、續て仁木官藏、篠崎伊三郎、北條仙吉、志賀安之丞、穂積宗三郎、我劣らしと槍を入る、此有様に流石の武田勢も辟易し稍引色になりけるに、筑波軍の驍將飯田軍藏、今朝より數度の接戦に何様烈しく闘ひしと覺しく、及は鋸の如くなりて鏑元迄血に染みたる太刀を提げ、馬に跨り此の處へ來掛りしか、事の急なるを視るよりも鞍壺に衝立上り、敵は小勢なるを、進めくと激しく下知して透間もなく攻立ければ、今朝巳の刻よりの激戦に疲れ果たる鳥居勢、遂に防ぎ兼ねて敗走す、半藏は猶も踏止まりて戦ひしか、今は是迄と思ひければ甥の安之丞を顧み、我首打て退けと云ふに、安之丞唯一處に討死せんと肯んせず、半藏大に怒り、我首を賊手に渡すことの無念なるか故に頼むなり、早打と云ふに、是非なく伯父の首を打落して引退く、仁木官藏、篠崎伊三郎も深入りして遂に討死す、此外手負死人頗る多かりければ、雲雀塚を指して引退く、

に放ちたるに、折節北風強かりければ、平磯村一圓火燄に包まれて、武田勢の巢窟悉く焼失せけり、此時兩軍の打出す大砲小銃の音は、百雷の一時に轟ける如くなり、斯て凡そ一時餘りの激戦に、湊勢の大將新田義太郎打倒され、少しく兵を退けしかは、市川勢勝に乗して進む所に、湊勢四五十人横合より必死になつて突て掛る、不意のこと、市川勢稍々色めき立しに、三左衛門少しも騒かす、槍を執て突て出つ、諸勢之に勵まされ無二無三に突崩し、纏て勢を纏めて引退かんとするに、敵透間もなく慕ひ來り、小銃を打掛ること雨の如し、市川勢は散々に打なされ、喰付く敵を追拂ひて退きしか、馬渡近き所にては全く前後を引包まれ、今は一人も遁れ難く見えければ、隊將友部八太郎、松田半左衛門等必死を極め、馬を縦横に乘廻して下知を傳へ、漸く一方の血路を開き人數を纏めて引上たり、

岩谷潰圍、大炊頭賜死

湊の軍は毎戦勝を得ると雖も、見兵僅二千餘にて、加ふるに鳥合の衆多く、日に異論を生して逃亡する者も少からず、且土地に城廓あるにあらず、糧食も日を

追て乏しく、兵士次第に疲れければ、一日諸將會議して、軍資の未だ全く盡きざる内舟に乗して南部に抵り、姻戚の縁故に依て資財を借り、遠く北海を経て因幡備前に出て志願を陳述せば、兩大守共に烈公の子にして賢明なれば、必ず我等を堅拒せざる可し、萬一容れられざる時は、西山口に投するにあらずは、北仙臺に就て窮苦を訴へんに、仙臺は大藩、幕府の敬憚する所、以て我輩の志を爲すに足らん、宜しく急に一隊の兵を出すへしと、軍議未だ終らざるに、田中愿藏、岩谷敬一郎等、三百餘人を率る圍を潰し助川に赴き、國老山野邊の砦に據る、亡幾大兵來り襲ひしかは防禦術盡き、二人城を出て走り、岩谷は下野を経て甲斐に出て駿河邊に潜み、田中は奥州路に赴き、塙と云ふ所にて土兵の爲めに殺されしと云ふ、九月廿六日目代田沼玄蕃頭總勢千人餘、笠間表を出發して弘道館へ着陣せらる、先是税官の小吏に田中銚之介と云ふ者あり、心竊に謂へらく、目下内外多事の際なるに、一藩黨派の事に始まりて此戦争に及ぶこと、誠に嘆すべきの至りにて、殊に大炊頭は庶族とは云ひながら、正しく我東照神君の遠裔なるに、今浮

浪の徒に擁せられ遂に誅滅に歸せんこと、誠に哀しむべき次第なり、我職卑しと雖も身を挺て和議を謀り、大炊頭を救ひ出さば、以て幕府の重恩に報ゆるに足るへしと、獨り心に決し、遙に日光山廟を默禱し、密に湊の軍に赴き、松平氏の家老山中新左衛門、用人菊池忠介、平井久馬等に面會し來意を述べければ、三人深く其厚意を謝し陳情書を田中に托す、田中は之を受取り、別れて陣に歸り、幕府の監察戸田五助に具申し恩宥の議を請ひしに、戸田も其旨を領しければ、愈々大炊頭の一行は幕兵の陣へ赴くこととなりぬ、此時湊の陣中にては、彼戸田監察の人と爲りをも詳かにせざるに、迂かと思陣に往きたらんには、如何なる詭謀のあらんも測り難ければ、先づ病と稱して使を遣はし、能く彼の虚實を探偵し、然る後進止を決せらるへしと勧めし者もありしかと、大炊頭聞玉はす、今我疲困の軍を以て敵を腹背に受く、久しからずして終に殲滅に歸せん、我一人出て和議ならは全軍の幸ひにて、我一死の如き固より惜しむに足らずとて、廿六日に從臣十餘人、及び水藩大久保甚五左衛門、鳥居瀨兵衛等と共に戸田の陣營に至る、五助懇ろ



に慰藉し、江戸に至り事情を白さるへしとて、棚倉の兵をして警衛せしむ、斯くて大炊頭の一行は江戸に赴かんと、水戸城南凡四里、西郷地村と云ふ處に至るに、遽に目代田沼侯の命なりとて、武器を奪ひ佩刀を脱せしめて之を水戸に護送す、其取扱全く囚徒の如し、水戸に至れば、大炊頭を庶族松平萬次郎の家に禁錮し、大久保、鳥居等は揚り屋入りを命せらる、是皆市川黨か田沼侯に説ひて、斯くは計らひしものと知られたり、斯て十月五日の夜に入りて、大目付黒川近江守、目付羽田十左衛門の二人、松平萬次郎の邸に至り、大炊頭に御達之れある旨を通しければ、大炊頭麻上下服紗小袖にて立出、兩目付の下座に着座す、近江守左の申渡を讀み聽けしる、

松平 大炊

野州邊屯集浮浪の徒及暴行、水戸殿御領分致三動搖候に付、爲鎮靜水戸殿爲名代被差遣候處、却て賊徒並水戸殿脱藩士に加り、公儀御人數へ及敵對不届の所業に付切腹被仰付候、大炊頭難有仕合に存し奉る旨御請申上、夫より別席へ移る、別席には兩目付檢使として上座に着き、徒目

付等左右に着座、席の中央へ白縁の疊三枚を品字形に敷き並らへ、白蒲團を敷き、大炊頭は白羽二重の小袖に、鼠色無紋の麻上下を着し其中央に着座す、萬次郎方より差出せし介錯人一人、控一人、大炊頭を扶け居る、聽て白木の三寶に短刀を載せ、大炊頭より三尺程隔て差置き、大炊頭か右三寶へ手を掛る處を、介錯人首を刎ね檢使の前へ差出せば、檢使會釋あり、死骸は首胴とも一所に右蒲團にて包み取片付く、大炊頭の死其罪にあらざるを以て、聞く者之を哀れまざるはなし、此月十六日大炊頭の家老山中新左衛門、用人菊池忠介、平井久馬始め、從臣廿八人、及び水戸藩大久保鳥居等皆死罪に處せらる、

幕軍内訌、陣雲日暗

此に圖らずも幕府の將士間に、議論の合はざる事あつて内訌を醸せしこそ、實に危ふき次第なりし、其元因を釋ぬるに、全く田沼玄蕃頭が大將軍の目代たる權威を負ひて、旗下の士を隨使せんとし、旗下の士は所謂旗下氣質なるものあつて、剛毅硬直の片意地を張り通せるに在りしか如し、十月六日監察戸田五助、香山榮左衛門轉役左遷せられ、歩兵奉行北條新太郎

は目代の節度に違へることありとて、職役を免し永蟄居を命せられ、家督は下し置かれざる趣きなり、北條は此年六月中より出陣し、常野の間に轉戦して軍功も多く、且つ能く士卒を撫育せし故、部下四五百人の歩兵皆歸服し居り、目代か此度の處置を怒り、江戸に歸りし上は隊將と共に身退て、再び田沼の下には使はるましと罵りける、市川三左衛門も氣の毒に思ひ、陣中より取て返し、田沼侯に就て嘆願せしも聞届けられず、總軍遺憾に思ひけれとも如何ともすへき様なし、城方の軍司友部八太郎は、平生最も北條と懇意なりしかは、暇乞の爲め其旅宿を訪ふて對面せしに、北條は一首の和歌を短冊に書して示しける、

思ふことなきにもあらで空蟬の

世に捨てられし我身なからも

聞く者皆其志を憐れまぬはなかりしと云ふ、大炊頭か水戸へ赴ける後、湊の軍にては、遠からずして和議整ふならんと、抄々敷戦をも爲さて日を送りけるに、城方よりは何の消息もなく、四面の寄手は合戦を止むる模様もなく、其内に大炊殿には切腹申付られ、從臣等は何れも死罪に行はれたる由聞えけれ

は、湊勢案に相違して、市川等の所爲を怒るもあれは、又軍の行末を見限りて落行者も多かりける、幕府の陣にては湊勢善く戦ふと雖も、限りある寡兵にして、今は力も疲れつらむに、一齊に攻潰して凱歌を奏せよと、總軍の部署を定め、十月十日の明ヶ七ツ時小雨を犯して部田野原へ出陣す、先陣は鯉淵勢五百人、二陣は市川三左衛門三百人、三陣は二本松丹羽氏、四陣は宇都宮戸田氏、五陣は壬生鳥居氏、六陣は福島板倉氏、其他にて合圖を定て攻懸る、湊方は武田勢筑波の兵共七百人にて防ぎ戦ふ、市川の先鋒鯉淵勢は農兵の事なれば、前後の考へもなく無二無三に進み行く處に、思ひも寄らぬ横合より、井田因幡、朝倉正等の三百人、小銃を透間もなく打掛け、煙の間より鎗先を揃へて突て掛るに、鯉淵勢防ぎ兼散々に敗走す、先陣既に敗れければ總軍色めき立たる處に、何時の間にか敵の爲めに背後を取切られ、寄手遂に總敗軍となりしか、殊に板倉の手は土地不案内の爲め引口に迷ひ、數十人討死し、三人は生捕らる、其内馬淵榮吉なる者年十七、身に重創を受けながら少しも屈する色なし、湊勢其志氣の盛んなるを嘉し、書翰



を付して本營へ送還す、同月十七日にも砲戦あり、鳥居戸田兩家の兵士其他にも死傷多し、十八日早天寄手部田野へ繰出し、雲雀塚を乗取、幕兵日の丸の標を押し、戸田、丹羽、鳥居の諸軍、何も先度の恥辱を雪かんと勇み進て戦ひしかは、遂に勝利を得、七時半頃軍を收む、此日城方の先手物頭加藤彦太郎深入して討死す、從兵死する者三人、此他數度の合戦あり、一記するも冗長なれば、重なるを録して其他を略しぬ、斯くの如く湊の軍は毎戦大抵勝利を得たれば、將士の意氣中々盛んにして、合戦の暇には酒を酌み詩歌を賦して樂みける、左に録する二詩の如き、干戈倥傯の間に綽然餘裕ありしを證するに足るへし、

鼓角聲中酒半醺、樽前羽檄正紛々、朗吟橫槊陣頭月、氣壓四圍十萬軍、  
薄井督太郎龍之

慨時憤世眞無用、詠月吟花却有情、營外人來倘相問、軍將醉臥未全醒、  
藤田小四郎信

榊原の降伏、武田の北國落

湊の軍屢々勝に乗すと雖も、内兵糧彈藥に乏しく泥土を捏ちて砲丸と爲すに至り、外一兵一卒の來り援ふものあるにあらざれば、其兵勢次第々々に弱りけ

る、十月廿二日願入寺に屯るせる城方より、湊方戸田信之助、戸澤誠之允、福地勝右衛門、矢野唯之允、谷晋太郎五人の者に、協議し回き旨申越す、仍て川向ふ出崎と云ふ處に相會し協議を遂げ、往復兩三回にして議整ふ所あり、廿三日執政榊原新左衛門、參政谷鐵藏、用人谷彌次郎等の諸士相會し、新左衛門衆に告げて曰く、昨夜五人の者川向へ赴き、城方の久木直次郎、笠井權六、戸田藤三郎、藤田徳次郎、谷徳之助等と談判したる處、右の者共申すには、我々共公邊出張の隊長に面して精々和睦の儀を申談せしと雖も、唯今となりては如何とも取計様之なし、但し大炊頭に附屬し下向したる諸士は、筑波山屯集浮浪の徒に異なるを以て、浮浪同様打取るに忍びず、仍て公邊の標識を渡すに付き佩用すへし、尤も之を佩ひたる者には砲發すまじき間、一同天神社内へ屯集すへしとのことなりしとて、あかね木綿の襷を渡さる、始の和議の起る、榊原等の方寸に出て武田等と協議せず、此に於て軍中忽ち流言あり、曰く、榊原等歎を城方に送り、武田、田丸、山國、藤田等の首を斬て幕府に降らんとすと、各營防備を嚴にし面々互に相猜疑し人心恟

恟たり、十月廿三日寄手の諸軍湊へ攻懸り火を各處に放て之を燒く、榊原新左衛門、谷鐵藏等千二百人出て幕府の陣に降る、目代田沼侯命を傳へ、佐倉川越の諸藩をして降を受けしめ、兵器を收め双刀を奪ひ之を諸藩に分拘す、明年榊原谷等は古賀にて斬に處され其餘處罰差あり、筑波の諸隊は皆謂ふ、吾輩固天下に先つて義を唱ふ、而して幕府の有司苛虐、正人を嫉むこと鬼蜮の如し、縦ひ降を乞ふも萬々生理なし、如かす一旦圍を破り遠く上國に通れ、潜に時を待んにはと、武田の徒も亦謂らく、今空しく此地に死せば、誰か我輩積年の素志を伸達する者あらむ、されは一先筑波の軍と共に此地を通れ京都に上り、始末を我一橋公に上陳し朝廷へも奏聞を遂げ、然る後生死其處分に任せんのみ、一橋公賢明仁智、必ず我等が哀訴を聽かるへしと、武田、山國、田丸、藤田を、始め總勢凡八百餘人、廿三日の曉天に立山に勢揃ひし、寄手より大砲小銃透間もなく打懸る中を物ともせず、一方の血路を開き、馬渡村の民家に火を掛け徐々と落行けり、湊を落つるに先ちて小四郎は伊賀守に向ひ、斯の如きことにも立至るへう思ひしかは、城下にて

打死せんとは申せしなり、今は兵叛き勢盛まりて一快戦せんとするも心に任せず、遺憾實に謂ふ計りなし、但し他國に飄泊して恥を世に曝さんよりは、潔く此地に討死して故郷の土になり候は如何にと言ひければと、伊賀守遂に肯さりしと云ふ、

爰に又筑波以來驍名を世に轟かせし飯田軍藏は、數度の合戦に受けたる大小の創に惱み行歩なり難ければ、自殺せんとせしを、富田三保介深く憐み、姓名を變して富田の僕従と爲し、降人の内に交りて隨行せしに、鉢田と云ふ所に至りし時、偶ま見知れる者ありて即捕縛せられ笠間の獄に下されしか、數日を経て竟に創の爲めに死せり、此の飯田の妻は夫に劣らぬ者なり、其人と爲りは左の手紙にて知らるへし、

御かくことは申なから、きのふにけふとはかなき事のみ承はり、身のなきふしのおもへ事參らせ候、ほとなくもくもりなき世とて、うき御さしこしまいらせ候、此邊誤脱アラシかくこをいそけるに、治助等參り、はなしにて、今にも御無事と受たまはりよろこひ參らせ候、今しも父上にも同し御事に候や、喜七いそきよきまむね申つけ、あの世の事のみたのし



み、うれいもはすれ參らせ候、かしく、

我身を思ひ計て

兒に迷ふこゝろの闇に妻鹿の

くらき世かけて響き夜になく

青木宿元より

筑波 飯田様 御元へ

按、此書解し兼ぬる處あり、傳寫の誤りなるへき歟

諸軍追討、武田等越前に抵る

斯て武田勢、其夜は大宮村に一宿し、廿五日には大子村に着陣す、此より以北は他領なれば、殊に兵士の亂妨を戒め令を出して曰く、妄に人民を殺傷し民家の資財を掠奪すへからず、婦女に狎褻すへからず、田島を暴害すへからずと、此に兵を駐むる數日、十一月朔日大子を發し北國路に出、且つ戦ひ且つ走る、扱又寄手は數隊に分つて之を進撃し、且幕府よりは隣近諸藩へ命を下し、人相書を頒つて追討せしむ、其人相書は左の如し、

武田 伊賀正生

一年六十一歳、一丈高く瘦候方、一年齡相應に相見候、一色青白き方、一痘瘡の痕少々有之候、

一鼻高き方、一頬こけ候、一目同斷、一辯舌爽成方、一耳口常體、

田丸稻之右衛門直諒

一年六十歳、一年齡よりふけ候方、一中丈けにて太り候方、一色黒き方、一眉毛下り候方、一齒不殘脱落し、一眼少し下り候方、一言舌靜にて不分方、一支度不三三分、

三木 左太夫

一年二十七歳、一年齡相應に相見候方、一丈高く瘦候方、一色白き方、一髪毛少し赤き方、一耳口常體、一鼻筋通り高き方、一頬ほそき方、一齒並揃、一支度不三三分、

鮎澤伊太夫國維

一年四十歳、一中丈けにて太り候方、一眼中尖とさき方、一痘瘡の痕有之候、一眉の間常に顰み居候、一口耳常體、一色青き方、一支度不三三分、

淺田 富之允

一年四十歳、一年齡相應に相見候、一色淺黒き方、一顔しやくみ候方、一聲太き方、一頬出候方、一耳口常體、一目尻下り候方、一支度不三三分、

分、

藤田 小四郎

一年二十三歳、一年齡より若き方、一色白き方、一髪毛濃き方、一鼻口耳常體、一言舌早き方、一支度不三三分、

山國 兵部共昌

一年六十五歳、一色赤き方、一髪毛少々有之、一眉毛薄き方、一耳口鼻常體、一言舌爽なる方、一支度不三三分、

尾藤 敬之進

一年二十三歳、一色赤き方、一目尖く、眼病にて罷在候、一髪毛赤き方、一鼻高き方、一口耳常體、一支度不三三分、

三橋 半六

一年二十二歳、一年齡よりふけ候方、一色赤き方、一中丈中肉、一眼黒目多き方、一耳口鼻常體、一支度不三三分、

百太郎事 竹内 春雨延秀

一中せい中肉、骨太く肩怒り、角顔にて、色白く、鼻太く、小鼻開き、口大きく、眉毛濃く、眼大きく、たくま

しく、胴聲にて、物言遅き方、

武田勢は十五日に下仁田驛に着、翌十六日高崎藩の兵士五百人と戦て大に之を破り、二十日には信州和田嶺にて諏訪松本二藩の兵を破り、是より處々に防備の兵あり、皆打破つて通り過ぎ、十二月四日に越前國秋生に至り中津村に宿す、其翌日笹股の關門を過ぎ、九日今庄に宿しける時に、雪益々深く行路甚た難みしか、木目嶺の關門をも難なく打通り、十二日に新保驛に着しけり、

武田等加賀藩に降る

是時京都には、武田等大兵を卒る水戸を脱走し、沿道諸藩の防備を破りて、遠く京都に上り嘆願する所あらんとする由頻りに警報ありければ、一橋公深く之を憂ひ、自ら兵を將ひ討伐せんことを奏請し近江國海津に出陣す、清水家を始め、加賀、筑前、會津、小田原等諸藩、兵を出して之を援く、加賀の兵一千人繁原村に出陣す、武田伊賀守新保驛より、書を加賀藩の隊長永原甚七郎に贈て情を陳ふ、其書に曰く、

戊午以來、從天朝醜夷掃攘の勅諭御下被遊候より、贈大納言殿日夜憂慮被爲有、防禦の計策數



度建白被<sub>レ</sub>致候得共、遂に不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行、臣子の至情遺憾無<sub>レ</sub>此上<sub>二</sub>候、當中納言殿には去亥年上京の砌、公邊を補佐し攘夷の成功を奏し候様との蒙<sub>二</sub>勅命<sub>一</sub>、天盃及眞の御太刀迄拜受被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>有、歸府被<sub>レ</sub>致候得共、何等の効驗も無<sub>レ</sub>之候に付、有志の者一同焦心勞思、是非共醜夷の凌辱を雪ぎ、御國體相立候様との存込より、決死盡力、義氣を鼓舞し罷在候處、當子五月從<sub>二</sub>天朝<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候趣、鎮港の儀從<sub>二</sub>公邊<sub>一</sub>御布告に相成候を、奸徒市川三左衛門等江戸表に登り邪説を鼓張し、百方相妨候に付有志の者一同申合、領内湊村に引取居候處、奸徒等兵卒を差向發砲致候に付、無<sub>レ</sub>據及<sub>二</sub>接戰<sub>一</sub>候、然る處公邊の御人數迄も願下し候趣後に承り、諸侯の兵を動し候段深く恐縮仕候、好<sub>レ</sub>亂弄<sub>レ</sub>兵の存念無<sub>レ</sub>之は勿論に候得共、有志の者因循罷過候ては、兼て攘夷の勅諭も水泡と相成、論言如<sub>レ</sub>汗の大義分毫も不<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>候ては、臣子の分如何やと深く憂慮仕候衷情より、大事件に差移申候、同穴の鬪素より不本意に存候に付、一と先湊村を避け退去致候事に御座候間、理非分明相成、微忠貫徹致候様仕度志願に御座候、有志

の者情實御瞭察、宣布御取計被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候は、於<sub>二</sub>一同<sub>一</sub>如何様の御所置蒙<sub>レ</sub>り候とも遺憾無<sub>レ</sub>御座<sub>二</sub>候以上、

元治元年十二月

武田伊賀守正生

加賀中納言様御内

永原甚七郎殿

是に於て加賀藩より、永原甚七郎を武田の陣に遣して顛末を詰問し、其後書を一橋公の執事に致して、武田等同藩黨派の矛盾より事起り、遂に干戈を動かし諸國を擾亂するに至りしこと、其罪輕きにあらずと雖も、其心情亦憫むに堪へたるものあれば、特に寛宥の命ある可き歟、將前命に因て誅伐致すへき歟とて其指令を請ひしに、一橋公より命を傳へて、賊徒嘆願の次第ありと雖も、彼等猥りに兵端を開き、幕府の兵に抗し國を亂る者、其罪萬死も猶輕し、如何なる歎願あるも決して聽許す可らず、唯一途に誅戮すへしと、加賀藩復た請ふこと能はず、此の命を武田の軍に傳へしかば、武田等も今は是非なしと覺悟し、左の降書を加賀藩の軍門に贈る、

私共多人數引率仕、是迄罷登<sub>レ</sub>り候次第、今般以<sub>二</sub>書

取<sub>二</sub>奉<sub>一</sub>歎願<sub>二</sub>候通、聊素意上達仕度趣意にも御座候處、何分當節の身柄に落入候上は、願書等御取上げ難<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>段被<sub>レ</sub>仰渡<sub>二</sub>奉<sub>一</sub>畏候、然る上は、事實の行違より移來候儀とは乍<sub>レ</sub>申、公邊御人數と打合候儀も有<sub>レ</sub>之、殊に軍裝にて是迄潛行致し、諸藩動搖爲<sub>レ</sub>致候段、實に天下の御大法を相犯し不<sub>二</sub>相濟<sub>一</sub>儀、深く恐入奉<sub>レ</sub>存候に付、尊藩軍門へ向一同降伏仕候、何卒此儀可<sub>レ</sub>然被<sub>レ</sub>仰立、如何様にも御所置被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候様、伏て奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候、右様言上仕<sub>レ</sub>候上は、元より決死罷在候儀、彼是申立候筋は無<sub>レ</sub>之候得共、唯々先般奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候通り、如<sub>レ</sub>此成來り候事情は、實に其謂も御座候事にて、曾て奉<sub>レ</sub>對<sub>二</sub>公邊<sub>一</sub>御後聞き意念を懷き、大不敬の舉動相働<sub>レ</sub>候には無<sub>レ</sub>之候處、今更空敷流賊の汚名を蒙<sub>レ</sub>り候様にては、千載之後死て有<sub>二</sub>遺憾<sub>一</sub>儀に御座候間、武門之情、此段は尊藩に於て別て御酌取、御辨解被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候様奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候、決死の一語、他に申立候儀無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候以上、

元治元年甲子十二月

武田伊賀守正生

加賀中納言様御内

永原甚七郎殿

此月廿二日を以て、武田を始め總軍八百三十六人加賀藩の軍門に降る、加賀藩にては武器佩刀を收め、嚴重に戒備を爲し、同廿四日之を越前敦賀に送り、寺院四ヶ所に分拘し、起臥飲食等之を待つ頗る優渥なり、

武田以下の處刑

明くれは元治二年(此年慶應と改元)正月廿九日、幕府目代田沼侯より、加賀藩に令して武田等を交付せしむ、先<sub>レ</sub>是加賀藩にては永原甚七郎、不破亮三郎等、武田等の衷情を憫み、之を宥恕せんことを屢一橋公に懇請せしも允されず、是に於て已むを得ず同勢を幕兵に引渡す、幕兵は之を受取り、用意の場所へ連れ行き高小手に縛しめ、足には足械を六寸釘にて打ち付け、數十人を一組として、八百餘人を十七個の牢の中へ押込けり、此の牢と云ふは、年貢米を入れる官の土藏にて、大なるは長さ廿五間巾八間、小なるは長拾七間幅四間位なるを牢に仕立、横手に丸穴を明けて食事を運ぶ所となし、其餘を締切り、大小便も皆其内にて達すこと故、殆と呼吸も窒塞せんはかりな



るにそ、牢中順番を立、一人宛食物を運ぶ丸穴の所へ至りて呼吸する様、宛も轍鮒の泥に喩喩に似て、哀れさ謂ん方なし、されは血氣の壯士は憤懣に堪へず、早く首打と叫ぶもあれは、斯くと前より知るならば、一萬二萬の勢は踏破て通るへかりしに、甚た残念の事してけりと怒るもあり、牢中の騷動言語に盡し難し、斯て二月四日に至り、牢中の大將分廿四人を呼出し、駕籠に乗せて連出し斬罪に行ふ、此の日は大風雨なりし故、特に哀れ深かりしと云ふ、其宣告書は左の如し、

元水戸殿書院番頭

彦右衛門父隠居 武田 伊賀

右 武田 彦右衛門

右武田伊賀次男

大番頭 武田 魁介

其方共儀、元同藩市川三左衛門等申立の趣、主家に於て採用相成候ては、故同藩結城虎壽の存意貫き、家政取亂様可相成存詰、愁訴いたす段は、主家の爲筋と存込仕成候心得にあるとも、慎中の身分、下總國小金宿の出張、追て同志の者共鎮靜として出

張いたす松平大炊を申欺、隨從いたし城内に可立入と仕來、其上常州那珂湊其外所々暴行し、御討手並主家の敵對、剩主家縁邊へ相便り可申と、軍裝を以所々横行、國々動亂爲致、農民を惱す段、御大法を犯し不三容易三所業に及始末、不三恐三公儀三仕方、重々不届至極に付、嚴科にも可被候處、追て右次第恐入候儀と心付、加州勢に降伏いたすに付、格別の以御宥免、斬罪申付候もの也、

小姓頭取山國淳一郎父隠居 山國 兵部

其方儀、常州筑波山の賊徒攘夷を口實に設け、野州太平山に屯集いたすに付、鎮撫方申付候處、賊徒共に同意いたし、又は元同藩市川三左衛門等申立の趣、主家に於て採用相成候ては、主人爲筋に相成間敷と心得、其儘難三差置三存込折柄、松平大炊より頼受候迎、隠居慎申付請る身分、附添歩行、武田伊賀等に隨從暴行、常州磯濱等へ集屯、御討手並主家の敵對致し、其上主家縁邊え可相便と、軍裝を以所横行、國々動亂爲致、農民を惱す段、御大法を犯し不三容易三及三所業三始末、不三恐三公儀三仕方重々、

右 山國淳一郎

其方儀、故左衛門尉位牌え附添、水戸表に罷越候途中、戰爭中にて、市川三左衛門等と軍勢相支に、城下に難立入一段は無餘儀次第に有之とも、松平大炊等一同に相成、其上位牌榊原新左衛門え引渡上は、立戻り其旨可申立の處、武田伊賀え隨從、新左衛門と共に御討手並主家の敵對いたし、其上主家縁邊え可相便、軍裝を以所々横行、國々動亂爲致、農民を惱す段、御大法を犯し不三容易三所業始末、不三恐三公儀三仕方、重々、以下同斷、

先手頭 長谷川 道之助

使番代役 村島 萬次郎

小十人目付平三郎事 井田 因幡

源三郎事 朝倉 彈正

表祐筆 川瀬 專藏

其方共儀、其筋より申附請、松平大炊え附添水戸表へ罷越す上は、最初戰爭相成候節、得と事柄可相尋處、常々市川三左衛門等所業、主人爲筋に相成間敷と、存居折柄にあるとて、大炊一同武田伊賀に隨從所々集屯、御討手並主家の敵對致し、剩大炊に附添ふ上は、同人降參致し候節、一同可罷出處

無三其儀、尙伊賀一同對敵いたし、(以下同上)

町奉行稻之右衛門事 田 丸 左 京

其方儀、常州筑波山其外集屯の者共爲鎮靜罷越なから、却て右徒え加る而已ならず、魁首に相成、在々暴行農民を惱し、又は元同藩市川三左衛門等の存意被行候ては、主家の爲筋不三宜儀と存候は、無三謂儀に無三之共、右事件に付、同國那珂湊等に屯集罷在候武田伊賀其外の者共一同に相成、御討手並主家の敵對、其上重立、多人數引纏、軍裝にて所横行、國々動亂爲致候段、御大法を犯し不三容易三所業に及ふ始末、不三恐三公儀三仕方、(以下同斷)

側用人

藤田小四郎事 小野 斌 男

林三平悴床几廻り

須藤敬之進事 伊 藤 健 藏

大番頭六左衛門悴

三橋半六事 山 形 半 六

小普請組

松下慎平事 岸 新 藏

目付同心



畑彌市事 小栗 彌市  
 町同心 川上清太郎  
 常州安食村  
 竹内百太郎事 竹中萬次郎  
 玉里村大宮社神主  
 多氣平山城事 瀧川平太郎  
 大宮村百姓 内藤昇一郎

其方共、攘夷の素念貫度、公邊に於て因循の御處置振、一己の過激より右廟算相立度、同志の者多人數、常州筑波山其外所々屯集、在々暴行、又は市川三左衛門等の存意被<sub>レ</sub>行候ては、主家又は領主不爲筋と存候は無<sub>レ</sub>謂儀に無<sub>レ</sub>之とも、右事件に付同國那珂湊等に群集罷在武田伊賀其外の者共一同に相成、度々御討手並主家へ敵對いたし、殊に軍裝にて所々横行、國々動亂爲<sub>レ</sub>致、御大法を犯し、不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>所業に及び候始末、不<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>公儀<sub>レ</sub>仕方、重々不届至極に付、嚴科にも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處所、追て右次第恐入候と心付、加州勢え降伏いたすに付、格別の御宥免を以、死罪申付もの也、

右刑場の有様は、聞さへ身の毛の慄立計りなり、仕置

場には大なる穴を幾箇も掘り置き、囚徒を目隠して其側に連れ行き直様首打落し、其死骸は首も胴も一所に穴の中へ打捨て、土さへ能くは蔽はぬ故、鳶鳥群かり來て、其肉を食み血を吸ふ様、哀れとも物凄しとも譬へんに物なし、斯くて同月十五日には死罪百八人、同十六日には同八十一人、都合二百三十八あり、残れる六百餘人の内二百人餘は、佐渡へ流罪に處せられ、其餘は諸侯へ預けられしもあり、放免されしもありける、

武田妻子の處刑(五十七)

爰に最も世人をして酸鼻せしめたるは、武田の妻子の處刑にてありき、元治二年三月廿五日武田伊賀守の妻とき女を始めとして、其子及び孫とも皆死刑に處せらる、其宣告書は左の如し、

武田伊賀妻 と き

此者夫伊賀儀、蟄居中竊に私黨を結ひ、惡逆彌増、山國兵部、田丸稻之右衛門、藤田小四郎等申合、數百人引纏、放火金策戰爭の指揮を司り、官軍並に主家へ敵對、城郭へ炮發等いたし候而已ならず、脱走先國々所々におゐて同様之及

ひ候段、人道を取失ひ主恩令<sub>三</sub>忘却<sub>一</sub>候旁之仕末、不<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>上をも<sub>二</sub>致方<sub>一</sub>、積惡大罪の者に付、存生に候はは磔可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處之所、首級にて從<sub>三</sub>公邊<sub>一</sub>御渡に相成候に付、上下御町引渡、前所々晒之上梟首被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候處、件之通り逆徒張本依<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>妻、此上遂<sub>三</sub>糺明<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>様も雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、令<sub>三</sub>用捨<sub>一</sub>於<sub>三</sub>牢屋敷<sub>一</sub>に<sub>二</sub>斬罪<sub>一</sub>、吉田村場所に梟首申付もの也、

但所持之もの欠所、

伊賀忤 武田 桃丸  
 同 兼吉

も雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、令<sub>三</sub>用捨<sub>一</sub>於<sub>三</sub>牢屋敷<sub>一</sub>に<sub>二</sub>斬罪<sub>一</sub>、場所へ梟首申付もの也、

但所持之物欠所、

伊賀孫、彦右衛門忤  
 武田 三郎  
 同 金四郎  
 同 熊五郎

此者祖父伊賀儀、蟄居中竊に私黨を結ひ、惡逆彌増、山國兵部、田丸稻之右衛門、藤田小四郎等申合、數百人引纏、放火金策戰爭の指揮を司り、官軍並に主家へ敵對、城郭へ炮發等いたし候而已ならず、脱走先國々所々におゐて同様之及<sub>三</sub>所行<sub>一</sub>、人道を取失ひ、主恩令<sub>三</sub>忘却<sub>一</sub>候旁之仕末、不<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>上をも<sub>二</sub>致方<sub>一</sub>、積惡無道之者に付、存生に候は、磔可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處所、首級にて而此度從<sub>三</sub>公邊<sub>一</sub>御渡に相成候に付、上下御町引渡、前所々晒之上梟首被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候處、件之通り逆徒張本人伊賀、並に父彦右衛門逆も同様の忤共に付、此上遂<sub>三</sub>糺明<sub>一</sub>、屹と被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>様も雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、令<sub>三</sub>用捨<sub>一</sub>於<sub>三</sub>牢屋敷<sub>一</sub>に<sub>二</sub>死罪<sub>一</sub>申付もの也、

但所持之もの欠所、

此者父伊賀儀、蟄居中竊に私黨を結ひ、惡逆彌増、山國兵部、田丸稻之右衛門、藤田小四郎等申合、數百人引纏、放火金策戰爭の指揮を司り、官軍並に主家へ敵對、城郭へ炮發等いたし候のみならず、脱走先國々所々におゐて同様之及<sub>三</sub>所行<sub>一</sub>、人道を取失ひ、主恩令<sub>三</sub>忘却<sub>一</sub>候旁之仕末、不<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>上をも<sub>二</sub>致方<sub>一</sub>、積惡無道之者に付、存生に候は、磔可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處所、首級にて此度從<sub>三</sub>公邊<sub>一</sub>御渡相成候に付、上下御町引渡、前所々晒之上梟首被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候處、件之通り逆徒張本人之忤共に付、此上遂<sub>三</sub>糺明<sub>一</sub>、屹と被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>様

但所持之もの欠所、



此時處刑せられし者の内には、十歳未満の小兒もありしかと、皆何れも畏怯たる氣色なく、從容として刀を受けたるには、檢使始め見者一同感嘆し、之を傳へ聞く者涙を流さぬはなかりしと云ふ、とき子、千代子(彦右衛門妻)辭世の歌あり、

かねて身はなきと思へと山吹の

はなも匂はてちるを悲しきとき子

ひきつれて歸らぬ旅に行く身にも

日本心のみちはまよはし 千代子

嗚呼水藩黨の慘虐なる、此に至て極まれり、然れとも其因て來る所を釋ぬれば、初に結城寅壽等の獄を治むる公正ならず、以て人心を服するに足らざるものありしに濫觴せずんはあらず、所謂毫厘の差終に千里を致したるに外ならざるなり、抑市川等子丑の獄を治むる、斯の如く、酷虐を極む、而して僅に四年ならすして身亦慘禍を免れず、結城、藤田、武田と皆一轍に出つ、天道好<sup>○</sup>順還の説、眞に吾を欺かざるなり、蓋水戸朋黨の獄たる、嘉永は弘化よりも苛に、安政は嘉永よりも酷に、元治は安政より慘に、明治は元治よりも虐なり、斯の如く遞次に苛酷慘虐を加へ來り、烈

公か天保以來養成せし、所謂水戸武士たる者、殺戮し盡して殆と子遺なきに至る、黨禍の慘虐、東西古今未だ嘗て聞かざる所なり、後の政治を爲す者宜しく鑑みる所あるへし、

山田安榮  
伊藤千可良校  
文傳正興

史籍雜纂第四終

明治四十五年三月廿五日印刷  
明治四十五年三月三十日發行

(史籍雜纂第四奥附)

非賣品

編輯者兼  
發行者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地  
國書刊行會代表者

早川純三郎

印刷者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

高橋赤次郎

印刷所

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

國書刊行會第一工場

發行所

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

國書刊行會

